

第4章 イギリスにおける障害者雇用対策

1. 障害者雇用対策の沿革

戦後のイギリスにおける障害者の職業リハビリテーションおよび雇用対策は、1943年に出された「障害者のリハビリテーションと再就職に関する省庁間委員会」(トムリンソン委員会)の報告書にもられた勧告をほぼ全面的に取り入れ、翌44年に制定された「障害者(雇用)法」に基づいてすすめられてきた。同法による主な障害者雇用対策は、障害者登録制度、雇用率制度、指定職種制度および職業リハビリテーション制度などである。同法は、1953年に障害者の職業リハビリテーションおよび雇用対策全般を再検討すべく設置された「障害者のリハビリテーション・訓練・再就職調査委員会」(ピアシー委員会)の勧告に基づき、1958年に一部改正された。同改正で一定レベル以上の労働能力を持ちながらも、一般就職が困難な重度障害者の保護雇用が雇用対策の一環として位置付けられた。

しかし、1995年に制定された「障害者差別禁止法」(以下、DDA という。)の雇用条項が1996年12月に施行されたことに伴い、障害者(雇用)法の障害者登録制度、雇用率制度および指定職種制度などは廃止されることとなった。

2. 障害者雇用対策の対象

(1) 障害者(雇用)法による定義

同法では、その対象とする障害者は、「傷害・疾病(器官の不完全な発達によって生じる身体的ないし精神的状態を含む。)または先天的障害(deformity)のために、その者の年齢、経験および資格に適するはずの職業に就き、それを維持すること、またはそれに適する自営業を営む上において相当な不利益を被っている者」(第1条)と規定されている。(この定義は、後述のDDAの雇用条項施行(1996年12月)に伴って、DDAによる定義に差し替えられた。)

(2) 障害者差別禁止法(DDA)による定義

同法では、「障害とは、通常の日常生活活動を行う個人の能力に対して相当程度かつ長期にわたり悪影響を与える身体的または精神的機能障害をいう。」(第1条)と規定されている。

「機能障害」には、視覚や聴覚のような感覚に影響を及ぼす身体的機能障害、その機能障害がガン、HIV感染症、多発性硬化症、筋ジストロフィーのように相当程度となる可能性がある進行性の症状、学習障害や精神疾患(それが医学的見識を持つ権威ある団体に認められた場合)のような精神的機能障害が含まれる。

「相当程度」とは、「その悪影響が通常的能力差をこえた障害(disability)として影響を及ぼす場合」をいう。また、「長期間」とは、それが少なくとも12ヵ月継続する見込みがあるか、その人の終生にわたって影響を受ける見込みがあることを意味し、長期的な影響には、それが再発する可能性がある場合も含まれる。

「日常生活活動」とは、多くの人が長期的に行う通常の活動で、移動能力、手先の器用さ、身体的協応性、排泄のコントロール、日用品を手で使いこなす能力、話す能力、聴力、

視力、記憶力、集中力、学習能力、理解力および身体的危険察知能力などが含まれる。

3. 障害者の雇用・就業状況

イギリスでは、障害者も含む、労働力調査(LFS)が毎年四半期ごとに実施されており、これは障害者の雇用・就業データとしても最も一般的に引用されている。1997年春季調査以降は、DDAによる障害の定義を用いた調査が実施されている。その最も新しい調査(2000年夏季)データによれば、労働年齢の障害者は約663万3,000人(出現率19%)で、そのうち就業者は315万4,000人(労働年齢障害者の48%)、失業者(ILO定義)は32万9,000人(失業率9.4%。一般の失業率5.0%)で、失業者の4割弱(37%。一般失業者の場合23%)が1年以上の長期失業となっている。

非就業障害者は315万1,000人(労働年齢障害者全体の47%)で、これは非障害者の14%とくらべ、3倍以上にもなる。なお、詳細は次のとおりである。

第4-1表 障害者の就労状況

	障害者 ①又は②	① DDA 該当 障害者	②労働制約の ある障害者	非障害者
労働年齢者(千人) (男 16～64歳) (女 16～59歳)	6,633 19%	5,336 15%	5,387 15%	28,694 81%
就業者(千人)	3,154	2,309	2,137	23,463
対労働年齢者比(%)	48	43	40	82
就労形態(%)				
自営	13	13	14	10
非常勤	29	39	31	23
失業者(千人) (ILO定義)	329	214	287	1,243
%	9.4	8.5	11.8	5.0
非就業者(千人) %	3,151 47	2,812 53	2,964 55	3,988 14

(資料出所) 2000年夏季労働力調査

第4-2表 障害別就業・不就状況

	総数(千人)	全体での%	就業者(千人)	全体での%	公的給付受 給かつ非就 業者(千人)	全体での%
障害者(全体)	6,633	19	3,154	48	2,661	40
腕と手の障害	399	6	194	49	149	37
下肢と足の障害	728	11	318	44	319	44
背中と首の障害	1,222	18	566	46	521	43
視覚障害	112	2	54	48	47	42

聴覚障害	123	2	80	65	27	22
皮膚障害とアレルギー	134	2	91	68	22	17
肺と呼吸障害	880	13	549	62	214	24
心臓と血圧障害	755	11	375	50	285	38
胃、肝臓、腎臓 及び消化障害	318	5	152	48	119	38
糖尿病	298	4	203	68	63	21
精神病	531	8	92	18	384	72
てんかん	149	2	66	45	65	44
知的障害	168	3	41	24	104	62
進行性疾患	279	4	96	34	155	56
その他の障害	530	8	274	52	183	35

(資料出所) 2000年夏季労働力調査

また、障害者 663 万 3,000 人の年齢階層別構成（以下（ ）内は、同年齢階層全体に占める比率）は、16～24歳 61万 4,000人（10％）、25～34歳 101万人（12％）、35～49歳 216万 7,000人（18％）、50～59歳 284万 2,000人（34％）で、年齢が高くなるほど障害者の占める割合が高くなっている。

4. 障害者雇用対策の内容

従来イギリスの障害者雇用対策は、障害者（雇用）法を中心にすすめられてきたが、1996年12月のDDA雇用条項施行などに伴い、以下で見るように、障害者（雇用）法に基づく障害者雇用制度の多くは廃止されるなど、大きな変化が生じている。

(1) 障害者（雇用）法に基づく対策

イ 障害者雇用対策

障害者（雇用）法では、同法の定義に該当する障害者のうち、その障害が6ヵ月以上継続するものと認定された者についてジョブセンターへの任意登録制度が設けられていた。ジョブセンターでは、同法に基づく援助を求めて来所する障害者を現実的な就職の可能性に応じて、第1種または第2種のいずれかに分類して登録。第1種登録障害者とは、障害があってもそのまま、あるいは職業訓練などを受ければ一般就職ができると思われるだけの労働能力を持つ者であり、第2種登録障害者とは、「その障害の性質または重さのためにいかなるときも、あるいは長期間を経た後でなければ、特別の条件下以外では雇用されることも自営業を営むこともできそうにない者」（第15条）である。

そして登録障害者の雇用をすすめるため、従業員数20人以上の民間企業に対して、その従業員総数の3パーセント以上の主として第1種登録障害者の雇用を義務付ける雇用率制度を設ける（第9条）とともに、障害者の雇用にとってとくに適当と見なされる職種を指定（第12条）し、そうした職種には登録障害者を雇用することを事業主に義務付けた。（注1）

これらの制度がDDAの雇用条項施行に伴い、いずれも廃止されることになった背景事

情としては、制度利用のメリットがあまりなかったことから、登録障害者数が1950年の93万6,000人から85年には40万4,170人へと激減するなど、障害者登録制度が十分機能しなかったこと（注2）また雇用率制度が努力義務にとどまっていたことなどのため、その目的を達成することがほとんどできなかったことなどが挙げられる。事実、3パーセントの法定雇用率を達成した事業主は、1961年の61パーセントから1985年の28パーセントへ、さらに1993年の19パーセントへと大きく低下している。

労働市場における規制緩和と非干渉という近年の政府の方針を受けて、「強制よりも説得」政策をとる教育雇用省は、「障害者の雇用機会を拡大する最も有効な方法は、事業主に障害者の能力と、彼らを雇い入れることの経済的メリットを認識されること」としている。

ロ 職業リハビリテーション対策

(イ) 評価・相談サービス

障害者に対して専門的な評価・相談サービスを提供するため、紹介・評価・相談チーム（Placing, Assessment and Counseling Teams, PACTs）が1992年に設けられた。従前は障害者と事業主への支援、および職業準備訓練（27カ所の雇用リハビリテーションセンター（ERCs）で実施）が別々も提供されていたが、PACTsは地域単位でこれらを総合化することで一貫したサービス提供を意図したものである。現在は全国154地区にある全体で1,002カ所のジョブセンターのうち、52地区のジョブセンターを拠点にPACTsは活動を展開している。そのチームメンバーは、障害者雇用アドバイザー（配置人数は全体で約600人）指導員、職業心理士などから構成される。PACTsは障害者に対して職業評価を行い、就職に先立って職業準備や職業訓練が必要な障害者については、外部の営利または非営利のサービス提供機関に委託することにより実施。その他、雇用継続のための支援、障害者雇用に係る事業主への助言や支援も行っている。一般就職が困難な重度障害者の保護雇用あるいは援助就き就業（Supported Placement Scheme）に関する助言・支援もPACTs、とくに障害者雇用アドバイザーの業務である。

また、PACTsの活動を支援するため9カ所の地域に能力開発センターが同じく1992年に設置され、専門職の研修・教育訓練、障害者雇用に係る事業主の啓発・教育、さらに専門的技術を必要とする職業評価などについてPACTsと協力して実施してきた。

1999年4月PACTsの名称は、障害者サービスチームに変更されるとともに、能力開発センターは廃止された。

(ロ) 職業訓練

従来、一般職業訓練は主として60カ所の国立技能センターで実施されていたが、すべて廃止された。教育雇用省は、それらにかわり、訓練事業委員会（Training and Enterprise Councils, TECs）や民間企業などと契約を結び、地域内の民間の営利、非営利団体の訓練施設で障害者も含め、職業訓練を実施している。

TECsは、事業主を中心に労働組合や地方自治体の代表者で構成される委員会で、教育雇用省から委託される訓練プログラムを民間企業、教育機関および職業訓練施設に契約によって委託している。

主な訓練プログラムは、若年者訓練（16～18歳の者が対象。年間約23万人の訓練受講者のうち約5パーセントが障害者）近代的徒弟訓練（学卒者を対象に適切な産業部門

の訓練を実施)および長期失業者などのための作業訓練(失業者が職を得るための技術と経験を獲得できるよう支援。年間約32万人の訓練受講者のうち約11パーセントが障害者)からなる。TECsは障害者がこれらの訓練に参加できるよう優先権を与え、またそのために必要な追加的支援も行っているが、これらのプログラムはいずれも訓練が雇用に結びつくことが強調されるため、訓練サービス提供者には、最も職業準備ができていない候補者に訓練を提供するという圧力がかかっている。したがって、訓練に参加するために手厚い支援やリハビリテーションサービスを必要とする障害者や特別なニーズを持つ者は敬遠される傾向が見られるという。

こうした一般の職業訓練が受けられない重度障害者のために、民間の全寮制訓練カレッジが全国に13カ所設置されており、それらの訓練定員総数は、1,000人である。対象は18~63歳の失業障害者で、訓練期間は6ヵ月~1年となっている。

(2) 事業主に対する援助措置

イギリス政府は、伝統的に労働市場を規制する手段として事業主に財政支援をすることを避ける傾向にある。それは、「障害者を雇用する事業主に報奨金を支給するということは、障害者がその真価において、そして公平な競争のもとで雇用されることを期待する障害者(雇用)法の原理に反する。」という考え方に基づくものである。

イ 職業導入制度(Job Introduction Scheme)

これは、事業主に対してはじめて直接的な財政支援をするもので、1977年に制度化された。障害者を新たに雇用する民間事業主に対して週45ポンドの助成金を支給。試用期間中(通常は6週間で、特別の場合には最高13週間まで延長できる。)の賃金助成をするものである。仕事はフルタイムまたはパートタイムで、試用期間終了後最低6ヵ月間は雇用を継続することが求められる。同制度利用申請窓口は、障害者サービスチームの障害者雇用アドバイザーである。

同制度は、導入当初は効果的と評価されたが、近年は利用件数が少なく、制度のあり方について再検討中といわれる。

ロ 職業アクセス(Access to Work)

職業アクセスは、障害者がフルタイムまたはパートタイムの仕事をする上で必要な次のような職場環境整備などの費用を補助するもので、1994年に制度化された。

(イ) 事業主への補助

補助対象は、特定の障害を持つ従業員が必要とする建物や労働環境の整備、特定の仕事のニーズにあわせた特別な設備または現在の設備の改善などで、補助限度額は6,000ポンド。

(ロ) 障害者への補助

補助対象は、就業時または求職時に実際的な援助が必要とされる場合の介助者、障害のために公共交通機関が利用できない場合の職場への通勤、面接時におけるろう者のための手話通訳者、視覚障害者のための就業時の朗読者などである。

職業アクセスは、失業中(少なくとも4週間)の障害者、または退職後6週間以内に求

職した障害者のために認められた費用の 100 パーセントが支払われる。障害のために公共交通機関が利用できない障害者の通勤費や、ろう者の就職面接に必要な手話通訳者の費用も 100 パーセント支払われる。補助金の限度額は、5 年間で 2 万 1,000 ポンドであるが、特別の場合には限度額を上回って補助が行われる場合もある。

職業アクセスの本来の目的は、仕事に就く障害者の人数を増やすこと。職業アクセスの対象者の半数は、失業障害者であることが想定されていたが、制度化 1 年後の調査では、対象者の 92 パーセントはすでに職についている者であったという。職業アクセスの 1995 / 96 年の給付総額は、1,900 万ポンド。

(3) 障害者への援助措置

障害者の就業を支援するため、次のような援助措置が行われている。

イ 障害者就労手当

同手当は、1992 年 4 月に制度化された。この社会保障給付は、収入の低い障害を持つ被用者や自営業従事者に同手当を支給することにより、障害給付から離脱させることを意図したものである。同手当の 2 つ目の目的は、低賃金の常勤被用者（週 16 時間以上の勤務）に対して長期にわたり賃金補助を行うことである。

同手当は、1998 年 3 月から「障害者税クレジット」に転換された。このクレジットは所得が低い者に対し、手当を支給するかわりに「負の課税」、つまり本人が納めた以上の税を還付するもので、所得が一定レベル以下である限りは、この措置が継続される。

ロ 訓練手当

長期失業者などのための訓練を受けている障害者は、通常の訓練手当に 10 ポンドを上乗せしたものを受け取ることができる。この手当を受給中の障害者の障害給付受給資格は、2 年間保障される。

ハ 自営業を奨励するための新事業支援

1996 年秋季労働力調査によれば、就業者全体で自営業従事者の占める割合は、非障害者約 17 パーセントに対し障害者は約 20 パーセントで、非障害者よりもその割合が高くなっている。この新事業支援は、障害者も含め、起業を希望する労働者に資金提供を行なうことを意図したものである。ただし、障害者がこの制度をどの程度利用しているかは、明らかではない。

(4) 重度障害者の保護雇用対策

ジョブセンターで第 2 種登録と分類された一般就職が困難な重度障害者に対して、一般の職場に代わる就労の場を提供するため、政府は障害者（雇用）法に基づき、1946 年に全額政府出資による「レンプロイ公社」を設立するとともに、地方自治体および民間団体が設置したシェルタード・ワークショップ（以下、ワークショップという。）に一定の補助を行っている。

イギリスの保護雇用形態は、ワークショップでの就労と援助付き就業からなる。1999 年

現在、ワークショップでの就労者約 1 万 3,500 人と援助付き就業者約 1 万 3,000 人を合わせ約 2 万 6,500 人が保護雇用されている。

イ ワークショップでの就労

ワークショップでの保護雇用障害者の内訳は、93 ヲ所のレンプロイ工場で約 1 万人（後述のインターワーク従事者も含む。） 地方自治体と民間団体をあわせ約 120 ヲ所のワークショップで約 7,000 人となっている。

これらの障害者の障害別構成は明らかではない。データは古いが、1989 年のレンプロイ公社の障害従事者の障害別構成は、身体障害 57 パーセント、神経症およびその他の精神病 7 パーセント、てんかん 10 パーセント、てんかん以外の器質性神経疾患 7 パーセント、知的障害 14 パーセント、その他の疾患および障害 5 パーセントと報告されている。

ロ 援助付き就業

援助付き就業は、地方自治体や民間団体のワークショップ（スポンサーと呼ばれる。）で保護雇用された障害者が民間企業などに派遣されて働く制度である。こうした障害者を受け入れた企業など（ホストと呼ばれる。）は、援助付き就業対象者に仕事、道具および訓練を提供する。事業主はこれらの対象者について日常業務上の監督責任はあるが、雇用契約は結ばない。援助付き就業者は、ホスト企業で同様の仕事をしている一般従業員と同額の賃金の支払いをスポンサーから受ける。そしてホスト企業は、援助付き就業者の生産性に見合った賃金相当額を派遣元であるワークショップに支払うというのが、この制度の仕組みである。レンプロイ公社でもインターワークという名称で同様な制度を設けており、1999 年現在約 3,500 人がインターワーク制度のもとにホスト企業で就労している。

なお、教育雇用省との年間業務協定によると、1996 / 97 年のレンプロイ公社の目標は、次のとおり。

平均 9,400 人の重度障害者をレンプロイ工場で雇用する。

そのうちインターワーク制度では、平均 2,400 人を雇用する。

レンプロイ工場で少なくとも 1 年間雇用されていた障害従業員を 175 人以上インターワークに移行させる。また、インターワーク制度下の障害従業員を積極的に一般雇用に移行させる。

賃金補助を前提とした援助付き就業は、最近の制度改革で現金給付による支援から、ジョブコーチなどの人的支援強化への転換がはかられているが、それは保護雇用障害者の一般雇用への移行をさらに促進することを意図したものである。なお、この制度改革で従来保護雇用対象者の選考に用いられていた労働能力が一般労働者の 30 ~ 80 パーセントという標準的な条件は撤廃され、個別対応がより重視されることとなった。

（ 5 ） 障害者差別禁止法に基づく対策

同法は、雇用、商品およびサービスの提供、ならびに住宅供給の 3 分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共輸送機関における障害者のアクセシビリティにも配慮することを通じて、総合的に障害者に対する差別を禁止することを目的とする。前述したように雇用上の差別禁止については、1996 年 12 月に施行された雇用条項で規定され

ている。

なお、DDA についても、障害者（雇用）法の場合と同様、事業主などに法律の遵守を強制するのではなく、教育や説得を通じて障害者理解を深めることが政策的に優先されるべきであるというのが、イギリス政府の基本的な考え方である。

同法でいう差別とは、「障害者の障害に関連した理由によって」事業主が「その理由が適用されない他の者の処遇と比べ、その障害者を不利に処遇する」ことを意味する。（第 5 条（1）（a））しかし、差別は、障害者に対するその不利な処遇が「特定の場合、状況にとって重要かつ相当であると示し得た場合は、正当と見なされる。」（第 5 条（1）と（3））

イ 障害を持つ応募者および従業員に対する違法な差別

同法は、事業主が以下のような方法で障害者を差別することを違法としている。

従業員の選考や採用の調整において

雇用が提供される条件において

雇用の提供を拒否したり、故意に提供しないことによって

昇進、配転、訓練、その他の便宜を受ける権利機会（または機会の欠如）において

解雇やその他の不利益をもたらすことによって（第 4 条）

ロ 合理的調整措置

同法は、建物の物理的な特徴や雇用協定が一般従業員とくらべ障害従業員もしくは将来の障害従業員に対して相当な不利益を及ぼしている場合、事業主が以下のような合理的調整措置（注 3）を行う義務を課している。正当な理由がなくこの義務を遂行し損なうことは、差別行為とされる。

建物の合理的な改造

障害者の職務の一部を別の従業員に割り当てること

他の欠員を補充するために障害者を異動させること

勤務時間の変更

他の仕事場の提供

リハビリテーション、評価あるいは治療のために勤務時間内の休暇を認めること

訓練への配置

設備や情報の取得もしくは改造

支援スタッフ（朗読者や手話通訳者）および監督の提供

評価手順の変更など

しかし、障害者がそれほど大きな不利益を蒙らない場合、本人が障害を持っているとは知らない（かつ「知らない」ということに合理的な理由がある）場合、必要とされる変更が合理的でない場合、事業主は変更する必要はない。（第 6 条）

1999 年 12 月に出された「障害者権利タスクフォース」の報告書「排除から包含へ」によれば、「障害者雇用について事業主に要求されていることは、障害者が対等の立場で競争できるような「合理的な環境整備」であり、そうした環境整備がなされていれば、事業主は「障害の有無にかかわらず」募集したポストに最適の人材を採用することができる。」としている。つまり、障害者の優先雇用を事業主に求めるものではない、ということである。

八 適用範囲

同法の規定は、イギリスおよびきたアイルランドに本拠を置く従業員数 15 人以上（当初は、20 人以上とされていたのを、1998 年 12 月 1 日付けで適用範囲を拡大）の事業主に適用される。適用対象となる従業員には、常勤だけでなく、臨時や請負の者も含まれる。

なお、現在のところ、15 人未満の事業主、軍に勤務する者、警察官、消防隊員および刑務所員、船舶、航空機およびホバークラフトで働く者は、同規定適用除外となっているが、障害者タスクフォースは、前述の報告書の中で、この適用範囲の見直しについて次のように勧告している。

同法が適用される企業などの規模は 15 人から 2 人に引き下げられるべきである。さらに将来は、従業員数 1 人の企業も対象とすべきである。

警察・刑務所・消防署および軍などへの同規定の適用除外扱いは、やめるべきである。公共部門も障害者の雇用上の機会均等化を促進する義務を負うべきである。

二 不服審査申立て

不当な差別を申し立てる障害者またはその代理人は、後述の「障害者権利委員会（以下、DRC という。）」に対し、斡旋、調停または仲裁を求めることができる。そこで解決しない場合には、申立てを労働裁判所に提訴できる。同裁判所は、将来の差別の除去について勧告を行うが、障害を持つ応募者に対する積極的な救済策を提供する拘束力のある命令や、事業主に非差別的な方針や実行を採用するよう求める力はない。（第 8 条）

イギリスでは、個人の苦情を追及する責任は本人自身にあり、法的援助は裁判（所）まで及ばない。したがって、この制度は自分自身を弁護することが困難な障害者を排除することにつながりかねないという批判もある。

1996 年 12 月に DDA の雇用条項が施行されてから 1999 年 10 月までの間に雇用上の差別について 5,841 件の訴えがあったが、そのうち 1,484 件は裁判になる前に解決または取下げられた。94 件が勝訴、390 件が敗訴、残りのケースは、審問または判決待ちという。

ホ 全国障害者協議会

同協議会は、自らのイニシアチブで、または担当大臣（教育雇用大臣）からの依頼に応じて、障害者および過去に障害を持っていた者に対する差別を軽減または除去するための手続き、ならびにこの法律の運営および法律に定める要件の運用について、担当大臣に助言することが義務付けられている。委員の過半数は、障害当事者団体またはその権利擁護団体の代表でなければならない、とされる。（第 50 条）

なお、全国障害者協議会は、障害者（雇用）法に基づいて設置されている「全国障害者雇用諮問協議会」にとってかわるものではなく、並行して 2 つの組織が存在、活動することになる。そのため混乱が生じ、障害者の立場を弱めるのではないかと使用者の組織である「障害者に関する事業主フォーラム」さえも批判的な意見を表明している。

（ 6 ）その他の対策

その他としては、啓発対策があげられる。啓発対策は、金銭上の報酬をほとんど使わず、主要な戦略は事業主に障害者を雇用する際の「積極的なアプローチ」、つまり好雇用実践へ

の取組みを約束することを奨励するもの。好雇用実践の促進には、次の 3 つの構成要素がある、とされる。

自発的な実践「規範」採用の奨励

障害シンボルの掲示

障害者雇用に係る事業主ネットワークへの参加の奨励

なお、四番目の手段である、大企業（従業員数 250 人以上の企業）が年次取締役報告で「障害者の採用、雇用の継続、訓練、昇格および昇進」について前年度に適用された方針に関する記述を含めることを義務付けた「会社法」（1985 年制定）については、政府の PR 資料でもほとんど言及されていない。

5 . 障害者雇用対策の実施体制

障害者雇用行政を担当するのは、教育雇用省（1995 年に雇用省と教育省が合併。）で、同省の下で障害者雇用サービスを管轄するのは、エージェンシー化された雇用サービス庁（Employment Service）である。雇用サービス庁は、全国に設置された 1,002 ヲ所のジョブセンターを通して障害者も含む求職者などに雇用・訓練サービスを提供する。

また、雇用サービス庁は、社会保障省の社会保障給付局とともに雇用関連給付の運営に責任を負っている。社会保障給付局は、障害者就労手当を含む、社会保障給付を運営している。

職業訓練サービスは、教育雇用省の事業内訓練・教育理事会が管轄している。障害者などに対する職業訓練サービスの実施は、地域の事業主主導の「訓練事業委員会」などに委託して提供される。

DDA に係る行政機関は、当初は社会保障省であったが、1997 年 5 月に教育雇用省に移管された。その業務は、1999 年に制定された「障害者権利委員会法」に基づき、2000 年 4 月に設置された DRC が担当している。障害者権利委員会法によれば、DRC の主な責務は、次のとおり。

障害者に対する差別除去に取り組むこと

障害者の機会均等化を促進すること

障害者処遇の好実践を奨励すること

障害者法制（DDA および障害者権利委員会法）の運用について政府に助言すること
そして、これらの責務を遂行するための具体的な機能は、次のとおり。

支援

障害者とその権利を確保することを支援し、適当な場合には、法的助言および援助を用意すること。

情報と助言

DDA の下での権利と義務についての情報と助言を障害者および事業主・サービス提供者に対して提供すること。

実践綱領

事業主とサービス提供者が DDA の下での義務を果たすための実際的ガイダンスとなる法的実践綱領を用意するとともに、その見直しを行うこと。

調停

商品とサービスへのアクセスをめぐる障害者とサービス提供者間に紛争が生じた際、独自の調停を行うこと。

調査

特定の組織または部門で障害者がどのような処遇を受けているか、あるいは特定の組織による違法行為について正式な調査を行うこと。

研究

障害者の権利に係る議論や政策立案について知らせたり、障害者の権利に影響する法律がどの程度十分機能しているかを確かめるための研究を行うこと。

DRC は、現在マンチェスター（本部）、カーディフ、グラスゴーおよびロンドンに設置され、スタッフは全体で約 150 名。年間予算は、1,200 万ポンド（約 21 億円）である。本部は、均等機会委員会（EOC）との連携強化を意図して同一ビルにおかれている。

6. 今後の展望など

（1）DDA の障害者雇用へのインパクト

1998 年 12 月 1 日付けで同法対象企業を従業員数 20 人から 15 人に拡大した結果、新たに約 4 万 5,000 の企業および約 7 万人の障害者が同法でカバーされることになったという。また、将来その対象を従業員数 2 人以上の事業主にまで拡大するとさらに約 31 万人の障害者が同法でカバーされると推計されている。

参考までに DDA 雇用条項施行直前の 1996 年秋季と 2000 年夏季の労働力調査結果を比べると、その間に障害を持つ就業者数は、201 万 5,000 人から 315 万 4,000 人へと 110 万人以上も増加している。もっとも、1996 年 12 月に DDA 雇用条項施行以降、労働力調査でも DDA による障害者の定義が用いられるようになったため、それ以前のデータと単純な比較はできないこと、ここ数年イギリス経済の好転で雇用状況が大きく改善されてきていることなどの要因を考慮すれば、前述の障害を持つ就業者の増加は、必ずしも DDA 雇用条項施行のインパクトによるとはいえないと思われる。

現在、教育雇用省では、DDA の対象企業を従業員数 20 人規模から従業員数 15 人規模に拡大したことによる障害者雇用への影響について調査中といわれる。DDA のインパクトを推計するうえで、その結果はきわめて興味深いものがある。

（2）雇用サービス庁障害者雇用対策 3 年計画とレンプロイ公社の見直し

雇用サービス庁の 1999 / 2000 年の障害者雇用対策予算は、約 1 億 8,900 万ポンド（約 325 億円）で、その内訳は、援助就き就業制度約 1 億 5,500 万ポンド（この予算は今後 3 年間毎年 500 万ポンド加算される。）職業アクセス 2,200 万ポンド、職業導入制度 150 万ポンド、職業準備訓練 1,000 万ポンドである。そして、1999 / 2000 年から 2001 / 02 年までの 3 年間の障害者雇用対策予算総額は、5 億 7,000 万ポンド（約 980 億円）とされる。

1999 / 2000 年の予算から明らかのように、同庁の障害者雇用対策費の 8 割以上が援助就き就業制度、つまり保護雇用に充当されていることになる。そして、その予算の中でレンプロイ公社関係費が相当の割合を占めているものと思われる。そうした状況を踏まえて、教育雇用省はレンプロイ公社の機能を見直し、その機能を民間部門または他の公共部門などへ移行する可能性を検討すべく、2000 年 1 月アンケートなどを実施するなど、ひろく

市民からの意見の聴取している。

(注1) 1946年の「障害者(指定職種)命令」で駐車場係およびエレベーター係が指定職種とされた。同制度がこの2職種以外に拡大されなかった主な要因としては、障害者がそうした類の仕事しかできないのではないかという固定観念を事業主に植付け、そのことが障害者の職域拡大を図るうえでの一阻害要因となってきた、との批判が障害者団体などを中心に強いことが指摘されてきた。

(注2) データはかなり古いが、登録障害者の障害タイプ別構成の推移は、次のようになっている。

第4-3表 登録障害者の障害タイプ別構成の推移(1950～1977年)

障害のタイプ	1950年		1961年		1977年	
	数	%	数	%	数	%
切 断	76,028	8.1	49,750	7.5	31,911	6.0
関節炎・リウマチ	39,179	4.2	29,175	4.4	23,408	4.4
消化器系疾患	75,749	8.1	36,476	5.5	13,588	2.6
心臓・循環器系疾患	59,253	6.3	51,677	7.8	58,398	11.0
呼吸器系疾患 (結核を除く)	73,667	7.9	54,779	8.2	42,086	7.9
聴 覚 障 害	42,674	4.6	30,297	4.5	23,853	4.5
視 覚 障 害	61,531	6.6	47,444	7.1	35,688	6.7
頭部・体幹の損傷	47,796	5.1	26,431	4.0	17,647	3.3
四肢損傷・形成不全	218,635	23.4	134,448	20.2	109,159	20.5
脊柱損傷・形成不全	27,961	3.0	31,183	4.7	57,517	10.8
神経症・精神病等	42,793	4.6	22,938	3.4	21,289	4.0
精 神 薄 弱	6,391	0.7	7,268	1.1	13,515	2.5
中枢神経性疾患 (てんかん以外)	21,215	2.3	24,753	3.7	20,862	3.9
て ん かん	15,078	1.6	16,354	2.5	22,018	4.1
結 核	58,812	6.3	51,970	7.8	15,405	2.9
その他の疾患・損傷	70,396	7.6	51,511	7.7	26,058	4.9
計	936,196	100.0	666,454	100.0	532,402	100.0

資料出所：MSC「障害者の割当雇用制度」(1979年度翻訳文献 No.6)

身体障害者雇用促進協会(1980)

(注3) DDA は事業主の占有するすべての施設の物理的特徴、また事業主による、もしくは事業主のために行われるすべての申し合わせについて、障害者と障害を持たない者と比較した場合、障害者に相当の不利益を及ぼしているときに義務が発生する。事業主は、あらゆる状況において障害者に悪影響を及ぼすことを阻止するために、その対策を講じなければならない。これが「合理的調整措置」である。

<参考文献>

1. Disability Rights Task Force, "From Exclusion to Inclusion: A Report of the Disability Civil Rights Task Force on Civil Rights for Disabled People", Department for Education and Employment, 1999.
2. Employment Service, "The Supported Employment Programme: A consultation on future development", 1999.
3. エリック・サモイ他共著「EC 諸国における障害者の保護就労」、ゼンコロ、1993 .
4. 松井亮輔「障害者福祉サービス」(社会保障研究所編「イギリスの社会保障」、東京大学出版会、1987) .
5. 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター「英国における障害者差別禁止法(仮約)」、資料シリーズ No.15、1997 .
6. 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター「欧米諸国における障害者の就業状態と雇用支援サービス」、調査研究報告書 No.28,1998 .
7. Patricia Thornton et.al., "Employment Policies for Disabled People in Eighteen Countries: A Review", Social Policy Research Unit, University of York, 1997.
8. Patricia Thornton et.al., "Helping Disabled People to Work: A Cross National Study of Social Security and Employment Provisions: A Report for the Social Security Advisory Committee", The Stationery Office, 1997.
9. 労働省・日本障害者雇用促進協会「障害者雇用における好実践の手引き 障害者の積極的評価」、平成7年度翻訳文献資料 1、1995 .

第5章 スウェーデンにおける障害者雇用対策

スウェーデンの概要

国土面積は45万平方^キで日本の約1.2倍、欧州で4番目。

人口約880万人。

労働人口は約430万人(全人口の約50%)

1SEK(クローネ) = 約12円(2001年3月現在)

1. 障害者雇用対策の沿革(障害者雇用関係法令を中心として)

(1) 一般労働施策としての障害者雇用対策

「すべての者に仕事を」がスウェーデンの雇用政策の目標であり、障害者雇用対策は一般の労働市場施策の一部として実施されている。言い換えれば、障害者雇用率に代表される割り当て雇用など特別な方法をとらずに、一市民としての労働権の保障という観点からの施策を展開している。例えば一般の労働市場施策である職場適応訓練プログラム、作業体験プログラム等に障害者が参加するといった方法である。

一般の労働市場で職を見つけることのためのプログラムを通じてもなお、それが実現できない障害者については、その代わりとなる雇用機会を創出することになる。かつて1970年代頃までには、一般の労働市場で就業できない場合には保護雇用か、それが難しい場合にはデイ・センターを利用して一部有給の仕事を行うというのが一般的であった。現在では「賃金補助」を受けながら一般の事業所での就業を行うか、かつての国有会社で現在は有限会社となっている保護雇用グループ「サムハル」での就業という選択肢が準備されている。

リハビリテーションもまた、障害者をできるだけ早く雇用されうる状態にすることを目標にして、比較的短期間の内に集中的に実施されるべきであるという考え方に基づいている。

(2) 障害者雇用対策に関する主要な法律

障害者雇用に関する主要な法律として、「雇用促進法」「雇用安定法」「労働環境法」があげられる。

イ 雇用促進法(雇用促進対策に関する法律、1974年)

高齢者及び障害者に対する雇用の確保と職業の安定を図ることを目的としており、後述の「職業的障害」を有するすべての者を対象としている。

例えば、事業主に対する報告命令(従業員規模、年齢構成、国籍、職務、障害者数等)を規定したり、雇用機会の提供等に関して、事業主は県の労働委員会と協議しなければならないことなどが定められている。

最終的には労働市場庁に付託され、罰金を科したり雇用事務所で従業員の募集を禁ずる措置を行うことができる。

ロ 雇用安定法（1974年）

すべての労働者についてその雇用の確保を目的とし、障害者については特別の保護資格を与えることになっている。例えば、客観的理由がなければ障害者に対して解雇通知をしてはならない、すなわち疾病や職業能力の減退は、解雇の客観的理由にならないということが定められているし、解雇通知やレイオフを行う場合の優先順位が定められている。すなわち、当該企業への従事年数がほぼ同程度なら、職業的障害を有する者は職場に残ることが優先されることになる。ただし、この規定は保護雇用には適用されないことになっている。保護雇用にある者は、提案された時には一般の労働市場で職に就くことを期待されていると判断されるためである。

ハ 労働環境法（1997年）

労働環境法は事業主は作業環境を障害者の身体的・精神的状況に合わせて改善することを義務づけている。例えば、作業環境、仕事の構成（職務内容、報酬の形態、労働時間等）を障害者のニーズに見合うように改善することが求められる。

（3）障害者雇用対策に関連した法律

この他、スウェーデンにおける障害者雇用対策に関連した法律として、「建築法」「特定の機能障害者に対する支援・サービス法」「障害者オンブズマン法」があげられる。建築法（1987年）では、住居、職場及び公共的に利用される可能性のある建築物は障害者が利用できるように計画しなければならないと規定し、職場についての規定が盛り込まれている。

また、従来の「知的障害者特別ケア法」「肢体不自由児童・青少年・生徒ホーム法」が発展解消され、スウェーデンにおける障害者施策の改革の中心として登場した「特定の機能障害者に対する支援・サービス法（LSS）」（1994年）は、職場におけるパーソナルアシスタントを障害者自身が選び配置することができることについての規定があり、障害者雇用対策とも関連が深い。対象となる障害者は下表のとおりで、同法の対象者は約10万人と推計されている。

第5 - 1表 特定の機能障害者に対する支援・サービス法（LSS）の対象者

知的障害、自閉症または自閉的症状を有する者。

成人に達した後、外傷または身体疾患に起因する脳障害によって明らかに通常の高齢化によるものではない、その他の継続的な身体的・精神的機能障害を有し、障害が日常生活の営みに著しい困難をもたらすために、かなりの援助サービスニーズを有する者、相当程度の恒久的な知的障害をこうむった者。

障害者オンブズマン法（1994年）は障害者の権利と利益に関する事項を監視するオンブズマン(Handikappombusmannen)について規定している。いかなる行政当局も障害者オンブズマンによる情報提供の要請を拒否することはできない。また、国連

の定めた障害者の機会均等に関する標準規則に基づき、障害者の権利と利益についての監視を行う役割を担っている。発足当時、1000件以上の案件を取り扱ったが、雇用に関する問題が約1割を占めたという。

2. 障害者雇用対策の対象

(1) 環境との関連において発生する問題

さて、スウェーデンにおける障害者雇用対策の対象を考える上で、同国における障害者の捉え方について整理しておきたい。スウェーデンの障害者施策においては、障害は各個人に属する特性ではなく、個人とその個人を取り巻く環境が接する際に生じる問題として捉えられている。この考え方は、障害者運動の成果として導入されたものである。職業を含むあらゆる活動に責任を持つ者にとって、その運営する活動がすべての人々に利用できるものであり、機能障害や疾病によっても不利な立場に置かれないようにする責任が生じるといえる。

(2) 職業的障害

障害者雇用対策との関連では、個々人の機能障害が問題になるのではなく、職業的障害という概念が中心となる。一般的には、「身体的又は精神的損傷あるいは社会的障害のために職業に就いたり、それを維持するのが他の人々より困難な人、又はそれが困難と考えられる人」と捉えられている。例えば、通勤とか同僚とのコミュニケーションなどを排除した極端な例だが、視覚障害という機能障害があっても、もしその個人が、嗅覚を利用した分析作業の仕事に就き、その仕事を維持するのに何ら支障がないのであれば、その人は少なくともその企業で働いている以上「職業的障害」があるとは見なされない。その際の労働能力の見方も、静的な基準に基づくものではなく、個々人が置かれた状況との関連の中で決定される。

職業的障害に関する明確な定義はないが、保護雇用グループサムハルにおける従業員募集に関する規定の中で、「職業的障害者は個人の身体的、精神的、知的又は社会・医療的障害（例えば、アルコールや薬物中毒）と広義の作業環境との関係で生じる」とされ、それにあたる具体例として、心肺疾患、聴覚障害、視覚障害、身体障害、その他の身体的障害（アレルギー、糖尿病及び胃腸病など）、精神的労働障害、知的労働障害、社会・医療的障害などが例示されている。

(3) 障害者の実態

スウェーデン国民のうちの何人が機能的障害者(persons with functional impairments)であるか、正確な統計はない。理由は、前述のとおり、障害の概念が全国厚生委員会(National Board of Health and Welfare)の報告(1999年)では以下のように推計されている。

イ 障害のある児童生徒

学校在籍の児童生徒のうち障害を持っているのは 28,000 人(1998年)。児童生徒のた

めのリハビリテーションプログラムに登録された数として推計されたもの。障害の種類は精神・神経的障害、身体障害、内部障害、聴覚障害、視覚障害等である。

ロ 知的障害

およそ 40,000 人の知的障害者がいると推定され、そのうち 16,000 人が重い障害であるとしている。

ハ 精神障害

精神障害者は 40,000 人から 46,000 人と推計され、18 歳以上人口の約 0.6 パーセントに相当する。この他、精神疾患を理由として、医療給付や障害年金を受給しているのが約 50,000 人である。

ニ 身体障害（肢体不自由）

1998 年には 400,000 人以上の肢体不自由者がいると推計され、そのうち約 90,000 人は車いすを利用している。

ホ 聴覚障害

全人口のうち、少なくとも 300,000 人が補聴器を使用しており、また約 100,000 人が幼少時からの「ろう」、4,000 人が中途失聴である。

ヘ 視覚障害

1998 年には 16 歳から 84 歳の国民のうち、135,000 人が新聞の通常の文字を眼鏡使用によっても読むことができない程度の視覚障害を有していると推計されている。そのうち、約 13,000 人が全盲又は強度の弱視である。

この他、同じ報告の中で、失語症は約 40,000 人であるとの推計があるが、それぞれ個々の推計であるため、重複する障害を有している場合もあり、全体数については確かな数字がない。

また、労働運動をはじめ大衆運動の伝統からスウェーデン人はほとんどが何らかの組織や協会に所属しており、障害者についてもその例外でないことから、障害者数のひとつの目安となる障害者運動への参加者は全国で約 47 万人（約 70 団体）といわれている。

3. 障害者の雇用・就業状況

(1) 職業的障害者の登録状況

スウェーデンの労働市場では、伝統的に労働参加率が高く失業率は低い。2000 年 7 月の統計であるが、雇用者数 432 万人、失業者数 23 万 5 千人で失業率 5.2 パーセントである。

障害者の就業率は 55 パーセントに達し、世界的に見ても高い率である。しかしながら、前述の障害者オンブズマンによる調査では、機能障害を持つ人の失業率は一般

のそれよりも高いとされている。

前述のように、スウェーデンの障害者雇用で用いられる概念が「職業的障害」である。すなわち、身体的、精神的、知的、あるいは社会的な障害によって一般の労働市場では仕事を得ることやそれを維持するのが困難な人々である。この定義に基づけば、職業的障害は個人と一般の労働市場における環境との相互関係によって規定されるものである。1996年2月、全国で459,078名の求職者が雇用事務所に登録されていた。そのうちの約10パーセントにあたる46,381人が職業的障害者として登録されていた。そのうちの25パーセントにあたる人は、適当な仕事があれば直ちに一般の雇用の場で就職できる者である。

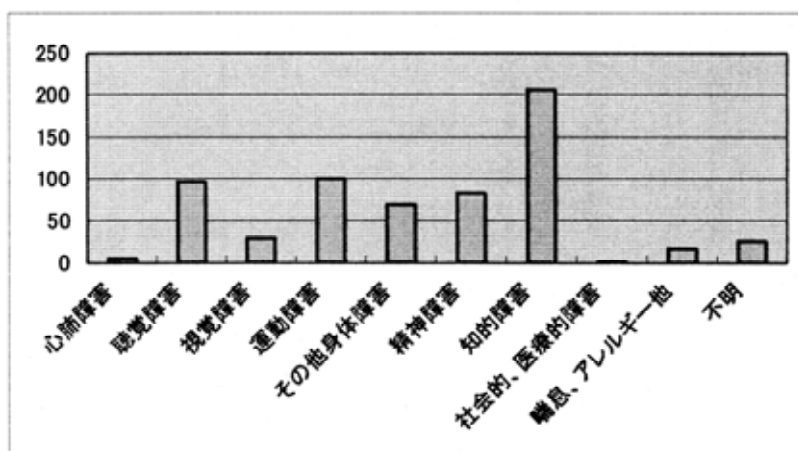
1995年のデータであるが、職業的障害者として登録されていた者は、78,580人であり機能障害毎の内訳は以下のとおりである。

心肺機能の障害	3.6 %
聴覚障害（ろうを含む）	3.3 %
視覚障害	1.6 %
肢体不自由	43.6 %
その他の疾患	7.4 %
精神障害	7.4 %
知的障害	4.1 %
社会的、医療的障害	4.0 %

なお、精神障害者については、およそ11,000人の精神障害者が職業的障害者であると考えられるという。（ウプサラのAMI-Sによる）後述の保護雇用、サムハルには、1999年で約26,000人の障害者が雇用されていたが、精神障害者は16パーセントであるので、約4,200人と推計される。

職業的障害者が求職中であるか又は労働市場施策のどれか1つに対象として登録されている場合だけ失業者とみなされる。職業的障害者として登録するか否かは本人の任意であり全数を把握できない。

また、ストックホルム圏域を管轄する「若年障害者のための雇用事務所」に職業的障害者として登録されている人数は2000年10月現在で626名であり、その障害の内訳はグラフに示すとおりである。



(2) 職業的障害者のための特別プログラム参加者

労働市場における障害者（職業的障害者）のための特別プログラム参加者数とサムハルで雇用されている障害者（職業的障害者）についてのデータを紹介する。そのうち、4,300人は賃金補助による雇用である。

職業的障害者のための特別プログラム対象者（1998年）

賃金補助による就業者	49,000
公的保護雇用	6,000
サムハルでの就業者	27,000

資料出所：スウェーデン文化交流協会：スウェーデンの労働市場政策、1999年

4. 障害者雇用対策の内容

(1) 障害者雇用対策の基本的な考え方

スウェーデンには、前述のとおり障害者雇用率制度や納付金制度はない。原則的には、一般労働市場での雇用の確保に努力が向けられている。基本的な対策の目標は、職業的障害者が一般の労働市場において職を得て、それを維持することである。以下、事業主のための施策と、障害者本人のための施策に分けて紹介する。

(2) 事業主のための施策

イ 作業にかかる人的介助者のための補助（根拠：職業的障害者（特別対策）規則(SFS 2000:630)

職業的障害者が事業所で就業する際に、職場で人的介助者を配置するのにかかる経費を補助する制度である。対象は、障害者を雇用する事業主だが、障害者が自営やフリーランサーとして働く場合も対象となる。補助額は1年につき最高50,000クローネである。重度のコミュニケーション障害を持つ障害者が自営を行う場合には例外的に100,000クローネまで補助される。補助を受けようとする事業主は、雇用事務所に人的介助を必要とする理由等を記した申請書を、人的介助者の配置の前に提出しなければならない。

補助の期間や額は雇用事務所が決定する。

ロ 職場における作業支援機器への補助（根拠：職業的障害者（特別対策）規則(SFS 2000:630)

職業的障害者自身が使用する作業支援機器と、事業主が職業的障害者のために特別に配置する機器に対して補助される。雇用されてはじめての12ヶ月以内に発生した作業支援機器の必要性がその対象となる。

事業主も障害者自身もそれぞれ50,000クローネを限度に補助される。コンピュータ制御の作業支援機器は比較的高い金額を補助される。補助割合は、その支援機器がもっぱらそれを使用する障害者に限られるときはかかった費用の全額、そうでない場合にはかかった費用の半額の補助となる。雇用されて12ヶ月が経過した後は、

専ら雇用事務所及び、または社会保険事務所が支援機器の補助を行う。

八 賃金補助（根拠：職業的障害者（特別対策）規則(SFS 2000:630)

障害者の低い労働能力を賃金補助の形で補てんする、スウェーデンの障害者雇用対策中でも重要な制度である。1980年に開始された。雇用事務所の紹介によって職業的障害者を採用した事業主が対象となる。労働能力が一般の労働者と比較して低下している障害者であっても一般の事業所に雇用され、それが維持されることを目的としている。労働協約に従って雇用された障害者であることが条件である。

賃金補助にあたって、事業主は、雇用事務所、費用者及び労働組合と共同して、個別の実施計画を策定しなければならない。この個別実施計画では、障害者の労働能力は向上することを前提とするので、賃金補助は長期にわたるものではないことになっている。追加的な訓練や、労働者間の協力、作業支援機器の導入等を検討しなければならない。原則として、賃金補助の期間は4年間を限度としている。毎年、実施状況に基づき計画を見直すことになっている。

賃金補助は、被用者にかかる賃金費用と費用者の労働能力を主要な要素としている。賃金費用は、有給休暇や社会保険等の支払いに関する部分を含む総賃金費用である。補助の対象となる賃金額は上限が13,700クローネ（フルタイムの場合）である。労働の能力がどれ位低下しているかについては、事業主、被用者、雇用事務所が協議して決定する。雇用事務所は、賃金補助が実施されている限り、定期的に個別実施計画の進捗状況をフォローすることになっている。

従来、補助率は100パーセントが設定されていたが、現在ではそれは例外的になっている。また、公的な機関についてもこの賃金補助の制度が適用されるが、かつては100パーセントだった補助率も原則最高80パーセントまで引き下げられた。さらに、従来は賃金補助の見直しは4年毎であったが、前述のとおり毎年に変更され厳格な運用が求められるようになっている。次第に補助率を減らしていき一般の雇用に移行させていくことを意図しているが、現実には多くの職業的障害者が恒久的な賃金補助を受けている。

なお、1994年から1995年のデータであるが、賃金補助を受けて就業している障害者のうち20パーセント以上が一般労働市場で補助を受けない雇用に移行している。

二 公的保護雇用

主としてアルコールや薬物依存といった社会的、医療的障害を持つ者に保護雇用の機会を提供するもので、地方行政当局、県議会などで雇用される。政府が雇用経費の最高75パーセントまでを補助する。知的障害者や精神障害者にも拡大している。

(3) 障害者のためのプログラム

イ S I U S プログラム(Special introductory and follow-up support ,SIUS)

(根拠：職業的障害者（特別対策）規則(SFS 2000:630)及び職業的障害のための特別プログラム実施にかかる労働市場庁行政規則)

就職前の職業的障害者に、職業導入について経験のあるS I U Sコンサルタントが職場において支援を行うプログラムである。いわゆるジョブコーチによるサービスと考えると良い。個別の実施計画に基づき、職場への導入に必要な支援を行い、一定期間、障害者とともに働くこともある。支援は、障害者が支援なしに作業を行えるまで続けられるが、6ヶ月以内を目安にしている。また、必要に応じて採用後も1年間、フォローアップが実施される。

職業導入の期間中は、雇用関係はなく、職場実習のようなものであるが、職場環境法の適用を受け、事業主は安全の確保に努めなければならないし、必要に応じ障害者に適切な機器を提供しなければならない。

このプログラムの対象は、雇用事務所によってS I U Sコンサルタントによる支援を受けることが必要であると判断された職業的障害者である。

実際の支援にあたっては、障害者は作業支援という形で日々の支給を受ける。また、支援を受けている間の労働災害について補償される。さらに、プログラム実施中の障害者によって損害が生じた際に国が補償することになっている。プログラムの手続きは、S I U Sコンサルタントが事業主と支援の可能性について相談し、その後、障害者を交えた三者間で合意をした後、S I U Sコンサルタントからの報告を受けた雇用事務所が支援の決定を行う。ストックホルム圏域を管轄する「若年障害者のための雇用事務所」では、2000年現在5名のS I U Sコンサルタントがおり、知的障害など16名の職業的障害者に対してサービスを行っているが近々30名まで対象者を増やす予定だという。

ロ 一般の求職者を対象としたもので、職業的障害者には柔軟な対応がなされているプログラム

職業体験プログラムは、求職者の職業意識を高めるためのものであり実際の職場において、職業オリエンテーション、職業実践または体験という形で進められる。

このプログラムは民間企業、公的機関あるいはその他の非営利組織などで実施され、6ヶ月以内をその期間としている。職業体験は原則的にフルタイムで行われ、雇用事務所は参加者のフォローアップを行うとともに、面接やカウンセリングを実施する。このプログラムは、20歳以上の求職者を対象にしているが障害者の場合には20歳未満からのプログラム参加が可能で、少なくとも1日につき240クローネの訓練手当が給付される。

同様に、職業準備プログラムは、求職者の適職選択を容易にするために行われるもので、個別に組まれたガイダンスやオリエンテーションプログラムとなっている。さらには、リハビリテーション的な要素も含んでおり、他の訓練プログラムへの準備段階として利用することも可能である。具体的には、職業指導や職業訓練に関するプログラム、各市にあるコンピュータセンターでのコンピュータ教育等が行われている。このプログラムも職業体験プログラムと同様、6ヶ月以内の実施期間と、障害者の場合には20歳未満でも参加可能で、少なくとも1日につき240クローネの訓練手当が支給される。

さらに、自営を行おうとする求職者に対する自営開業支援プログラムがあるが、こちらについても前出のプログラムと同様、障害者に対してはプログラム参加の年齢条件が緩和されており、同額の手当支給がある。さらに、雇用事務所だけでなく、市の企業局等が自営開始のための相談に応じるほか、国の産業技術庁は、新規の自営業開業者に対して電話による相談サービスを提供することになっている。

(4) 保護雇用サムハル(SAMHALL)

積極的な労働市場施策によっても一般雇用の不可能な障害者に対しては、保護工場サムハルにおける雇用が準備されている。政府所有の有限会社である。職業的障害をもつ人たちに意義のある雇用の場を提供するのがその目的である。世界的な企業である「エリクソン」(電話)、「イケア」(家具製造)などスウェーデンの有力企業からの下請け作業も多く、全国300の地域に800の作業所を有している。

保護雇用サムハルは意味のある仕事を提供することと、工業製品とサービス関連の事業をバランス良く提供するを目的にしており、生産工場が全体の69パーセント、清掃やレストラン等のサービス部門が26パーセント、サポートド・エンプロイメントが5パーセント程度である。サポートド・エンプロイメントは、5名程度で一般の事業所に入り仕事をするが、雇用主はあくまでもサムハルである。

従業員の賃金は、ほぼ一般労働市場の水準を保っているが、国からの補助金は45パーセントである。

サムハルに雇用される職業的障害者は1998年には26,878人となっており、全従業員のうちの90パーセントを占めている。障害の種別による給与の差はない。職業的障害の種類別では、心肺障害3%、聴覚障害2%、視覚障害1%、歩行障害35%、その他の身体障害15%、精神障害15%、知的障害16%、社会的・医学的障害10%となっている。

1980年の発足当時、国からの賃金助成は173パーセントであったが、今日では98パーセントに減少している。サムハルに就職するためには、雇用事務所で職業的障害があると認定され、そこでの紹介を受けることが必要である。

ところで、サムハルと雇用事務所はともに、従業員の一般労働市場への移行について責任を持って対応しなければならないことになっている。毎年、移行のための目標を定め、そのための動機付けや具体的な働きかけを行う。サムハルは、またリハビリテーションの場でもある。一般企業への移行率は1999年で3.9パーセントとなっている。

従来、身体障害者の従業員が多かったが、知的障害や精神障害の人たちを優先的に採用するよう政府からは指示されている。サムハルの雇用の約40パーセントは、優先順位の高いグループからであるように求められている。

また、一般労働市場への移行の支援もサムハルの重要な活動のひとつである。1998年には、約1,000名が一般労働市場の企業に移行した。移行した事業所では、大半が「賃金補助」を受けての雇用となる。さらに一般企業へ移行した者は、1年以内であれば、再びサムハルに戻ることも可能である。移行した者のうち20～40パーセントはサムハルに再雇用されている。再雇用は、決してネガティブなものではなく、むしろ積極的に一般企業へ

の移行を進めるための方策として位置づけられている。なお、移行後1年を過ぎて、再びサムハルに雇用されようとする者は雇用事務所で職業的障害の認定を受け、サムハルへの紹介を受けなければならない。

5. 障害者雇用対策の実施体制

(1) 雇用施策の実施機関

雇用施策全体については、国レベルの全国労働市場庁、県レベルの労働委員会、市レベルの雇用事務所がそれぞれ実施機関となっている。ちなみに2000年6月現在の職員数は、それぞれ971名、906名、8,990名である。この他、労働災害や長期病欠者のリハビリテーションを中心に行う職業生活サービスセンターがある(232名)。

(2) 評価と指導の実施機関

求職者の評価と指導の実施機関としては、雇用可能性評価センター(Arbetsmarknad institut)(AMI、以下「アミ」)がある。支所を含め100カ所。そこでは、障害者に限らず労働市場で特別なニーズを持つ求職者を対象しているが、職業的障害者が70パーセントを占め、職業リハビリテーションに関する評価と指導を実施している中心的機関といえる。現在は、アミの名称はなくなり、雇用事務所のひとつのユニットとして統合された。ただし、組織やその名称は地域によって違う。

また、特定の種類の障害者に応じた専門家を配置するアミーSが7カ所設置され、こちらはすべて職業的障害者を対象としている。内訳は視覚障害者、聴覚障害者、肢体障害者、知的・精神的・社会医療的障害者などである。アミと同様に、アミーSも雇用事務所のひとつのユニットとして統合された。

アミ(統合された後の「アミ」としての機能を持つユニット)は、全国労働市場庁の一機関である。

アミは1980年に登場し、障害の有無に関わらず一般の労働市場で就職したり、仕事を継続するのが困難な人たちが利用するセンターである。アミを利用するためには、雇用事務所の紹介を受けなければならない。1996年には、全国で6,396名がアミを通じて職業リハビリテーション、訓練、教育その他のサービスを受けている。その数は、雇用事務所です仕事を探す人の1.4パーセント、職業的障害をもつ人の9.5パーセントにあたる。雇用事務所のスタッフは就職斡旋官と雇用相談官の2種類だが、アミでは、雇用相談官、心理士、ソーシャルワーカー、心理セラピスト等が配置されている。

ところで、2000年7月からこれらの活動は、雇用事務所に統合された。例えば、それまで「聴覚障害者のためのアミーS」と言われていたセンターは、現在では、「聴覚障害者のための雇用事務所」という名称に変わっている。こうした特定の障害のための「雇用事務所」は、聴覚障害者のためのものが5カ所、ろう者(deafness)のためのものが1カ所(加えて、全国には11人のコンサルタントが配置されている)視覚障害者のためのもの、身体障害者のためのものがそれぞれ9カ所ある。

なお、全国労働市場庁では、職業的障害のコードとして心肺疾患、その他の身体障害、精神障害、知的障害、社会的医療的障害(アルコール、薬物依存症の回復者)も含めてい

るが、これらの障害をもつ人々への職業リハビリテーションはすべて一般の AMI のサービスに統合され実施されている。

(3) 職業訓練の実施機関

労働市場訓練センター (AMU、以下「アム」) は、政府によって組織された職業訓練のための独立機関である。アムグループを構成し、中央委員会 (全国職業訓練委員会) と 23 の地方組織を有している。

アムの目的は、失業中の者に職業訓練や教育プログラムを提供し、就職を促進することである。アムグループは、政府からの補助金は受けていないので、民間企業と競争して訓練プログラムを政府機関等に購入してもらわなければならない。全国労働市場庁が最大の顧客である。1994 年の数字だが、アムグループ全体の訓練プログラムのうち約 60 パーセントが全国労働市場庁と当時のアミー S によって購入された。その他の大きな顧客としては、リハビリテーションの導入や調整に責任を持つ国民保険がある。アムグループでは、「経営の基礎」「組織・人事開発」「環境」「メディアと IT」、「住宅・建設」「自動車」といった分野における教育訓練、コンサルティング・サービス、教育媒体の開発等のプログラムを提供している。

6. 今後の展望

スウェーデンの障害者雇用施策は、所得保障をはじめとした高い福祉水準によって支えられているといっても過言ではない。一般企業で就業しても、賃金補助によって企業で働いても、サムハルで雇用されても、あるいは障害年金を受給してデイサービスセンターでの活動に従事しても、経済的な側面ではさほど大きな違いはない。しかしながら、基本的権利としての労働を保障していくための積極的な労働市場施策がその特徴といえる。一方、補助金の抑制傾向はスウェーデンも例外でなく、賃金補助、サムハルへの補助は今後ますます厳しくチェックされていくものであろう。

さらに、EU 統合のなかで他の諸国との障害者雇用施策面での共同歩調もとらなければならない、スウェーデンの特徴を堅持しつつ、より普遍的な方法論の確立が迫られるものと考えられよう。

文献等：

1. 労働省職業安定局・身体障害者雇用促進協会：諸外国の障害者雇用法制と対策、1983年
2. パトリシア・ソントン、ネイル・ラント：18カ国における障害者雇用政策、ヨーク大学社会政策研究所
3. 二文字理明編訳：スウェーデンの障害者施策、現代書館、
「施設と自己決定」編集委員会：スウェーデンからの報告、エンパワメント研究所、2000年
4. 労働省職業安定局監修・日本障害者雇用促進協会編：障害者雇用ガイドブック平成11年版、雇用問題研究会、1999年
5. 全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会：第5回全国社会就労センター協議会海外障

- 害者就労事情視察研修セミナー報告書、全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会、2000年
- 6 . 日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター：欧米諸国における障害者の就業状態と雇用支援サービス、日本障害者雇用促進協会障害者職業総合センター、1998年
 - 7 . 障害者の就労に関する国際セミナー報告書、全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会、中央競馬馬主社会福祉財団、1998年
 - 8 . 仲村優一・一番ヶ瀬康子編：世界の社会福祉 1 スウェーデン（訓覇法子・藤岡純一）・フィンランド（高橋睦子）、旬報社、1998年
 - 9 . 障害者職業総合センター研究員 田中敦士によるスウェーデン実態調査報告（未刊）
 - 10 . 在日スウェーデン大使館ホームページ：<http://www.twics.com>
 - 11 . スウェーデン文化交流協会ホームページ (Sweden Institute)：<http://www.si.se>
 - 12 . Statistics Swedenホームページ：<http://www.scb.se>
 - 13 . スウェーデン労働省ホームページ：<http://www.amv.se>

第 部

資料 各国の障害者雇用に関する法律

第一部に資料として、各国の障害者雇用に関する法律の日本語訳を掲載することとした。

ドイツについては、「重度障害者法」を掲載することとし、翻訳は当センターが実施した。

フランスについては、フランス労働法典の障害者雇用に関する部分を改正した「障害者雇用法」を掲載することとし、翻訳は大曾根愛知県立大学教授にご担当していただいた。

なお、訳文中「本法典」とあるのは労働法典（Code du Travail）のことであり、各条文の中で引用される条項もまた、特にことわりがない限り、原則として労働法典のものである。

アメリカについては、「障害を持つアメリカ国民法」を掲載することとし、全国社会福祉協議会のご厚意により「ADA 障害を持つアメリカ国民法」より転載させていただいた。

イギリスについては、「障害者差別禁止法」を掲載することとし、当センター資料シリーズ No.15「英国における障害者差別禁止法（仮訳）」より転載した。

スウェーデンについては、「機能が満足でない人のための援助とサービス法」を掲載することとし、樹芸書房及び著者である馬場寛、シャンティーン馬場、加藤彰彦の各氏のご厚意により、「スウェーデンの社会サービス法 / LSS 法」から転載させていただいた。

なお、転載に当たっては、形式の統一を図る観点から、多少変更させていただいた。

1. 重度障害者法（ドイツ）

（1）目次

第1章 保護対象者の範囲

- 第1条 重度障害者
- 第2条 同等扱いの障害者
- 第3条 障害
- 第4条 障害の認定と証明

第2章 雇用主の雇用義務

- 第5条 雇用義務の範囲
- 第6条 重度障害者の雇用
- 第7条 雇用主の概念
- 第8条 雇用者数と雇用義務者数の算定
- 第9条 雇用義務の対象となる者
- 第10条 重複計算（ダブルカウント）
- 第11条 調整負担金
- 第12条 調整準備金

第3章 雇用主のその他義務と重度障害者の権利

- 第13条 連邦雇用庁と中央扶助事務所に対する雇用主の義務
- 第14条 雇用主の義務と重度障害者の権利
- 第14a条 連邦レベルの公共団体の特別な義務
- 第14b条 統合協定
- 第14c条 予防

第4章 解雇からの保護

- 第15条 同意の必要性
- 第16条 解雇予告期間
- 第17条 申請手続
- 第18条 中央扶助事務所の決定
- 第19条 裁量決定の制限
- 第20条 例外
- 第21条 特別解雇予告
- 第22条 解雇保護の拡張

第5章 経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会の重度障害者のための利益代表委員

- 第23条 経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会、の重度障害者利益代表委員
- 第24条 重度障害者のための利益代表委員の選出と在任期間
- 第25条 利益代表委員の任務
- 第26条 利益代表委員の権利と義務

第 27 条 コンツェルン、全体、管轄、中央の重度障害者のための利益代表委員

第 28 条 雇用主の代理者

第 29 条 協力

第 6 章 法律の施行

第 30 条 中央扶助事務所と連邦雇用庁の間の協力

第 31 条 中央扶助事務所の責務

第 32 条 中央扶助事務所の障害者に対する諮問委員会

第 33 条 連邦雇用庁の責務

第 34 条 連邦雇用庁の障害者諮問委員会

第 35 条 障害者リハビリテーション諮問委員会

第 36 条 共同規定

第 37 条 責務の委託

第 7 章 統合専門機関

第 37a 条 概念と保護対象者の範囲

第 37b 条 責務

第 37c 条 委任と責任

第 37d 条 専門的要求

第 37e 条 経済的給付

第 37f 条 成果の観察

第 37g 条 命令権限

第 8 章 重度障害者保護の消滅および取り消し

第 38 条 重度障害者保護の消滅

第 39 条 重度障害者保護の取消し

第 9 章 異議申立手続

第 40 条 異議申立

第 41 条 中央扶助事務所の異議申立委員会

第 42 条 州職業安定所の異議申立委員会

第 43 条 手続規定

第 10 章 その他の規定

第 44 条 重度障害者優先

第 45 条 賃金とその他の手当

第 46 条 超過勤務

第 47 条 追加有給休暇

第 48 条 不利益調整

第 49 条 重度障害者の家内労働就業

第 50 条 重度障害の公務員、裁判官、軍人

第 51 条 自主活動

第 52 条 守秘義務

第 53 条 統計

第 11 章 統合プロジェクト

第 53a 条 概念と保護対象者の範囲

第 53b 条 責務

第 53c 条 経済的給付

第 53d 条 法令による授権

第 12 章 障害者用作業所による雇用促進

第 54 条 障害者用作業所の概念

第 54a 条 障害者用作業所への採用

第 54b 条 障害者の法的地位と報酬

第 54c 条 協力

第 55 条 調整負担金契約の計算

第 56 条 公共団体による契約の授与

第 57 条 承認手続

第 58 条 盲人用作業所

第 13 章 公共旅客輸送における障害者の無料輸送

第 59 条 無料輸送義務、運賃損害の補償請求

第 60 条 個人的前提条件

第 61 条 近距離、遠距離交通

第 62 条 近距離交通における運賃損失の補填

第 63 条 遠距離交通における運賃損失の補填

第 64 条 補填手続

第 65 条 経費負担

第 66 条 有価スタンプからの収入

第 67 条 証明書の分類総括

第 14 章 秩序違反、刑罰規定、最終規定

第 68 条 秩序違反

第 69 条 刑罰規定

第 70 条 都市国家条項

第 71 条 連邦情報局に対する特別規則

第 72 条 暫定規定

第 73 条 検査規定

(2) 重度障害者法 (重度障害者の労働、職業、社会への編入を保護する法律 (Gesetz zur Sicherung der Eingliederung Schwerbehinderter in Arbeit, Beruf und Gesellschaft)) 条文

第 1 章 保護対象者の範囲 (Geschuetzter Personenkreis)

第 1 条 重度障害者

この法律に規定する重度障害者とは、少なくとも 50 パーセント以上の障害のある者をいう。ただし、この法律の適用範囲に適法に住所もしくは常居所を有し、または就業する職場が第 7 条第 1 項に規定する範囲にあるものに限る。

第2条 重度障害者との同等扱いの障害者 (Gleichgestellte)

- (1) 障害の程度が 30 パーセント以上 50 パーセント以下で、その他の点で第1条の前提条件を満たす者は、その障害のため同等扱いを受けなければ第7条第1項所定の適切な雇用につくことができず、または維持することができない場合には、職業安定所への申請に対する第4条による認定に基づいて、重度障害者と同等の扱いを受けるものとする。重度障害者との同等扱いは申請受領の日からその効力を有する。この扱いは期限つきにすることができる。
- (2) 重度障害者との同等扱いに対するこの法律の適用は、第47条と第11章を例外とする。

第3章 障害 (Behinderung)

- (1) この法律に規定する障害とは、一般的ではない身体的、知的、精神的な機能低下をいう。年齢相応から著しく相違する状態は、障害である。一時的でないという期間は、6ヶ月以上のことである。複数の相互に影響し合う機能低下は、その総合影響力を基準とする。
- (2) 機能低下の影響は、10パーセント単位の等級分類による20パーセントから100パーセントまでの障害の程度 (GdB) で認定される。
- (3) 障害の程度に応じて、連邦援護法 (Bundesversorgungsgesetz) 第30条第1項の枠内で規定された基準が準用される。

第4条 障害の認定と証明

- (1) 障害者の申請に基づき、連邦援護法 (Bundesversorgungsgesetz) の実施管轄官庁は、障害の種類と障害の程度を認定するものとする。社会法典が適用されない場合は、戦争犠牲者援護行政手続法 (Gesetz ueber das Verwaltungsverfahren der kriegsopferversorgung) が準用される。
- (2) 年金の決定段階、関連する行政決定もしくは裁判所の決定、または当該決定権を有する行政機関の暫定的証明の段階においてすでに障害の認定ならびに障害の程度に基づく正業就業能力低下の認定が行われている場合には、第1項に基づく認定は行われぬ。ただし、当該障害者が第1項による異なる認定を真実らしく見せている場合は別である。第1項による認定は同時に障害程度の認定と見なされる。
- (3) 重複機能障害がある場合、障害程度の認定は、各障害の相互関係を考慮して、機能障害全体として行われる。この決定には第1項が適用される。ただし、第2項による決定ですでに全体的認定が行われていた場合は別である。
- (4) 障害があるほかに、別の健康上の特徴が不利益補整 (Nachteilsausgleich) の前提条件である場合、連邦援護法 (Bundesversorgungsgesetz) の実施管轄官庁は第1項による手続で必要な認定を行う。
- (5) 障害者の申請に基づき、連邦援護法の実施管轄官庁は、第1項、第2項、第3項または第4項による認定に基づいて、重度障害者としての特徴に関する証明書、

障害程度、および第4項の場合にはその他の健康上の特徴に関する証明書を発行する。この証明書は、この法律または規定により重度障害者に発生する権利と不利益補整の請求の証明になるものである。この証明書は期限つきとする。重度障害者に対する法律的保護がなくなると、この証明書は回収される。更に、この証明書は、新認定が重度障害の疑いを晴らした場合にも直ちに改訂される。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、証明書の作成、有効期間と行政手続に関する詳細規定を公布する権限を持っている。

- (6) 第1項および第4項による認定、第5項による証明書の改訂と回収に関する紛争については、社会裁判所の裁判に対する裁判の方法がある。社会裁判所法が戦争犠牲者援護用の特別規定を含む限り、第1文による紛争にも適用される。

第2章 雇用主の雇用義務

第5条 雇用義務の範囲

- (1) 第7条第1項に規定する20人以上の雇用者を雇用する事業主と公共団体（以下「雇用主」）は、職場の少なくとも5パーセントを重度障害者に就業させるものとする。特に、女性重度障害者の雇用を考慮するものとする。
- (1a) 第1項に規定する雇用率（Pflichtsatz）は、2002年10月の重度障害者の失業者数が1999年10月の重度障害者の失業者数より少なくとも25パーセント以上少ない場合は、2003年1月1日から6パーセントになるものとする。社会法典第260条ないし第271条の社会法典の失業者雇用対策（Arbeitsbeschaffungsmassnahme）と社会法典第3巻第272条ないし第279条の構造適用対策（Strukturanpassungsmassnahme）により2002年10月に就業した重度障害者数が1999年10月の当該対策による就業者数が上回るためには、重度障害者数を2002年10月の重度障害者数に算入する。連邦労働社会省（Bundesministerium fuer Arbeit und Sozialordnung）は、第1文に対する改訂率と2003年1月3日以降に適用する雇用率を連邦公報に公示するものとする。
- (2) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、第1項所定の雇用率を重度障害者の雇用義務数（Pflichtplatz）のその時の需要に応じて改訂する権限を有するものとする。ただし、その改訂は、増加限度を10パーセント、減少限度を4パーセントとする。改訂時の雇用率は公共団体の方を民間雇用主より高くすることができる。
- (3) 1 第1項所定に規定する公共団体に該当するものは次の通りである：
 付属官庁を伴う最高連邦官庁、連邦大統領官房、連邦議会および連邦参議院の事務局、連邦憲法裁判所、各種連邦最上級裁判所、連邦検事総長と一体としての連邦通常裁判所、連邦鉄道公社（Bundeseisenbahnvermoegen）
 2 付属官庁を伴う最高州官庁、内閣と大統領官房、州議会事務局、会計検査院、州の憲法裁判機関、共同の人事管理部を持つ各官庁を総称したその他州官庁、
 3 その他地域団体とその他地域団体の連合、
 4 公法上のその他団体、施設または財団

第6条 重度障害者の雇用

- (1) 雇用主は、雇用義務に従い重度障害者を適切に雇用しなければならない。
- 1 障害の種類又は程度により、労働生活及び職業生活において特別に問題を生ずる重度障害者であって、特に次に掲げる者
 - a) 使用に際し、障害のために一時的にではなく特別な補助者を必要とする者
 - b) 使用することにより、障害のために一時的にではなく使用者が多大な出費を余儀なくされる者
 - c) 障害のために一時的にではなく、重大な労働能率の低減をまねくことが明かな者
 - d) 知的障害又は精神的、若しくは発作を伴う病気のために障害の程度が50以上の者
 - e) 障害の種類もしくはお程度のために職業訓練法にいう職業訓練を受けていない者
 - 2 50歳を過ぎた重度障害者。

第7条 雇用者の概念

- (1) この法律に規定する雇用とは、労働者、従業員、公務員、裁判官ならびに訓練生および職業訓練目的に採用した者をいう。
- (2) 次の者は雇用者とはみなさない：
- 1 民間または公的なりハビリテーション対策に参加する障害者（第54条）
 - 2 生計のためでなく、主として慈善または宗教的動機による者、および公法上の宗教団体の牧師、
 - 3 生計のためでなく、主として治療、リハビリテーションまたは教育に従事する者。
 - 4 社会法典第3巻による失業者雇用対策（Arbeitsbeschaffungsmassnahme）と構造適用対策（Strukturanpassungsmassnahme）に対する参加者、
 - 5 継続的な訓練により職場を選ぶことのできる者、
 - 6 連邦社会扶助法第19条に規定する事業に従事している者、
 - 7 兵役または兵役代替社会奉仕勤務、教育休暇、休暇手当なしの休暇または年金受給のため、一時的に休職している者の代理者、
- (3) 仕事の性質、または当事者間に交わされた協定により8週間以内の雇用、または被雇用主が週当たり18時間以下の就業時間の職務ならびに雇用に対し法的請求権を有する障害者が行っている職務は、雇用とはみなされない。

第8条 雇用者と雇用義務者数の算定

第5条による雇用者と雇用義務者数を算定する場合、訓練対象障害者は雇用算定に入れない。算定では、端数0.5以上は切り上げ、年間平均59人以下の雇用者を雇用する雇用主については切り上げるものとする。

第9条 雇用義務の対象となる者の算定

- (1) 第7条第1項に規定する雇用は、1人分の雇用義務対象として数えられる。このことは、第7条第2項第1号、第4号または第6号にも適用される。
- (2) 企業において、通常の就業時間より短い、週18時間以上就業する短時間労働の重度障害者は、1人分の雇用者として計算される。職業安定所は、週18時間未満就業する重度障害者を、障害の種類と程度により就業時間を短縮する必要がある場合に限り、これを義務雇用者に加算することを認める。
- (3) 1人の重度障害者の雇用者は1人分の雇用義務対象者と計算する。
- (4) 鉱夫扶助証明書 (Bergmannsversorgungsschein) の所有者は、第1条に規定する重度障害者でなくても、義務雇用者に数えられる。

第10条 重複計算 (ダブルカウント)

- (1) 重度身体障害者が職業生活に対する適応が非常に困難である場合、重度障害者、特に第6条第1項に規定する重度障害者を1人以上最高3人分の雇用者として計算できる。第1文は、第9条第2項所定の短時間労働者として就業する重度障害者にも適用される。
- (2) 訓練に従事する重度障害者は、2人分の雇用義務者数として計算される。職業安定所は、職業訓練所への紹介が障害の種類と程度により非常に困難な場合には、3人分の雇用者として計算できる。
- (3) 1986年8月1日以前に行われた1人の重度障害者の3人分の雇用者として計算する決定は、継続して有効とする。

第11条 調整負担金 (Ausgleichsabgabe)

- (1) 雇用主は規定人数の重度障害者を雇用していない場合は、雇用していない雇用義務数に対して調整負担金を支払うものとする。調整負担金の支払は、重度障害者の雇用義務を免責するものではない。調整負担金は、月間雇用率から算定した年間平均雇用率に基づいて算出される。
- (1a) 調整負担金は、1人の未充足に対し、以下の方法で計算される。
 - 1 年間雇用率3パーセントから適用雇用率以下の場合に対し、200 マルク、
 - 2 年間雇用率2パーセントから3パーセント以下の場合に対し、350 マルク、
 - 3 年間雇用率0パーセントから2パーセントの場合に対し、500 マルク、

第1文と異なる月間、未充足数の調整負担金は次の通り：

- 1 39人以下の雇用者を雇用する事業主の場合、未充足数が1人以下の場合に：200 マルク、
- 2 59人以下の雇用者を雇用する事業主の場合、未充足数が2人以下の場合に：200 マルク、
1人以下の場合、350 マルク
- (1b) 調整負担金は、社会法典第4巻第18条第4項による受給金額の改訂により増額

される。調整負担金は、最近の調整負担金規定より少なくとも 10 パーセント以上増額されたとき、暦年の 1 月 1 日に増額される。調整負担金の増額は、そのときの調整負担金に受給金額改訂係数を乗じて算定される。算定された金額は、端数を切り捨てて 10 の単位に丸める。連邦労働社会省は、増額と第 3 文により算出した調整負担金額を連邦公報に公表する。

- (2) 調整負担金は毎年、雇用主の所在地を管轄する中央扶助事務所に対する、第 13 条第 2 項による届出と同時に雇用主から支払われる。雇用主の支払が 3 ヶ月以上遅れると、中央扶助事務所は、支払残額の確認通知を行い、徴収を行う。中央扶助事務所は、調整負担金の支払残額について、3 月 31 日以降は社会法典第 4 巻第 24 条の規定による滞納追徴金 (Saeumniszuschlaege) を徴収する。滞納追徴金の使用については第 3 項が準用される。確認通知に対する異議申立てと取消しの訴えは延期効果がない。民間雇用主に対しては、行政強制手続に関する規定による強制執行が実施される。公共団体の場合、中央扶助事務所は、監督官庁に依頼して、監督官庁の決定により連邦および州の最高官庁の決定を斡旋してもらう。調整負担金の追徴と免除は、雇用主の届出受領に続く暦年が経過すると、失効する。
- (3) 調整負担金は、重度障害者の就業や雇用に必要な支援 (第 31 条第 1 項第 3 号) に他の資金源からの資金が与えられていない、または与えられない場合に限り、この目的のみに使用するものとする。調整負担金の収入から、行政の人件費と物的費用ならびに手続費用を賄わないものとする。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、証明書の作成、調整負担金の使用に関する詳細規定を公布する権限を与えられている。第 12 条第 2 項は変更なし。中央扶助事務所は、中央扶助事務所の障害者に関する諮問委員会 (第 32 条) に、同委員会の依頼に応じて、調整負担金の使用に関する概要を提出するものとする。
- (4) 中央扶助事務所は、調整負担金収入の 45 パーセントを調整準備金 (第 12 条) に回すものとする。調整は中央扶助事務所間でも行われる。個々の中央扶助事務所に割当てられる調整負担金収入の割当額の見積は、
- * この法律の適用範囲の居住者人口に対する中央扶助事務所の管轄領域の居住者人口の割合の平均値、および
 - * この法律の適用範囲における重度障害者と同等の者の就業者数と失業者数に対する中央扶助事務所の管轄領域において第 7 条第 1 項に規定する雇用義務を負う雇用主の企業 (Betrieb) または行政機関 (Dienststelle) に就業する者と職業安定所に失業者として届出られた重度障害者と同等の者の人数の割合の平均値から求められる。
- (5) 中央扶助事務所に残った調整負担金は、中央扶助事務所が別途これを管理する。決算書の作成ならびに請求書および領収書に関する正式な会計制度は、この職務の一般的基準になる規定により規制される。
- (6) 30 人以上の雇用者を雇用する事業場において重度障害者の雇用が雇用義務を必要としないほど上回る場合には、連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、全般的には特定期間または州雇用事務所管轄区域について、これを減少または免除することができる。

- (7) 調整負担金を支払う義務(第1項)について、第5条第3項第1号所定の職場については連邦が、第5条第3項第2号所定の職場については州が雇用主である。

第12条 調整準備金

- (1) 重度障害者の職場への採用と雇用を促進し、重度障害者の労働支援 (Arbeitsfoerderung) と職業支援 (Berufsfoerderung) の分野で多数の州の関心事に役立つ制度と対策を促進するため、この法律の発効日をもって、連邦労働社会省では、用途の決定した複合資金 (Vermögensmasse) 「重度障害者の作業、職業と社会に対する適応を目的とする超地域的対策のための調整基金」を設定した。連邦労働社会省がこの調整基金を管理する。
- (2) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、調整基金の形成と資金の使用と授与手続と管理手続に関する規定を公布する権限を持っている。

第3章 雇用主のその他義務と重度障害者の権利

第13条 連邦雇用庁と中央扶助事務所に対する雇用主の義務

- (1) 雇用主は、雇用主のもとで就業する重度障害者、その同等者、その他これとともに算入可能な者を企業別、行政機関別に記録して、要請があれば、企業または行政機関の所在地を管轄する職業安定所および中央扶助事務所の代理人に閲覧させるものとする。
- (2) 雇用主は、その所在地を管轄する職業安定所に中央扶助事務所用の写しを添えて、月単位に分類した前年度の分を遅くとも3月31日までに提出するものとする。
- 1 第7条第1項による雇用者数 (Arbeitsplatz) 、そのうち、第8条第1文による雇用義務者数ならびに第7条第2項および第3項により雇用者とみなされない者の数 (企業別、行政機関別に) 。
 - 2 各企業と行政機関で就業する重度障害者、それと同等な者、その他これとともに算入可能な者の人数、そのなかには、訓練およびその他職業訓練のため採用した重度障害者の人数を、そのグループ別に。
 - 3 重複計算 (Mehrfachanrechnung) 、および
 - 4 調整負担金総額。

雇用主が所定の届出を6月30日までに行わなかった場合および届出が不適切または不完全な場合、職業安定所は第1項第1号ないし第3号迄の規定により届出るべき状況に関する確認通知を発出する。雇用主は、連邦雇用庁が報告期間に発生した変化のみを届出ることを認めない場合には、届出に第1項所定の記録の写し2部を添付しなければならない。雇用主は、経営協議会 (Betriebsrat) 、職員協議会 (Personalrat) 、裁判官評議会 (Richterrat) 、検察官評議会 (Staatsanwaltsrat) 、裁判官人事委員会 (Prasidialrat) 、利益代表委員 (第24条) 、雇用主の代理人 (第28条) に、それぞれ届出書と記録の写し各1部を交付するものとする。

重度障害者雇用義務のない雇用主は、連邦雇用庁から要請された場合に限り、第1文による届出書を代表的分割調査 (Teilerhebung) の枠内で届出なければなら

ない。

これは、職業安定所管内で分類された第1項第2号所定の保護対象グループを把握する目的で5年毎に行われる届出である。連邦雇用庁は、各公共団体雇用主の雇用率に関する概要報告書を毎年作成し発行するものとする。

- (3) 雇用主は、連邦雇用庁と中央扶助事務所の代表者に、この法律の実施に必要な情報を提供しなければならない。
- (4) 雇用主は、重度障害者の利益のために必要であり、企業または行政機関の機密を危険にしない限り、連邦雇用庁と中央扶助事務所の代表者に、企業または行政機関の概要情報を提供しなければならない。
- (5) 雇用主は、重度障害者の利益代表委員（第24条および第27条）を選任後に直ちに氏名を、また、重度障害者の要件に関する代理者（第28条）の氏名を任命後直ちに、企業または行政機関の所在地を管轄する連邦雇用庁および中央扶助事務所に通知するものとする。
- (6) 削除。

第14条 雇用主の義務と重度障害者の権利

- (1) 雇用主は、新たに雇用者を採用する際、重度障害者、特に、職業安定所に申請中の重度障害者をその職に充てることができるかを検討する義務を負う。雇用主は、職業安定所と早期に連絡を取るものとする。職業安定所は、雇用主に適切な重度障害者を推薦しなければならない。職業安定所の職業紹介提案と重度障害者の当面の志望について、雇用主は、直ちに利益代表委員と第23条に規定する利益代表に伝えなければならない。重度障害者の裁判官の求人の場合には、裁判官人事委員会が任命に参加するときは、同委員会が情報を提供し、意見聴取を行わなければならない。第1文に規定する検討の場合、雇用主は、第25条第2項による利益代表委員を参加させ、第23条に規定する利益代表委員の意見聴取を行わなければならない。雇用主が雇用義務を履行せず、重度障害者利益代表または第23条の規定する利益代表委員が計画的決定に賛成しない場合には、当該利益代表委員はその理由を説明して雇用主と検討をしなければならない。その際、重度障害者の意見聴取を行わなければならない。雇用主は行った決定とその理由をすべての関係者に遅滞なく提供するものとする。重度障害者が職を求める場合に、重度障害者が利益代表委員の参加を明確に断ったとき、利益代表委員は参加できない。
- (2) 雇用主は、その企業または行政機関において、少なくとも重度障害者の前記人数ができるだけ継続的で障害に対応した雇用ができるよう、適切な措置を講じ、保証する義務を負うものとする。
- (3) 重度障害者は、雇用主に対し、次のような要求ができるものとする：
 - 1 その仕事が自分の能力と知識を最大限に活用し発展させうるものであること。
 - 2 職業上の進歩のために企業内の職業訓練の機会を与えられること。
 - 3 可能な限り企業外の職業訓練を受ける便宜が図られること。
 - 4 特に職場での事故を防ぐために、障害にあった作業所の改築や、設備・機械等に特別な装置や配慮がなされること。

5 必要な技術的な援助が与えられること。

第1号、第4号および第5号の措置を実施する場合、職業安定所と中央扶助事務所は、就業にとって重要な重度障害者の特性を考慮して、雇用主を支援しなければならない。第1項による請求権は、その請求権の履行が雇用主に無理であり、もしくは多大な経費を必要とする場合、または国家もしくは同業者（障害）保健組合の労災防止規則、または公務員法規則に反する場合、存在しない。

- (4) 雇用主は、短時間就労を促進しなければならない。雇用主がこの制度を促進する場合、中央扶助事務所が支援する。障害の種類と程度により短時間就労が必要な場合、重度障害者は、短時間就労を要求することができる。この場合でも第3項第3文が準用される。

第14a条 連邦レベルの公共団体の特別な義務

第5条第3項第1号と第4号に規定する連邦レベルの公共団体である行政機関は、空席になり新たに採用する職務を職業安定所に通知しなければならない（第7条第1項）。

このような職務を希望し、またはこのような職場を職業安定所から紹介された重度障害者は、紹介面接（Vorstellungsbesprechung）に招集される。紹介面接は、求職者が明らかに専門的に不適切な場合、不可欠である。当該行政機関については第14b条と一致する規則があり実施されている場合は、第14b条による統合協定は必要ない。

第14b条 統合協定（Integrationsvereinbarung）

- (1) 雇用主は、雇用主の代理人（第28条）と協力して、重度障害者のための利益代表委員、第23条に規定する利益代表委員と拘束力ある統合協定を締結する。重度障害者のための利益代表委員の申請により、第23条に規定した利益代表委員の参加のもとに話し合いが行われる。雇用主または重度障害者代理人は、統合協定の話し合いに参加させるため、福祉事務所を招集することができる。

協定書は、雇用主の所在地を管轄する職業安定所に提出するものとする。重度障害者のための利益代表委員のいない企業と行政機関では、第23条に規定する利益代表委員の申請により、統合協定が締結される。

- (2) この協定には、特に、人員計画、職場形成、作業環境の形成、作業組織、就業時間ならびに企業と行政機関の就業規則に重度障害者を含めることに関する規定を含めるものとする。人員計画の場合、女性重度障害者の適切な雇用率による特別な雇用規則を計画すべきである。
- (3) 雇用主は、重度障害者集会で、重度障害者の雇用適合に関するすべての問題について報告するものとする。

第14c条 予防

雇用関係（Arbeitsverhaeltnisse）を危機にさらす可能性ある雇用関係における人事問題、企業に原因する問題が発生した場合、これら問題を除去し雇用関係をできるだけ継続的に維持するため、できるだけ早く重度障害者のための利益代表委員と第23条に規定する利益代表委員を入れて、すべての可能性と使用できるすべての支援について助言を求め、でき

るだけ高い経済性について討議しなければならない。

第4章 解雇からの保護

第15条 同意の必要性

重度障害者の解雇には、中央扶助事務所の事前同意を必要とする。

第16条 解雇予告期間

解雇予告期間は、少なくとも4週間とする。

第17条 申請手続

- (1) 雇用主は、解雇事前同意を、雇用主の企業または行政機関の所在地を管轄する中央扶助事務所に、申請書を2部作成して申請するものとする。この法律に規定する企業または行政機関の概念は、経営体規則法 (Betriebsverfassungsgesetz) および (公務員) 職員代表権 (Personalvertretungsrecht) により規定される。
- (2) 中央扶助事務所は、管轄職業安定所、経営協議会または職員協議会および代表委員に意見を求めなければならない。
- (3) 中央扶助事務所は、この手続について同意を得るよう努力しなければならない。

第18条 中央扶助事務所の決定

- (1) 中央扶助事務所は、話合に基づき必要であれば、申請のあった日から1ヶ月以内に解雇決定を行うものとする。
- (2) この決定書は、雇用主と重度障害者に送達するものとする。職業安定所には、解雇決定書の写しを送達するものとする。
- (3) 中央扶助事務所が解雇に同意した場合、雇用主は、決定書送達後1ヶ月以内にしか解雇を表明できない。
- (4) 解雇に関する中央扶助事務所の同意に対する異議申立てと取消しの訴えには、停止効力はない。

第19条 裁量決定の制限

- (1) 中央扶助事務所は、解雇予告日 (Kuendigung) から給与もしくは賃金が支払われる日までの期間が少なくとも3ヶ月ある場合には、企業または行政機関における一時的な停止や解消でない解雇予告について、同意を与えなければならない。中央扶助事務所は、重度障害者の残留人数が第5条に規定する義務の履行に十分な場合には、同じ前提条件で、企業または行政機関における一時的な制限でない解雇予告に同意を与えなければならない。同じ雇用主の同一企業もしくは同一行政機関の他の職場、または他の企業もしくは他の行政機関の他の自由な職場における継続雇用が重度障害者の同意を得て可能であり、雇用主にとって無理でない場合には、第1文および第2文は適用されない。
- (2) 重度障害者に別の適切な無理でない職場が保証されている場合、中央扶助事務

所は同意を与えなければならない。

- (3) 雇用主の財産に関する支払不能訴訟手続が開始されているとき、次の場合に中央扶助事務所は同意を与えなければならない：
- 1 重度障害者が利益調整において、すなわち、解雇予定の従業員に指定されている場合（破産法第125条）
 - 2 第25条第2項による利益調整が行われるときに、重度障害者のための利益代表委員が参加している場合、
 - 3 利益調整により解雇予定の重度障害者人数の雇用されている重度障害者人数に対する割合が、解雇予定の他の従業員人数の他の雇用従業員人数の割合より大きくない場合、
 - 4 利益調整により雇用主のもとに残留する重度障害者総数が、第5条の義務履行に十分である場合。

第20条 例外

- (1) 本章の規定は、次の重度障害者には適用されない：
- 1 解雇予告通知受領時点で雇用関係が中断することなく、まだ6ヶ月未満である重度障害者
 - 2 第7条第2項第2号ないし第6号に規定する職に従事している重度障害者
 - 3 解雇によって労働関係が終わり、かつ
 - a) 58歳に達し、退職一時金支給、補償金または社会計画に基づく同様な支給に対する請求権を有する重度障害者、
 - b) 社会法典第6巻に基づく坑夫調整支給（Knappschaftsausgleichsleistung）または鉱山の解雇従業員に対する適応手当に対する請求権を有する重度障害者。
- ただし、雇用主が重度障害者に解雇予告の意志を適時に表示し、当該重度障害者が解雇予告を伝えられるまで異議申立てをしない場合に限る。
- (2) 本章の規定は、天候の理由による解雇の場合は、仕事の再開時の再雇用が保証されている限り適用されない。
- (3) 雇用主は、第1項第1号の場合、重度障害者の試験的採用と雇用関係の終了を他の法律による届出とは無関係に、4日以内に届出なければならない。

第21条 特別解雇予告

- (1) この項の規定は、第16条を除き、以下の諸規定から逸脱しない限り、特別解雇予告の場合にも適用される。
- (2) 解雇予告に対する同意は、2週間以内に申し出なければならない。その基準は、中央扶助事務所に申請が送達された日である。この期間は、雇用主が解雇の基準になる事実を知った時点から始る。
- (3) 中央扶助事務所は、申請受領の日から2週間以内に決定を行うものとする。この期間内に決定が行われない場合、同意したものと解釈される。
- (4) 中央扶助事務所は、障害と関係ない理由により解雇がおこなわれる場合、同意

を与えるものとする。

- (5) 解雇に対する同意受領後直ちに表明される場合、民法典(Buegerliche Gesetzbuch) 第 626 条第 2 項第 1 文に規定する期間経過後にも解雇予告できる。
- (6) ストライキまたはロックアウトのみを理由として即時解雇される重度障害者は、ストライキまたはロックアウト終了後、再び雇用されるものとする。

第 22 条 解雇からの保護の拡張

重度障害者の雇用関係の終了が、就業不能または生計不能になったとき期限つきで解雇予告なしで行われる場合には、中央扶助事務所の事前同意が必要である。正規の解雇予告に対する同意に関する規定が準用される。

第 5 章 経営協議会 (Betriebsrat)、職員協議会 (Personalrat)、裁判官評議会 (Richterrat)、 検察官評議会 (Staatsanwaltsrat)、裁判官人事委員会 (Präsidiaralrat) の重度障害者のための利益代表委員

第 23 条 経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会の、 重度障害者のための利益代表委員

経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会の、重度障害者のための利益代表委員は、重度障害者の雇用適合を促進するものとする。これら当事者は、特に第 5 条、第 6 条および第 14 条ないし第 14c 条の規定による雇用主の義務の履行を注意し、重度障害者のための利益代表委員を選ばなければならない。

第 24 条 重度障害者のための利益代表委員の選出と在任期間

- (1) 少なくとも 5 人の重度障害者が雇用されている企業および行政機関では、重度障害者のための利益代表委員 (以下「利益代表委員」という。) ならびに利益代表委員が不在のときの、代理者を 1 人選任しなければならない。更に、少なくとも 5 人の重度障害者が所属する裁判所では、1 人の裁判官を利益代表委員に選任するものとする。第 2 文は、検察官に特別な職員利益代表 1 人が選定されている場合、検察官にも準用される。第 1 文の前提条件を履行しない企業または行政機関は、近隣の企業または同レベルの行政機関を一つにまとめて利益代表委員を選出することができる。必要であれば、分野別および同審級の裁判所を統合することもできる。このような統合については、企業または裁判所を含む行政機関の所在地を管轄する中央扶助事務所の同意を得て雇用主が決定する。
- (2) 選挙権者は、企業または行政機関に就業する重度障害者である。
- (3) 被選挙権は、企業または行政機関において 6 ヶ月以前から就業しており 選挙日において 18 歳になっている者全員である。企業または行政機関の存続期間が 1 年未満の場合、被選挙権には 6 ヶ月の就業期間は必要ない。法律により経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会に所属できない者は被選挙権者にはなれない。
- (4) 連邦職員代表法にもとづき軍人代表を選出する国防軍の機関の場合、重度障害

軍人にも選挙権があり、軍人にも被選挙権がある。

(5) 通常選挙は、4年ごとに11月1日から30日までの期間に行われる。次の場合は、前記の期間以外の時期に選挙が行われる。:

- 1 利益代表委員のポストが失効し、後任者がいない場合
- 2 選挙が意義申立てにより取消しされた場合
- 3 利益代表委員がまだ選出されていない場合

定期的な選挙に規定された期間以外に利益代表委員の選挙が行われた場合には、選挙に続く次の定期選挙期間に利益代表委員が新たに選挙される。利益代表委員の在職期間が定期選挙として規定された期間の始期までに1年未満の場合には、定期選挙の期間までの利益代表委員を新たに選出しなければならない。最初の定期選挙は、1986年8月1日に行われた。1986年8月1日に在任の利益代表委員は、新しい選挙結果が公表されるまで在職する。在職期間が1年未満の場合、最初の定期選挙は1990年に行われる。利益代表委員は選挙結果が公表されるまで在職する。

(6) 利益代表委員およびその代理者は、多数決の原理に基づく秘密間接選挙で選ばれる。更に、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会の選挙における選挙意義申立て、選挙保護に関する規定が準用される。選挙権を有する重度障害者が50人以下の企業と行政機関においては、利益代表委員およびその代理者は、企業または行政機関が場所的に相互に遠く離れて位置しない場合、簡単な選挙方法により選出すべきである。一つの企業または一つの行政機関において利益代表委員が選ばれなかった場合には、当該企業または当該行政機関を管轄する中央扶助事務所が、選挙役員選任目的で重度障害者総会を招集することができる。

(7) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、利益代表委員の選挙の準備と実施に関する詳細規定を公布する権限を有する。

(8) 利益代表委員の在職期間は4年である。その期間は、選挙結果の公表の日から始まるものとし、従前の利益代表委員の在職期間が未だ終了していない場合には、その期間が経過した日に始まるものとする。利益代表委員が利益代表委員を辞め、労使関係、雇用関係もしくは裁判官関係から退職し、または被選挙権を喪失した場合には、その職は予定より早く終了する。利益代表委員が早期に利益代表委員を辞める場合には、最高投票数で選ばれた代理者が、早期に辞した利益代表委員の残存任期を継承し、利益代表委員の職務は代理者が行う。有権重度障害者の4分の1の提案により、中央扶助事務所(第41条)の異議審査委員会(Widerspruchsausschuss)は、利益代表委員の職務(Amt)を、義務の著しい不履行の理由により、失効させる決議を行うことができる。

(9) 利益代表委員が1人の女性によって代表され場合、この女性は(女性)利益代表委員と呼ばれ、重度障害利益代表が1人の男性によって代表され場合、この男性は(男性)利益代表委員と呼ばれる。

第25条 利益代表委員の任務

(1) 利益代表委員は、企業または行政機関による重度障害者の雇用を促進し、企業

または行政機関において重度障害者の利益を代表し、および重度障害者に助言と援助を行い、これを支援しなければならない。重度障害者利益代表委員は、特に次の各号に掲げることを行わなければならない。

1 重度障害者の利益のために適用される法律、法規命令、賃金協定、経営体内の合意 (Betriebsvereinbarung)、雇用協定 (Dienstvereinbarung)、行政命令を実施すること、特に、第 5 条、第 6 条、第 14 条ないし第 14c 条による雇用主の義務を履行することを監視すること。

2 重度障害者に有効な措置、特に予防措置を管轄当局に提案すること。

3 重度障害者の提案と苦情を受け付けること、正しいと思われたとき、雇用主と協議して解決策を探すこと、重度障害者に協議の状況と成果を報告すること。

利益代表委員は、重度障害者の援護局 (Versorgungsverwaltung) に対する被用者 (Beschaeftigte) の障害者認定、障害程度等級と重度障害者資格の認定に関する申請、(重度障害者と) 同等扱い (Gleichstellung) に関する職業安定所に対する申請を支援しなければならない。通常 200 人以上の重度障害者を雇用する企業と行政機関では、利益代表委員は、雇用主の情報提供に従って、最高の得票数で選ばれた代理者に一定の任務を分担させることができる。

(2) 利益代表委員が、各重度障害者または重度障害者グループに関係するすべての要件について雇用主から適宜に、包括的に情報提供を受け、決定事項を知らされなければならない。決定を行った場合には直ちに利益代表委員に通知しなければならない。利益代表委員が参加しないで第 1 項により行われた決定の実施または履行は、一時的に延期される。参加の補充は、7 日以内に行い、その後最終的な決定を行う。利益代表委員は、第 14 条第 1 項による手続で参加する権利を有する。

(3) 重度障害者は、自分の人事記録に利益代表委員の参加を求める権利を有する。利益代表委員は、人事記録の内容については、当該重度障害者により秘密保持の義務から解放されない限り、秘密を厳守するものとする。

(4) 利益代表委員は、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会ならびにその諸委員会、労災防止委員会のすべての会議にアドバイザーとして参加する権利を有する。利益代表委員は、各重度障害者または重度障害者グループに特に関係するすべての案件を次の会議の議事日程に提案できる。経営協議会、職員協議会、裁判官評議会または検察官評議会の決議が重度障害者の重要な利益を著しく侵害すると利益代表委員が見なした場合、または利益代表委員が第 2 項第 1 文に反して参加していなかった場合、決議に関する利益代表委員の提議に基づき、決議は、決議が行われた日から 1 週間の期間延期 (aussetzen) される。決議の延期に関する経営体規則法と職員代表権に関する規定が準用される。

この決議の延期は、期限を延長するものではない。裁判所構成法 (Gerichtsverfassungsgesetz) 第 21e 条第 1 項と第 3 項の場合、利益代表委員は、緊急な場合を除き、当該重度障害者の裁判官の提案に基づき裁判所の総務部から聞くことができる。

- (5) 利益代表委員は、経営体規則法第 74 条第 1 項、連邦職員代表法第 66 条第 1 項、ならびに雇用主と第 4 項に規定する代表との間のその他職員代表権に関する相当規定による会議に参加を求めることができる。
- (6) 利益代表委員は、少なくとも年に 1 回、重度障害者総会を企業または行政機関において開催する権利を有する。従業員総会 (Betriebsversammlung) と職員総会 (Personalversammlung) に関する規定が準用されるものとする。
- (7) 1 つの案件に裁判官の利益代表委員と他の官庁職員の利益代表委員が関係している場合には、両者はともに協力するものとする。

第 26 条 利益代表委員の権利と義務

- (1) 利益代表委員は、この職務 (Amt) を名誉職として無償で実施する。
- (2) これら利益代表委員は、職務を遂行するにあたって、妨害を受けたり、利益を受けたりしてはならない。このことは、かれらの職業にも適用される。
- (3) これら利益代表委員は、雇用者と同じ身分上の法的地位、特に、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会の会員と同等の解雇の保護権、転勤の保護権、派遣の保護権を有する。代理者は、代理期間と第 25 条第 1 項第 3 文による支援の期間に、利益代表委員と同じ法的な身分上の地位を持っており、更に、第 1 文に規定された利益代表委員の代理者と同じ法的地位を持っている。
- (4) 利益代表委員は、その職務を果たすのに必要な場合および必要である限り、賃金または手当の減少を招くことなく、その (固有の) 職業活動から免除される。企業または行政機関で通常少なくとも 200 人の重度障害者が就業している場合、利益代表委員は、自己の意志により退任できる。継続することも可能である。第 1 文は、利益代表委員に必要な知識を教える訓練・教育行事への参加に適用される。第 3 文は、次の場合、最高投票数で選ばれた代理者にも適用される：
 - 1 第 25 条による絶え間ない援用、
 - 2 長期にわたる職権保有者の頻繁な代理、
 - 3 短期間の利益代表委員職務の予測可能な後任者。訓練・教育行事への参加が必要である。
- (5) (職業活動から) 免除された利益代表委員は、職業に関する企業内または企業外の措置から除外してはならない。免除期間終了後 1 年以内は、免除により休止していた昇進の遅れを取り戻す機会を企業または行政機関において可能な範囲で、与えなければならない。連続する 3 年間の全職務期間に (職業活動から) 免除された利益代表委員には、遅れを取り戻す期間を 2 年間に延長する。
- (6) 企業の条件により、または行政機関の理由により勤務時間外に実施しなければならない活動を調整するため、利益代表委員は、賃金または手当の減少を招くことなく、適切な就業または服務免除を請求する権利を有する。
- (7) 利益代表委員の義務は次の通りである：
 - 1 職務上知り得た、内容および意義から極秘扱いを要する第 7 条に規定する被用者の個人的事情と要件の秘密を厳守すること、
 - 2 職務上知り得た、または、雇用主から明確に機密保持を指示された企業なら

びに職業上の秘密を開示し、もしくは使用しないこと。

以上の守秘義務は、この職務退任後においても適用されるものとする。連邦雇用庁と中央扶助事務所の職務が、重度障害者に対し、段階的職員協議会(第27条)の利益代表委員に対し、経営体規則法第79条第1項に対し、職員代表権の関連規定に規定する代表、人員、職位に対し必要とする場合、この義務は、連邦雇用庁と中央扶助事務所には適用されない。

- (8) 利益代表委員の活動によって発生する費用は雇用主が負担する。同じことが、最高投票数で選ばれた代理者の第4項第3文による訓練・教育行事に対する参加により発生する費用にも適用される。
- (9) 雇用主が、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会の会議、面接時間、継続的な業務執行の使用に提供する部屋と業務必需品は、利益代表委員に同様な目的に使用する部屋や業務必需品がない場合、利益代表委員の使用にも提供される。

第27条 コンツェルン、全体、管轄、中央の重度障害者のための利益代表委員

- (1) 1つの雇用主の多数の事業所に対し1つの全体経営協議会 (Gesamtbetriebsrat) を、または多数の行政機関の業務領域に対し1つの全体職員協議会 (Gesamtpersonalrat) を設ける場合、個々の企業または行政機関の利益代表委員は、1人の全体の利益代表委員を選出する。1人の利益代表委員を1つの企業または1つの行政機関が選出した場合、この利益代表委員は、全体の利益代表委員の権利と義務を行うものとする。
 - (1a) 多数の企業に対し1つのコンツェルン経営協議会が設けられる場合、全体の利益代表委員が、コンツェルン利益代表委員を選ぶものとする。
- (2) 1つの管轄または中央職員協議会が設けられている多段式行政機関 (mehrstufige Verwaltung) の業務領域に対しては、中央官庁の場合は中央官庁の利益代表委員とその付随行政機関の利益代表委員から1人の管轄利益代表委員を選出するという条件つきで第1項が基準になる。最上級行政機関の場合は、その利益代表委員と業務領域の利益代表委員から1人の中央利益代表委員を選出するものとする。管轄利益代表委員の人数が10人以下の場合、付随行政機関の利益代表委員にも選挙権がある。
- (3) 地方または中央裁判官評議会が設けられる管轄区の裁判所については、第2項が準用される。州裁判所の管轄区において、第24条に基づいて2以上の利益代表委員を選出すべきであるが、当該管轄区に中央裁判官評議会が設置されていない場合には、第2項を準用し、中央利益代表委員を選出しなければならない。中央利益代表委員は、裁判官人事委員会に対して重度障害者利益代表委員の任務を遵守するものとする。
- (4) 第1項ないし第3項により新たに選ばれる各利益代表委員については、少なくとも1人の代理者が選ばれる。
- (5) 全体の利益代表委員は、雇用主全体としての企業、または多数の企業もしくは行政機関に関する事項、個々の企業または行政機関の利益代表委員により調整で

きない要件における重度障害者の利益、および、1つの企業もしくは行政機関に就業しているが利益代表委員を選出できず、もしくは選出していない重度障害者の利益を代表する。多段式行政機関について段階式利益代表が選ばれない場合、第1文は、コンツェルン、管轄、中央利益代表委員、ならびに最上級官庁の利益代表委員に適用される。第2文により権限を有する利益代表委員は、上位行政機関が決定する重度障害者の個人的要件にも権限を有する。この利益代表委員は、重度障害者を雇用している行政機関の利益代表委員に発言の機会を与える。第3文は、職員協議会が参加する場合には適用されない。

(6) 第24条第3項ないし第8項、第25条第1項第4文、第2項、第4項、第5項および第7項、ならびに第26条が準用される。全体および管轄利益代表委員の選挙が12月1日から1月31日まで、コンツェルンおよび中央利益代表委員の選挙が2月1日から3月31日までに行われることを条件として、第24条第5項が適用される。

(7) 第25条第6項は全体および管轄利益代表委員または中央利益代表委員による集会の実施にも準用される。

第28条 雇用主の代理人 (Beauftragter)

雇用主は、重度障害者に関する責任を代理する1人または必要があれば複数の代理人を任命することができる。代理人は、本人ができるだけ重度障害者であることが望ましい。代理人は、本法律により雇用主に課せられた義務を履行すべく努力するものとする。

第29条 協力

(1) 雇用主、雇用主に雇用される者、利益代表委員、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会は、重度障害者を企業または行政機関に雇用するため密接な協力をおこなうものとする。

(2) 第1項に掲げた者、代表、この法律の実施代理職、リハビリテーション実施者は、相互に協力してそれぞれの任務を遂行する。利益代表委員と雇用主の代理人は、連邦雇用庁と中央扶助事務所との間の連絡業務を行う。

第6章 法律の施行

第30条 中央扶助事務所と連邦雇用庁の間の協力

(1) この法律に定める義務が雇用主の自由意志による決定により履行されない場合、この法律が中央扶助事務所と連邦雇用庁の間の密接な協力により実施される。

(2) 現行法律によりリハビリテーション実施者に義務づけられる任務は、これを妨げられないものとする。

第31条 中央扶助事務所の責務

(1) 中央扶助事務所は次の義務を有する：

1 調整負担金の徴収と使用、

- 2 解雇からの保護、
 - 3 障害者の就業や雇用に必要な援助、
 - 4 広報活動と各種の講座や講習会の開催
- (2) 障害者の就業や雇用に必要な援助は、連邦雇用庁およびその他のリハビリテーション実施者との密接な協力で行われなければならない。この援助の効果の目的は、リハビリテーション実施者と雇用主の措置により、重度障害者の社会的地位を低下しないようにしながら、職場で能力と知識を完全に活用し更なる発展を続けることができ、非障害者との競争で自己主張できるようにすることである。期限つき、または、週当たり 15 時間の範囲の短時間就業も雇用義務の対象者と見なされる。障害者の就業や雇用に必要な支援は、個々の場合の事情により必要な重度障害者の心理社会的看護も含む。中央扶助事務所は、この責務を遂行するとき、自由公益機関と組織 (freie gemeinnuetzige Einrichtung und Organzation) の心理社会的サービスに参加することができる。更に、中央扶助事務所は、就業上の問題を防止し、または除去するよう努めなければならない。更に、中央扶助事務所は、利益代表委員、雇用主の代理人、経営協議会、職員協議会、裁判官評議会、検察官評議会、裁判官人事委員会に対する訓練・教育措置を実施しなければならない。
- (3) 中央扶助事務所は、障害者の就業や雇用に必要な支援を実施する権限の枠内で、特に次の案件に対して資金を交付する：
- 1 重度障害者に対し：
 - a) 技術的な援助、
 - b) 職場の確保、
 - c) 自立した就労の確立と維持、
 - d) 住宅の整備と確保、
 - e) 労働力の確保、
 - f) 職業に必要な知識と技術の習得の機会を与える、
 - g) 特別な生活状況の援助
 - 2 雇用主に対し、
 - a) 職場を重度障害者の必要に応じて改築したり設備を整備する費用、
 - b) 第 6 条第 1 項第 1 号 a ないし d、および第 9 条第 2 項に規定する重度障害者を雇用するための企業が特別大きい支出を必要とする場合、その費用。
 - 3 非営利団体と組織、および第 1 1 章に規定する統合企業の代表者 (Traerer) に対しては、中央扶助事務所は、啓蒙活動、訓練・教育の実施に対する資金を交付することができる。
- (3a) 重度障害者は、障害者の就業や雇用に必要な支援に対する中央扶助事務所の権限の枠内で調整負担金から、必要な労働支援の費用の負担請求権を有する。連邦政府は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、当該請求権の条件に関する詳細規定と支給額と支給時期を規定する権限を持っている。
- (4) 他の義務は、第 3 項による影響を受けない。リハビリテーション実施者に対する支給は、例え請求権がないとしても、この法律により当該支給が規定されてい

るので、拒絶することはできない。中央扶助事務所の支給による増額は行われ
ない。

- (5) 障害者の就業や雇用に必要な支援のための経費を誰が負担するか不明確な場合、
または他の理由により必要な措置が遅滞なく導入されないと認められる場合には、
中央扶助事務所が暫定的に経費を支給する。他の負担者に責任ある経費を中央扶
助事務所が支払った場合、他の負担者は当該経費を負担しなければならない。
支払請求権は、直近の暫定支給金を支払った日から2年経過すると無効になる。

第32条 中央扶助事務所の障害者に対する諮問委員会

- (1) 各中央扶助事務所には、障害者の労働生活への適合を促進する諮問委員会が設
けられており、当該諮問委員会は、この法律を実施しるとき中央扶助事務所を
支援し、調整負担金を支給するときに協力する。調整負担金が当該制度促進の目
的に使用される限り、諮問委員会は、中央扶助事務所に決定に対する提案を行う。
- (2) 諮問委員会は、10人の委員から構成され、その内訳は次の通りである：
2人は雇用者の代表。
2人は雇用主の代表、そのうち1人は公共事業体から。
4人は障害者組織の代表。
1人は州の代表。
1人は州の職業安定所の代表。
各委員は代理者を任命することができる。委員と代理者は、管轄中央扶助事務
所の区域内に住所を持つ者とする。
- (3) 中央扶助事務所 (Hauptfuersorgestelle) は、次の代表を任命する：
関係州の労働組合の提案に基づく雇用者代表1人。
関係州の雇用主団体の提案に基づく民間雇用主の代表1人。
障害者全体を代表するため、会員の構成に従って任命された各州の障害者連盟
の提案による障害者組織の代表者 (複数)。
管轄最上級州官庁または当該最上級官庁に指名された官庁が州の代表を任命す
る。
1人は州の職業安定所の代表。
州職業安定所の長官が州職業安定所の代表を任命する。

第33条 連邦雇用庁の責務

- (1) 連邦雇用庁の義務は次の通りである：
1 作業所に就業する障害者に対する一般の労働市場への紹介を含む重度障害者
の職業相談、訓練紹介、職業紹介
2 重度障害者を訓練所と職場に配置するときの雇用主に対する助言
3 特に次の重度障害者の統合促進
a) 職業生活において障害の種類と程度から重度障害者に該当する者 (第6
条第1項)
b) 社会法典第3巻第18条に規定する長期間失業者

- c) 障害者に定評のある作業所での就業に続いて、または第 11 章による統合プロジェクトで雇用される者
 - d) 短時間労働者として雇用される者
 - e) 訓練または継続教育のため雇用される者
 - 4 失業者雇用対策と構造適用対策の枠内における重度障害者の雇用促進、
 - 5 重度障害者との同等扱い、その取消しと無効宣言、
 - 6 届出手続の実施（第 13 条第 2 項）
 - 7 重度障害者を訓練所と職場に配置するときの雇用主に対する助言、
 - 8 一般労働市場に対する特に重度障害者の統合促進（第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項および第 2 項）
 - 9 第 12 章による障害者用作業所の登録と認定と認定取消し（Aufhebung）
 - 10 第 7 章による統合専門機関（Integrationsfachdienst）の登録と認定取消し
- (2) 連邦雇用庁は、その詳細規定と専門的指示により、重度障害者の一般労働市場への統合促進の成果を毎年、連邦労働社会省に報告しなければならない。助成した雇用主数と重度障害者数、使用した総計資金額、平均助成金額のデータもこの報告成果に含まれる。連邦雇用庁は、この成果を公表する。
- (3) 連邦雇用庁は、重度障害者の失業減少、特に女性の重度障害者とそのグループの失業減少を目的とし、また、対応する資金割当を伴い社会法典第 3 卷第 370 条第 2 項第 2 文および第 3 文に基づき行政協定により連邦雇用庁に委託された重度障害者訓練所の提供を促進するための期間を限定した労働市場計画を実施する。
- (4) 連邦雇用庁は、この法律で同施設に委託された責務、および社会法典第 3 卷ですべての職業安定所に委託された障害者と重度障害者の雇用促進の責務を遂行するため、特別な専門官をすべての職業安定所に採用するものとする。この専門官には、支援を必要とする保護対象グループに助言を与え職業を紹介すること、ならびに第 1 項に規定するその他責務を遂行することに、特別な経費を考慮しなければならない。職業安定所（Geschaeftstelle）にこのような職務をもうけることができない場合、その職業安定所で助言と紹介業務に関する専門的重点教育を行うものとする。
- (5) 連邦雇用庁は、第 1 項第 2 号による雇用主に対する助言の枠内で、下記事項を行うものとする：
- 1 雇用主に対し、採用する職務に適切な失業者または重度障害者を、提供された職務に対する能力と障害の影響を詳細に説明して提案すること。
 - 2 可能な限り、または必要な限り、障害者のリハビリテーションの可能性、中央扶助事務所によるリハビリテーション実施者に対する適切な援助、障害者の就業や雇用に必要な支援を説明すること。

第 34 条 連邦雇用庁の障害者諮問委員会

- (1) 連邦雇用庁の本部には、障害者諮問委員会が設置されており、この諮問委員会は、この法律の実施と社会法典第 3 卷による障害者の職業自活への統合を支援しなければならない。

- (2) この委員会は 11 人の委員から構成され、その内訳は次の通りである :
- 2 人は雇用者の代表、
 - 2 人は雇用主の代表、そのうち 1 人は公共事業体から。
 - 5 人は障害者組織の代表。
 - 1 人は中央扶助事務所の代表、
 - 1 人は連邦労働社会省の代表。
- 各委員は代理者を任命することができる。
- (3) 連邦雇用庁長官は ;
- 連邦雇用庁の管理委員会のグループ代表の提案に基づき、雇用主と雇用者の代表を任命する。
- ドイツ全国レベルで障害者を代表するため、会員の構成に従って任命された障害者連盟の提案に基づき障害者組織の代表者 (複数) を任命する。
- ドイツ中央扶助事務所労働組合の提案に基づき中央扶助事務所の代表を任命する。
- 連邦労働社会省の提案に基づき連邦労働社会省の代表を任命する。

第 35 条 障害者リハビリテーション諮問委員会

- (1) 連邦労働社会省は、障害者リハビリテーション諮問委員会を設置し、障害者の職業支援の問題に関して連邦労働社会省に助言し、リハビリテーションに対する能力の均等化に関する法律第 8a 条による調整の責務について連邦労働社会省を支援し、特にリハビリテーション施設の充実促進と調整負担金の授与により連邦労働社会省に協力する。連邦労働社会省の調整負担金授与の決定は、諮問委員会の提案のみに基づいて行われる。
- (2) 障害者リハビリテーション諮問委員会は 38 人の委員から構成され、その内訳は次の通りである :
- 2 人は雇用者の代表、
 - 2 人は雇用主の代表、
 - 6 人は障害者組織の代表、
 - 16 人は州の代表、
 - 1 人は地方自治体の代表、
 - 1 人は中央扶助事務所の代表、
 - 1 人は連邦雇用庁の代表、
 - 3 人は年金保険基金の代表、
 - 1 人は傷害保険基金の代表、
 - 1 人は社会扶助団体の代表、
 - 1 人は民間 (社会) 福祉事業者の代表、
 - 3 人は職業リハビリテーション施設の代表、
- 各委員は代理者を任命することができる。
- (3) 連邦労働社会省大臣は ;
- 連邦労働社会省管理委員会のグループ代理者の提案に基づき雇用主と雇用者の

代表を任命する。

ドイツ全国レベルで障害者を代表するため、会員の構成に従って任命された障害者連盟の提案による障害者組織の代表者（複数）を任命する。

州の提案により州の代表を任命する。

連邦地方自治体中央連合会の提案に基づき地方自治体の代表を任命する。

ドイツ中央扶助事務所労働組合の提案に基づき中央扶助事務所の代表を任命する。

連邦雇用庁長官の提案に基づき連邦雇用庁代表を任命する。

ドイツ年金保険基金連盟の提案に基づき年金保険基金の代表を任命する。

傷害保険基金中央連合会の提案に基づき傷害保険基金の代表を任命する。

社会扶助団体の連邦の協議会の提案に基づき社会扶助団体代表を任命する。

民間（社会）福祉事業の協会の提案に基づき民間（社会）福祉事業者の代表を任命する。

障害者用職業促進施設、職業訓練施設および作業場の連邦協会の提案に基づき職業リハビリテーション施設の代表を任命する。

- (4) 連邦労働社会省大臣は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、諮問委員会の業務管理と手続に関する規定を公布する権限をつ。

第 36 条 共同規定（Gemeinsame Vorschrift）

- (1) 障害者諮問委員会（第 32 条と第 34 条）と障害者リハビリテーション諮問委員会（第 35 条）は、それぞれが属する雇用者、雇用主および障害者組織の代表グループから、それぞれ期間 1 年の議長とその代理者を選ぶ。議長と代理者は、同一グループから選出してはならない。グループは、規則的に、毎年、交互に議長と代理者を立てるものとする。この順序は、会員の任期が終了しても中断しないものとする。議長または代理者が途中で退任する場合、退任者の残存任期は、新議長の選任によって補充するものとする。
- (2) 障害者諮問委員会とリハビリテーション諮問委員会は、少なくとも委員の半数の出席で決議可能になる。決議と決定は単純な多数決で行われる。
- (3) 両諮問委員会の委員は名誉職としてその活動に従事し、任期は 4 年間である。

第 37 条 責務の委託

- (1) 州政府および州政府が指定した機関は、第 4 条第 1 項による認定が適切でない場合、第 4 条第 5 項に規定する証明書の有効期間の延長を他の官庁に委託することができる。更に、他の官庁に証明書の発行をまかせることもできる。
- (2) 州政府および州政府が指定した機関は、この法律による中央扶助事務所の責務と権限を地方扶助事務所に譲渡し、または中央扶助事務所の義務である責務を地域扶助事務所に遂行させることができる。
- (3) 連邦雇用庁は、この法律により州職業安定所に義務がある責務を、第 68 条による責務を除いては、その全部または一部を職業紹介所に譲渡することができる。

第7章 統合専門機関 (Integrationsfachdienste)

第37a条 概念と保護対象者の範囲 (Personenkreis)

- (1) 連邦雇用庁は、重度障害者に対する責務を実施する場合、統合専門機関に下記規定の基準に従って調整基金から交付される調整負担金を使って参加できる。
- (2) 第1項に規定する重度障害者とは、特に次の者である：
 - 1 職業のための支援を特別に必要とする重度障害者、
 - 2 重度障害者で、障害者用作業所での準備の後、雇用と関連して人手を要する高額の個別的援助を要する重度障害者、ならびに、
 - 3 一般労働市場において障害を受け入れてもらうため、統合専門機関の支援を必要とする重度障害者、学校卒業者、
労働生活では特に不利に影響しそれ以外の職業紹介を妨げる事情（年齢、長期間失業、不十分な資格、能力低下）だけ、またはそれとともに作用して一般労働市場への適合を困難にする知的もしくは精神的、または重度の身体、感覚、重複障害を持つ重度障害者には、第1号による職業のための支援が特に必要である。
- (3) 統合専門機関は、第1項による責務設定の枠内で、重度障害でない障害者の雇用促進にも従事することができる。

第37b条 責務

- (1) 統合専門機関は重度障害者の労働生活への統合（できるだけ継続雇用の採用、訓練、支援、確保）に参加して、下記の事項を行わなければならない：
 - 1 重度障害者に助言と支援を与え、適切な職場を紹介すること。
 - 2 雇用主に情報を提供し、助言を与え、支援を行うこと。
- (2) 統合専門機関の責務は次の事項を含む：
 - 1 指定重度障害者の能力を評価し査定すること、重度障害者、委託者、関係する学校または職業訓練機関との密接な協力により一般労働市場に統合する準備のための能力、能率、関心の明細を努力して作成すること。
 - 2 一般の労働市場に適切な雇用（第7条第1項）を開拓すること。
 - 3 雇用予定の重度障害者に準備を行わせること。
 - 4 必要な場合には、雇用または雇用に近い環境での職業能力の訓練を行うこと。
 - 5 企業または行政機関の職員に障害の種類と影響、ならびに適切な行動基準について情報を提供し、助言すること、
 - 6 アフターケア、緊急救助または心理社会的看護を実施すること、ならびに、
 - 7 雇用に対する相談業務を行うこと。

第37c条 委託と責任

- (1) 統合専門機関は、行政委託契約 (Auftragsverwaltung) で活動する。委託者は、任務の遂行に責任を負う。
- (2) 委託者は、契約において、個別ケースにおける統合専門機関の必要な投入の種類、範囲、期間および対価について統合専門機関と決定する。

- (3) 統合専門機関は特に次の関係先と協力する：
- 1 職業安定所の所管機関、
 - 2 中央扶助事務所、
 - 3 管轄内のリハビリテーション実施者、特に傷害保険基金の職業的ヘルパー、
 - 4 雇用主、利益代表委員、その他企業側の利益代表、
 - 5 職業リハビリテーションの修了者を支援するため、付属職員機関および内部統合専門家集団または統合専門機関を伴う関係学校または職業訓練機関、リハビリテーション
- 一般の労働市場への適合の場合に、必要があれば、他の機関、人物と密接に協力する。
- (4) 連邦雇用庁は社会法典第3巻第93条の原則を考慮して、第30条に規定する中央扶助事務所と連邦雇用庁との協力の枠内で、統合専門機関の団体の参加のもとに、委託、協力、専門的指導、監督、品質保証、成果の確認に関して委託者と統合専門員、経営者間の契約について調整しなければならない。
- (5) 連邦雇用庁は、十分な数の統合専門機関を配置するよう努力しなければならない。連邦雇用庁は、原則として、すべての職業安定所管轄内において経営者あたり1つの統合専門機関のみに、または複数の経営者から構成される経営者同盟あたり1つの統合専門機関のみに委託する。この統合専門機関は職業上の心理社会学的職員を含み、経営者 (Traeger) 優先で活動し、地域管轄の中央扶助事務所に委託される。

第 37d 条 専門的要求

- (1) 統合専門機関は、
- 1 人的、場所的、物的装備により、法的責務を引受けられる状態でなければならない。
 - 2 支援すべき保護対象者の範囲 (第 37a 条第 2 項) に関する経験を持っていないなければならない。
 - 3 適切な職業資格、心理社会学的、労働教育的追加資格と十分な職業経験を持った専門家を擁していなければならない。
 - 4 法律的、組織的、経済的に独立していなければならない。
- (2) 統合専門機関の人的需要は、堅固活動、助言活動、平均的な看護経費、助言経費、地域的サービスエリアの広さ、支援対象の雇用主数に従って決定される。重度障害者の中の特別なグループ、特に女性重度障害者グループに対する特別な需要、心理社会学的看護の必要性は、統合専門機関内を特別に分化して、配慮しなければならない。
- (3) 統合専門機関の人員配置では、重度障害者を優先的に考慮しなければならない。その際、適当な割合のポストを重度障害女性に割当てるとする。

第 37e 条 経済的給付

統合専門機関の活動については委託者が報酬を支払う。重度障害者の雇用促進のための

活動に対する報酬は、調整負担金の資金から支払われる。

第 37f 条 成果の確認

統合専門機関は、それぞれの雇用促進のための活動の実績と成果を十分に記録するものとする。成果の概要書を毎年作成し、委託者の詳細基準に従って委託者に提出するものとする。この概要書の構成は、特に、次のデータの性別比較データを含むものとする：

- 1 暦年度における支援案件の増加減少。
- 2 支援案件の現況、
- 3 訓練採用、期限つきまたは期限なし雇用、11 学期終了後の統合プロジェクト、または障害者用作業所における雇用別による職業訓練終了者件数。

第 37g 条 命令権限 (Verordnungsmaechtigung)

連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、統合専門機関に適用される専門的要求と経済的給付、ならびに統合専門機関の概念と責務を詳細に規定する権限を持っている。

第 8 章 重度障害者保護の消滅および取り消し

第 38 条 重度障害者保護の消滅

- (1) 重度障害者の法的保護は、第 1 条に規定する重度障害者の要件がなくなると消滅する。障害の程度が 50 パーセント以下に減少した場合に、減少決定の判定の報告の第 3 暦月終了時に初めて消滅する。
- (2) 同等の障害者 (Gleichgestellte) に対する法的保護は、同等扱い (Gleichstellung) の取消しまたは撤回により消滅する。第 2 条による前提条件が廃止された場合、同等扱いの取消しが認められる。同等扱いの取消しは、第 2 条に規定する要件がなくなったとの判定の報告の第 3 暦月終了時に初めて発効する。
- (3) 障害者は、法定保護が消滅するまでは、雇用主の雇用義務の対象とみなされる。

第 39 条 重度障害者保護の取消し

- (1) 正当な理由なくして雇用を拒否もしくは放棄し、または正当な理由なくリハビリテーション職業助成措置への参加を拒絶、または職業に対する統合を故意の行為によって阻害する重度障害者に対しては、中央扶助事務所は、州職業安定所の了解を得て、この法律上の利益を一時的に停止することができる。このことは、同等扱いの障害者に対しても適用される。
- (2) 重度障害者は、第 1 項による決定に先立ち、その意見を求められなければならない。当該決定の適用期間は、決定の中で規定しなければならない。期間は、決定の日から起算するものとし、6 か月を越えることは許されない。決定は、これを重度障害者に告知すべきものとする。

第 9 章 異議申立手続

第 40 条 異議申立

- (1) 中央扶助事務所の異議申立委員会（第 41 条）は、中央扶助事務所の行政行為と地域扶助事務所の行政行為に対し、行政裁判所構成法の第 73 条に基づく裁決を出す。行政行為が、州最上級官庁である中央扶助事務所が行政行為を命令する場合、予審手続は裁決を必要とする。
- (2) 州職業安定所の異議申立委員会は、職業安定所と州職業安定所がこの法律に基づいて命令する行政行為の場合、社会裁判所法第 85 条に基づく裁決を出す。

第 41 条 中央扶助事務所の異議申立委員会

- (1) 各中央扶助事務所には、それぞれ 1 つの異議申立委員会が設けられるものとし、各委員会は 7 人の委員で構成され、その内訳は次の通りである：
 - 2 人は障害者組織の代表、
 - 2 人は雇用主の代表、
 - 1 人は中央扶助事務所の代表、
 - 1 人は州職業安定所の代表、
 - 1 人は重度障害者の代表委員（男または女）の代表、各委員は代理者を 1 人任命できる。
- (2) 中央扶助事務所は、
 - 各州の障害者連盟の提案にもとづき障害者組織の代表とその代理者、
 - 州管轄の雇用主団体の提案に基づく雇用主代表とその代理者、及び、
 - 利益代表委員（男または女）の代表とその代理者を任命する。州の最上級管轄官庁または当該官庁に任命された官庁が、中央扶助事務所の代表とその代理者を任命する。
 - 州職業安定所の所長が州職業安定所の代表と代理者を任命する。
- (3) 連邦防衛大臣の管掌範囲に属する第 1 項に規定する雇用主の代わりに行政機関または企業で就業する重度障害者の解雇案件では、第 1 項による雇用主の代わりに、公共団体所属機関が入る。中央扶助事務所は公共団体の 1 つの所属機関であり、その代理者は、州政府が決定する州の官庁によって任命され、公共団体の 1 つの所属機関であり、その代理者は連邦政府が決定する連邦官庁によって任命される。重度障害者の雇用者代表は、公共団体の所属機関でなければならない。
- (4) 意義申立委員会の委員の任期は 4 年である。委員会委員は、無償で活動を行う。

第 42 条 州職業安定所の異議申立委員会

- (1) 各州職業安定所には、それぞれ 1 つの異議申立委員会が設けられるものとし、各委員会は 7 人の委員で構成され、その内訳は次の通りである：
 - 2 人は重度障害者の雇用者の代表、
 - 2 人は雇用主の代表、
 - 1 人は中央扶助事務所の代表、
 - 1 人は州職業安定所の代表、

1人は重度障害者の利益代表委員（男または女）の利益代表、各委員は代理者を1人任命できる。

- (2) 州職業安定所の所長は、
州職業安定所の管轄区域を担当する雇用者利益を代表する上で非常に重要な労働組合の了承を得た州職業安定所の管轄区域内の障害者連盟の提案にもとづき雇用者代表とその代理者、
州職業安定所の管轄区域の雇用主連盟が雇用主の利益を代表する上で非常に重要である限り、当該雇用主連盟の提案にもとづき雇用主代表とその代理者、
州職業安定所の代表とその代理者、及び、
利益代表委員（男または女）の代表とその代理者を任命する。
州の最上級管轄官庁または当該官庁に任命された官庁が、中央扶助事務所の代表とその代理者を任命する。
- (3) 第41条第4項が準用される。

第43条 手続規定

- (1) 中央扶助事務所の異議申立委員会（第41条）と州職業安定所の異議申立委員会（第42条）には、第36条第1項と第2項が適用される。
- (2) 異議申立手続では、裁決の前に雇用主と重度障害者のヒヤリングが行われる。
- (3) 異議申立委員会の委員は、偏見をいだという理由で忌避することができる。忌避の決定は、当該委員の所属する委員会が行う。

第10章 その他の規定

第44条 重度障害者優先

他の法律による特定グループを優先的に採用し雇用する義務は、この法律による重度障害者の雇用する義務から雇用主を開放するものではない。

第45条 賃金とその他の手当

- (1) 障害者が年金給付を受けている場合でも、そのことを理由として賃金やその他の手当を減額してはならない。特に障害年金の場合はそれを賃金やその他の手当に算入してはならない。
- (2) 第1項は、実際に職業活動が行われず、年金と相当給付の供与に関する規定が算入または停止を規定しており、賃金とその他の手当が支払われる場合、その期間については第1項は適用されない。

第46条 超過勤務

重度障害者は、本人の希望により超過勤務を免除される。

第47条 追加有給休暇

重度障害者は、年次休暇に加え5日の追加有給休暇を請求できる。この追加有給休暇は

重度障害者の就業時間により増加または減少する。重度障害者の賃金協定等により、5日より長い追加有給休暇を予定している場合、この追加有給休暇は前の5日追加有給休暇の規定の影響を受けずそのままとする。

第48条 不利益調整 (Nachteilsausgleich)

- (1) 障害に原因する不利益および超過経費の補整を目的とする障害者支援 (不利益調整 (Nachteilsausgleich)) に関する規定は、障害の種類と程度を考慮して、障害の原因とは無関係に作成される。
- (2) 従前に適用された法規に基づいて認められた不利益調整はそのまま有効である。

第49条 重度障害者の家内労働就業

- (1) 主として同じ委託者 (Auftraggeber) のために 家内労働に従事し、またはそれと同等の立場にある (家内労働法第1条第1項および第2項) 重度障害者は、この委託者の雇用義務対象者に参入される。
- (2) 第4章に規定する重度障害者の特別な解雇保護は、第1項の対象重度障害者にも適用される。家内労働に従事し、またはそれと同等の立場にある重度障害者については、家内労働法第29条第2項に規定された2週間の解約予告から4週間に増加された。家内労働法第29条第7項の規定が準用される。
- (3) 家内労働に従事し、またはそれと同等の立場にある重度障害者の追加休暇に対する支払いは、追加休暇以外の休暇に適用される計算基準により行われる。特別規定がない場合、重度障害者は、前年の3月1日から現行年度の4月30日までの期間に取得した、雑費割増を除く報酬の2パーセントを追加休暇手当として支払いを受ける。
- (4) 家内工業の社外補助員または同等の者として就業する重度障害者 (家内工業法第2条第6項) は委託者の申請により雇用義務対象者に参入できる。但し、雇用者が主としてこの委託者のために働いている場合に限る。雇用義務対象者への算入を職業安定所に認められた第1項のに規定する重度障害者が、委託者による仕事の割当停止または通常の作業量の著しい削減という理由により雇用主によって解雇された場合、委託者は雇用者に対し、雇用関係が適切に解決されるまで重度障害者に対する通常の報酬の支払経費を支給する義務がある。
- (5) 家内工業の社外補助員または同等の者 (家内工業法第2条第6項) が第4項により委託者の雇用義務対象者に算入される場合、委託者は、第3項により雇用者に発生する経費を雇用者に支給しなければならない。
- (6) 第13条第1文および第3文に規定する雇用主の義務は、家内労働を他に委託する者にも適用される。

第50条 重度障害の公務員、裁判官、軍人

- (1) 公務員 (Beamtenstellung) の人員配置に対する特別規定と原則は、この法律の効力を損なうことなく、重度障害者の統合と雇用を促進し、公務員の間で重度障害者数を適切な割合に達するまで増やすように作成されなければならない。

- (2) 重度障害の公務員が定年前に早期退職または解雇される場合、公務員を担当する行政機関を管轄する中央扶助事務所から事前に通知される。但し、対象の重度障害公務員が早期移動による退職、または解任を申請した場合は別である。
- (3) 第 1 項と第 2 項の規定は、裁判官に準用される。
- (4) 重度障害軍人の身分上の法的地位に対しては、第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 23 条ないし第 29 条、第 38 条第 1 項および第 45 条、第 47 条、第 48 条ならびに第 59 条ないし第 61 条が適用される。更に、軍人には、雇用関係の特殊性が協定されている場合は、重度障害者の身分上の法的地位に関する規定が適用される。

第 51 条 自主活動

自主活動を行うために許可が必要な場合、許可を申請した重度障害者は、専門的能力があり、その他の法的前提条件を満たしている場合は、優先的に許可が与えられる。

第 52 条 守秘義務

中央扶助事務所の代表および連邦雇用庁の代表、諸委員会（第 32 条、第 34 条、第 41 条および第 42 条）および障害者リハビリテーション諮問委員会（第 35 条）の委員およびその代理人ならびに本件責務遂行のため招聘した専門家は、次の義務を負う：

- 1 職務上、または委託により知ることになった、内容と意義から秘密扱いを要する第 7 条に規定する雇用者の個人的事情と要件の秘密を厳守すること。
- 2 職務上、または委託により知ることになった、雇用主から明確に機密保持を指示された企業及び職業上の秘密を開示し、または使用しないこと。

以上の守秘義務は、官職を退官もしくは退任後においても適用されるものとする。

連邦雇用庁と中央扶助事務所の職務が、重度障害者、利益代表委員、経営体規則法第 79 条第 1 項および関連規定に規定する代表、人員、職位に対し必要とされる場合、この義務は、連邦雇用庁と中央扶助事務所には適用されない。

第 53 条 統計

- (1) 重度障害者については、初回を 1985 年 12 月 31 日としてそれから 2 年ごとに連邦統計を作成するものとする。この統計には次の内容が含まなければならない。
 - 1 有効証明書所有の重度障害者数、
 - 2 年齢、性別、国籍、住所のような個人的特徴を示すデータ、
 - 3 障害の種類、原因、程度、
- (2) 調査のため、情報提供が義務づけられている。情報提供義務があるのは、第 4 条第 1 項と第 5 項の管轄官庁である。

第 11 章 統合プロジェクト (Integrationsprojekte)

第 53a 条 概念と保護対象グループ

- (1) 統合プロジェクトは、法律的、財政的に独立している統合事務所

(Integrationsunternehmen) または企業内企業 (unternehmensinterne Betrieb) (統合企業) または一般の労働市場で重度障害者を雇用するための部門 (統合部門) である。障害またはその他の事情の種類と程度に基づく一般の労働市場の普通の雇用への統合は、あらゆる雇用可能性への取り組みと第7章による統合専門機関の努力にもかかわらず困難に直面している。

(2) 第1項の対象となる重度障害者は、特に次の障害者である：

- 1 職業生活では特に不利に影響し、それだけ、またはそれ以外の職業紹介を妨げる事情と一緒に作用して統合プロジェクト外の一般の労働市場への適合を困難にする、または妨げる知的または精神的、または重度の身体、感覚、重複障害を持つ重度障害者。
- 2 一般の労働市場の企業または行政機関に移行するための障害者用作業所または精神病施設における目的指向の準備により考慮に値し、この移行のために準備しなければならない重度障害者、ならびに、
- 3 先に統合プロジェクトの職業準備教育措置に参加し、そこで就業し資格向上をはかる場合に、初めて一般の労働市場での雇用見通しを持つことのできる重度障害者の学校卒業生、

(3) 第1項に規定する統合企業は、第1項の意味で少なくとも25パーセントの重度障害者を雇用しなければならない。重度障害者の割合は、通常、50パーセントを越えてはならない。

第53b条 責務

統合プロジェクトは重度障害者に就労に必要な同伴援助を提供する。企業内外の職業訓練を受ける機会および一般の企業への就職の斡旋等の援助を受けることができる。

第53c条 経済的給付

統合プロジェクトは、調整負担金から、建物の建築、増築、改築、設備、経営相談の費用、その他の特別な支出に対する補助を受けることができる。

第53d条 法令による授権

連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、適用される専門的要求、採用前提条件、および経済的給付を規制する統合プロジェクトの概念と責務を詳細に規定する権限を持っている。

第12章 障害者用作業所による雇用促進

第54条 障害者用作業所の概念

(1) 障害者用作業所は、障害者を職業生活に適応させるための施設である。障害者用作業所は、障害の種類と程度により一般の労働市場で就業できない、まだできない、または、前にはできていたが、今ではできない障害者を対象にしている。

- 1 適切な職業訓練と能力に適応した労働成果からの報酬を提案すること、

2 作業能力を開発、向上、回復することにより、パーソナリティーの一層の発展を可能にすること、

障害者用作業所は、適切な措置により一般の労働市場への移行を促進しなければならない。

障害者用作業所は、できるだけ幅広い作業訓練所と作業場のプログラムを提供し、有資格職員と付随サービスを提供しなければならない。

(2) 障害者用作業所が、遅くとも作業訓練部門対策に参加した後は、少なくとも最低許容経済性で利用可能な作業能力をもたらすことを期待される場合、障害者用作業所は、障害の種類と程度とは無関係に、第1項に規定するすべての障害者に関わっていなければならない。このことは、障害に適した看護をしても障害者本人または他人に対する大きな危険の可能性があること、または必要とする看護と支援の規模が作業訓練部門の対策に対する参加、またはその他の事情が、最低許容経済性で利用可能な作業能力を作業領域で継続的に発揮できない障害者には適用されない。

(3) 作業所における雇用の前提条件を満たさない障害者は、作業所に常備された施設またはグループで看護と支援を受けるべきである。

第54a条 障害者用作業所への採用

(1) 認定作業所は、第54条第2項の採用前提条件を満たすサービスエリアの、能力が扶助事務所によって保証され、または費用を自己負担する障害者を採用しなければならない。連邦社会扶助法3条の基準または関連規定による他の認定作業所への採用可能性は、そのままである。採用義務は、次の事項と無関係に提供される：

1 障害の原因、

2 この障害の種類に対する障害者用特定作業所がサービスエリアにない場合は障害の種類、

3 障害の程度、能力の低下、助成の特別必要性、付随する支援。

(2) 第1項による採用前提条件が整っている限り、障害者を作業所に雇用する義務がある。

第54b条 障害者の法的地位と報酬

(1) 認定作業所の作業部門(Arbeitsbereich)で就業する障害者は雇用者でない場合、基礎的な社会福祉関係から別段の結果が生じない限り、作業所に対し雇用者に類似の法的地位である。

(2) 作業所は、労働成果から作業部門(Arbeitsbereich)で就業する障害者に報酬を支払う義務を負う。報酬は、連邦雇用庁が適用規定に従って作業訓練部門の障害者に最近支払った訓練手当(Ausbildungsgeld)の基本額から、労働成果から支払いが認められる場合に限り、実績相応の増加額と一緒に支払うものとする。増加額は、障害者個人の作業実績から、特に作業量と作業の質を考慮して査定するものとする。

- (3) 被用者類似の身分上の法的地位の内容は、障害者と作業所代表の間の作業所契約による障害者と社会福祉代表の間にある社会福祉関係を詳細に規定しなければならない。

第 54c 条 協力

- (1) 第 54b 条第 1 項に規定する障害者は、業務能力とは無関係に、作業所委員会を通して、障害者の利害と関係する作業所の問題で協力する。
- (2) 本作業所ならびに選挙権を有する 20 人以上の障害者が所属する分作業所で 1 つの作業所委員会が選ばれる。この委員会は、少なくとも 3 人の委員から構成される。選挙権を有する 20 人またはそれ以下の障害者が所属する分作業所では、作業所委員会の代わりに、1 人のスポークスマンを立てる。
- (3) 作業所委員選挙の有権者は、すべて第 54b 条第 1 項に規定する障害者である。被選挙権があるのは、障害者のうち選挙日当日に 6 ヶ月以上作業所に就業している障害者である。
- (4) 連邦労働社会省は、連邦参議院の同意を得て法規命令により、協力を拡大する問題、すなわち、作業所委員会の構成と在職期間、選挙の実施、特に選挙権と被選挙権の規定ならびに協力の方法と範囲を個々に決定する。
- (5) 障害者用作業所は、作業部門 (Arbeitsbereich) における障害者の法定代表と世話人 (Betreuer) を暦年に 1 回、父母・世話人総会で、協力対象の作業所の要件について情報を提供しなければならない。

第 55 条 調整負担金契約の計算

- (1) 障害者用認定作業所との契約によりに障害者の雇用に努力する雇用主は、かかる契約から作業所の作業実績から発生する請求金額 (総請求額から材料費を控除した金額) の 50 パーセントを調整負担金に計上できる。他の障害者用認定作業所製品を売却する場合、障害者が行った作業実績を考慮しなければならない。作業所は、計算前提条件の存在を計算書に確認しなければならない。
- (2) 計算の前提条件は次の通りである：
 - 1 調整負担金の支払い義務が発生する年内の契約は、障害者用作業所によって実施され、委託者から翌年の 3 月 31 日までに支払われること。
 - 2 法律的にはこの施設の被用者の部分に属する障害者用作業所の全施設の代表を提供する契約に関する問題ではない。
- (3) 障害者用認定作業所の合同に関する契約の授与には第 2 項が準用される。

第 56 条 公共団体による契約の授与

- (1) 障害者用作業所が実施できる公共団体の契約は、障害者用作業所に優先的に発注されるものとする。
- (2) 連邦経済大臣は、連邦労働社会省の了解を得て、一般的原則を公布する。

第 57 条 承認手続

- (1) この項の意味における優遇措置の適用を要求する障害者用作業所は、認定を受ける必要がある。認定の決定は、申請に基づき、連邦雇用庁 (Bundesanstalt fuer Arbeit) が社会扶助の団体代表者の了解を得て行う。連邦雇用庁は、認定した障害者用作業所の目録を作成する。この目録には、障害者用認定作業所連合体も含むものとする。
- (2) 連邦政府は、議会の同意を得て法規命令により、障害者用作業所の概念と責務、障害者用作業所適用される専門的要求、採用の前提条件、作業成果の概念と使用、障害者用作業所としての認定を受ける手続の詳細を決定しなければならない。

第 58 条 盲人用作業所 (Blindenwerkstaetten)

最終的に 1994 年 11 月 23 日付法律 (BGBl.II.311) で改訂された 1965 年 4 月 9 日付盲人用品販売法に規定する盲人用作業所に有利になるように第 55 条と第 56 条が適用される。

第 13 章 公共旅客輸送における障害者の無料輸送

第 59 条 無料輸送義務、運賃損害の補填請求

- (1) 公共旅客輸送に従事する企業は、第 61 条に規定する近距離交通において、障害のため道路交通における移動能力が著しく損なわれ、または耳の聞こえない重度障害者が、第 4 条第 5 項により適切に明記された証明書を提示する場合には、無料で輸送しなければならない。無料輸送権は、近距離交通の割増運賃列車を利用するときの運賃割増の支払いを免除することはできない。その前提条件は、証明書には有効な有価スタンプが押されていることである。このスタンプは、1 年間 120 ドイツマルク、または半年 60 ドイツマルクの支払いで交付される。有効期間が切れる前に返却すると、申請により、返却後の有効残存期間の各完全暦月につき 10 ドイツマルクが払い戻される。但し、払戻し金額が 30 ドイツマルクを下回らないことを条件とする。申請により、1 年間有効な有価スタンプが、第 3 文による金額を支払わずに、次の重度障害者に交付される。
- 1 連邦社会扶助法第 76 条第 2a 項第 3a 号もしくは同等の視覚障害者、もしくは、所得税法第 33b 条もしくは同等の特別に歩行が困難な重度障害者、または、
 - 2 失業救済、もしくは連邦社会扶助法、社会法典第 8 巻または連邦援護法第 27a 条および第 27d 条による生計維持のための現行給付を受ける者、または、
 - 3 最近 1975 年 3 月 18 日付管轄適合法 (Zustaendigkeitsanpassungsgesetz) 第 41 条 (BGBl, IS, 705) により改訂された 1965 年 8 月 27 日付の近距離交通ならびに戦争・兵役被害者 (Kriegs-Wehrdienstbeschaedigten) の無償輸送に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号ないし第 4 号および第 3 項 (BGBl, IS, 978) による 1979 年 10 月 1 日付条件は、認定障害による生計能力の低下が少なくとも 70 パーセントであることが確認された場合、または生計能力の低下が少なくとも 50 パーセントであり障害より著しく歩行困難である場合に満たされる。同様のことは、1979 年 10 月 1 日付前提条件がその時点までに住所または常居所が合意契約 (Einigungsvertrag) 第 3 条の指定地域にあるために満たされない重度障害者に

も適用される。

この有価スタンプは、車両税割引特典利用に関する有効注記が証明書に明示されている場合は交付されない。有価スタンプは、第4条第5項による所轄当局経由の申請により交付される。州政府または州政府が決定した機関は、第3文ないし第5文の責務の全部または一部を他の機関に委託できる。連邦政府は、第4条第5項第5文に基づき、有価スタンプの作成、有効期間に関する証明書と注記との関係に関する詳細規定を公布する権限を持っている。有価スタンプ交付に関する紛争には第4条第6項が準用される。

- (2) 同じことが、第1項第2文に規定する条件を満たさずとも、第61条に規定する近距離および遠距離の下記輸送に適用される：
- 1 第1項に規定する重度障害者の同伴者、但し、当該重度障害者は常時同伴者を必要とすること、ならびに証明書にその旨が明記されていることを条件とする。
 - 2 手荷物と病人用車椅子、但し、交通手段の仕様がこれらの運搬のみならずその他の成形外科補助機器および介助犬の運搬も可能であることを条件とする。
- (3) 第1項および第2項による無料輸送によって生じる運賃損失は、第62条ないし第64条の基準によって補填される。

第60条 個人的前提条件

- (1) 歩行能力の制限、精神的苦痛、発作、方向感知能力障害により、普通は歩行できるはずの道路を、著しい困難、危険なしでは1人で、または市内交通の他の道路区間を進むことができず、道路交通における移動能力が著しく害われる者が対象になる。道路交通における移動能力の著しい低下の証明は、重度障害者の場合、少なくとも80等級の障害程度により、登録マークgのついた半頁の大きさの黄色の面重ね印刷の証明書に明記される。その有効期間は、早くても1984年4月1日に始るか、またはしかるべき変更の備考が記帳される。
- (2) 公共の交通手段を利用する場合に自身または他人の危険防止のため常時他人の支援を指示されている重度障害者には、常時同伴者が必要である。

第61条 近距離、遠距離交通

- (1) この法律に規定する近距離交通は、次の機関による公共旅客交通である：
- 1 旅客運送法に規定する市街路面電車とトロリーバス、
 - 2 旅客運送法第42条と第43条に規定する路線交通の、多くが50 kmの距離を超えない輸送の路線上の車両、但し、旅客運送法第43条による交通形態において認可官庁が旅客運送法第45条第4項による運賃に関する規定の維持を全面的または部分的に放棄した場合は別である。
 - 3 2等の都市（高速）鉄道、
 - 4 多数の企業が作成し、第1号第2号または第7号に規定する交通手段に関連する路線網を備え、統一運賃または混合運賃（verbundener Beförderungsentgelt）を取り入れた列車と距離と距離区間の2等鉄道、

- 5 重度障害者の居住地または滞在場所の円周 50 km の近距離の交通需要を満たす（近距離交通列車）2 等列車による連邦鉄道、
 - 6 多くが 50 km の距離を超えない輸送の路線上の 2 等車に関する一般鉄道法の第 2 条第 1 項と第 3 条第 1 項に規定する公共交通のその他鉄道、
 - 7 旅客の市内交通と近距離交通に使われ、この地域内の始点と終点がある路線、フェリー交通、渡し交通による船舶。
- (2) この法律に規定する遠距離交通。
- 1 旅客運送法第 42 条による路線交通の車両、
 - 2 特別鉄道交通を除く鉄道。
 - 3 この法律の適用範囲外に港が全く存在しない場合のフェリー交通、渡し交通による船舶。
- (3) 公共旅客交通に従事する企業は、第 1 項第 2 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号による公共旅客交通の運行計画で、第 59 条第 1 項による無料輸送義務がどの程度存続しないかを、運行計画の中で特に明示しなければならない。
- (4) 連邦労働社会省と連邦交通大臣は、連邦鉄道のどの種類の列車が第 61 条第 1 項第 5 号に規定する近距離交通列車に、また第 59 条第 1 項第 1 文後段に規定する割増義務のある列車に数えるべきかを法規命令により決定する権限を持っている。

第 62 条 近距離交通における運賃損失の補填（Erstattung）

- (1) 近距離交通における運賃損失は、企業が証明した運賃収入に対する百分率により補填される。
- (2) この法律に規定する運賃収入は、許可された運賃による乗車券販売のすべての収益である。運賃収入には、手荷物、病人用車椅子、その他の成形外科補助機器と動物の輸送からの収益と割増運賃からの収益が含まれる。
- (3) 多数の企業が作成した統一運賃または混合運賃による 1 つの連結した路線網において、乗車券販売からの収益をまとめて、個々の企業に協定分配率に応じて配分する。従って、第 2 項の意味による収益の割合配分である。
- (4) 第 1 項に規定する百分率は、各州において、州政府または州政府が決定した機関がそれぞれ 1 年の期間告知する。百分率の計算は、以下の数字に基づいて行われる：
- 1 州で対象暦年に交付した有価スタンプに 20 パーセントを加算した数、ならびに満 6 歳を終了し常時同伴者が必要である旨証明書に明記されている重度障害者の第 59 条第 1 項第 1 文に規定する州に年度末に流通している有効証明書の数。有効期間が半年の有価スタンプは、半分になる。返却された有価スタンプは、返却前の完全な各月について 12 分の 1 に数えられる。
 - 2 毎年発行される連邦統計局の前年度末の州の現在人口数から、6 歳未満の子供の人数と第 1 号による人数を控除した数。
- 百分率は、次の公式で計算される：
- $$\text{第 1 号により計算した数} / \text{第 2 号により計算した数} \times 100$$
- 百分率を決定する場合、発生する端数 0.005 とそれ以上は、100 分の 1 に切り上

げ、それ以下の場合には切り捨てて丸める。

- (5) 企業が、交通量調査により、この法律に基づき無量で運搬された旅客数とその他旅客数との間の割合は第4項に規定した百分率より少なくとも33 1/3パーセント上回る場合、払戻し金額の計算は、申請にもとづき、証明された百分率を基礎にする。

第63条 遠距離交通における運賃損失の補填

- (1) 遠距離交通における運賃損失は、企業が証明した運賃収入に対する百分率により補填される。
- (2) 基準になる百分率は、連邦労働社会省が連邦経済大臣と連邦交通大臣の承認を得て、各2年の期間、告知される。百分率の計算には、前年度の2年の期間が始まる前の数字が基礎になる：
- 1 この法律の適用範囲で年度末に流通している、常時同伴者が必要である旨明記されている第59条第1項による有効証明書の数字から、25パーセントを控除。
 - 2 毎年発行される連邦統計局の前年度末のこの法律の適用範囲の現在人口数から、6歳未満の子供の人数と第1号により調査した人数を控除した数。
百分率は、次の式で計算される：
第1号により計算した数 / 第2号により計算した数 × 100
第62条第4項の最終文が準用される。

第64条 補填手続

- (1) 運賃損失は、企業の申請に基づき補填される。多数の企業が作成した統一運賃または混合運賃による1本の連結した路線網において、この共同施設の1つの企業が他の企業に代わって申請できる。申請は、前年度の分について12月31日までに行うことができる。近距離交通については第1文第1号所定に、遠距離交通については連邦行政局に、その他近距離交通については第4項に規定する当局に申請する。
- (2) 企業は、申請に基づき、現行暦年に対し、最近決定された払戻し金額の合計80パーセントの金額条件を得る。前払いは、半額ずつ7月15日と11月15日に支払われる。前払いに対する申請は、同時に第1項に規定する申請である。払戻しの計算に必要な資料が、前払いに続く暦年の12月31日までに提出されない場合、前払金を返却しなければならない。
- (3) 第61条第1項第1文第4号ないし第6号に規定する近距離交通に従事する企業は、申請により、1984年3月31日までに有効な権利により、最も最近の1年間の近距離交通における無料輸送の決定払戻し金をそれぞれ20パーセントずつ1986年度の2月15日、7月15日、11月15日に支払うものとする。
- (4) 州政府、または州政府が決定した機関は、払戻しと前払いに関する決定を行い、連邦と州に発生した金額を支払うものとする。旅客運送法第11条第2項ないし第4項が準用される。

- (5) 近距離交通が多くの州の地域に伸びている場合、これらいくつかの州の州法によって権限を持つ州管轄官庁が、運賃収入のどの部分が自州の取り分になるかを決定する。
- (6) 第 65 条第 1 項第 1 文第 1 号に規定する企業は、近距離交通で証明された運賃収入に基づいて連邦行政局に対する申請を作成する。第 61 条第 1 項第 1 文第 5 号の連邦鉄道の近距離交通については、この部分は、各州のなかにおける連邦鉄道の近距離交通列車の走行距離数によって決められる。
- (7) 第 65 条第 1 項第 1 文第 1 号による近距離交通に対する第 62 条による払戻しについて、第 2 項による関係前払いについて、法律が連邦独自の行政で実施する。連邦行政局は、連邦の行政責務を、連邦労働社会省の専門的指示に従って独自の権限で処理する。
- (8) 払戻しと前払いに関する紛争は、行政処分で処理する。控訴は、行政裁判所の判決における許可を必要とする。許可と苦情については行政裁判所構成法第 131 条が適用される。

第 65 条 経費負担

- (1) 無料輸送の経費は連邦が負担する。
 - 1 近距離交通においては、企業が主として連邦側にある、または大多数が連邦に属する企業の場合（交通企業体連合においても）、企業には払戻し請求権がある。
 - 2 その他の近距離交通
 - a) 少なくとも 50 パーセントの生活能力低下のため、連邦犠牲者援護法または連邦犠牲者援護法の規定と同様な適用をする他の連邦法による扶助に対する請求権を有する、または連邦補償法第 28 条による補償権を有する、第 59 条第 1 項に規定する重度障害者、
 - b) 第 29 条第 2 項第 1 号に規定する付添人、
 - c) 第 59 条第 2 項第 2 号に規定する携行品目。
 - 3 遠距離交通における付添人と第 59 条第 2 項に規定する携行品目。

諸州は、その他の保護対象グループと近距離交通における携行品目の無料運送費用を負担する。
- (2) 近距離交通の無料運送に対し、第 1 項第 1 文第 2 号により連邦に、また第 1 項第 2 文により各州に発生する経費は、当該暦年に交付された有価スタンプと満 6 歳を終了し常時同伴者が必要である旨証明書に明記されている重度障害者の第 59 条第 1 項第 1 文に規定する州に年度末に流通しており第 1 項に述べた保護対象グループに属する有効証明書との割合から計算される。有効期間が半年の有価スタンプは、半分になる。返却された有価スタンプは、返却前の完全な各暦月について 12 分の 1 に数えられる。
- (3) 近距離交通における無料輸送のため連邦に割当てられる経費は、連邦の勘定で支払われる。それに関連する収入は、連邦に払込まれる。人的および物的管理費は、支給されない。

第 66 条 有価スタンプからの収入

有価スタンプの交付からあがる年間収入は、連邦に払込まれる。

- 1 第 65 条第 1 項第 1 文第 2 号に規定する重度障害者に対する有価スタンプ交付からの収入。
- 2 その他収入の連邦統一的割合は、連邦労働社会省が連邦経済大臣と連邦交通大臣の承認を得て、各 1 年の期間について、告知される。その割合は、近距離交通における無料輸送のための連邦と州の総経費から第 65 条第 1 項第 1 文第 2 号所定の保護対象グループの無料輸送のための経費を控除した額に対する第 65 条第 1 項第 1 文第 1 号により連邦が負担すべき経費の割合から計算される。

第 65 条第 1 項第 1 文第 2 号に規定する重度障害者に対する有価スタンプの交付からあがる収入は、7 月 15 日までおよび 11 月 15 日までに連邦に払込まなければならない。入金したその他収入から、7 月 15 日までおよび 11 月 15 日までに、第 1 文第 2 号により前年に告知された百分率による分割払いを連邦に払込まなければならない。連邦に割当てられた収入は各会計年度に決算される。

第 67 条 証明書の分類総括

第 4 条第 5 項による証明書の発給を管轄する官庁は、次のように証明書を分類総括する。

- 1 年度末に流通している有効証明書の次の項目による分類：
 - a) 種類、
 - b) 特別登録事項、
 - c) 第 65 条第 1 項第 1 文所定のグループに対する帰属。
- 2 分類暦年度に交付した有価スタンプの次の項目による：

有効期間、それによりあがる収入、第 65 条第 1 項第 1 文所定のグループへの所属。

基礎としては、第 62 条第 4 項第 1 号および第 63 条第 2 項第 1 号により調査する経費の金額、第 66 条により行う有価スタンプ交付による収入の分類。

州の最上級管轄官庁は、第 1 文による（分類総括）結果を遅くとも百分率を決定した年の 3 月 31 日までに連邦労働社会省に報告するものとする。

第 14 章 秩序違反、刑罰規定、最終規定

第 68 条 秩序違反

- (1) 故意または過失により、次の各号に掲げる行為を行った者は、これを秩序違反とする。
 - 1 第 5 条第 2 項の重度障害者に関する法規命令との関係も含め、第 5 条第 1 項に反し、法定雇用率に従って重度障害者を雇用しないこと
 - 2 第 13 条第 1 項の規定に反し、名簿を記載していないか、適正に記載していないか、完全に記載していないか、提出時期を守らないか、もしくは所定の書式を無視し、または要求しても署名者が提示しないこと
 - 3 第 13 条第 2 項第 1 文、第 3 文、第 4 文もしくは第 5 文の規定に反し、届出を

しないか、適正に行わな委か。完全に行なわないか、適時に提出しないか、または所定の書式を無視すること

- 4 第 13 条第 3 項の規定に反し、情報提供をしないか、もしくは適正に提供しないか、または第 13 条第 4 項の規定の企業内閲覧をさせないこと
- 5 第 13 条第 5 項の規定に反し、当該規定に掲げた者を所轄の機関に指名しないか、または適時に指名しないこと
- 6 第 14 条第 1 項第 4 文または第 9 文の規定に反し、利益代表または代理者を任命しないか、適正な任命をしないか、全く任命しないか、または適時にこれを通知しないこと
- 7 第 14 条第 1 項第 7 文の規定に反し、決定を討議しないこと、
- 8 第 25 条第 2 項の規定に反し、利益代表委員が所定の要件を実施しないか、適正に行わないか、包括的に行わないか、もしくは適時に行わないか、または決定について通知しないこと

- (2) 秩序違反は、5,000 ドイツマルク以下の過料に処せられるものとする。
- (3) 秩序違反法第 36 条第 1 項 第 1 号に規定する行政官庁は、州労働官庁である。
- (4) 社会法典第 10 卷第 66 条はこれを準用する。
- (5) 過料は、中央扶助事務所に納付するものとする。その使用については第 11 条第 3 項が適用される。

第 69 条 刑罰規定

- (1) 重度障害者の利益代表委員として知るにいたった、またはその他の方法で知るにいたった他人の秘密、すなわち個人の生活領域に属する秘密または企業もしくは取引上の秘密を不正に開示した者は、1 年以下の自由刑、または罰金に処せられる。
- (2) 秘密漏洩罪が報酬目的、自己もしくは他人の利益のため、または他人に損害を与える目的で行われた場合には、2 年以下の自由刑または罰金に処せられる。他人の秘密、すなわち第 1 項により守秘義務のある企業もしくは取引上の秘密を不正に使用または利用する者は、同様に罰せられる。
- (3) この犯罪は、被害者が告訴した場合に限り追求が行われる。

第 70 条 都市国家条項 (Stadtstaatenklausel)

- (1) 自由ハンザ都市ハンブルグは、利益代表委員に、多数の、またはすべての行政機関に関係する問題については、すべての行政機関の利益代表委員に全利益代表委員を選出させる権限を有する。選挙については、第 24 条第 2 項、第 3 項、第 6 項および第 7 項が適用される。
- (2) 第 27 条第 5 項第 1 文はこれを準用する。

第 71 条 連邦情報局に対する特別規則

この法律の連邦情報局に対する適用には次の相違がある：

- 1 連邦情報局は、第 3 項を保留して、統一的な行政機関である。

- 2 連邦情報局には、第 13 条第 1 項により作成する記録を提出する義務、第 13 条第 2 項による届出る義務、第 13 条第 4 項により閲覧を許可する義務は適用されない。第 20 条第 3 項による届出義務は、試験雇用関係のみに適用される。
- 3 第 5 章に規定する行政機関として、中央機構に属さない連邦情報局の一部と職場に適用される。第 24 条第 1 項第 4 文および第 5 文ならびに第 27 条は適用されない。第 27 条第 5 項の場合、連邦情報局センターの利益代表委員に資格がある。第 24 条第 6 項第 4 文の場合、行政機関の部長 (Leiter) が招かれる。職員代表の参加が連邦職員代表法によって除外されている場合は、利益代表委員は参加できない。連邦情報局の部長 (Leiter) は、情報局側の特別な理由により可能であれば、利益代表委員が参加しない、資料を提出する必要がない、情報を提供する必要がないように指示できる。職員代表の権利と責任が停止するときは、利益代表委員の権利と責任も停止する。第 26 条第 7 項第 3 文連邦情報局の安全規則の基準に従って適用すべきである。第 29 条第 2 項は、第 29 条第 1 項所定の連邦情報局センターの職員と代表のみに適用される。
- 4 中央扶助事務所の異議審査委員会(第 41 条)と州職業安定所の異議審査委員会(第 42 条)では、連邦情報局で就業している重度障害者の要件で、第 41 条第 1 項と第 42 条第 1 項による雇用者と雇用主の代わりに連邦情報局の所属者が、利益代表委員の代わりに連邦情報局センターの利益代表委員が参加する。彼らは、連邦情報局の部長 (Leiter) により、中央扶助事務所と州職業安定所に指名される。委員会の委員は、関連規定により、秘密保持対象からの秘密情報を入手する権限を持っている。
- 5 この法律に基づき連邦情報局の業務領域に生じる法律上の紛争は、管轄裁判部門の最上級裁判所の初審と最終審によって審決される。

第 72 条 暫定規定

- (1) 第 5 条第 1 項と異なり、1999 年 10 月 31 日の重度障害者の雇用率が 6 パーセント以上の場合、第 5 条第 3 項第 1 号と第 4 号所定の連邦の公共団体雇用主に対する重度障害者の雇用率は 6 パーセントになる。第 11 条は、年間平均雇用率 5 パーセントが 6 パーセント以下になる場合に月単位の調整負担金と義務雇用に対する不足に応じ 200 ドイツマルクになるという基準で適用すべきである。
- (2) 重度障害者調整負担金に関する法律 (Schwerbehinderten-Ausgleichsabgabeordnung) 第 1 条との組合せと第 33 条第 2 項による給付に基づき、この両規定とも 2000 年 9 月 30 日まで有効であるため、2000 年 9 月 30 日前に申請した給付に関する決定が行われる場合には、その時点迄有効な法律が適用される。

第 73 条 検査規定

連邦政府は、2003 年 6 月 30 日までに重度障害者の雇用状況を議会に報告し、議会はそれに基づいて必要な立法措置を講じなければならない。

2. 障害労働者雇用法（フランス）

（1）目次

第3編 職業紹介および雇用

第3節 特定の範囲の労働者についての雇用を管理する規定

第1款 障害労働者、戦争による身体障害者および同等の人々の強制的雇用

第323 - 1条～8条（新条文）

第323 - 8 - 1条～8 - 8条（新条文）

第2款 障害労働者に関する規定

第1 一般的規定

第323 - 9条（修正条文）

第323 - 10条～11条（無修正）

第323 - 12条（修正条文）

第323 - 13条（修正条文）

第323 - 14条（無修正）

第2 再適応、再教育、職業訓練および労働再教育

第323 - 15条～18条（無修正）

第3 通常の労働環境で雇用される障害労働者に適用することのできる規定

第323 - 19条～20条（廃止）

第323 - 21条（修正条文）

第323 - 22条～28条（廃止）

第4 保護労働

第323 - 29条（修正条文）

第323 - 30条（無修正）

第323 - 31条（修正条文）

第323 - 32条～33条（無修正）

第5 実施規定

第323 - 34条（修正条文）

第3款 障害労働者、戦争による身体障害者および同等の人々を担当する県委員会

第323 - 35条（修正条文）

第4款 社会的なハンディキャップをもつ人々

第323 - 35条その2（無修正）

第5款 一家の父親の雇用義務

第323-36条～39条（無修正）

×

×

×

企業委員会

第432 - 3条、第5段（修正条文）

(2) 障害労働者の雇用に関する労働法典の改正条文

第 3 編 職業紹介および雇用

第 3 節 特定の範囲の労働者についての雇用を管理する規定

第 1 款 障害労働者 (travailleurs handicapés)、戦争による身体障害者および同等の人々の強制的雇用

第 323 - 1 条 20 名以上の賃金労働者を雇用するすべての使用者は、フルタイムあるいはパートタイムで、本款の適用を受ける人々を、その賃金労働者の 6 パーセントの割合で雇用する義務を負う。

複数の事業所をもつ企業に関してはこの雇用義務は各事業所ごとに適用される。

第 124 - 1 条に定義される派遣労働企業は、その常用する賃金労働者を除いては本条第 1 段に設定する雇用義務の対象にならない。

第 1 段の適用範囲に入るすべての企業は、この雇用義務に従う際にその創立時にあたり、また、その人員の増加を理由として、デクレに定められた猶予期間を与えられるが、この期間は 3 年間を越えることはできない。

工業的・商業的な公共事業所は、本条の対象とする使用者である。

第 323 - 2 条 国および、最低 20 名の公務員をフルタイムで雇用している場合あるいはそれと同等な場合には、工業的・商業的なものを除外した国の公共的事業所、地方公共団体および工業的・商業的なものを除外した地方公共団体の公共的事業所および病院に関する公職についての規定条項を記した 1986 年 1 月 9 日の法律第 86 - 33 号第 2 条に列記された事業所は、参事院デクレに定める方法によって第 323-1 条に設定された雇用義務に従う。 第 323 - 3 条、第 323 - 5 条および第 323 - 8 条の規定も適用される。

前段の適用は、毎年、合同専門委員会 (comites techniques paritaires) あるいはそれに代わる制度に、また同様に国の公職 (fonction publique) や地方公共団体の公職・病院の公職に関する上級評議会 (conseil supérieur) に提出する報告書の対象になる。

第 323-3 条 第 323 - 1 条によって設定される雇用義務の受益者は以下のとおりである。

- 一 第 323 - 11 条に述べる職業指導・職業再配置専門委員会 (Les commissions techniques d'orientation et de reclassement professionnel) によって障害 (handicap) をもつものとして認定された労働者
- 二 労働災害あるいは職業病の犠牲者であって恒久的な労働不能の程度が最低 10 パーセントある者、かつ、社会保障の一般制度あるいはその他のすべての強制的な社会的保護制度のもとで年金を得る資格をもつ者
- 三 該当者の廃疾がその労働能力あるいは収入を少なくとも 3 分の 2 減少させている場合、社会保障の一般制度やその他のすべての強制的な社会的保護制度のもとで、あるいは、公務員を対象とする規定により与えられる廃疾年金の有資格者
- 四 旧軍人およびその同等の者で、軍人廃疾年金および戦争の犠牲者に関する法典に定められた年金の受給資格が与えられている者

- 五 戦争で夫を失い再婚していない女子で、同法典による年金の受給資格を有し、その配偶者であった軍人あるいは同等の者が従軍に基く負傷あるいは病気の結果あるいは少なくとも 85 パーセントの割合で軍人廃疾年金の受給権を有していたときに死亡した者
- 六 21 歳未満の、戦争で片親を失った子供で、その母親が夫を失って再婚していない者、あるいは単身の母親であって、それぞれの父親または子供であった軍人あるいはその同等の者が、従軍に基づく負傷あるいは病気の結果あるいは少なくとも 85 パーセントの割合で廃疾年金の受給権を有していたときに死亡した者
- 七 戦争のため夫を失い再婚した女子で、死亡した軍人もしくは同等の者との結婚の結果として少なくとも一人の扶養する子を有し、再婚以前に上記第 5 に定める条件の年金を受給する権利を取得したか、もしくは、取得できる状態にあった者
- 八 従軍の結果生じた精神異常によって拘禁されている廃疾の女子で、軍人廃疾年金および戦争の犠牲者に関する法典の第 124 条の適用を受ける者

第 323-4 条 第 323-1 条の第 1 段の対象となる賃金労働者の総数は、第 431-2 条に定める方法に従って計算される。しかしながら、デクレによって定められた特別な適性を必要とする一定の範囲の仕事に従事する賃金労働者はこの総数に数えられない。

2 企業によって雇用される本款の受益者の人数の計算にあたっては第 431 - 2 条の規定を適用することができる。ただし、見習いは考慮に入れられる。

さらに、デクレによって定める方法に従って、以下の受益者は 1.5 倍、2 倍あるいは数倍に計算される。

- 一 その障害が重大である場合
- 二 一定の年齢条件を満たす場合
- 三 企業の中で研修を受けている場合
- 四 第 323 - 31 条に定める保護作業所、家族および社会扶助法典第 167 条に定める援助センター (un centre d'aide) あるいは職業訓練センターを出た時点で採用された場合
このデクレでは上記三と四に定められた状況でこれらの規定が適用される期間を明確にする。

第 323-5 条 第 323-1 条および第 323 - 2 条にあげた企業、団体および組織のなかで、軍人廃疾年金および戦争の犠牲者に関する法典の第 巻第 編第 節の規定の適用によって割りあてられる留保された雇用につく資格をもつ者は第 323 - 1 条に設定された雇用義務の受益者の人数を計算するにあたって算入される。

第 323 - 2 条にあげる団体および組織においても同様にこの義務の受益者の人数の計算にあたって以下の人々が算入される。

国の公職に関する規定を記した 1984 年 1 月 11 日の法律第 84 - 16 号第 63 条、地方の公職に関する規定を記した 1984 年 1 月 26 日の法律第 84 - 53 号第 81 条から第 85 条、または、前掲 1986 年 1 月 9 日の法律第 86 - 33 号の第 71 条から第 75 条の適用によって再就職をあっせんされた者

前掲 1984 年 1 月 11 日の法律第 84 - 16 号第 65 条、地方自治法典 (Code des communes)

の L . 417 - 8 条、前掲 1984 年 1 月 26 日の法律第 84 - 53 号第 119 条第 段、あるいは前掲 1986 年 1 月 9 日の法律第 86 - 33 号の第 80 条の適用によって廃疾一時手当を受けている者

第 323 - 6 条 本款受益者の賃金は、法律や規則による規定 (dispositions legislatives et réglementaires) あるいは労働協約・協定の適用の結果得ることのできる賃金を下まわることはできない。

しかしながら、当事者の職業的生産性が明らかに低くなっている場合には、法規によって定められた条件の範囲で、賃金の減額を認可することができる。

本款に関係のある障害労働者は、賃金の減額を受けた場合、参事院デクレに定める条件の範囲で 1975 年 6 月 30 日の、障害者のためのオリエンテーションに関する法律第 75 - 534 号によって制定された所得保障 (la garantie de ressources) を受ける権利を持つ。

第 323 - 7 条 解雇の場合には、第 122 - 6 条の適用により決定される予告期間は、本款の受益者に関しては、この処置によって 3 か月をこえて予告期間をとるような効果をもつことができないとしても、ここでもまた第 323 - 4 条の適用によって 2 倍となる。しかしながら、労働法規、労働協約・協定、あるいは、それが無いときは、慣例によって、3 か月以上の予告期間が定められている場合にはこれらの規定を適用することはできない。

第 323 - 8 条 第 323 - 1 条と第 323 - 2 条に記された使用者は、保護作業所、家内労働供給センターあるいは労働援助センターと、作業の提供契約、下請負い供給契約を締結することによって、第 323 - 1 条に定める雇用義務を部分的に果たすことができる。この免除はこれらの作業所やセンターに提供される仕事の量に応じたもので、その態様と限界については、規則によって定めるものとする。

第 323 - 8 - 1 条 第 323 - 1 条に記された使用者は、以下にあげるうち少なくとも 2 つの活動を含む、障害労働者のための 1 年間あるいは数年間のプログラムを行うことを定めるような、産業別の協定、企業あるいは事業所の協定 (unaccord) を適用することによって上記の条項に定める雇用義務を果たすことができる。

通常の労働環境への採用プラン (plan d'embauche en milieu ordinaire de travail)

編入および養成プラン

科学技術の変化への適応プラン

解雇の場合の企業内維持プラン

この協定は、第 323 - 35 条に定められた、障害労働者、戦争による身体障害者および同等の人を担当する県委員会、あるいは、第 323 - 34 条に定められた障害労働者の職業上および社会上の再配置のための上級評議会の意見に従って、行政官庁の同意を得なければならない。

第 323 - 8 - 2 条 障害者を通常の労働環境に編入するための方法を増進することを目的とする、障害者の職業的編入のための開発基金を創設する。

第 323 - 1 条にあげる使用者は、雇用すべきであったはずの本款の受益者のそれぞれについて、障害者の職業的編入のための開発基金に毎年納付金を払いこむことによって、上記の条項に定める雇用義務を果たすことができる。この納付金の額は、企業の人員数に応じて調整することができるが、雇用されない受益者ひとりあたり、割増最低賃金の時間給の 500 倍を限度として、雇用を担当する大臣と予算を担当する大臣の共同アレテ (arrete) によって定められる。

第 323 - 8 - 3 条 第 323 - 8 - 2 条によって創設された障害者の職業的編入のための開発基金の管理運営は、賃金労働者、使用者および障害者の代表、そしてまた、資格をもつ人々 (personnalits qualifiees) によって運営される協会にゆだねられる。協会の地位は、雇用を担当する大臣によって承認される。

第 323 - 8 - 4 条 第 323 - 8 - 2 条によって創設された基金の財源は、障害者の通常の労働環境へのあらゆる形での編入を促進するために充てられる。その財源はことに、養成活動の補助的な費用の補償や、企業内で当事者の助けとなるような改革や研究の活動の資金供給、そしてまた、障害労働者のその職業生活のなかでの編入や継続に必要な手段のために充てられる。

前段に定義する活動には、本款の受益者を雇用する第 323 - 1 条に定めた雇用義務の対象とならないような企業や独立した活動を営む障害労働者をも含めることができる。

第 323 - 8 - 2 条によって創設された基金に払い込まれた納付金の配分と利用に関する管理の方法は、規則によって決定される。

第 323 - 8 - 5 条 第 323-1 条に記された使用者は、現在の総従業員数に対して本款の受益者が占めている雇用の比率に関する年次報告書を行政官庁に提出しなければならない。使用者はまた、第 323 - 8 条、第 323 - 8 - 1 条および第 323 - 8 - 2 条の適用があった場合にはその根拠を示さなければならない。どのような申告でも、不備がある場合には、使用者は本款に定める雇用義務を果たしていないものとみなされる。

第 323 - 8 - 6 条 第 323 - 1 条に記された使用者は、第 323-1 条、第 323 - 8 条、第 323 - 8 - 1 条および第 323 - 8 - 2 条に定義された義務のどれも果たしていない場合には、罰金として、第 323 - 8 - 2 条に定められた納付金の額に 25 パーセントを加算した金額を、国庫に払い込むよう強制される。これは、行政官庁によって発行される徴収証書 (untitre deperception) の対象となる。

第 323 - 8 - 7 条 本款受益者の利益を守ることを主な目的とする協会は、本款に記された規定の不履行に際し、その不履行が協会が代表している集団的な利益に一定の損害をもたらすような場合には、民事訴訟をおこすことができる。

第 323-8 - 8 条 相反する規定のある場合を除いて、本款の適用条件は参事院デクレによって定められる。

第 2 款 障害労働者に関する規定

第 1 - 般的規定

第 323 - 9 条 障害者の雇用および職業再編成は、雇用政策を決定する際の要素を構成するものであり、使用者と労働者を代表する組織、障害者の組織あるいは協会、および、専門的な組織または協会と協議すべき事項とされる。

障害をもつ労働者の再配置 (reclassement) とは、現行の規定によって定められ、場合によっては再訓練によって補完される機能再適応に加えて以下の事項を含むものとする。

オリエンテーション

職業再教育または職業訓練 (場合により学校での再訓練を含む。)

復職

国は、障害労働者を通常の生産活動の場での労働に就き、あるいは復職することを容易にするために第 323 - 1 条に定める施設、組織および使用者に対する財政的援助を承認することができる。この援助はとくに、機械または工具の調整、労働の持ち場の整備に関するものであって、障害労働者が就労にあたり必要とする個人的な装具や就労の場所へのアクセス (access) をも含んでいる。この援助はまた、環境 (encadrement) に費やす補足的な費用を償うために充当することもできる。

第 323 - 10 条 本款で障害労働者とは、雇用を獲得し、あるいは継続する可能性が、肉体的もしくは精神的能力の不足または低下のために現に縮小されているすべての者をいう。

(1975 年 6 月 30 日の法律第 75 - 534 号)「障害労働者の資格は、第 323 - 11 条に定める職業指導・職業再配置専門会 (COTOREP) によって認定される。」

第 323 - 11 条 県に職業指導・職業再配置専門委員会 (COTOREP) を設置し、国立雇用事務所は第 330 - 2 条に定める範囲でその活動に協力するものとする。委員会の構成および活動はデクレにより制定し、委員会の決定事項の性質に従って、特別の部課を設置するものとするが、特に、労働組合をはじめ再教育センター、保護労働センターの理事組織、成人障害労働者を代表する協会組織の指名する有資格委員を含むものとする。委員会の長は、毎年、当該委員会委員の中から知事が任命するか、または知事からの要請に基づき当該委員会の所在地を管轄する大審院の院長がその裁判所の判事の中から任命する。

委員会の主たる所掌事務は次のとおりである。

- 一 必要な場合には、第 323 - 10 条に定める諸条件に該当する障害労働者を認定すること。
- 二 障害者のオリエンテーションおよびその職業再配置を確保するのに必要な手段について意見を述べること。
- 三 成人障害者の再教育、職業再配置、受入れ施設または機関を指定すること。とくに 1975 年 6 月 30 日の法律第 75 - 534 号第 d6 条および第 47 条に定める施設を指定することならびに、障害労働者のニーズに適合し彼等を受入れることができるような保護作業所ないしは労働援助センターを指定すること。委員会の決定は、施設または機関

が受けた許可事項の範囲内で強制力を有する。

例外として、委員会は、障害者のオリエンテーションおよび受入の機能を有する施設もしくは機関のカテゴリーを指定することができる。

委員会がそこに向けて障害者の職業指導を行うことが決定し、また、障害者をうけ入れることのできるような事業所あるいはサービスを障害者が選好することを表明した場合には、委員会は、その所在地の如何にかかわらず当該事業所あるいはサービスを指向するものの中に加えなければならない。

四 障害者の状態あるいは労働不能率が、成人障害者手当、1975年6月30日の法律第75 - 534号第35条および第39条に定める補償手当、もしくは修正された1971年7月16日の法律第71 - 582号に定める住居手当の支給に相当するか否かを決定すること。

委員会の決定は、正当な理由のあるものでなくてはならず、定期的な見直しを行わなければならない。

受給権発生に必要な諸条件が満たされることを条件として、社会保障および社会扶助担当機関が、成人障害者の再教育、再適応、職業再配置もしくは受入に協力する施設もしくは機関、または労働援助センター、成人障害者に手当金および補償金の支払い責任のある組織、前項にいう住居手当の支払いに責任のある組織に関して必要となる費用の決定を行うに当たっては、職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）の決定に従って処理するものとする。上の組織は、成人障害者もしくはその代理者が、委員会がかねて指定した施設もしくは機関の中から一つを示し、それに入所を希望した場合、指定した施設もしくは機関に対し支払うこととされている負担を拒絶することはできない。右の組織は、委員会がすべての決定を行う前においても支払うこととされている負担について仮払いを行うことができる。

成人障害者またはその代理者は、職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）に召喚されることがある。その場合、任意の随行者1名を同伴することができる。

本条第3項および第4項にいう委員会の決定については、法規が別途に定められる場合を保留して、社会保障制度の専門的争訟を担当する裁判所に不服申立てを行うことができる。この不服申立ては、すべての個人、利害関係をもつすべての組織に対して開かれている手投であるが、その不服申立てが障害者またはその代理者によって施設および機関の費用に関する決定に関連してなされた場合を除き、効力を中断されることはない。

2 職業指導準備センターおよび職業復帰準備・追指導チームは、職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）および国立雇用事務所と連携して設置され、機能しなければならない。

これらのセンターおよびチームの業務に要する経費の負担方法はデクレによって定める。

第323 - 12条 職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）は、障害労働者とその職業的な能力に応じて一時的にまたは最終的に、また、参事院デクレによって定められたカテゴリー別に、分類する。

第323 - 13条 第323 - 11条に記された委員会のメンバーおよび、障害労働者、戦争に

よる身体障害者および同等の人々を担当する県委員会のメンバーは、刑法典第 78 条に定める条件で職業上の秘密を守らなければならない。

第 323 - 14 条 本款受益者の利益を守ることを主な目的とする協会は、本款に記された規定の不履行に際し、その不履行が協会が代表している集団的な利益に一定の損害をもたらすような場合には、民事訴訟をおこすことができる。

第 2 再適応、再教育、職業訓練および労働再教育

第 323 - 15 条 上に定める諸条件に合致する障害労働者は、障害労働者に関する特別法規に従って設立され、あるいは承認にされた公立もしくは私立のセンター内で、または、職業訓練に関する法律や規定 (les dispositions legislatives ou reglementaires) に従って設置された共同センター (un centre collectif) あるいは企業内センターにおいて、現行法律や規定に定められた条件で、再適応 (une readaptation)、再教育、あるいは職業訓練を受けることができる。

国と事業所もしくは職業訓練センターとの間で、第 920 - 3 条の規定により締結された協定は、必要ある場合は、さまざまなカテゴリーの障害労働者が遭遇する特有の困難に応ずる入所条件を決定する。

第 323 - 16 条 障害労働者は、その特有の立場への適応を条件に、本法典第 IX 巻第編に定められた職業訓練受講生に与えられる財政上の援助を受けることができる。

そのほか障害労働者は、見習い期間の終了にあたって、その職業再配置を促進する目的で国が給付する手当金を受給することができるが、その手当金の額および条件はデクレにより定めるものとする。

この手当金は、障害労働者が、適用を受けることとされる法規に基づき給付される同種の手当金とは併給されない。

第 323 - 17 条 5,000 人以上の賃金労働者を雇用するすべての事業所および同一の職業活動分野に属する事業所のグループは、医学上の助言に従って、当該事業所あるいは事業所グループの傷病者の労働再訓練、および職業再教育を保障しなければならない。

本条適用の方法、および労働監督官 (les inspecteurs du travail et de la main - d'oeuvre) が、事業所の責任者に対して前段の規定に従うよう強く要請することができる条件は、公的な行政規則 (reglement d administration publique) によって定められる。

第 323 - 18 条 法律第 323 - 15 条および第 323 - 16 条の規定は、以下にあげる規定にかかわらずこれを適用する。

社会保障法典第 3 巻および第 4 巻。

軍人廃疾者および戦争犠牲者年金法典第 132 条および第 133 条。

家族および社会扶助法典第 167 条及び第 168 条。

田園法典第 1024 条から第 1059 条および、第 1144 条から第 1234 条まで。

第3 通常の労働環境で雇用される障害労働者に適用することのできる規定

第323 - 19条から第323 - 20条（削除）

第323 - 21条 本節第1款の規定に従って採用された障害労働者は、障害となっている疾病が再発した場合、特別規定（un statut particulie）または労働協約または集団労働協定によって病気の場合に与えられる特典を享受することができない。

ただし、上記の規定あるいは労働協約または集団労働協定は、前項の規定を適用しないような特例を定めることができる。

障害となっている疾病以外の事故または病気の場合には、当事者は、他の従業員と同じ条件で、採用時以降、前述の特典を受けることができる。

障害労働者の疾病の程度がいったん固定した後、その疾病を原因として新たな病気が発生した場合、固定した日付から起算して1年の範囲において第1段に記した特別の特典を享受することができる。

本条の規定を第323 - 2条にあげる公共団体に適用する場合の方法については、法規によって（parlavoier glementaire）決定される。

第323 - 22条から第323 - 28条（削除）

第4 保護労働

第323 - 29条 身体的あるいは精神的な理由により、正常な速さで、あるいは、フルタイムでは雇用されることができない障害労働者に対して職業指導・職業再配置専門委員会（COTOREP）の意見に従って、半減労働（emploi a mi-temps）あるいはいわゆる軽労働（emploiditrlger）が適用される。

これらの雇用は、行政機関によって調査される。

第323 - 30条 通常の労働環境への就職が不可能と認められる障害者はデクレによって定められた通常の労働能力を少なくとも一定の率で下回っている場合は、保護作業所に、あるいは家族および社会扶助法典の第167条に定める労働援助センターに入所することができる。

また、保護作業所とそれに相当する性格を有する家内労働供給センターは、障害労働者に対して、自宅で行うための、手仕事あるいは知的労働を与えることができる。

第323 - 11条に定める職業指導・職業再配置専門委員会（COTOR - EP）は、保護作業所あるいは、労働援助センターの採用あるいは入所に関して、労働能力や実質的な集中力を考慮した上で、正当な理由をあげて決定を下すことができる。委員会は、試用期間について、一時的にしる効力のある決定を行うことができる。

第323 - 31条 保護作業所、家内労働供給センターは、公共的もしくは私的な団体または組織、とくに企業がこれを設置することができる。

上記の施設は、その地方における国の代表者の同意を得なければならない。上記の施設は、国、県、市町付または社会保障組織との契約にもとづいて補助金を受領することができる。

第 323 - 32 条 現行法律、規則および契約による諸規定の適用にあたっては、ことに労働条件に関して、また、その分野を考慮して、事業所が関係をもつ当該事業分野の労働者の代表に関しては、保護作業所あるいは、家内労働供給センターの管理組織は、使用者とみなされ、障害労働者は、賃金労働者とみなされる。

保護作業所の障害労働者は、その行う労働およびその資格や能率を考慮して当該事業分野に適用される法規もしくは協約上の諸規定に鑑み、制定された賃金を支払われる。

保護作業所もしくは、家内労働供給センターに雇用される障害労働者に支払われる賃金は、第 141 - 1 条以下の適用によって定めるスライド制最低賃金を参考にして、デクレにより定める最低額を下回ってはならない。

保護作業所に雇用される一人または複数の障害労働者は、第 125 - 3 条に定める条件で、デクレの定める態様に従い、一時的に他の使用者の支配に服することができる。

第 323 - 33 条 障害労働者によって製造される生産品の製造元を確認するため、ラベルを制定する。

上記ラベルの様式および配布条件は、行政規則によって定める。

第 5 実施規定

第 323 - 34 条 本款の適用の態様、とくに、下記の事項については、行政規則(un reglement d'administration publique) によって決定する。

第 323 - 21 条の適用の態様

保護作業所および家内労働供給センターの承認、機能および管理の態様、ならびに障害労働者の入所の条件

障害労働者の職業上および社会上の再配置に関する上級評議会の機能の態様ならびにその委員の任命の条件

さらに、参事院デクレは以下の事項を定める。

* 本法典第 IX 巻 編の適用により国が支給する手当が、1985 年 6 月 30 日の法律第 75 - 534 号の第 35 条および第 39 条の適用による手当を含む共済あるいは社会援助の制度に基づいて支払われる給付と併給されることのできる条件

* 当事者が、職業訓練または職業再教育の期間中、身のまわり品および宿泊に要する費用について一部負担を求められる場合の条件と態様

* 第 323 - 16 条の最後から 2 番目の段落に定める手当の配分の条件

第 3 款 障害労働者、戦争による身体障害者および同等の人々を担当する県委員会

第 323 - 35 条 障害労働者、戦争による身体障害者および同等の人々を担当する県委員会

は、第 323 - 6 条の第 2 段および第 323 - 10 条、12 条および 21 条の適用から生ずる異議について裁定を下す。

県委員会は、控訴院主席裁判長によって任命された現職あるいは名誉職の司法上の判事が監督に当たる。

委員会は、その他、次の者をもって構成される。

地方労働雇用局長またはその代理人、あるいは、農業関係の賃金労働者にかかわる競争の場合には、農業関係の労働、雇用および社会政策の監督を行う地方機関の長またはその代理人

その県における国の代理人によって任命された労働医師一名

職業教育、社会的地位の向上および雇用を担当する県委員会のメンバーの中からその県における国の代理人によって任命された使用者の代表一名と労働者の代表一名

その県の障害者を代表する協会が作製したリストの中からその県における国の代理人によって選ばれた、障害労働者の代表一名

退役軍人事務局 (l'Office national des anciens combattants) の県機関の代表一名

委員会の決定について、参事院に破棄を上訴することができる。

委員会の任命条件と機能の態様は、参事院デクレによって決定する。

県委員会は、その活動について、主に、賃金労働者、使用者、および障害者を代表する団体に対して配布される年次報告書を作製する。

第 4 款 社会的なハンディキャップをもつ人々

第 323 - 35 条その 2 本節第 2 款の第 4、保護労働の規定は、法規によって定められた条件で、家族および社会扶助法典第 185 条に定められた宿泊センターおよび社会復帰センターに収容されている人々およびこれらのセンターを出た人々に対して適用することができる。

第 5 款 一家の父親の雇用義務

第 323 - 36 条 各県では、知事は、県の家族協会連合 (l'union departementale des associations familiales) の提案によって以下の決定を行う。

一 家族手当に関する法律の定めるところに従って 3 人以上の扶養する子供をもつ一家の父親あるいは 2 人以上の扶養する子供をもつ未亡人を、さまざまなカテゴリーの開発事業 (exploitations) 企業あるいは施設で最低限雇用しなければならない割合

二 さまざまなカテゴリーの開発事業、企業または施設において、上記の割合が義務として適用されるようになる賃金労働者の最低人数

第 323 - 37 条 前条に定める割合が、県令公布の 3 カ月後に達成されていない場合には、それが不可能であることが証明される場合を除いて、使用者は、社会保障および家族手当の出資分担額の取立てを行う組合 (l'union) に対して、一就業日あたり、確認された不足人数あたり、0.10 フランの納付金を支払わなければならない。この納付金は、上

記の組合に支払わなければならない分担金とおなじ条件で徴収され、組合は、万一の場合には、下記第 323 - 39 条に定められた条件でその取立てを行うことができる。

第 323 - 38 条 労働監督官 (les inspecteurs du travail) および家族手当金庫監査官 (les controleurs des caisses d'allocations familiales) は、前記の規定に対する違反を確認する権限をもつ。

第 323 - 39 条 本款の適用に関するすべての紛争は、小審裁判所 (le tribunal d'instance) の管轄とする。

× × ×
企業委員会

第 432 - 3 条 第 5 段:

企業委員会はまた、労働災害をうけた人々、戦争による身体障害者および同等の人々、一般人の廃疾老 (les invalides civils)、障害労働者の、就労および再就労を容易にすることを目的として構じられる手段、ことに、本法典第 卷第 編第 節第 款の適用に係る手段 - 彼らの受け入れ条件、試用期間および労働の場所の整備について、衛生、安全および労働条件を担当する委員会と連繫して相談を行う。そのほか、第 323 - 9 条の最終段に定められた財政的援助として、あるいは保護労働施設とのあいだに締結された下請けあるいは障害労働者の漸進的な採用の契約による制約のなかでとられる処置についても相談を行う。

(注 1) 改正法の原文は、Legislation Sociale の NO6010 du 5 octobre 1987 を典拠とし、随時 Dalloz の Code du Travail を参考にした。

(注 2) 今回翻訳した条文には、労働法典の他の条文と同様に、L. のイニシャルがついているが、便宜上、この原稿では、L. の表記を省略することとした。

3. 障害を持つアメリカ国民法（アメリカ）

（1）目次

第1条 名称・目次

第2条 調査結果および目的

第3条 定義

第 章(第101条～第108条) 雇用

第 章(第201条～第246条) 公的サービス

第 章(第301条～第310条) 民間事業体の運営する公共施設サービス

第 章(第401条～第402条) 電気通信

第 章(第501条～第514条) 雑則

（2）障害を持つアメリカ国民法（ADA）条文

第1条 名称;目次

（a）名称 この法律の名称を「1990年障害をもつアメリカ国民法」(Americans with Disabilities Act of 1990)とすることができる。

（b）目次 目次は以下の通り:

第1条 ショートコート・タイトル:目次

第2条 調査結果および目的

第3条 定義

第 章 雇用

第101条 定義

第102条 差別

第103条 弁明

第104条 薬物およびアルコールの不法使用

第105条 告知

第106条 連邦規則

第107条 施行

第108条 発効日

第 章 公的サービス

A 節 差別の禁止およびその他の一般的事項に関する規定

第201条 定義

第202条 差別

第203条 施行

第204条 連邦規則

第205条 発効日

B 節 公共事業体の運営する公共交通において差別とみなされる行為

第I部 航空機または特定の鉄道を除く公共交通

- 第221条 定義
- 第222条 固定路線システムを運営する公共事業体
- 第223条 固定路線サービスの補足としてのパラトランジット
- 第224条 要求対応システムを運営する公共事業体
- 第225条 リフト設置義務の一時的免除
- 第226条 新設の施設
- 第227条 既存施設の改変
- 第228条 既存施設における公共交通事業、ならびに一列車一車両の原則
- 第229条 規則
- 第230条 アクセシビリティに関する暫定的要件
- 第231条 発効日

第 部 都市間鉄道および通勤鉄道による公共交通

- 第241条 定義
- 第242条 都市間鉄道および通勤鉄道において差別とみなされる行為
- 第243条 アクセシビリティの標準の要件
- 第244条 規則
- 第245条 アクセシビリティに関する暫定的要件
- 第246条 発効日

第 部 民間事業体の運営する公共的施設およびサービス

- 第301条 定義
- 第302条 公共的施設における差別の禁止
- 第303条 公共的施設および商業施設における新築および改築
- 第304条 民間の事業体による特定の公共的輸送サービスにおける差別の禁止
- 第305条 調査
- 第306条 規定
- 第307条 民間クラブおよび宗教団体に関する除外
- 第308条 施行
- 第309条 試験および講習
- 第310条 発効日

第 章 電気通信

- 第401条 聴覚障害者および言語障害者のための電気通信リレー・サービス
- 第402条 公共サービス広報の字幕挿入

第 章 雑則

- 第501条 解釈
- 第502条 州の免責
- 第503条 報復と威圧の禁止

- 第504条 建築物と交通機関の障壁に関する改善命令委員会による規則
- 第505条 弁護士料
- 第506条 技術援助
- 第507条 連邦原生環境保全地域
- 第508条 服装倒錯者
- 第509条 議会および行政官庁への適用範囲
- 第510条 薬物の不法使用
- 第511条 定義
- 第512条 リハビリテーション法の修正
- 第513条 紛争解決のための代替手段
- 第514条 違憲条文の分離

第2条 調査結果および目的

(a) 調査結果 議会による調査結果は以下の通り

- (1) 約4300万人のアメリカ人が1つ以上の身体的障害または精神的障害を有しており、その数は人口が全体として高齢化するにつれて増大しつつある。
- (2) 歴史的にみて、社会は障害者を隔離し孤立化させる傾向があり、多少の改善がみられたにもかかわらず、このような障害者差別は依然として重大かつ広範囲にわたる社会問題となっている。
- (3) 障害者に対する差別は、雇用、住宅、公共的施設、教育、交通、通信、レクリエーション、施設収容、保健サービス、投票、公的サービスへのアクセスといったきわめて重要な分野において依然続いている。
- (4) 人種、性別、出身国、宗教、年齢による差別を経験してきた人々とは異なり、障害による差別を経験してきた人々には、このような差別を是正するための法的な手だてがない場合が多かった。
- (5) 障害者は、公然たる意図的排除、建築物、交通、通信上の障壁による差別、過保護の規則や政策、既存の施設や慣行を変更しないこと、排他的な資格要件に関する基準、隔離、劣悪なサービスやプログラム、活動、特典、職業、その他別の機会に甘んずることを余儀なくされるといった、種々様々の形態の差別にたえず遭遇している。
- (6) 国勢調査データ、国民世論調査およびその他の調査研究は、障害者が集団として、われわれの社会の中で劣った地位を占め、社会面・職業面、経済面、教育面で重要な不利益をこうむっていることを裏づけている。
- (7) 障害者は、意図的な不平等待遇の歴史に服し、われわれの社会において政治的に無力な地位に押し込められ、制約と制限に常にさらされてきた分離・孤立した少数者である。このことは、障害者自身では解決することのできない特徴と、障害者の社会に参加し貢献する能力を真に示してはいない画一的な仮定に起因していた。
- (8) 障害者に関する国としての正しい目標は、機会均等、完全参加、自立生活、経済的自足を保障することである。
- (9) 依然として存在する不公正で不必要な差別と偏見は、障害者に対して、平等な立

場に立って競争を行う機会と、われわれ自由社会の名を然るべく高らしめているこのような機会を追求することを否定しており、またその結果として、依存性と非生産性に起因する何十億ドルもの不必要な出費をアメリカに負担させている。

(b) 目的 本法律の目的は以下の通り

- (1) 障害者差別をなくすための明確かつ包括的な国家的命令を発すること。
- (2) 障害者差別に対処する明確で強力で一貫性のある施行可能な基準を設けること。
- (3) 本法律で定められた基準を障害者に代わって施行する面で連邦政府が中心的な役割を果たすことを保障すること。
- (4) 障害者が日々直面する主要な差別分野に対処するため、憲法修正第14条を施行し商業を規制する権限を含む、議会の権限を最大限に行使すること。

第3条 定義

本法律での用法：

- (1) 補助のための機器やサービス(Auxiliary Aids and Services) 「補助のための機器やサービス」とは、以下を含む
 - (A) 聴覚障害者のための有資格の通訳者、もしくは音声で伝達されるものを理解できるようにするための有効な方法。
 - (B) 有資格の朗読者、録音物、もしくは目で見える形で伝えられたものを視覚障害者に伝わるようにするその他の有効な方法。
 - (C) 機器または装置の取得もしくは改造。
 - (D) その他の同様のサービスまたは行為。
- (2) 障害(Disability) 「障害」とは、個人に対して以下のことを意味する
 - (A) 個人の主たる生活活動(Major Life Activities)の1つ以上を著しく制限する身体的・精神的損傷(Impairment)のあること。
 - (B) そのような損傷の経歴のあること。
 - (C) そのような損傷をもつとみなされること。
- (3) 州 「州」とは各州、コロンビア特別区、プエルトリコ、グアム、アメリカ領サモア、バージン諸島、太平洋信託統治諸島、および北マリアナ諸島を指す。

第I章 雇用

第101条 定義

本章での用法：

- (1) 委員会(Commission) 「委員会」とは、1964年公民権法第705条(42U.S.C.2000e-4)によって設置された雇用機会均等委員会(Equal Employment Opportunity Commission)を指す。
- (2) 適用対象事業体(Covered Entity) 「適用対象事業体」とは、雇用主・雇用幹旋機関、労働組織、労使合同委員会を指す。
- (3) 直接の脅威(Direct Threat) 「直接の脅威」とは、他の者の健康もしくは安全を脅かす相当の危険であって、妥当な環境整備(Reasonable Accommodation)をも

- ってしては排除できないものを指す。
- (4) 従業員(Employee) 「従業員」とは、雇用主によって雇用された個人を指す。
- (5) 雇用主(Employer)
- (A) 原則 「雇用主」とは、当暦年または前暦年の20週以上の各勤務日に15名以上の従業員を有する取引を行う事業に従事した者およびその代理人を指す。ただし、本章の発行日以後2年の間は、雇用主は、当暦年または前暦年の20週以上の各週の各勤務日に25名以上の従業員を有する取引を行う事業に従事していた者、およびその代理人を指す。
- (B) 例外 「雇用主」とは、以下を含まない
- () アメリカ合衆国、アメリカ合衆国政府がそのすべてを所有する法人およびインディアン部族。
- () 1986年国内歳入法(Internal Revenue Code of 1986)第501(c)条のもとで課税を免除される善意民間会員制クラブ(労働組織を除く)。
- (6) 薬物の不法使用(Illegal Use of Drugs)
- (A) 原則 「薬物の不法使用」という用語は、規制物質法(Controlled Substances Act)(21U.S.C.812)にもとづき、その所持または配布が不法とされている薬物の使用を指す。この用語には、免許を有する健康専門家の監視のもとで服用される薬物の使用、または、規制物質法もしくはその他の連邦法の規定にもとづいて認められたその他の使用を含まない。
- (B) 薬物(Drugs) 「薬物」という用語は、規制物質法第202条の別表 ~ で定められた規制物質を指す。
- (7) 人(Person)等 「人」、「労働組織」、「雇用斡旋機関」、「商業」、「商業に影響を及ぼす産業」といった用語は、1964年公民権法第701条(42U.S.C.2000e)でかかる用語に与えられたものと同じ意味をもつものとする。
- (8) 有資格の障害者(Qualified Individual with a Disability) 「有資格の障害者」という用語は、妥当な環境整備の有無にかかわらず、当人が保有または希望する職位の必須職務を果たすことのできる障害者を指す。本法の目的のため、業務のいかなる職務が必要であるかについての使用者の判断に考慮を払うべきものとし、使用者が、その職を求める求職者の求人広告もしくは面接を行なう前に、書面による記述を作成している場合は、そのような記述は、当業務の必須職務の証拠とみなされるものとする。
- (9) 妥当な環境整備(Reasonable Accommodation) 「妥当な環境整備」という用語には以下の意味が含まれる
- (A) 従業員によって使用される現存する施設を障害者に容易に利用でき(アクセシブル)かつ使用可能にすること。
- (B) 仕事の再編成、パートタイムまたは変更された勤務日程、空席の地位への配置転換、機器または装置の取得または改変、試験、訓練教材または方針の適当な調整または変更、有資格の朗読者または通訳の提供、およびその他、障害者のための同様の適応化。
- (10) 不当な難儀(Undue Hardship)

- (A) 原則 「不当な難儀」とは、(B)に定める要因に照らして考慮した場合に、著しい困難または出費を伴うことを意味する。
- (B) 考慮すべき要因 妥当な環境整備を行なうことが、適用対象事業体に不当な難儀をもたらすこととなるか否かの判断に際して考慮されるべき要因には以下のものがある。
 - () 本法のもとで必要とされる配慮の性質と費用。
 - () 妥当な環境整備を提供する部門の全体としての財源。当該部門で雇用されている者の数。経費および資源に及ぼす影響、または、配慮が部門の運営に及ぼすその他の影響。
 - () 適用対象事業体の全体としての財源。適用対象事業体の全体の従業員数。その部門の数、種類、および場所。
 - () 適用対象事業体の運営上の側面。従業員の編成、組織、および役割を含む。当該部門の、適用対象事業体に対する地理的隔たり、管理上または財務上の関係。

第102条 差別

- (a) 原則 いかなる適用対象事業体も、応募手続き、従業員の採用や解雇給与報酬・昇進・業務訓練、およびその他の雇用の条件処遇および特典に関して、有資格の障害者を障害ゆえに差別しないものとする。
- (b) 解釈 上記(a)で用いられている「差別」とは以下の意味を含む。
 - (1) 応募者または従業員を、その障害ゆえに、当該応募者または従業員の機会または地位に悪影響を及ぼす形で制限、分離、または分類すること。
 - (2) 障害のある有資格の応募者または従業員を本章で禁じられた差別につながる契約その他の協定または関係に関与すること(そのような関係には、職業斡旋または紹介機関、労働組合、適用対象事業体の従業員に付加給付を提供している機関、もしくは訓練および養成プログラムを提供している機関との関係が含まれる)。
 - (3) 以下のような管理の標準・基準・手法を利用すること。
 - (A) 障害による差別効果をもつもの。
 - (B) 通常管理規定に従う他者による差別を永続させるもの。
 - (4) 有資格の個人が関係または交際をもつことが判明している個人が有する既知の障害ゆえに、有資格の個人に対する平等な雇用または給付を排除すること、もしくは与えないこと。
 - (5) (A) 応募者または従業員である有資格の個人の既知の身体的・精神的制限に対する妥当な環境整備を行わないこと、ただし、妥当な環境整備が雇用対象事業体の事業の運営に不当な難儀をもたらすことを適用対象事業体の実証可能な場合はその限りではない。または、
 - (B) 従業員または応募者の身体的・精神的障害に対する妥当な環境整備を行う必要があることを理由に、有資格の障害者である応募者または従業員に雇用機会を与えないこと。
 - (6) 障害者または障害者集団をふるい落とす、もしくはふるい落とすことに資する採

用試験やその他の選抜基準を用いること。ただし、適用対象事業体によって使用される試験またはその他の選抜基準が当該の地位の職務に関連したものであることが証明され、かつ、事業上の必要性に合致したものである場合はその限りではない。

- (7) 感覚・筋力・言語の技能の面で障害をもつ応募者または従業員の試験を実施する際に、試験の結果が、試験が測定しようとする応募者または従業員の能力、適性、およびその他のいかなる要素をも正確に反映するもの(応募者または従業員の感覚・筋力・言語の障害を反映するものではなく)であることを保証するための最も効果的な方法によって雇用に関する試験を選択し実施することを怠ること(ただし、このような技能が能力試験が測定しようとする要素である場合は除く)。

(c) 健康診断および照会

- (1) 原則 前記(a)項で言及されている差別の禁止には、健康診断と照会が含まれるものとする。

(2) 採用前

(A) 健康診断または、照会の禁止 下記の(3)で規定されている場合を除き、適用対象事業体は、健康診断を行ったり、応募者について、障害者であるかどうかに関して、あるいは障害の性質や程度に関して、照会を行ってはならない。

(B) 許容可能な照会 適用対象事業体は、工作上必要とされる職務を遂行する応募者の能力に関して、採用前の照会を行うことができる。

- (3) 採用時健康診断 適用対象事業体は、以下の場合には、応募者が採用されて以後、かつ応募者が職務を開始する以前に健康診断を義務付けることができ、また、健康診断の結果を採用の条件にすることができる

(A) 障害の有無にかかわらず、すべての従業員が健康診断を受けなければならない場合。

(B) 応募者の健康状態や病歴に関して得られる情報が、別個の書式で別の医療ファイルに収集・保管され、かつ、機密医療記録として扱われる場合。

ただし

() 監督者や管理者は、従業員の仕事や職務に対して設ける必要のある制限および必要とされる配慮に関して知らされる。

() 救急医療および安全担当職員は、適宜、障害が緊急治療を要するものであるかどうかについて知らされる。

() 本法律の遵守に関して調査する政府当局は、請求次第、関連情報の提供を受ける。

(C) 健康診断の結果は、本章に従った形でのみ使用される。

(4) 診断および照会

(A) 診断および照会の禁止 適用対象事業体は、健康診断を実施または義務付けしてはならず、また、従業員について、その従業員が障害者であるかどうかに関して、あるいは障害の性質や重度に関して、照会を行ってはならない。ただし、そのような健康診断や照会が職務に関連したものであって事業上の必要性に合致したものであることが証明される場合はその限りではない。

(B) 許容可能な診断および照会 適用対象事業体は、職場において提供される従業

員保健の一環として、任意の病歴検査を含む自発的な健康診断を実施することができる。適用対象事業体は、職務に関連する機能について従業員の能力の照会を行なうことができる。

- (C) 要件 従業員の健康状態または病歴に関して、(B)にもとづいて得られた情報は、(3)号(B)および(C)の要件にしたがうものとする。

第103条 弁明

- (a) 原則 障害者をふるい落とすもしくはふるい落とすことに資する、または障害者に対して仕事や給付を与えない、資格要件に関する基準や試験や選考基準であると申し立てられた内容が、職務に関連したものであって事実上の必要性に合致しており、本章のもとで求める妥当な環境整備を行ってもその職務を遂行できないことが証明された場合は、本法において差別の嫌疑に対する弁明となりうる。
- (b) 資格要件に関する基準(Qualification Standards) 「資格要件に関する基準」とは、職場にいる他の個人の健康や安全に直接的な脅威をもたらさないこと、という要件を含めることができる。
- (c) 宗教団体
- (1) 原則 本章は、宗教的な法人・協会・教育機関・団体が、その活動の継続に関連した仕事を遂行するために、特定の宗教をもつ個人に雇用面での優先性をあたえることを禁止しないものとする。
- (2) 宗教的教義に関する要件(Religious Tenets Requirement) 宗教組織は、本章のもとでは、すべての応募者および従業員が、その組織の宗教的教義にしたがうことを要求することができる。
- (d) 感染性および伝染性疾患のリスト
- (1) 原則 保健福祉省(Department of Health and Human Services)長官は、本法律の制定の日から6ヵ月以内に、下記を実施するものとする。
- (A) 食品の取扱いを介して伝染することのあるすべての感染性および伝染性疾患を調査すること。
- (B) 食品の取扱いを介して伝染することのある感染性および伝染性疾患のリストを公表すること。
- (C) そのような疾患が伝染する方法を公表すること。
- (D) 疾患のリストおよびその伝染の態様に関する情報を、広く公衆に普及すること。リストは、毎年更新するものとする。
- (2) 適用 個人が、食品の取扱いを介して他の者に伝染する感染性または伝染性疾患であって、その疾患が(1)号にもとづいて、保健福祉省長官が作成したリストに含まれており、妥当な環境整備をもってしては解決することができないものを有する場合は、適用対象事業体はその個人を食品の取扱いを要する職務に任じること、もしくはそれを継続することを拒否することができる。
- (3) 解釈 本法律においてはいかなる規定も、他の者の健康または安全に対して重大な危険を及ぼし、それが、保健福祉省長官によって公表された感染性または伝染性疾患およびその伝染の態様のリストにしたがい、妥当な環境整備をもってしては除

去することのできないような重大な危険を及ぼす個人から、公衆の健康を保護することを目的として定められた食品の取扱いに適用されるいかなる州、郡、または地方の法律、政令、または規則も、それらに優先し、修正し、もしくは変更するものと解釈してはならないものとする。

第104条 不法薬物およびアルコール

(a) 有資格の障害者 本章のもとでは、「有資格の障害者」とは、適用対象事業体が薬物の不法使用を問題とした時点で薬物の不法使用を行なっている従業員または応募者は含まないものとする。

(b) 解釈規程 上記(a)項のいかなる規定も、下記各号のいずれかに該当する個人を有資格の障害者として排除するものと解釈してはならないものとする。

(1) 監視のもとにおける薬物リハビリテーション計画を無事に完了し、もはや薬物の不法使用を行っていない者、または、違う方法で無事にリハビリテーションを完了し、もはやそうした使用を行っていない者。

(2) 監視のもとにおけるリハビリテーション計画に参加しており、もはやそのような使用を行っていない者。または、

(3) 誤ってそうした使用を行なっているものとみなされているが、そのような使用を行っていない者。

ただし、適用対象事業体が、上記(1)号または(2)号に定める個人が、もはや薬物の不法使用を行っていないことを確かめることを目的とする妥当な方針または手続き(薬物テストを含むが、これに限られるものではない)を採用もしくは管理することは、本法律の違反ではないものとする。

(c) 適用対象事業体の権限 適用対象事業体は

(1) 職場でのアルコールや不法薬物の使用をすべての従業員に禁止することができる。

(2) 従業員が職場でアルコールや不法薬物の影響を受けてはならないことを義務付けることができる。

(3) 従業員が1988年職場薬物排除法(Drug-free Workplace Act of 1988)(41U.S.C.701以下)のもとで定められている要件に従って行動することを義務づけることができる。

(4) 不満足な職務遂行や行動が薬物使用やアルコール中毒に関連している場合でも、不法薬物使用者またはアルコール中毒である従業員を、その他の従業員を拘束しているのと同じ、雇用または職務遂行および行動についての資格要件に関する基準に従わせることができる。

(5) アルコールおよび薬物の不法使用に関する連邦規則に関して、下記を義務づけることができる。

(A) 適用対象事業体の従業員が、国防省のそうした規則の規制を受ける業種に雇用されている場合に、従業員が国防省規則で定められた基準に従うこと。これには、適用対象事業体の従業員が、絶対的遵守を要する地位(国防省規則における定義による)に雇用されている場合そのような業種における絶対的遵守を要する位置の雇用に適用される規則(がある場合は)遵守が含まれる。

- (B) 適用対象事業体の従業員が原子力規制委員会規則の規制を受ける業種で雇用されている場合に、従業員が原子力委員会規則で定められた基準にしたがうこと。これには、適用対象事業体の従業員が、絶対的遵守を要する地位（原子力規制委員会規則における定義における）雇用されている場合における、そのような業種における絶対的遵守を要する地位の雇用に適用される規則（がある場合は）遵守が含まれる。
- (C) 適用対象事業体の従業員が、運輸省規則の規制を受ける運輸業において雇用されている場合に、従業員が運輸省規則で定められた基準にしたがうこと。これには、適用対象事業体の従業員が、絶対的遵守を要する地位（運輸省規則における定義による）に雇用されている、そのような業種における適用される規則（がある場合は）遵守が含まれる。
- (d) 薬物検査
- (1) 原則 本章のもとでは、薬物の不法使用の有無を判定するための検査は健康診断とはみなされないものとする。
- (2) 解釈 本章中のいかなる語句も、求人応募者または従業員の薬物の不法使用に関する検査を実施することや、そのような検査の結果にもとづいて雇用決定を行うことを奨励、禁止、許可するものと解釈されてはならない。
- (e) 運輸関連従業員 本章のいかなる規定も、運輸省の管轄する事業体が、下記を行なう権限を適法に行使することを、奨励し、禁止し、制限し、もしくは承認するものと解釈してはならないものとする。
- (1) そのような事業体の安全にかかわる絶対的遵守の業務を内容とする地位にある従業員、およびそのような地位への応募者の、薬物の不法使用およびアルコールによる勤務怠慢について検査すること。
- (2) 上記第(1)号の規定にしたがって、薬物の不法使用およびアルコールによる勤務怠慢について、検査の結果、有責と判定された者を、(C)項の実施にさいして、安全にかかわる業務から外すこと。

第105条 告知

本章の適用対象であるあらゆる雇用主、雇用斡旋機関、労働組織、労使合同委員会は、本法律の適用規定について述べた告知を、1964年公民権法第711条(42U.S.C.2000e-10)で規定された方法で、応募者、従業員およびすべてのメンバーにアクセシブルな様式で掲示するものとする。

第106条 連邦規則

本法律の制定日から1年以内に、委員会は、「合衆国法典」第5編第5章第 条に従って本章を実施するための連邦規則をアクセシブルな様式で発布するものとする。

第107条 施行

- (a) 権限、救済方法および手続き 1964年公民権法第705条、第706条、第707条、第709条、および第710条(42U.S.C.2000e-4、2000e-5、2000e-6、2000e-8および2000e-9)

に定める権限、救済方法および手続きは、雇用に関する本法律の規定、または第106条にもとづいて制定された規定のいずれかに違反して、障害を事由として差別がなされた旨を申し立てる委員会、司法長官、または個人に対して本章が与える権限、救済方法および手続きであるものとする。

- (b) 調整 本章にもとづき、かつ1973年リハビリテーション法にもとづいて、雇用における差別があった旨を申し立てた措置を提起する施行権限を有する政府機関は、本章にもとづき、かつ1973年リハビリテーション法にもとづいて提出された行政上の苦情が、作業の重複を避け、本章にもとづき、かつ1973年リハビリテーション法にもとづく同一要件について一貫性を欠くか、もしくは矛盾する基準が課せられることが防止されるように手続きを定めるものとする。委員会、司法長官、および連邦契約遵守計画局は、本法律の施行の日から18ヵ月以内に、本章および1973年リハビリテーション法の施行規則において、このような調整機構（連邦規則第28章第42部および第29章第1691部において、委員会および司法長官によって公布された合同規則に含まれている規定、および、1981年1月16日付の委員会と連邦契約遵守計画局との間の了解事条覚書（「官報」46巻7435頁、1981年1月23日掲載）に類似するもの）と確定するものとする。

第108条 発効日

本章は、制定の日から24ヵ月後に発効するものとする。

第 章 公的サービス

A 節 差別の禁止およびその他の一般に適用される規定

第201条 定義

本章で使用されている用語のうち、

- (1) 公共事業体 「公共事業体」とは下記を指す。
 - (A) 州または地方自治体政府。
 - (B) 単一または複数の州または地方自治体の政府の部局、機関、特殊目的地区、またはその他の手段。および、
 - (C) 全米鉄道乗客公社、および通勤交通機関主管官庁（鉄道乗客サービス法第103条(8)の定義による）。
- (2) 有資格の障害者 「有資格の障害者」とは、必要な規則・方針・慣行の変更、建築・通信・輸送上の障害の除去、補助のための機器やサービスの提供の有無にかかわらず、公共事業体によって提供されるサービスを受けること、または公共事業体のプログラムもしくは活動への参加に関する必須資格要件をみたす障害者を指す。

第202条 差別

本章の規定にしたがうことを条件として、いかなる有資格の障害者も、障害を事由として、公共事業体のサービス、プログラム、または活動への参加から排除され、もしくはそ

の便益を拒否され、または、こうした公共事業体による差別を受けてはならないものとする。

第203条 施行

1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794a)第505条に定める救済方法、手続き、および権利は、第202条に違反して障害を事由として差別を受けた旨を申し立てる個人に対して、本章が与える救済方法、手続き、および権利であるものとする。

第204条 連邦規則

- (a) 総則 本法律の制定の日から1年以内に、司法長官は、本節を施行するための連邦規則を、アクセシブルな様式で公布するものとする。そのような連邦規則には、第223条、第229条または第244条にもとづく運輸長官の権限の範囲に属する事条は含まれないものとする。
- (b) 他の規則との関係 「プログラム・アクセシビリティ」「既存の施設」および「通信」を除き、(a)項にもとづく連邦規則は、本法律、ならびに1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)にもとづく連邦財務援助の受給者に適用される(1973年1月13日付で保健教育福祉省により公布された)連邦規則基準第28編第41部にもとづく調整規制と一貫性を有するものとする。「プログラム・アクセシビリティ」「既存の施設」および「通信」に関しては、かかる連邦規則は、第504条にもとづいて連邦運営事業に適用される連邦規制基準第28編第39部に定める規制および分析と一貫性を有するものとする。
- (c) 基準 (a)項にもとづく連邦規則には、B節の適用対象たる施設、駅、乗客用軌道車、および車両以外の、本節の適用対象たる施設および車両に適用される基準が含まれるものとする。そうした基準は、本法律の第504条(a)項に従って、「建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会」(Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)が発行する最低基準指針および要件と一貫性を有するものとする。

第205条 発効日

- (a) 総則 (b)項に定める場合を除き、本節は、本法律の制定の日から18ヵ月後に発効するものとする。
- (b) 例外 第204条は、本法律の制定の日が発効するものとする。

B 節 公共事業体の運営する公共交通において差別とみなされる行為

第I部 航空機または特定の鉄道以外の公共交通

第221条 定義

第I部で使用されている用語のうち

- (1) 要求対応システム(Demand Responsive System) 「要求対応システム」とは、固定路線システムでない指定公共交通を提供するシステムを指す。

- (2) 指定公共交通(Designated Public Transportation) 「指定公共交通」とは、(航空機または都市間または通勤鉄道交通(第241条の定義による以外の)バス、鉄道、またはその他の移送手段による(公立学校交通以外の)交通であって、公衆に対して、定期的かつ継続して一般的もしくは特別のサービス(チャーター・サービスを含む)を提供するものを指す。
- (3) 固定路線システム 「固定路線システム」とは、固定したスケジュールに従って、所定の路線に沿って車両が運営される指定公共交通を提供するためのシステムを指す。
- (4) 運営(Operates) 固定路線システムまたは要求対応システムに関して用いられる場合の「運営」とは、公共事業体と契約もしくはその他の取決めまたは関係を有する者によるこうしたシステムの運営が含まれる。
- (5) 公立学校交通 「公立学校交通」とは、公立小学校または中学校および学校関係活動への往復のための、学校児童生徒、学校職員、および機器の、スクール・バス車両による交通を指す。
- (6) 長官 「長官」とは、運輸長官を指す。

第222条 固定路線システムを運営する公共事業体

- (a) 新車両の購入および賃借 固定路線システムを運営する公共事業体が、そのようなシステムで使用するのための新しいバス、新しい高速鉄道車両、新しい軽量鉄道車両、またはその他の新しい車両の購入または賃借を本条の発効の日から30日経過以降に約定することは、そのバス、鉄道車両、またはその他の車両が、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセスされ、かつ使用可能でなければ、本法律第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- (b) 中古車両の購入および賃借 (c)項(1)号にしたがうことを条件として、固定路線システムを運営する公共事業体が、本条の発効の日から30日経過以降に、そうしたシステムでの使用のために中古車両を購入もしくはリースする場合は、そうしたシステムで使用するのための中古車両の購入またはリースにさいして、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセスされ、かつ使用可能であるように、誠意をもって努力したことを、その事業体が立証しない限りは、本法律第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- (c) 再製車両
 - (1) 総則 (2)項に定める場合を除き、固定路線システムを運営する公共事業体が、下記の事条のいずれかを行なうことは、再製後の車両が、実行可能な最大限度まで、車椅子の使用者を含む障害者に容易にアクセスされ、かつ使用可能なものとなっていなければ、本法律第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的のためには、差別であるとみなされるものとする。
 - (A) こうしたシステムで使用するのために、その車両の耐用年数を5年以上延長させる再製が本節の発効の日から30日の経過以降に開始され(または、その申請発注がなされ)た場合。

- (B) こうしたシステムで使用するために再製車両を購入もしくはリースし、その車両は、その耐用年数を5年以上延長させるよう再製造されたものであり、その購入もしくはリースが、本節発効の日から30日の経過後、もしくは、耐用年数の延長期間中になされた場合。
- (2) 歴史的車両についての例外
- (A) 総則 公共事業体が、その一部が全米史跡登録簿に登録されている固定路線システムを運行しており、その一部分のみで使用する歴史的性格の車両を、障害者が容易にアクセスでき、使用できるように改変することが、そうした車両の歴史的な性格を大幅に変更することとなる場合は、上記(1)号の要件をみたすのに必要な改変を行ない(もしくは、改変を含めて再製車を購入もしくは賃借し)、改変が車両の歴史的な性格を大幅に変更することがないようにすることは、公共事業体の義務であるものとする。
- (B) 規則によって定義された歴史的な性格の車両 本条および第228条(b)の目的のためには、歴史的な性格の車両は、本条を実施するために長官が公布する規則によって定義されるものとする。

第223条 固定路線サービスの補足としてのパラトランジット(Paratransit)

- (a) 総則 固定路線システム(通勤バス・サービスのみを提供するシステムを除く)を運行する公共事業体が、その固定路線システムの運行に関して、本条にしたがい、車椅子の利用者を含む障害者に対して、下記(1)または(2)の水準のサービスをそうした個人に提供するのに十分なパラトランジットおよびその他の特別交通サービスを提供しない場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。(1)このようなシステムを利用する障害のない者に対して提供される指定公共交通サービスの水準に匹敵する水準のサービス、または、(2)待ち時間については、実行し得る限度において、このようなシステムを利用する障害のない者に対して提供される指定公共交通サービスの水準に匹敵する水準のサービス。
- (b) 規則の公布 長官は、本条の発効の日から1年以内に、本条を実施するための最終的な規則を公布するものとする。
- (c) 規則の必須内容
- (1) サービスを受ける資格のある受給者 本条にもとづいて公布される規則は、固定路線システムを運営する各公共事業体に、下記の者に対して、本条にもとづいて要求されるパラトランジットおよびその他の特別運輸サービス(Special Transportation Services)を提供するよう要求するものとする。
- (A) () 身体的または精神的障害(視覚障害を含む)の結果、他の者(車椅子リフトまたはその他の乗りこみ補助装置のオペレーターを除く)の助力がなければ、障害者が容易にアクセスでき、かつ使用可能なシステムの車両への乗りこみ、乗っていることまたは下車のできない障害者。
- () 障害者が、システムの運行時間中に、路線上で指定公共交通を提供するために車両が使用されていない時(または、妥当な時間間隔中に)、システム上の

路線で移動することを希望している場合に乗りこみ、乗っていることかつ下車するために、車椅子リフトまたはその他の乗りこみ補助装置の助力を必要とする(そのような動力があれば乗下車できる)障害者。

() そのようなシステム上の乗りこみ場所へ、または下車場所から、移動することを妨げるような特定の障害に関連した状態を有する障害者。

(B) 障害者に付き添う上記の1名の者。および、

(C) 障害者に付き添う上記(B)に定める1名の者のほかに、他の複数の者に対して。ただし、障害者を運ぶパラトランジット車両上に、これらの追加の人員のためのスペースがあること、および、このような追加の人員の輸送の結果、障害者に対するサービスを否定することとならないことを条件とする。

(A)項()および()の目的のためには、車両への乗りこみおよび車両からの下車には、乗っていることへの、または下車場所からの移動は含まれない。

(2) サービス・エリア 本条にもとづいて公布される規則は、固定路線システムを運行する各公共事業体のサービス・エリア中の、その公共事業体のみが通勤バス・サービスを提供している部分以外の場所において、本条にもとづいて要求されるパラトランジットおよび特別交通サービスを提供することを義務付けするものとする。

(3) サービスの基準 本条にもとづいて公布される規則は、第(1)および(2)条にしたがうことを条件として、本条にもとづいて要求されるサービスの水準を決定するための最低サービス基準を設けるものとする。

(4) 不当な財政的負担の制限 本条にもとづいて公布される規則は、公共事業体が、本条にもとづいて要求されるパラトランジットおよびその他の特別交通サービスを提供すると、その公共事業体に不当な財政的負担を課することになる旨、長官に対して十分に立証できる場合は、その公共事業体は、本条の他の規定((5)号以外)にかかわらず、サービスを提供しても、負担を課することとならない程度において、そのようなサービスを提供することのみを要求するものとする。

(5) 追加のサービス 本条にもとづいて公布される規則は、公共事業体が、(4)号の規定にかかわらず、(4)号にもとづいて要求されることとなるパラトランジットおよびその他の特別交通サービスを提供することを、長官が要求することのできる状況を設定するものとする。

(6) 公衆の参加 本条にもとづいて公布される規則は、固定路線システムを運行する各公共事業体が、(7)号にもとづく計画の策定にあたって、公聴会を開催し、公衆の意見発表の機会を提供し、障害者と協議することを義務付けするものとする。

(7) 計画 本条にもとづいて公布される規則は、固定路線システムを運営する各公共事業体が下記の事条を行なうよう義務付けするものとする。

(A) 本節の発効の日から18ヵ月以内に、本条の要件を満足するパラトランジットおよびその他の特別交通サービスを提供するための計画を長官に提出し、その実行を開始すること。および、

(B) それ以降毎年、そのサービスの提供のための計画を長官に提出し、その実行を開始すること。

- (8) 他の者によるサービスの提供
本条にもとづいて公布される規則は、下記の事条を行なうものとする。
- (A) 本条にもとづいて長官に対して計画を提出する公共事業体が、計画の中において、計画が適用されるサービス・エリア中において、障害者のためにパラトランジットまたはその他の特別交通サービスを提唱している者もしくは他の公共事業体を記載すること。
- (B) 計画を提出する公共事業自体が、計画の中で、障害者のための他の者によるサービスを提供しなければならないわけではないことを規定すること。
- (9) 雑則 本条にもとづいて公布される規則は、長官が、本条の目的を実施するために必要であると認めたその他の規定および要件を含むものとする。
- (d) 計画の検討
- (1) 総則 長官は、本条にもとづいて提出された計画を、その計画が、本条にもとづいて公布される規則も含めて、本条の要件にしたがっているか否かを判定することを目的として検討するものとする。
- (2) 非承認 長官が本項にもとづいて検討した計画が本条の要件に従っていないと判定した場合は、長官は、その計画を非承認とし、その計画を提出した公共事業体に対して、そのような非承認とその理由を通告するものとする。
- (3) 非承認の計画の修正 計画を提出した公共事業体は、本項にもとづく計画の非承認の日から90日以内に、本条の要件に従うように計画を修正するものとし、その修正済みの計画を長官に提出し実施を開始するものとする。
- (e) 差別の定義 (a)項で使用されている場合、「差別」という用語には下記が含まれる。
- (1) 本条にもとづいて公布された規則の適用対象たる公共事業体が、(c)項(6)条および(c)項(7)号にしたがって計画を提出せず、またはその実行を開始しないこと。
- (2) そうした事業体が、(d)項(3)号にしたがって、修正された計画を提出せず、またはその実行を開始しないこと。
- (3) (d)項(3)号にもとづいて修正された計画を長官に提出したが、本条の要件をみたしていないこと。もしくは、
- (4) そうした事業体が、本条にもとづいて公共事業体が長官が提出した計画または修正済み計画にしたがって、パラトランジットまたはその他の特別交通サービスを提供しないこと。
- (f) 法定解釈 本条のいかなる規定も、公共事業体が下記を行なうことを妨げるものと解釈してはならないものとする。
- (1) 本条で要求されるサービスの水準よりも高い水準のパラトランジットまたはその他の特別交通サービスを提供すること。
- (2) 本条で要求されるパラトランジットおよび特別交通サービスのほかに、パラトランジットまたはその他の特別交通サービスを提供すること。
- (3) 本条によってサービスを提供することを義務付けられている個人のほかの個人にそうしたサービスを提供すること。

第224条 要求対応システムを運営する公共事業体

公共事業体が要求対応システムを運行する場合は、そうした事業体が、システムでの使用のために、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスできず、使用不可能な新車両を購入し、もしくは賃借し、その発注が本条の発効の日から30日以降になされた場合は、このようなシステムが、その全体からみて、障害者に対して、障害をもたない者に提供するサービスの水準と同等の水準のサービスを提供するのでなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。

第225条 リフト設置義務の一時的免除

- (a) 許可 新しいバスの購入に関して、公共事業体が下記の事情を長官に対して十分に立証した場合は、公共事業体は、第222条(a)または第224条にもとづく、障害者が容易にアクセスでき、かつ利用可能な新しいバスを購入する義務の一時的免除を申請することができる。長官はそのような免除を与えることができる。
- (1) 公共事業体によってなされた新しいバスの当初の発注によれば、すべての新しいバスにリフトが備えられるはずであり、かつその他の方法で障害者によるアクセスを可能にし、使用できるようにするはずであることが指定されていたこと。
 - (2) そのような新しいバスのための油圧式、電気機械式その他のリフトが、いかなる購入に適するメーカーからも入手できないこと。
 - (3) 一時的免除を求める公共事業体が、発注に際し十分な時間的余裕をもって、そのバスのメーカーにリフトを供給できる適切な製造会社を探すために誠意をもって努力したこと。および、
 - (4) そのようなリフトを入手するために、新しいバスの購入がさらに遅延し、その公共事業体のサービス対象地域における交通サービスが著しく妨げられること。
- (b) 有効期間および議会への届出 (a)項にもとづいて与えられる免除の有効期間は、指定された日付までに限定されており、そのような免除が与えられた場合は、議会の該当する委員会に届け出るものとする。
- (c) 不正申請 (a)項にもとづいて与えられた免除が不正に申請されたものであると信ずるに足りる合理的な根拠がある場合は、長官は、いつでも、下記を行なうものとする。
- (1) このような免除が依然として有効である場合は、それを取り消すこと。
 - (2) 長官が適当とみなすその他の措置を講ずること。

第226条 新設の施設

公共事業体が、指定公共交通サービスの提供に使用されるべき新しい施設を建設する場合は、そのような施設が、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスでき、かつ使用可能なものでなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。

第227条 既存施設の改変

- (a) 総則 指定公共交通サービスの提供のために使用される既存の施設もしくはその一

部の可用性(usability)に影響を及ぼし、もしくは影響を及ぼす可能性のあるような改変に関しては、公共事業体が、その改変の完了時に、施設の改変部分が、実行可能な最大限度まで、車椅子の利用者を含む障害者がアクセスでき、かつ使用可能なものとなるような方法で、そのような改変を行なわない(もしくは、改変を行なわしめない)場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から差別であるとみなされるものとする。公共事業体が、主要機能を含む施設の敷地の可用性もしくはその敷地へのアクセスに影響を及ぼし、もしくは影響を及ぼす可能性のあるような改変を行なおうとする場合にも、事業体は、その敷地への通路またはその敷地内で使用するトイレ、電話、および水飲み場に対する改変が、費用および範囲の点において、改変工事全体と不釣り合いでなければ(司法長官が定める基準による)、改変の完了時において、改変された敷地への通路および改変された敷地で使用するトイレ、電話および水飲み場が、実行可能な最大限度まで、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスでき、かつ使用可能であるような方法で改変を行なうものとする。

(b) 駅の場合の特則

- (1) 総則 指定公共交通サービスを提供する公共事業体が、本項の規定にしたがって、高速鉄道システムおよび軽便鉄道システム中の主要駅(長官が規制によって定める基準による)を、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスでき、かつ使用可能であることを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法(29U.S.C.794)第504条の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- (2) 高速鉄道および軽便鉄道の主要駅
 - (A) アクセシビリティー 本条で別段の定めがある場合を除き、高速鉄道システムおよび軽便鉄道システムにおけるすべての主要駅(長官が規則によって定める基準による)は、実行し得る限りすみやかに、いかなる場合にも、本号の発効の日から起算して3年の期間の最終日までに、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であるようにするものとする。
 - (B) 特に莫大な費用を要する構造変更のための期間延長 既存の施設に対する時に莫大な費用を要する構造上の変更または移転を必要とする高速鉄道システムまたは軽便鉄道システム中の主要駅については、長官は、上記(A)に定める3年の期間を、30年までの期間に延長することができる。ただし、本法の制定の日から20年間以内に、かかる主要駅の少なくとも3分の2は、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能な状態になっていなければならない。
- (3) 計画および進捗報告 長官は、該当する公共事業体に対して、本項を遵守するための、下記の条件をみたす計画を作成し、長官に提出するよう要求するものとする。
 - (A) かかる計画の影響をこうむる障害者との協議、および、かかる計画に関する公聴会および公衆の意見を反映すること。および、
 - (B) 本項の要件達成の進捗目標を記載すること。

第228条 既存施設における公共交通事業、ならびに一列車一車両の原則

(a) 既存の施設における公共交通事業

- (1) 総則 指定公共交通サービスの提供に使用される既存施設に関しては、公共事業体が、全体としてみても、事業が障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能となるように、これらの施設において行なわれる指定公共交通事業を運営することを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
 - (2) 例外 (1)号は、第227条(a)(改変に関して)または第227条(b)(主要駅に関して)で義務付ける場合とその程度をこえて、公共事業体が車椅子を使用する障害者がアクセスできるように、既存の施設に構造上の変更を加えるよう義務付けるものではないとする。
 - (3) 利用 (1)号は、(2)号が適用される公共事業体に対して、車椅子の利用者に、このような施設で提供されるサービスが利用できず、またはサービスの利益を受けられない場合、そのような施設で一般公衆に提供されるサービスを提供することを義務付けるものではないものとする。
- (b) 一列車一車両の原則
- (1) 総則 (2)号にしたがうことを条件として、軽便鉄道または高速鉄道によって列車として運用されている2台もしくはそれ以上の車両に関しては、公共事業体ができる限りすみやかに、いかなる場合にも、おそくとも本条の発効の日から起算して5カ年の期間の最終日までに、車椅子の利用者を含む障害者がアクセスすることのできる少なくとも1台の車両を、各列車に配置しない場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.754)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
 - (2) 歴史的列車 (1)号にしたがうため、全米史跡登録所に登録されている軽便鉄道システムまたは高速鉄道システムの一部で使用するための歴史的格の車両の再製に関しては、このような車両を障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能にすることによって、これらの車両の歴史的格が大幅な変更をこうむることとなる場合は、そのようなシステムを運行する公共事業体は、第222条(c)(1)の要件をみたし、かつ、それらの車両の歴史的格を大幅には変更しない程度の改造を行なうこと(もしくはそうした改造をして再製された車両を購入もしくは賃借すること)のみで足りるものとする。

第229条 規則

- (a) 総則 運輸長官は、本法の制定の日から1年以内に、本法のこの部(第223条を除く)を施行するのに必要な規則を、伝達可能な様式で公布するものとする。
- (b) 基準 本条および第223条にもとづいて公布される規則は、本項の対象たる施設および車両に適用される基準を含むものとする。この基準は、本法第504条に従って建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会が公布する最低基準指針および要件と一貫性を有するべきものとする。

第230条 アクセシビリティに関する暫定的の要件

第229条にもとづく最終規則の公布以前に有効かつ該当する州または地方自治体の建築許

可が入手され、かつ、このような許可によって認められた建設または改築が、許可の交付後1年以内に開始され、許可の条件にしたがって完了した新しい建設または改築について、第229条にしたがう最終規則が公布されない場合は、建築許可が交付された時に効力を有する「統一連邦アクセシビリティ標準」(Uniform Federal Accessibility Standards)を遵守すれば、そのような施設が、第226条および第227条にもとづいて要求される通り、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能なものでなければならないとする要件をみたすのに十分であるものとする。ただし、建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会が本法第504条(a)にもとづいて要求される補足の最低基準指針を公布してから1年を経過しても、その最終規則が公布されない場合は、最終規則の公布の前に、施設を、障害者がアクセスすることができ、かつ使用可能にすることと定めた要件をみたすためには、そのような補足の最低基準指針を遵守することが必要であるものとする。

第231条 発効日

- (a) 総則 (b)項に定める場合を除き、本部は、本法の制定の日から18ヵ月後に発効するものとする。
- (b) 例外 第222条、第223条((a)項を除く)、第224条、第225条、第227条(b)、第228条(b)、および第229条は、本法の制定の日が発効するものとする。

第 部 都市間鉄道および通勤鉄道による公共交通

第241条 定義

第2部で使用されている用語のうち、

- (1) 通勤交通機関主管官庁(Commuter Authority) 「通勤交通機関主管官庁」とは、鉄道乗客サービス法第103条(8)(45U.S.C.502(8))における用語と同じ意味である。
- (2) 通勤鉄道交通(Commuter Rail Transportation) 「通勤鉄道交通」とは、鉄道乗客サービス法第103条(9)(45U.S.C.502(9))における「通勤サービス」(Commuter Service)という用語と同じ意味である。
- (3) 都市間鉄道交通(Intercity Rail Transportation) 「都市間鉄道交通」とは、全米鉄道旅客公社が提供する輸送を意味する。
- (4) 鉄道乗客車両(Rail Passenger Car) 「鉄道乗客車両」とは、都市間鉄道交通に関して、1階および2階食堂車両、1階および2階寝台車両、1階および2階ラウンジ車両、および食品サービス車両を意味する。
- (5) 担当者(Responsible Person) 「担当者」とは、下記を意味する。
 - (A) 50%以上が公共事業体に所有されている駅の場合は、その事業体。
 - (B) 50%以上が民間当事者によって所有されている場合は、運輸長官の規則による公平な割振りに従って、駅に都市間または通勤鉄道交通を提供する者。
 - (C) 50%以上を所有している者のない場合は、運輸長官の規則による公平な割振りに従って、駅に都市間または通勤鉄道交通を提供する者、および民間当事者たる所有者以外の駅の所有者。
- (6) 駅 「駅」とは、都市間または通勤鉄道交通が運営されている線路敷に付属する

場所にある不動産の一部であって、その部分が一般公衆に利用され、そのような交通の提供に関連している場合を意味する。これには、乗客用プラットホーム、指定待合場所、改札地区、手洗所および、鉄道交通を提供している公共事業体がこの不動産を所有している場合は、その公共事業体が、不動産の選択、設計、建設、または改変についての管理権を行使する限度において、場内売場が含まれるが、この用語には、信号停車(Flag Stop)駅は含まれない。

第242条 都市間鉄道および通勤鉄道において差別とみなされる行為

(a) 都市間鉄道交通

(1) 一列車一車両の原則 都市間鉄道交通を提供する者が、実行し得る限りすみやかに、いかなる場合にも本法の制定の日から5年以内に、第244条にもとづいて公布される規則にしたがって、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能な乗客用車両を、一列車につき少なくとも一台設けることを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

(2) 新しい都市間車両

(A) 総則 車椅子の利用者に関して本項に別段の定めがある場合を除き、個人が都市間鉄道交通で使用するために新しい鉄道乗客用車両を購入もしくはリースし、その発注が、本条の発効の日から30日経過後になされた場合は、そのような鉄道車両すべてが、第244条にもとづいて公布される規則において運輸長官によって定められる通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能なものでなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

(B) 1階普通乗客用車両の車椅子利用者のための特則 1階普通乗客用車両には、下記の事項が義務付けられるものとする。

- () 車椅子の利用者が入ることができること。
- () 車椅子を駐車し、固定するスペースがあること。
- () 車椅子に乗った乗客が移行できる座席、およびその乗客の車椅子を折りたたみ、収容するスペースがあること。および、
- () 車椅子の利用者が使用できる手洗所があること。

(C) 1階食堂車両の車椅子利用者のための特則 1階食堂車両には、下記の事項が義務付けられるものとする。

- () 車椅子の利用者が、駅のプラットホームから入ることができること。または、
- () そのような車両に乗客用の手洗所が設けられていない場合にも、車椅子の利用者が使用することのできる手洗所があること。

(D) 2階食堂車両の車椅子利用者のための特則 2階食堂車両には、下記の事項が義務付けられるものとする。

- () 車椅子の利用者が入ることができること。
- () 車椅子を駐車し、固定するスペースがあること。

- () 車椅子に坐った乗客が移ることのできる座席、またはその乗客の車椅子を折りたたみ、収容するスペースがあること、
 - () 車椅子使用者が使用することのできる手洗所があること。
- (3) 1階車両のアクセシビリティ
- (A) 総則 都市間鉄道交通を提供する者が、一台もしくはそれ以上の1階鉄道乗客用普通車両を含む各列車について、下記を設けない場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- () 下記の数のスペース
 - () 列車中の1階鉄道乗客用普通車両の数の半数を下回らない数の車椅子を駐車し、固定するスペース(自分の車椅子に坐ったままでいたいと思う障害者の便を図るため)。および、
 - () 列車中の1階鉄道乗客用普通車両の数の半数を下回らない数の車椅子の折りたたみ、収容するスペース(普通車両のシートに移りたいと思う障害者のため)。

上記の義務は、実行しうる限りすみやかに、いかなる場合も本法の制定の日から5年以内に行うものとする。
 - (ii) 下記の数のスペース
 - () 列車中の1階鉄道乗客用普通車両の数の全数を下回らない数の車椅子を駐車し、固定するスペース(自分の車椅子に坐ったままでいたいと思う障害者のため)。および、
 - () 列車中の1階鉄道乗客用普通車両の数の全数を下回らない数の車椅子の折りたたみ、収容するスペース(普通車両のシートに移りたいと思う障害者のため)。

上記の義務は、実行しうる限りすみやかに、いかなる場合にも本法の制定の日から10年以内に行なうものとする。
- (B) 場所 上記(A)で要求されるスペースは、1階鉄道乗客用普通車両または食品サービス車両に設けるものとする。
- (C) 制限 上記(A)によって列車について要求されるスペースの数のうち、一台の普通車両または一台の食品サービス車両に設けるスペースの数は、車椅子の駐車および固定用スペースは2ヶ所以内、車椅子の折りたたみおよび収容スペースも2ヶ所以内とする。
- (D) アクセシビリティ—雑則 上記(A)で要求されるスペースが設けられた1階鉄道乗客用普通車両および食品サービス車両は、車椅子の使用者が使用できる手洗所を有するものとし、車椅子の使用者が駅のプラットフォームから入ることができるべきものとする。
- (4) 食事サービス
- (A) 1階食堂車両食事サービスを提供するために1階食堂車両が用いられている列車については、
- () 1階食堂車両が、本法の制定の日以降に購入されたものであり、かつ下記に

該当する場合は、車椅子を使用する乗客に対して、その車両中でテーブル・サービスを提供するものとする。

- () 車椅子の進入通路となり得る食堂車両の端部に隣接する車両が、それ自体、車椅子でアクセスすることができる場合。
- () 列車が駅構内で移動することなく、乗客が乗車している車両からプラットフォームに出ることができ、プラットフォームから下りることができ、上記()に定める隣接するアクセス可能な車両に入ることができる場合。および、
- () 乗客が食事をしたい時に(その乗客が車椅子に坐ったままでいたい場合)、車椅子の駐車および固定のためのスペースが食堂車両中で得られ、または、乗客が食事をしたい時に(乗客が食堂車両のシートに移りたい場合)、車椅子を折りたたんで収容するためのスペースが、食堂車両中で得られる場合。
- () 車椅子の利用者を含む障害者、および障害者に同伴して旅行する乗客に対して、他の同等の食事サービスが提供されるように、食卓となる硬い表面を含む適切な補助手段およびサービスを提供するものとする。

実行不可能な場合を除き、都市間鉄道交通を提供する者は、車椅子の利用者が通過して進入することのできる、上記(i)に定めた食堂車両の端部に隣接して、アクセス可能な車両を設けるものとする。

(B) 2階食堂車両食事サービスを提供するために2階食堂車両が用いられている列車においては、

- (i) 列車に、本法の制定の日以降に購入された2階ラウンジ車両が含まれている場合は、車椅子の利用者およびその他の乗客に対して、ラウンジ車両中でテーブル・サービスを提供するものとする。
- () 車椅子の利用者を含む障害者、および障害者に同伴して旅行する乗客に対して、他の同等の食事サービスが提供されるように、食卓となる硬い表面を含む適切な補助手段およびサービスを提供するものとする。

(b) 通勤鉄道交通

(1) 一列車一車両の原則 通勤鉄道交通を提供する者が、できる限りすみやかに、いかなる場合にも本法の制定の日から5年以内に、第244条にもとづいて公布される規則にしたがって、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能な少なくとも一台の乗客用車両を各列車に設けることを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

(2) 新しい通勤鉄道車両

(A) 総則 通勤鉄道交通に使用するために新しい鉄道乗客用車両を購入もしくは賃借し、その申込みが本条の発効日から30日以降になされた場合は、その鉄道車両すべてが、第244条にもとづいて公布される規則において運輸長官によって定められる通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

- (B) アクセシビリティー 本法第112条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、通勤鉄道交通で用いられる鉄道乗客用車両が、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能でなければならないとする要件は、下記を要求するものと解釈してはならないものとする。
- () 車両中に乗客用に手洗所が設けられていない場合、車椅子の利用者が使用することのできる手洗所。
 - () 車椅子を折りたたんで収容するためのスペースまたは、
 - () 車椅子の利用者が乗り移ることのできる座席。
- (c) 中古鉄道車両 都市間または通勤鉄道交通に使用するために中古の鉄道乗客用車両を購入もしくは賃借する場合は、第244条にもとづいて公布される規則において運輸長官が定める通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能な中古の鉄道車両を購入もしくはリースするべく、誠意をもって努力したことを立証しない限りは、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- (d) 再製造鉄道車両
- (1) 再製造耐用年数を10年もしくはそれ以上延長するよう、都市間または通勤鉄道交通に使用するための鉄道乗客用車両を再製造する場合は、その鉄道車両が、実行可能な最大限度まで、第244条にもとづいて運輸長官が定める通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であるようにしなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
 - (2) 購入または賃借 都市間または通勤鉄道交通に使用するために再製造鉄道乗客用車両を購入もしくは賃借する場合は、その車両が第(1)号にしたがって再製造されたものでなければ、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
- (e) 駅
- (1) 新設駅 第244条にもとづいて公布される規則において運輸長官が定める通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない都市間または通勤鉄道交通に使用するための新設駅を建設することは、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
 - (2) 既存駅
 - (A) 容易にアクセスできないこと
 - () 総則 担当者が、都市間鉄道交通システム中の既存の駅、および通勤鉄道交通システム中の既存の主要駅を、第244条にもとづいて公布される規則において運輸長官が定める通り、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であるようにしない場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

- () 遵守期間
 - () 都市間鉄道 都市間鉄道交通システムにおける駅はすべて実行しうる限りすみやかに、いかなる場合にも本法の制定の日から20年以内に、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であるようにするものとする。
 - () 通勤鉄道 通勤鉄道システム中の主要駅は、実行しうる限りすみやかに、いかなる場合にも本法の制定の日から3年以内に、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であるようにするものとする。ただし、プラットホームを高くすることが、アクセシビリティを達成するための唯一の手段である場合、または、アクセシビリティを達成するために、その他の莫大な費用を要する構造上の変更が必要な場合は、運輸長官は、この期限を、本法の制定の日から20年間までの期間に延長することができる。
 - () 主要駅の指定 各通勤主管官庁は、高い乗車率、および、駅が乗換え駅として利用されているか、あるいは支線駅として利用されているかなどの要因を考慮して、障害者および障害者を代表する組織と協議の上、通勤鉄道交通システム中の主要駅を指定するものとする。本項にもとづく主要駅の最終的指定の前に、通勤主管官庁は公聴会を開催するものとする。
 - () 計画および進捗報告 運輸長官は、適当な者に対して、計画の影響をこうむる障害者との協議を反映し、かつ本項の要件の達成のための進捗日程を確定する、本項を実施するための計画を作成するよう要求するものとする。
- (B) 改変の場合の要件
 - () 総則 都市間または通勤鉄道交通システム中の既存の駅またはその一部の改変であって、駅またはその部分の可用性に影響を及ぼすか、もしくはその可能性のあるものに関しては、担当者、所有者、または駅の管理者が、実行しうる最大限度まで、駅の改変部分が、そのような改変の完了時に、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能となるように改変を行なうことを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。
 - () 主要機能敷地の改変 主要機能を含む駅の敷地の可用性またはアクセスに影響を及ぼし、またはその可能性のある改変に関しては、通路、または改変される敷地内の手洗所、電話、および水飲み場に対する改変が、費用および範囲において、改変工事全体に対して不釣り合いでない(司法長官によって設定される基準による)場合は、担当者、所有者、または駅の管理者が、かかる改変の完了時に、改変敷地への通路、および改変敷地内の手洗所、電話、および水飲み場が、実行しうる最大限度まで、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能となるように改変を行なうことを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29 U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。

- (C) 必須の協力 (a)項または(b)項の対象たる駅の所有者、またはその管理権を有する者が、この事項を遵守するための担当者の努力につき、その駅に関して担当者に妥当な協力を提供することを怠った場合は、本法第202条および1973年リハビリテーション法第504条(29U.S.C.794)の目的から、差別であるとみなされるものとする。駅の所有者またはその管理権を有する者は、本項で要求される妥当な協力を提供しないことにつき、担当者に対して責任を負うものとする。本項で要求される妥当な協力を受けなかったことは、本法にもとづく差別の申立てに対する抗弁とはならないものとする。

第243条 アクセシビリティ基準の遵守

本第 部にもとづいて公布される規則に含まれるアクセシビリティ基準は、本法第504条(a)項にもとづく建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会によって公布された最低基準指針と一貫性を有すべきものとする。

第244条 規則

運輸長官は、本法の制定の日から1年以内に、アクセス可能な様式で、本第 部を実施するのに必要な規制を公布するものとする。

第245条 アクセシビリティに関する暫定的要件

- (a) 駅 新規の建設または改築について、第244条にしたがって最終的規則が公布されず、その建設または改築について、有効かつ該当する州または地方自治体の建築許可が、本条にもとづく最終的規則の公布の前に交付され、かつ、そのような許可によって認められた建設または改築が、許可の交付から1年以内に開始され、許可の条件にしたがって完了した場合は、第244(e)項にもとづいて要求される通り、駅は、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能でなければならないとする要求をみたすためには、建設許可が交付された時点において効力を有する統一連邦アクセシビリティ基準を遵守することで足りるものとする。ただし、本法504条(a)項にもとづいて建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会が補足の最低基準指針を公布してから1年以内にそのような最終的規則が公布されなかった場合は、最終的規則の公布以前に、駅は、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能でなければならないとする要件をみたすためには、この補足の最低基準指針を遵守することが必要であるものとする。
- (b) 鉄道乗客用車両 第244条にしたがって最終的規則が公布されない場合は、車両の設計が、車両のアクセシビリティを対象とする法律および規則(アクセス可能な設計に関する最低基準指針および要件、および本法第504条(a)項にもとづいて公布された補足の最低基準指針)にしたがったものであれば、その法律および規則が本第 部との一貫性を欠かず、かつ設計がほぼ完了した時点で効力を有する限度において、鉄道乗客用車両を、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能なものにななければならないとする第242条(a)項～(d)項の要件をみたしたものとみなされるものとする。

第246条 発効日

- (a) 総則 (b)項に定める場合を除き、本第2部は、本法の制定の日から18ヵ月後に発効するものとする。
- (b) 例外 第242条および第244条は、本法の制定の日に発効するものとする。

第 章 民間事業者の運営する公共的施設およびサービス

第 301 条 定義

本章で用いられる用語のうち、

- (1) 商業(Commerce) 「商業」とは、下記の間における旅行、取引、交通、商業、輸送、または通信を指す。
 - (A) 各州の間、
 - (B) 外国または領土、属国と州の間、または、
 - (C) 同一州内の地点間。ただし、別の州または外国を経由するもの。
- (2) 商業施設(Commercial Facilities) 「商業施設」用語は、下記の施設を指す。
 - (A) 非居住用途向けの施設。および
 - (B) その運営が商業に影響を及ぼす施設。

このような用語には、第 242 条に定め、もしくは本章の適用対象たる鉄道機関車、鉄道貨物、鉄道車掌車、鉄道車両、鉄道線路敷、または、1968 年公正住宅法(42U.S.C.3601 およびそれ以降)の適用を受け、またはその適用を明らかに排除されている施設は含まれないものとする。

- (3) 要求対応システム(Demand Responsive System) 「要求対応システム」とは、車両による個人の輸送を提供するシステムであって、固定路線システム以外のものを指す。
- (4) 固定路線システム(Fixed Route System) 「固定路線システム」とは、個人の輸送(航空機によるものを除く)を提供するシステムであって、車両が固定スケジュールにしたがって、所定の路線上で運用されるシステムを指す。
- (5) オーバーザロード・バス(Over-The-Road Bus) 「オーバーザロード・バス」という用語は、手荷物コンパートメントの上に高架の乗客用デッキがあることを特徴とするバスを指す。
- (6) 民間事業者(Private Entity) 「民間事業者」という用語は、公共事業者(第 201 条(1)項の定義による)以外の事業者を指す。
- (7) 公共的施設(Public Accommodation) 下記の事業者の運営が商業に影響を及ぼす場合は、本章の目的のもとでは、下記の民間事業者は公共的施設であるとみなされる。
 - (A) 宿屋、ホテル、モーテル、またはその他同様の宿泊施設、ただし、賃貸借用の部屋が5室未満の建物内の施設で、実際上、かかる施設の所有者が自らの住宅として占有している施設は除く。
 - (B) レストラン、バー、またはその他、食事または飲料を提供する施設。

- (C) 映画館、劇場、コンサート・ホール、スタジアム、またはその他の展示または娯楽施設。
 - (D) 会堂、会議センター、講堂、またはその他の公衆が集まる場所。
 - (E) パン屋、食品雑貨店、衣料品店、金物店、ショッピング・センターまたはその他の販売またはレンタルの施設。
 - (F) コイン・ランドリー、ドライ・クリーニング店、銀行、理髪店、美容院、旅行代理店、靴修理サービス所、斎場、ガソリン・スタンド、会計事務所、法律事務所、薬局、ヘルスケア提供者の専門オフィス、病院、またはその他のサービス施設。
 - (G) ターミナル、発着所、またはその他、特定の公共交通に用いられる駅。
 - (H) 博物館、図書館、美術館、またはその他、公共の展示またはコレクションの場所。
 - (I) 公園、動物園、遊園地、またはその他のレクリエーションの場所。
 - (J) 私立の保育園、小学校、中学校、大学、または大学院、またはその他の教育施設。
 - (K) デイケア・センター、高齢者センター、ホームレス・シェルター、食品バンク、養子縁組紹介所、またはその他の社会サービス・センター施設。
 - (L) 体育館、健康維持センター、ボーリング場、ゴルフ・コース、またはその他の運動またはレクリエーションの場所。
- (8) 軌道および鉄道(Rail and Railroad) 「軌道」および「鉄道」とは、1970年連邦鉄道安全法第202条(e)項(45U.S.C.431(e))における「鉄道」という用語と同じ意味である。
- (9) 容易に実現可能(Readily Achievable) 「容易に実現可能」とは、たやすく達成することができ、多大の困難や出費を伴わずに実行が可能であることを指す。特定の措置が容易に実現可能であるか否かを判断する場合に考慮すべき要因としては、以下のものがある
- (A) 本法にもとづいて必要とされる措置の性質および費用。
 - (B) その措置に関連のある施設の全体の財源、当該施設で雇用されている者の数。経費および資源に及ぼす影響、または措置が施設の運営に及ぼすその他の影響。
 - (C) 適用対象事業体の全体の財源。適用対象事業体全体の従業員数、その施設の数、種類、および場所。
 - (D) 適用対象事業体の従業員の編成、組織、および役割を含む運営上の側面、当該施設の適用対象事業体に対する地理的隔たり、管理上または財務上の関係。
- (10) 特定の公共交通(Specified Public Transportation) 「特定の公共交通」という用語は、一般公衆に対して、定期的かつ継続的に一般的または特別のサービス(チャーター・サービスを含む)を提供するバス、鉄道、またはその他の交通機関(航空機によるものを除く)による輸送を指す。
- (11) 車両(Vehicle) 「車両」とは、鉄道乗客用車両、鉄道機関車、鉄道貨車、鉄道車掌車、または第242条に定められ、もしくは本章の適用対象たる鉄道車輛は含まれない。

第 302 条 公共的施設における差別の禁止

(a) 総則 いかなる個人も、公共施設を所有し、又はリースし、運営する者によって提供される商品、サービス、施設、恩典、利益、もしくはすべての場所における公共的施設が提供する場の便宜の利用を十分かつ平等に享受する点において、障害ゆえに差別されてはならないものとする。

(b) 解釈

(1) 一般的禁止

(A) 活動

() 享受の否定 個人または個人の集団に対して、その個人または集団が有する障害によって、直接または契約・ライセンスその他の協定を通じて、個人または集団が、事業者の商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜を、またはその恩恵を享受する機会を与えないことは差別であるものとする。

() 不平等な恩恵の享受 個人または個人の集団に対し、その個人または集団が有する障害によって、直接または契約・ライセンスその他の協定を通じて、他の個人に提供されるものと同様でない商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜を、またはその恩恵を提供することは差別であるものとする。

() 別個の恩恵 個人または個人の集団に対して、その個人または集団が有する障害によって、直接または契約・ライセンスその他の協定を通じて他の個人に提供されるものとは異なるか、もしくは別個の商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜を提供することは差別であるものとする。ただし、その個人または個人の集団に、他の個人に提供されるものと同様に効果的な商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜、またはその他の機会を提供するためにかかる措置が必要とされる場合はこの限りではない。

() 個人または集団このサブパラグラフの()()()の目的にてらして、「個人または個人の集団」とは、契約、ライセンス、その他の契約を結んでいる、対象となる公共的施設の利用者あるいは顧客を指すものとする。

(B) 総合的環境(Integrated Settings) 商品、サービス、施設、恩典、利益、および場の便宜は、障害者のニーズに適合した最大限に統合された環境において、障害者に提供されるべきものとする。

(C) 参加の機会 本条にしたがって提出される別個の、もしくは異なるプログラムや活動の有無にかかわらず、障害者は、別個ではないもしくは異なるプログラムや活動に参加する機会を否定されないものとする

(D) 管理方法 個人または事業者は、直接または契約その他の協定を通じて、下記のような標準、基準または管理方法を利用してはならないものとする

() 障害による差別を生む可能性をもつもの、または、

() 通常の管理規程に従う他の者による差別を永続させるもの。

(E) つながり個人または事業者に対して、その個人または事業者が関係または交際をもつことが判明している個人が有する障害ゆえに平等な商品、サービス、施設、恩典、利点、場の便宜またはその他の機会を提供しないことは、差別である

ものとする。

(2) 具体的な禁止事項

(A) 差別 (a)項の目的のためには、差別には下記が含まれるものとする。

- () 障害者または障害者集団を、何らかの商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜から排除するか、もしくは排除に資する資格基準の強制または運用。ただし、基準が、商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設の提供に必要であることを立証することができる場合は、この限りではない。
- () このような商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜を障害者に提供するために、方針、慣行、手続きの合理的変更が必要とされる場合に、変更を行なうことを怠ること。ただし、変更を行うことによって、商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜の性質が根本的に変化することを、事業者が立証することができる場合は、この限りではない。
- () 補助のための機器やサービスがないために、個人が排除され、サービスを拒否され、分離され、もしくは他の個人とは異なる待遇を受ける等がないようにするために必要と思われる措置をとることを怠ること。ただし、そうした措置をとることが提供される商品、サービス、施設、恩典、利益、場の便宜の性質を根本的に変化させ、もしくは重大な負担を要することとなることを、事業者が立証することができる場合は、この限りではない。
- () 建物の障壁、既存の施設に存在する構造的な性格の通信障壁、個人を輸送するために施設によって使用される既存の車両に存在する輸送障壁(単に油圧式その他のリフトの取付けによる車両の改装によって除去することのできる障壁は含まない)の除去を、そうした除去が容易に実現可能である場合にこれを怠ること。
- () 上記()にもとづく障壁の除去が容易に実現可能でないことを、事業者が立証することができる場合に、商品、サービス、施設、特権、利益、宿泊施設を、代替的な方法(かかる方法が容易に実現可能な場合)によって利用可能にすることを怠ること。

(B) 固定路線システム

- () アクセシビリティー 固定路線システムを運営する民間事業者であって、第 304 条の適用を受けないものが、そうしたシステムで使用するために、16 席(運転者席を含む)をこえる座席容量を有する車両を購入もしくはリースし、その発注が、本項の発効の日から 30 日経過後になされ、当該車輛が、車椅子の使用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない場合は、差別であるとみなされるものとする。
- () 同等のサービス 固定路線システムを運営する民間事業者であって、第 304 条の適用を受けないものが、本項の発効の日以降に、こうしたシステムで使用するために、16 席(運転者席を含む)をこえる座席容量を有する車両を購入もしくは賃借し、その車両が車椅子の使用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない場合は、事業者が、システムを全体として見た場合に、車椅子の使用者を含む障害者に対するサービスの水準が、

障害のない者に提供されるサービスの水準と等しくなるように、このシステムを運営することを怠った場合は、差別であるとみなされるものとする。

- (C) 要求対応システム (a)項の目的から差別には下記が含まれる
- () 要求対応システムを運営する民間事業者であって第 304 条の適用を受けないものが、そのようなシステムを全体として見た場合に、車椅子の利用者を含む障害者に対するサービスの水準が、障害のない者に提供されるサービスの水準と等しくなるように、そのシステムを運営することを怠った場合。および、
 - () こうした事業者が、当該システムで使用するために、16 席(運転者席を含む)をこえる座席数を有する車両を購入もしくは賃借し、その発注が、本項の発効の日から 30 日経過後になされ、その車両が、(車椅子の利用者を含む)障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない場合で、事業者が、システムを全体として見た場合、障害のない者に提供されるものと同等の水準のサービスを障害者に提供していることを立証できない場合。
- (D) オーバーザロード・バス
- () 適用制限 上記(b)項および(c)項は、オーバーザロード・バスには適用されない。
 - () アクセシビリティの要件
 - (a)項の目的から、差別には下記の()および()が含まれる。
 - () 個人の輸送を提供し、かつ乗客の輸送を主たる事業とはしていない民間事業者による、第 306 条(a)項にもとづいて定められた連邦規則に準拠しないオーバーザロード・バスの購入またはリース。
 - () 当該事業者が、この規則にしたがうことを怠ったこと。
- (3) 特定の解釈 本章のいかなる規定も、事業者が個人に対して、その個人が他の者の健康または安全に直接の脅威を及ぼす場合は、その者が当該事業者の商品、サービス、施設、恩典、利益および場の便宜を利用し、もしくはその恩恵を享受することを許可するよう要求するものではないものとする。「直接の脅威」という用語は、他の者の健康または安全に対する重大な危険であって、方針、慣行または手続きの修正、または補助機器またはサービスの提供によっては除去することのできないものを指す。

第 303 条 公共的施設および商業施設における新築および改築

- (a) 用語の適用 (b)項に定める場合を除き、第 302 条(a)項の目的からすれば、公共的施設および商業施設に適用される場合は、差別には下記が含まれる
- (1) 本法の制定の日から 30 ヶ月経過後の最初の占有の時点で、障害者が容易にアクセスことができ、かつ使用可能な施設を設計、建設しなかった場合。ただし、事業者が、本章にもとづいて制定される規則中に参考として定められ、もしくは組み込まれている基準にしたがえば、サブセクションの要件をみたすことが構造上実際には不可能であることを立証することができる場合を除く。
 - (2) 施設またはその部分の可用性に影響を及ぼし、もしくはその可能性のある方法で、

事業者によって改変され、その事業者を代理し、もしくはその事業者の使用に供するための施設またはその部分に関して、施設の改変部分が、車椅子の利用者も含めて実行し得る最大限まで障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能となるような態様、改変を行なうことを怠ること。事業者が、一次的機能を含む施設のエリアの可用性またはかかるエリアへのアクセスに影響を及ぼし、もしくはその可能性のある改変を行なおうとする場合は、事業者は、実行し得る最大限まで、改変されるエリアへの通路、および改変エリア用の手洗所、電話、および水飲み場が障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能となるような態様でかかる改変を行なうものとする。ただし、通路、または、改変エリア用の手洗所、電話および水飲み場に対する改変の、費用および範囲(司法長官が定める基準にもとづいて判定される)が、全体の改変工事と不釣り合いとならないものである場合に限られる。

- (b) エレベーター (a)項は、3階未満の施設、または1階当たりの面積が3,000平方フィート未満の施設に対して、エレベーターの設置を義務づけるものと解釈してはならないものとする。ただし、その建物がショッピング・センター、ショッピング・モール、またはヘルスケア提供者の専門オフィスである場合、または司法長官が「この種の施設は、その使用法のゆえにエレベーターの設置を必要とする」旨の判断をなした場合は、この限りではない。

第304条 民間事業者による特定の公共輸送サービスにおける差別の禁止

- (a) 総則 いかなる個人も、主として人を輸送する事業に従事し、その運営が商業に影響を及ぼす民間事業者によって提供される特定の公共輸送サービスの十分かつ平等な享受において、障害によって差別されてはならないものとする。
- (b) 解釈 (a)項の目的から差別には下記が含まれるものとする。
- (1) (a)項に定める事業者によって提供される特定の公共輸送サービスを十分に享受することから、障害者またはいずれかの障害者集団を排除し、もしくは排除することにつながる資格基準を、事業者が強制し、もしくは適用すること、ただし、こうした基準がサービスの提供のために必要であることが立証された場合はこの限りではない。
- (2) 事業者が下記を怠ること
- (A) 第302条(b)項(2)号(A)()の要件に沿って合理的な変更を行なうこと。
- (B) 第302条(b)項(2)号(A)()の要件に沿って、補助のための機器のサービスを提供すること。
- (C) 第302条(b)項(2)号(A)の要件および第303条(a)項(2)号の要件に沿って障害を除去すること。
- (3) 特定の公共輸送サービスを提供するために使用される、車椅子の利用者を含み障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない新しい車輛(自動車、運転者を含み座席数が8席以下のバン、またはオーバーザロード・バスを除く)の購入またはリースの発注を、本条の発効の日から30日経過以降に行なうこと。ただし、要求対応システムで使用される車輛の場合は、こうしたシステムが、全体と

- 試みて一般公衆に提供されるレベルのサービスと同等のレベルのサービスを障害者に提供するものであることを事業者が立証することができれば、新しい車輛は、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であることを要しない。
- (4)(A) 第 306 条(a)項(2)号にもとづいて制定される規則にしたがわないオーバーザロード・バスを、事業者が購入もしくはリースすること。および、
- (B) 事業者が、この規則にしたがうことを怠ること。
- (5) 特定の公共交通サービスを提供するために使用される、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない、運転者を含む座席数が 8 席以下の新しいバンの購入もしくはリースの発注を、本条の発効の日から 30 日経過以降に行なうこと。ただし、バンが購入もしくはリースされる対象たるシステムが、全体として試みて、一般公衆に提供されるレベルのサービスと同等のレベルのサービスを障害者に提供するものであることを、事業者が立証することができれば、新しいバンは、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能であることを要しない。
- (6) 特定の公共交通サービスを提供するために使用される、車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができず、かつ使用可能でない新しい鉄道乗客用車輛の購入もしくはリースの発注を、本条の発効の日から 30 日経過以降に行なうこと。
- (7) 車輛の耐用年数を 10 年もしくはそれ以上延長するために、特定の公共交通を提供するために、使用されるべき鉄道乗客用車輛を、事業者が再製すること、または、事業者がこうした鉄道用車輛を購入もしくはリースすること。ただし、鉄道用車輛が、実行可能な最大限度まで車椅子の利用者を含む障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能とされている場合はこの限りではない。
- (c) 歴史的または骨董的車輛
- (1) 例外 (b)項(2)(c)または(b)項(7)を遵守すると、歴史的もしくは骨董的鉄道乗客車輛、またはこうした車輛専用の鉄道駅の歴史的または骨董的性格が大幅に変えられ、または、1970 年連邦鉄道安全法にもとづいて運輸長官が制定する規則、規制、標準、または命令のいずれかに違反することとなる場合は、その限度においてこうした遵守は要求されないものとする。
- (2) 定義 本項で用いられる場合、「歴史的または骨董的鉄道乗客用車輛」という用語は、下記の鉄道乗客用車輛を示す。
- (A) 個人の輸送に使用された時から 30 年を下回らないもの。
- (B) 鉄道乗客用車輛の製造業界において、そのメーカーがすでに存在しないもの。
- (C) 下記のもの
- () 結果として、過去の重要な事件または人物を想起させるもの。
 - () 過去において使用されていた種類の鉄道乗客用車輛の特徴的な性格を具備しているか、もしくは具備するよう復元されているか、または過去の時代を表すもの。

第 305 条 調査

- (a) 目的 技術評価局(Office of Technology Assessment)は、下記の判定のための調査を行なうものとする。
- (1) 長距離バスおよび長距離バス・サービスに対する障害者のアクセスの必要性。および、
 - (2) すべての方法の乗車オプションを介して、障害者、特に車椅子の使用者が長距離バスおよび長距離バス・サービスに容易にアクセスすることができるようにするための最も費用効率の高い方法。
- (b) 内容—調査には、少なくとも下記の分析を含めるものとする。
- (1) アクセス可能なオーバーザロード・バスおよびオーバーザロード・バス・サービスに対する障害者の予想される需要。
 - (2) 第 304 条(b)項(4)および第 306 条(a)項(2)にもとづいて要求されるサービスを含み、バスおよびサービスが、障害者にとって容易にアクセスすることができ、かつ使用可能である程度。
 - (3) 障害者に対して、バスおよびサービスへのアクセスを提供するさまざまな方法の効果。
 - (4) 障害者に対して、アクセス可能なオーバーザロード・バスおよびバス・サービスを提供するための費用。これには、最近における機器および装置面での技術的および費用節減のための開発についての考慮が含まれる。
 - (5) アクセスを増加させるようなオーバーザロード・バスの設計変更の可能性。これには、座席数の損失をとまなわないアクセス可能な手洗所の設置が含まれる。
 - (6) オーバーザロード・バス・サービスの継続に及ぼすアクセスの要件の影響。特に、この要件が農村部へのサービスに及ぼす影響を考慮すること。
- (c) 諮問委員会 (a)項で要求される調査を実施するに当たっては、技術評価局は、以下のメンバーからなる諮問委員会を設置するものとする。
- (1) オーバーザロード・バスの民間運営者およびメーカーから選んだメンバー。
 - (2) 障害者、特にこうしたバスの潜在的利用者たる車椅子の使用者から選んだメンバー。
 - (3) 調査に含まれる問題点について技術的専門知識を有することから選ばれたメンバー。これには、乗車補助装置メーカーも含まれる。
- 上記第(1)号および(2)号にもとづいて選任されたメンバーの数は、同数であるものとし、第(1)号および(2)号にもとづいて選任されるメンバーの総数は、第(3)号にもとづいて選任されるメンバーの数を超えてはならないものとする。
- (d) 期限 (a)項によって要求される調査、および、技術評価局による勧告は、立法措置のための政策案も含めて、本法の制定の日から 36 ヶ月以内に大統領および議会に提出されるべきものとする。大統領が、第 306 条(a)項(2)号(B)に定められた作成期限もしくはそれ以前に、第 306 条(a)項(2)号(B)にしたがって判定された規則を遵守すると都市間オーバーザロード・バス・サービスの著しい低下をもたらすと判断した場合は、大統領はこの期限を 1 年間延長するものとする。
- (e) 見直し (a)項によって要求される調査報告を作成するに当たっては、技術評価局は、調査報告の予備的草案を、1973 年リハビリテーション法第 502 条(29U.S.C.792)

にもとづいて設置された「建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会」に提示するものとする。同委員会は、その調査報告についてコメントを表明する機会を有するべきものとし、また、同委員会が調査報告草案を受領してから 120 日以内に書面によってなされる同委員会のコメントは、上記の(d)項にもとづいて提出が要求されている最終調査報告の一部に含められるものとする。

第 306 条 規則

(a) 輸送規定

(1) 総則 運輸長官は、本法の制定の日から 1 年以内に、第 301 条(b)項(2)号(B)および(c)項の実施および第 304 条((b)項(4)号を除く)の実施のための連邦規則を、アクセシブルな様式で公布するものとする。

(2) オーバーザロード・バスへのアクセスを提供するための特別規則

(A) 暫定要件

() 公布 運輸長官は、本法の制定の日から 1 年以内に、個人の輸送を提供するために長距離バスを使用する各民間事業体に、バスへのアクセシビリティを提供するよう要求する第 304 条(b)項(4)号および第 302 条(b)項(2)号(D)()を実施するための連邦規則を、アクセシブルな様式で公布するものとする。ただし、連邦規制は、その連邦規制の有効期間中に、車椅子の使用者にアクセスを提供するために、オーバーザロード・バスの構造上の変更を行なうことを要求するものではないものとし、個人にアクセスを提供するための乗車補助装置の購入を義務付けるものではないものとする。

() 有効期間 本項にしたがって公布される連邦規則はサブパラグラフにしたがって公布される連邦規則の発効の日まで有効であるものとする。

(B) 最終的規制

() 調査結果および暫定要件の見直し 長官は、第 305 条にもとづいて提出される調査結果、およびサブパラグラフ(A)にしたがって公布される連邦規則の見直しを行なうものとする。

() 公布 長官は、第 305 条にもとづく調査結果の提出の日から 1 年以内に、第 304 条(b)項(4)号および、第 302 条(b)項(2)号(D)()を実施するための新しい連邦規則を、アクセシブルな様式で公布するものとする。その規則は、第 305 条にもとづく調査の目的、およびかかる調査の結果たる勧告を考慮して、個人の輸送を提供するためにオーバーザロード・バスを使用する各民間事業体に対して、車椅子の使用者を含む障害者に、そうしたバスのアクセシビリティを提供するよう義務するものとする。

() 有効期間 本項にしたがって公布される連邦規則は、第 305 条(b)にしたがうことを条件として、それぞれ下記の期間について有効であるものとする。

() 小規模輸送提供者(長官の定義による)の場合は、本法の制定の日から 7 年間。

() その他の輸送提供者の場合は、制定の日から 6 年間。

(C) アクセス可能な手洗所設置義務の制限 長距離バスの中にアクセス可能な手

洗所を設けることが座席数の損失を招く場合は本項にもとづいて公布される連邦規則は、そうした手洗所の設置を義務付けるものではないものとする。

- (3) 基準 本項にしたがって公布される連邦規則には、第 302 条(b)項(2)および第 304 条の対象となる施設および車輪に適用される標準が含まれるものとする。
- (b) 雑則 司法長官は、本法の制定の日から 1 年以内に、本章の規定のうち(a)項で定められていないものの実施のための連邦規則を、アクセシブルな様式で公布するものとし、これには、第 302 条の対象となる施設および車輪に適用される基準が含まれるものとする。
- (c) ATBCB 指針との整合性 サブセクション(a)項および(b)項にもとづいて公布される連邦規則に含められる基準は、本法第 504 条にしたがって、建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会が公布する最低基準指針および要件との一貫性を有するものとする。
- (d) 暫定アクセシビリティ基準
- (1) 施設 本条にもとづく最終的規則の公布以前に有効かつ該当する州または地方自治体の建築許可が入手され、かつ、その許可によって認められた建設または改築が、許可の交付後 1 年以内に開始され、許可の条件にしたがって完了した新しい建設または改築について、本条にしたがう最終的規則が交付されない場合は、建築許可が交付された時に効力を有する「統一連邦アクセシビリティ標準」(Uniform Federal Accessibility Standards)を遵守すれば、施設が、第 303 条にもとづいて要求される通り、障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能なものでなければならないとする要件をみたすのに十分であるものとする。ただし建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会が本法第 504 条(a)項にもとづいて要求される補足の最低限度指針を公布してから 1 年を経過しても、こうした最終的規則が公布されない場合は、最終的規則の公布の前に、施設を、障害者がアクセスすることができ、かつ使用可能にすることと定めた要件をみたすためには、補足の最低基準指針を遵守することが必要であるものとする。
- (2) 車輪および鉄道乗用車車輪 本条にしたがって最終的規則が公布されない場合は、車輪の設計が、その車輪のアクセシビリティについて定めた規則(「アクセシブルな設計のための最低基準指針および要件」および、本法第 504 条(a)にもとづいて公布される補足の最低限度指針などを含む)を遵守したものであれば、法律および規則が本章との一貫性を欠いておらず、かつ設計が実質的に完了した時に効力を有する限度において、このような車輪が、障害者にとって容易にアクセスすることができ、かつ使用可能でなければならないとする本章の要件を遵守したものとみなされるものとする。

第 307 条 民間クラブおよび宗教団体に関する除外

本章の規定は、1964 年公民権法第 II 章の適用を免除される民間クラブまたは施設や宗教団体。または宗教団体によって管理される事業体(礼拝所を含む)には適用されないものとする。

第 308 条 施行

(a) 総則

- (1) 救済措置と手続きの利用可能性 1964 年公民権法第 204 条 (a) 項 (42U.S.C.2000a-3(a)) に定められた救済措置および手続きは本章に違反して、障害による差別を受けており、もしくは受けようとしているすべての個人、または第 303 条の違反により差別されようとした合理的理由を有する個人が利用できるものであるとする。本条は障害者に、本条の対象となる個人もしくは団体がここに定めるところに必ず同意のない場合は、無駄な態度を示すことを求めるものではない。
- (2) 命令的救済第 302 条(b)項(2)号(A)()および()ならびに第 303 条(a)項違反の場合の命令的救済には、施設を本章で要求された程度まで障害者に容易にアクセスすることができ、かつ利用可能なものとするのが含まれる。命令的救済にはまた、適宜、本章によって要求される程度までの、補助のための機器またはサービスの提供、方針の変更、または代替的方法の提供が含まれるものとする。

(b) 司法長官による施行

(1) 権利の否定

(A) 調査の義務

- () 総則 司法長官は、本章に対する違反の申し立ての調査を行うものと本章の対象たる事業体の遵守状況を定期的に見直しをするものとする。
- () 司法長官の証明書 長官は、州政府または地方自治体政府から申請があった時は、建築物および交通機関の障害に関する改善命令委員会と協議を行なった上で、かつ、事前の通知をなし、障害者を含む交渉にかかる証明書に対する証言の機会が与えられる公聴会を実施した上で、州法もしくは地方自治体の建築法または同様の条則で、アクセシビリティの要件を設定するものが、本章にもとづく対象施設のアクセシビリティおよび可用性についての本法の最低要件をみたしている旨を証明することができる。本条にもとづく施行訴訟においては、司法長官によるそうした証明は、州法または地方自治体の条例が本法の最低基準要件をみたしているか、もしくはそれ以上であることの、反証のための証拠となるものとする。

(B) 潜在的違反 司法長官が、

- () 個人または人の集団が、本章にもとづく差別的な慣習または慣行を行なっていること。または、
- () 個人または人の集団が、本章にもとづく不利な差別を受け、その差別が一般公衆にとって重大な問題を提起していることを信ずるに足りる合理的な理由があると認めた場合は、司法長官は、該当する米国地方裁判所において、民事訴訟を開始することができる。

(2) 裁判所の権限 (1)号(B)にもとづく民事訴訟においては、裁判所は

- (A) 本章で要求される限度まで、下記を含む裁判所が適切とみなす公正な救済措置を裁定することができる。
 - () 一時的、予備的、または恒久的救済の裁定。
 - () 補助のための機器またはサービス、方針の変更、または手続き、または代

- 替的方法の提供。および、
- () 施設を障害者が容易にアクセスすることができ、かつ使用可能なものとする
- ること。
- (B) 司法長官の要請があった場合は、権利を損われた者への損害賠償金を裁定することを含み裁判所が妥当とみなすその他の救済措置を裁定することができる。
- また、
- (C) 公益を擁護するために、事業体に対して、下記の額の民法上の違約金を課することができる。
- () 初回の違反については5万ドル以下、および、
 - () 第2回以降の違反については10万ドル以下。
- (3) 単一の違反 (2)号(C)の目的のためには、発生したのが初回の違反であるか、あるいは第2回以降の違反であるかの判定にさいしては、単一の訴訟における、対象事業体が2個以上の差別的行為を行っていたとする判決または和解による判定は、単一の違反として算定されるものとする。
- (4) 懲罰的損害賠償 (b)項(2)(B)の目的のためには、「金銭的損害賠償」および「かかる他の救済措置」という用語は、懲罰的損害賠償を含まないものとする。
- (5) 情状酌量 (1)号(B)にもとづく民事訴訟において、裁判所は、どのような金額の民法上の違約金が適当であるかを考慮するにさいして、本法を遵守するための、事業体による誠意ある努力または試みを酌量するものとする。誠意の評価において、裁判所は、関連があるとみなす諸要因のうち、事業体が、特定の障害者の独特の要求をみたすために必要な適切な種類の補助機器の必要性を合理的に予知し得たはずであるか否かを考慮するものとする。

第 309 条 試験および講習

中学またはそれ以降の教育、専門職、または手仕事の目的のための申請、免許、証明または資格証明に関する試験または講習を提供するものは、障害者がアクセスすることができる場所および方法で、この試験または講習を提供するか、または個人のための代替的なアクセス可能な措置を提供するものとする。

第 310 条 発効日

- (a) 総則 (b)項および(c)項に定める場合を除き本章は、本法の制定の日から8ヵ月後に発効するものとする。
- (b) 民事訴訟 第303条の違反について提起された民事訴訟の場合を除き、下記の期間中に発生した第302条に定める作為もしくは不作為については、いかなる民事訴訟も提起しないものとする。
 - (1) 発効日後最初の6ヵ月間は、従業員が25名もしくはそれ以下で、総所得が100万ドルもしくはそれ以下の事業体に対して。
 - (2) 発効日後最初の1年間は、従業員が10名もしくはそれ以下で、総所得が50万ドルもしくはそれ以下の事業体に対して。
- (c) 例外 第302条(a)項は第302条(b)項(2)号(B)および(C)のみの目的について、第

304 条(a)項は第 304 条(b)項(3)号のみの目的について、また第 304 条(b)項(3)号、第 305 条および第 306 条は、本法の制定の日に発効するものとする。

第 章 電気通信

第 401 条 聴覚障害者および言語障害者のための電気通信リレー・サービス

(a) 電気通信 1934 年通信法第 章(47U.S.C.201 およびそれ以降)を、その末尾に下記の条項を追加することにより補正する。すなわち、

「第 225 条 聴覚障害者および言語障害者のための電気通信サービス

(a) 定義 本条で用いられる用語のうち、

(1) 一般通信事業者または通信事業者(Common Carrier or Carrier) 「一般通信事業者」、または「通信事業者」とは、第 3 条(h)項で定義された有線もしくは無線による州内通信に従事するすべての一般通信事業者、有線もしくは無線による州内通信に従事するすべて一般通信事業者、および、第 2 条(b)項および第 221 条(b)項の規定にかかわらず、州間通信および州内通信の双方に従事するすべての一般通信事業者を含む。

(2) TDD 「TDD」という用語は、聴覚障害者のための通信装置(Tele-Communications Device for the Deaf)を意味する。これは、有線もしくは無線通信システムを介して行なう符号化信号の送信において図形通信を使用する機械である。

(3) 電気通信リレー・サービス 「電気通信リレー・サービス」とは、聴覚障害または言語障害を有する個人に、聴覚障害または言語障害のない者が有線もしくは無線による音声通信を用いて通信する能力と機能的に同等の方法で、通話相手方と有線もしくは無線による通信を行なう能力を提供する電話送信サービスを意味する。その用語には、TDD またはその他の非音声端末装置を使用する個人と、その装置を使用しない個人との間の双方向通信を可能にするサービスが含まれる。

(b) 電気通信リレー・サービスの利用可能性

(1) 総則 第 1 条で定められた目的を実施するため、および、米国のすべての個人に高速かつ効率的な全国規模の通信サービスを利用可能にするため、および、米国の電話システムの有用性を高めるために、委員会は、州間および州内電気通信リレー・サービスが可能な限度まで、かつ最も効率的な方法で、米国の聴覚障害者および言語障害者に利用可能であることを保証するものとする。

(2) 一般権限および救済措置の利用 本条の規定、および本条にもとづいて定められた規則の管理および施行の目的のため、委員会は、州内通信に従事する一般通信事業者に関しては、州間通信に従事する一般通信事業者に関する本章の規定の管理と施行において委員会が有するものと同じ権限、権力、および機能を有するものとする。州内通信に従事する一般通信事業者が本条に違反した場合は、州間通信に従事する一般通信事業者が本法に

違反した場合に適用されるものと同じ救済方法、料料、および手続きの対象とされるものとする。

(c) サービスの提供 電話音声通信サービスを提供する各一般通信事業者は、本条の制定の日から3年以内に、本条にもとづいて定められる規則にしたがい、サービス提供の対象地域全体にわたって、個々に、被指定者を介して、競争を経て選んだ納入業者を介して、または他の通信事業者と協調して、電気通信リレー・サービスを提供するものとする。一般通信事業者は、下記の場合には、こうした規則を遵守しているものとみなされるものとする。

(1) (f)項にもとづいて認可された計画を有しない州における州内電気通信リレー・サービスに関して、および州間電気通信リレー・サービスに関しては、一般通信事業者(または、通信事業者のかかるリレー・サービスの仲介をなす事業体)が、(d)項にもとづく委員会の規則を遵守している場合。または、

(2) (f)項にもとづいて認可された計画を有する州における州内電気通信リレー・サービスに関しては、一般通信事業者(または、通信事業者のかかるリレー・サービスの仲介をなす事業体)が、その州についての(f)項にもとづいて認可された計画を遵守している場合。

(d) 連邦規則

(1) 総則 委員会は、本条の制定の日から1年以内に、本条を実施するための連邦規則を策定するものとする。これには下記の連邦規則が含まれる

(A) 電気通信リレー・サービスに関する機能上の要件、指針、および業務手続きを定める連邦規則。

(B) (c)項を実行する場合に、一般通信事業者によって遵守されるべき最低限度基準を定める連邦規則。

(C) 電気通信リレー・サービスが、毎日、1日24時間稼働することを要求する連邦規則。

(D) 通話時間数、時間帯、発信地点から受信地点までの距離などの要因に関して、電気通信リレー・サービスの利用者が支払う料金が、機能的に同等の音声通信サービスに対して支払われる料金を超えないことを要求する連邦規則。

(E) リレー・オペレーターが、電気通信リレー・サービスを使用する通話を拒否し、もしくは電気通信リレー・サービスを使用する通話の長さを制限する等の行為を禁止する連邦規則。

(F) リレー・オペレーターが、中継された会話の内容を公開し、もしくは、その会話の内容を通話時間の経過後も記録しておくことを禁止する連邦規則。

(G) リレー・オペレーターが、中継された会話を故意に変更することを禁止する連邦規則。

(2) 技術 委員会は、本条を実施するために策定される連邦規則が、本法第7条(a)項にそって既存の技術の使用を奨励し、改良された技術の開発を阻

害しないよう措置を講ずるものとする。

(3) 管轄区単位の費用分割

(A) 総則 委員会は、本法第 410 条の規定との整合性を保って、本条にしたがって提供されるサービスに関する費用の管轄区単位の分割に適用される連邦規則を策定するものとする。

(B) 費用の回収 こうした連邦規則は、原則として、州間電気通信リレー・サービスに要する費用は州間管轄区から、州内電気通信リレー・サービスに要する費用は州内管轄区から回収すべき旨を規定するものとする。(f)項にもとづいて認可された計画を有する州においては、州委員会は、一般通信事業者に対して、州内電気通信リレー・サービスの提供に要する費用を、本条の要件に合致した方法で回収することを認めるものとする。

(e) 施行

(1) 総則 委員会は、(f)項および(g)項にしたがって本条を施行するものとする。

(2) 苦情 委員会は、本条違反を申し立てた苦情を、かかる苦情が提出された日から 180 日以内に、最終命令によって解決するものとする。

(f) 認可

(1) 州の文書 本条にもとづく州の計画を策定しようとする州は、委員会に対して州内電気通信リレー・サービスを実施するためのかかる州の計画、州の計画によって課せられる要件を施行するために使用することのできる手続きおよび救済方法を記載した文書を提出するものとする。

(2) 認可の要件 委員会はそのような文書を検討の上、委員会が下記のとおり判断した場合は、州の計画を認可するものとする。

(A) 計画が、直接、または被指名者を通じて、または州内一般事業者の規制を通じて、その州における州内電気通信リレー・サービスを、(d)項にもとづいて委員会によって策定された連邦規則の要件をみたまか、もしくはそれ以上の態様で、聴覚障害者および言語障害者に提供するものであること。

(B) 計画が、州の計画の要件を施行するための適正な手続きおよび救済方法を提供するものであること。

(3) 資金調達方法 (d)項に定める場合を除き、委員会は、その州が州内電気通信リレー・サービスの資金調達のために実施する方法のみにもとづいて、州の計画を認可することを拒否してはならないものとする。

(4) 認可の停止または取消し 委員会は、通知およびヒアリングの機会を設けた後、その認可がもはや保証されないと判断した場合は、かかる認可を停止し、もしくは取り消すことができる。計画が廃止され、もしくは取り消された州においては、委員会は、電気通信リレー・サービスの継続的な提供を確保するため、本条と一貫性を有する、必要とみなす措置を講ずるものとする。

(g) 苦情

(1) 苦情の付託 ある州における州内電気通信リレー・サービスに関して本条違反を申し立てる苦情が委員会に提出され、(f)項にもとづく州の計画の認可が有効である場合は、委員会はその苦情をその州に付託するものとする。

(2) 委員会の管轄権 (1)号にもとづいて苦情を州に付託した後は、委員会は、下記の場合に限り、苦情に対する管轄権を行使するものとする。

(A) 州の計画のもとにおける苦情についての最終的措置が、その州によって下記の期間中に講じられなかった場合。

() 州に苦情が提出されてから 180 日以内、または、

() 州の連邦規則によって定められた、これよりも短い期間、または、

(B) 州の計画がもはや(f)項にもとづく認可を受ける資格なしと委員会が判断した場合」

(b) 付随的補正 1934 年通信法(47U.S.C.151 およびそれ以降)を以下のとおり補正する。

(1) 第 2 条(b)項(47U.S.C.152(b))中の「第 224 条」を削除し、「第 224 条および第 225 条」を挿入する。

(2) 第 221 条(b)(47U. S. C. 221(b))中の「第 301 条」を削除し、「第 225 条および第 301 条」を挿入する。

第 402 条 公共サービス広報の字幕挿入

1934 年通信法の第 711 条を下記の通り補正する。

「第 711 条 公共サービス広報のクローズド・キャプション挿入

全部もしくは 1 部が連邦政府機関もしくは連邦政府の出先機関によって制作もしくは提供されているテレビ公共サービス広報には、その発表の言語内容のクローズド・キャプションの挿入が含まれるものとする。テレビ放送局の免許所有者は

(1) クローズド・キャプションを挿入していないかかる広報について、クローズド・キャプションを供給するよう要求されないものとし、

(2) 免許所有者が広報に挿入されていたクローズド・キャプションの送信を故意に怠った場合を除き、クローズド・キャプションを送信することなくかかる広報を送信したことについて、責任を問われないものとする。」

第 章 雑則

第 501 条 解釈

(a) 総則 本法に別段の定めがある場合を除き、本法のいかなる規定も、1973 年リハビリテーション法第 5 章 (29U.S.C.790 およびそれ以降)または同章にしたがって連邦政府機関が公布する規則にもとづいて適用される基準よりも低い基準を適用するものと解釈してはならないものとする。

(b) 他の法律との関係 本法のいかなる規定も、障害者の権利のために本法が与えてい

るよりも大きいか、もしくは等しい保護を提供している連邦法、または州もしくは州の政治上の下部機関または管轄区の法律の救済方法、権利、および手続きを無効とし、もしくは制限するものと解釈してはならないものとする。本法のいかなる規定も、第 章の対象たる雇用の場所、第 章または第 章の対象たる輸送、または第 章の対象たる公共的施設の場所における喫煙の禁止、または喫煙に対する制約を排除するものと解釈してはならないものとする。

(c) 保険 本法第 章ないし第 章は、下記を禁止もしくは制限するものと解釈してはならないものとする

(1) 保険会社、病院または医療サービス会社、健康維持機関、または代理人、または給付プランを執行する事業体、または同様の機関が、危険の引き受け、危険の分類、または、州法にもとづく、もしくは州法に反しない危険の管理を行うこと。

(2) 本法の適用を受ける人または組織が、危険の引き受け、危険の分類、または、州法にもとづく、もしくは州法に反しない危険の管理を行なうことにもとづく善意の給付プランの条件を設定、後援、遵守、執行すること。または、

(3) 本法の適用を受ける人または組織が、保険を規制する州法の適用を受けない善意の給付プランの条件を設定、後援、遵守、執行すること。

(1)号(2)号および(3)号は、第 I 章および第 章の目的を回避するための口実として使用してはならないものとする。

(d) 便宜およびサービス 本法のいかなる規定も、障害者に、かかる障害者が受け入れられないものと決定した便宜、補助手段、サービス、機会、または利益を受け入れるよう要求するものと解釈してはならないものとする。

第 502 条 州の免責

州は、米国憲法第 11 条修正事項にもとづき、本法の違反についての管轄権利を有する連邦裁判所または州裁判所における訴訟からは免責されないものとする。本法の要件の違反について、州に対して提起された訴訟においては、州以外の公共事業体または民間事業体に対して提起された訴訟において、同様の違反について利用可能な救済方法と同一の程度に、そうした違反についての救済方法(法律上の救済および衡平法上の救済を含む)が利用可能である。

第 503 条 報復と威圧の禁止

(a) 報復 いかなる個人も、その他の個人を、本法によって非合法とされる行為または慣行に反対したことを理由として、または本法にもとづく調査、訴訟手続き、またはヒアリングにおいて料金を請求し、証言を行い、助力を与え、又は何らかの形で参加したことを理由として、差別してはならないものとする。

(b) 妨害、威圧、または威嚇 本法によって付与または保護された権利を行使または享受する個人に対して、またはこのような権利を行使または享受したことを理由として、または、このような権利の行使または享受において他の者を助け、もしくは行使または他に行使を奨励したことを理由として、威圧、威嚇、強迫、妨害を行なうことは非合法であるものとする。

- (c) 救済措置および手続き 本法第 107 条、203 条および 308 条にもとづいて利用可能な救済措置および手続きは、それぞれ第 章、第 章および第 章に関して、(a)項および(b)項の違反によって権利を侵害された者に利用可能であるものとする。

第 504 条 建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会による規則

- (a) ガイドラインの公布 「建築物および交通機関に関する改善命令委員会」は、本法の制定の日から 9 ヶ月以内に、本法第 章および第 章の規定に沿って、現行の「アクセシブルなデザインに関する最低ガイドライン基準指針および要件」(Minimum Guidelines and Requirements for Accessible Design)を補完する最低基準指針を公布するものとする。
- (b) ガイドラインの内容 (a)項にもとづいて公布されるガイドラインは、建築物、施設、鉄道乗客用車輛および車輛が、建築、設計、交通、および通信の面で、障害者にアクセシブルであることを確保するための、本法と一貫性を有する付加的な要件を設けるものとする。
- (c) 資格のある歴史的財産
 - (1) 総則 (a)項にもとづいて公布される補足ガイドラインは、統一連邦アクセシビリティ基準の 4.1.7.(1)(a)で定義する有資格歴史的建造物および施設の歴史的意義に脅威を与え、もしくは破壊することとなる改変についての手続きおよび要件を含むものとする。
 - (2) 全米登録簿への登録の資格のある場所 全国歴史保存法(16U.S.C.470 およびそれ以降)にもとづいて、全米史蹟登録簿に登録の資格のある建造物または施設の改変に関しては、(1)号に定めたガイドラインは、少なくとも統一連邦アクセシビリティ基準の 4.1.7.(1)および(2)で設定された手続きおよび要件を維持するものとする。
 - (3) その他の場所 州法または地方自治体法にもとづいて歴史的と指定された建造物または施設の改変に関しては、(1)号に定めたガイドラインは、統一連邦アクセシビリティ基準の 4.1.7.(1)(b)および(c)で設定されたものと同等の手続きを設定するものとし、少なくとも、同基準の 4.1.7.(2)で設定された要件を遵守するものとする。

第 505 条 弁護士料

本法にしたがって開始される訴訟または行政手続きにおいて、裁判所または機関は、その裁量により、米国を除く勝訴側に、訴訟費用を含む妥当な弁護士料、および費用の請求権を与えることができ、また、米国は、上記に関して民間の個人と同じ責任を負うものとする。

第 506 条 技術援助

- (a) 援助のための計画
 - (1) 総則 本法の制定の日から 180 日以内に、司法長官は、雇用機会均等委員会委員長、運輸長官、建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会委員長、および連

邦通信委員会委員長と協議の上、本法の適用を受ける事業体、およびその他の連邦政府機関が、本法にもとづいてかかる事業体および機関の責任を理解することを助ける計画を策定するものとする。

(2) 計画の公示 司法長官は、米国制定法(一般に「行政訴訟法」と呼ばれている)第5部第5章 にしたがって、公衆の見解を求めするために、第(1)号に定めた計画を公示するものとする。

(b) 政府機関および公的援助 司法長官は、(a)項の実施に当たって、全米障害者評議会(National Council On Disability)、障害者雇用大統領委員会、中小企業庁、および商務省を含む他の連邦政府機関の助力を求めることができる。

(c) 実施

(1) 援助の供与 本法の実施のために、第(2)号にもとづく責任を負う各連邦政府機関は、そうした機関が担当するそれぞれの章にもとづく権利または義務を有する個人および組織に対して、技術援助を供与することができる。

(2) 各章の実施

(A) 第 章 雇用機会均等委員会および司法長官は、第 章について、(a)項にもとづいてなされる援助のための計画を実施するものとする。

(B) 第 章

() サブタイトル A 司法長官は、第 章 A 節についての援助のための計画を実施するものとする。

() サブタイトル B 運輸長官は、第 章 B 節についての援助のための計画を実施するものとする。

(C) 第 章 司法長官は、運輸長官および「建築物および交通機関の障壁に関する改善命令委員会」委員長と連絡調整の上、第 章についての援助のための計画を実施するものとする。ただし、第 304 章については、その援助のための計画は、運輸長官が実施するものとする。

(D) 第 章 連邦通信委員会委員長は、司法長官と連絡調査の上、第 章についての援助のための計画を実施するものとする。

(3) 技術援助マニュアル 本法の実施のために第(2)号にもとづいて責任を負う各連邦政府機関は、その実施の責任の一環として、本法にもとづく権利または義務を有する個人または事業体に対して、第 章、第 章、第 章および第 章にもとづく適用最終規則が公布されてから 6 カ月以内に、技術援助マニュアルの提供を確実に行うものとする。

(d) 補助金および契約

(1) 総則 本法の実施のために、第(c)項(2)号にもとづく責任を有する各連邦政府機関は、充当資金が使用可能であることを条件として、本条の目的を実施するための補助金を与え、または契約を締結することができる。こうした補助金および契約は、個人、営利のために組織されたものでなく、その正味収益のいかなる部分も民間株主または個人の利益のために用いられることのない組織(教育機関を含む)および本条にもとづく権利または義務を有する個人を代表する協会に対して行なうことができる。契約は、営利を目的として組織された事業体との間でも締結することもでき

るが、その事業体は、本項に定める補助金の受領者となることはできない。

- (2) 情報の普及 補助金および契約は、特に本法で設定された権利および義務に関する情報の広範な普及を確保すること、および、本法の効果的な遵守のための技術に関する情報および技術援助を提供することを目的とすることができる。
- (e) 援助を受けないこと 本法の適用を受ける雇用主、公共的施設、またはその他の事業体は、本条にもとづく技術援助を受けないことにより、本法の要件の遵守義務を免れるものではないものとする。これには、本条が認められる技術援助のマニュアルの作成または普及を行わないことも含まれる。

第 507 条 連邦原生環境保全地域(Federal Wilderness Areas)

- (a) 調査 全米障害者評議会は、原生環境指定および原生環境土地管理慣行が、原生環境保全法(16U.S.C.113 およびそれ以降)にもとづいて設けられている全米原生環境保全システム(National Wilderness Preservation)を使用、享受する障害者の能力に及ぼす影響について調査を実施し、報告するものとする。
- (b) 報告書の提出 全米障害者評議会は、本法の制定の日から 1 年以内に(a)項にもとづいて要求される報告書を議会に提出するものとする。
- (c) 特定の原生環境へのアクセス
 - (1) 総則 議会は、原生環境保全法のいかなる規定も、車椅子の使用を必要とする障害者が原生環境中で車椅子を使用することを禁止するものと解釈してはならないものとし、原生環境保全のもとでいかなる政府機関も、そうした使用を容易にするために、何らかの形の特別待遇または便宜を提供し、もしくは、何らかの施設を建設し、もしくは、原生環境保全地域内の土地の状態を変更することを要求されるものではないことを、ここに再認識する。
 - (2) 定義 (1)号の目的のためには、「車椅子」とは、歩行障害者による使用のみを目的とする装置で、屋内の歩行域での使用に適したものを意味する。

第 508 条 服装倒錯者(Transvestites)

本法目的のためには、単に服装倒錯者であるという理由では、「障害者」または「障害」という用語は、こうした個人には適用されないものとする。

第 509 条 議会および行政官庁への適用範囲

- (a) 上院の包含
 - (1) 規則 XLII の厳守 上院は、下記のとおり規定している上院暫定規則 XLII を厳守することを再確認する
 - 「 上院のいかなる議員、役員、または従業員も、上院もしくは上院内事務所による雇用に関して、下記を行なってはならないものとする。
個人の人種、肌の色、宗教、性別、出身国籍、年齢または身体的障害状態によって、
 - (a) 個人を雇用せず、もしくは雇用を拒否すること。
 - (b) 個人を解雇すること。

- (c) その他の形態で、昇進、報酬、また雇用の条件または恩典にて個人を差別すること。」
- (2) 上院への適用 本法、1990年公民権法(S.2104、第101回議会)、1964年公民権法、1967年雇用年齢差別禁止法、および1973年リハビリテーション法にしたがって提供される権利および保護は、米国上院による雇用に関しても適用されるものとする。
- (3) 請求の調査および裁定 第(2)号に定める法律にしたがって、上院の雇用に関して個人によって申し立てられた苦情は、すべて、第88回議会 S.Res.338 改正規則による倫理委員会、または上院が指定するその他の組織によって調査、裁定されるものとする。
- (4) 従業員の権利 規則および行政に関する委員会は、上院の従業員が、第(2)項に定めた法律にもとづく従業員の権利を告知されるよう措置を講ずるものとする。
- (5) 適用される救済措置 倫理委員会、または上院が指定するその他の組織は、第(2)号で定められた法律にもとづいて有効な請求権を有するものと認定された個人に対する救済措置を決定するに当り、実行し得る限りにおいて、第(2)号に定めた法律の対象たる他のすべての従業員に適用されるものと同一の救済措置を適用しなければならない。こうした救済措置は、他に優先して適用されるものとする。
- (6) 雇用以外の事項
- (A) 総則 本法にもとづく権利および保護は、(B)にしたがうことを条件として、雇用以外の事項に関する上院の行動に関しても適用されるものとする。
- (B) 救済措置 議事堂管理者(Architect of the Capitol)は、(A)にしたがって与えられる権利および保護に関して使用されるべき救済措置および手続きを設定するものとする。こうした救済措置および手続きは、(C)にしたがって承認を得た上で、他に優先して適用されるものとする。
- (C) 予定の救済措置および手続き (B)の目的のため、議事堂管理者は、予定の救済措置および手続きを、上院の規則および管理に関する委員会に提出するものとする。救済措置および手続きは、規則および管理に関する委員会の承認の時をもって発効する。
- (7) 規則制定権限の行使 法律の他の規定とはかかわりなく、第(2)号および第(6)号(A)に定める権利および保護の施行および裁定は、米国上院の絶対的管轄権に属するものとする。第(1)号、第(3)号、第(4)号、第(5)号、第(6)号(B)、および第(6)号(C)の規程は、上院の規則制定権限の行使として上院が判定するものとするが、これは、上院の他の既成の場合と同じ義務で、かつ同じ程度まで、上院がその規程を変更する権利を有することを確認するものである。
- (b) 下院の適用範囲
- (1) 総則 本法または法律上の他の規定とはかかわりなく、本法の目的は第(2)号および第(3)号にしたがうことを条件として、すべて下院にも適用されるものとする。
- (2) 下院における雇用
- (A) 本法にもとづく権利および保護は、(B)にしたがうことを条件として、下院における、雇用ポストにある従業員および下院の雇用権限のある者に関しても適用

されるものとする。

(B) 管理

() 総則 本項の管理においては、()に定める決議にしたがって適用可能とされた救済措置および手続きは、優先的に適用されるものとする。

() 決議 ()に定める決議は、1989年1月3日に合意された第101議会の下院決議事項15、またはその他の規定であって、公正雇用慣行決議(1988年10月4日に合意された第100議会の下院決議558)の規定の効力を継続し、もしくははその継承規定である。

(C) 規則判定権限の行使 (B)の規定は、下院の規則制定権限の行使として下院によって制定され、これは、下院の他の規則の場合と同じ態様で、かつ同じ程度まで、下院がその規則を変更する権利を全面的に認められたものである。

(3) 雇用以外の事項

(A) 総則 本法にもとづく権利および保護は、(B)にしたがうことを条件として、雇用以外の事項に関する下院の行動に関しても適用されるものとする。

(B) 救済措置 議事堂管理者は、(A)にしたがって与えられる権利および、保護に関して使用されるべき救済措置および手続きを設定するものとする。かかる救済措置および手続きは、(C)にしたがって承認を得た上で、優先的に適用されるものとする。

(C) 承認 (B)の目的のために、議事堂管理者は、予定の救済措置および手続きを、下院議長に提出するものとする。救済措置および手続きは、下院事務所建物委員会と協議の上、下院議長の承認の時をもって発効する。

(c) 議会内部局

(1) 総則 本法にもとづく権利および保護は、第(2)号にしたがうことを条件として、議会内の各部局の行動に関しても適用されるものとする。

(2) 部局による救済措置および手続きの設定 議会内の各部局の長は、第(1)号にしたがって与えられる権利および、保護に関して使用されるべき救済措置および手続きを設定するものとする。こうした救済措置および手続きは、優先的に適用されるものとする。

(3) 議会への報告 議会内の各部局の長は、第(2)号の目的のための救済措置および手続きを設定した後、議会に対して、こうした救済措置および手続きを記載した報告書を提出するものとする。

(4) 部局の定義 本条の目的から、議会内部局には下記が含まれる。議事堂管理者、議会予算局、経理局、政府印刷局、議会図書館、技術評価局および米園植物園。

(5) 解釈 本条のいかなる規定も、1980年経理局人事法および同法にしたがって公布された規則において定められた障害者のための施行手続きを変更するものではないものとする。

第510条 薬物の不法使用

(a) 総則 本法の目的から、「障害者」とは、適用対象事業体が薬物の不法使用を問題とした時点で薬物を不法使用している個人は含まない。

- (b) 解釈の原則 (a)項は、下記の者を障害者として排除するものと解釈してはならないものとする。
- (1) 監視下における薬物リハビリテーション・プログラムを無事に完了して、もはや薬物の不法使用を行っていないか、もしくはその他の方法でリハビリテーションに成功して、もはやそうした使用を行っていない個人。
 - (2) 監視下におけるリハビリテーション・プログラムに参加中であり、もはやそうした使用を行っていない個人。
 - (3) 誤って使用を行っているとみなされたが、そうした使用は行っていない個人。
ただし、適用対象事業者が、第(1)号または第(2)号に定める個人がもはや薬物の使用を行っていないことを確認することを目的とする薬物テスト(これには限定されない)を含む妥当な方針または手順の採用もしくは管理することは、本法の違反とはならないものとする。ただし、本条のいかなる規定も、薬物の不法使用のためにテストを行なうことを奨励し、禁止し、制限し、もしくは許可するものと解釈してはならないものとする。
- (c) 保健およびその他のサービス (a)項および第 511 条(b)項(3)の規定にかかわらず個人が保健サービス等を受ける権利を有する場合は、現在薬物を不法使用していることを理由として、保健サービス、または薬物リハビリテーションに関連して提供されるサービスを、個人に対して拒否してはならないものとする。
- (d) 薬物の不法使用の定義
- (1) 総則 「薬物の不法使用」とは、規制物質法(21U.S.C.812)にもとづいてその所持または配付は不法とされる薬物を使用することを意味する。この用語には、免許のある保健専門家による監視下で摂取される薬物の使用、または、規制物質法または連邦法のその他の規定によって許可されたその他の使用は含まれないものとする。
 - (2) 薬物 「薬物」とは、規制物質法第 202 条の付表 ~ で定義されている規制物質を意味する。

第 511 条 定義

- (a) 同性愛および両性愛 第 3 条(2)における「障害」を定義する目的からは、同性愛および両性愛は該当せず、したがって本法にもとづく障害ではない。
- (b) 特定の状態 本法のもとでは、「障害」とは下記は含まないものとする。
 - (1) 服装倒錯、性倒錯、小児愛、露出症、窃視症、性別障害など身体障害の結果生じたものではないもの、またはその他の性行動障害。
 - (2) 強迫賭博症、盗癖、または放火癖または、
 - (3) 現在の薬物の不法使用の結果たる精神活性物質使用障害。

第 512 条 リハビリテーション法の修正

- (a) 障害者の定義 1973 年リハビリテーション法第 7 条(8)(29U.S.C.706(8))(C)を(D)にあらため、(B)の次に下記の規定を挿入することによって改正する。
「(C)() 第 章の目的から、「障害者」という用語には、適用対象事業者が、薬

物不法使用を問題とした時点で薬物を不法使用している個人は含まれない。

- () ()の規定は、下記の者を障害者として排除するものと解釈してはならないものとする。
- () 監視下における薬物リハビリテーション・プログラムを無事に完了して、もはや薬物の不法使用を行っていないか、もしくは、その他の方法でリハビリテーションに成功して、もはやそうした使用を行っていない者。
- () 監視下におけるリハビリテーション・プログラムに参加しており、もはやそうした使用を行っていない者。または、
- () 誤って使用を行っているとみなされたが、そうした使用を行っていない者。

ただし、適用対象事業者が、第()項または()項に定める個人がもはや薬物の不法使用を行っていないことを確認することを目的とする、薬物テスト(これのみには限定されない)を含む妥当な方針または手順を採用もしくは管理することは、本法の違反とはならないものとする。

- () 第()項の規定にかかわらず、保健サービスおよび第 章、第 章および第 章にもとづいて提供されるサービスを提供するプログラムおよび活動の目的のためには、個人がこのようなサービスを受ける権利を有している場合は、その者が現在薬物を不法使用していることを理由として、その者を、そうしたプログラムまたは活動から排除してはならないものとする。
- () 教育上のサービスを提供するプログラムおよび活動の目的のためには、地方自治体の教育関係官庁は、現在薬物の不法使用またはアルコールの使用を行なっている障害をもつ学生に対して、障害のない学生に対して課するものと同程度に、不法薬物またはアルコールの使用もしくは所持に関する懲罰的処置を課することができる。さらに、34CFR104.36 に定める正規の訴訟手続きは、こうした懲罰的処置には適用してはならないものとする。
- () 雇用に関する第 503 条および第 504 条の目的からは、「障害者」とは、現在アルコールの使用によって、対象たる業務の遂行が妨げられ、もしくは、現在アルコールを乱用しているために、その雇用が他の者の財産もしくは安全に対する直接の脅威を構成しているようなアルコール中毒者は含まない。」

(b) 不法薬物の定義 1973 年リハビリテーション法第 7 条(29U.S.C.706)は、末尾に下記の新しいパラグラフを追加することによって修正される。

「(A) 「薬物」とは、規制物質法第 202 条(21U.S.C.812)の付表 ~ で定義される規制物質を意味する。

(B) 「薬物の不法使用」とは、規制物質法にもとづいてその所持もしくは配付が不法とされる薬物の使用を意味する。この用語には、免許のある保健専門家による監視下において摂取される薬物の使用、または、規制物質法もしくはその他の連邦法の規定によって認められた使用は含まない。」

(c) 整合のための修正 1973 年リハビリテーション法第 7 条(8)(B)(29U.S.C.706(8))

(B))は、次の通り修正される

- (1) 最初の文章では、「本サブパラグラフの第 2 の文にしたがうことを条件として」を削除し、「サブパラグラフ(C)および(D)にしたがうことを条件として」を挿入。
- (2) 第 2 文を削除する。

第 513 条 紛争解決のための代替手段

該当する場合は、法律で認められた限度において、本法にもとづいて発生した紛争の解決には、和解のための交渉、調停、簡便化、仲裁、事実認定、簡易裁判、および仲裁などを含む紛争解決の代替手段の利用がすすめられる。

第 514 条 違憲条文の分離

本法のいずれかの規定が、裁判所によって違憲であるとされた場合は、この規定を本法の他の部分から分離するものとし、かかる処置は本法の規定の効力には影響を及ぼさないものとする。

4. 障害者差別禁止法（イギリス）

（1）目次

第1編 障害

第1条 「障害」及び「障害者」の意味

第2条 障害歴

第3条 指針

第2編 雇用

[雇用主による差別]

第4条 応募者及び従業員に対する差別

第5条 「差別」の意味

第6条 雇用主の調整義務

第7条 小企業の除外

[施行、その他]

第8条 施行、救済及び訴訟手続

第9条 合意事項の有効性

第10条 特定団体に対する慈善と援助

第11条 雇用主による障害者差別を示唆する広告

[他の人々による差別]

第12条 派遣労働者に対する差別

第13条 職種団体による差別

第14条 職種団体に関する「差別」の意味

第15条 除外証明書の拒否に対する不服審査申し立て

[賃貸借契約に基づいて占有されている不動産]

第16条 賃貸借契約に基づいて占有されている不動産の改造

[職域年金制度と保険サービス]

第17条 職域年金制度

第18条 保険サービス

第3編 他の分野における差別

[商品、施設及びサービス]

第19条 商品、施設及びサービスに関する差別

第20条 「差別」の意味

第21条 サービス提供者の調整義務

[不動産]

第22条 不動産に関する差別

第23条 小規模住居の除外

第24条 「差別」の意味

[施行、その他]

第25条 施行、救済及び訴訟手続

第26条 合意事項の有効性と検証

第 27 条 賃貸借契約の目的たる不動産の改造

第 28 条 助言及び援助

第 4 編 教育

第 29 条 障害者の教育

第 30 条 障害者の継続教育及び高等教育

第 31 条 障害者の継続教育及び高等教育(スコットランド)

第 5 編 運輸

[タクシー]

第 32 条 タクシー・アクセシビリティ規則

第 33 条 指定運輸施設

第 34 条 タクシー・アクセシビリティ規則準拠を条件とした新許可証

第 35 条 タクシー・アクセシビリティ規則の除外

第 36 条 車椅子を使用する乗客の輸送

第 37 条 盲導犬及び聴導犬を使用する乗客の輸送

第 38 条 除外許可証交付拒否に対する不服審査申し立て

第 39 条 スコットランドにおける障害をもつ乗客についての要件

[公共サービス車両(P S V)]

第 40 条 P S V アクセシビリティ規則

第 41 条 アクセシビリティ許可証

第 42 条 認可許可証

第 43 条 特別認可

第 44 条 見直し及び不服審査申し立て

第 45 条 手数料

[鉄道車両]

第 46 条 鉄道車両アクセシビリティ規則

第 47 条 鉄道車両アクセシビリティ規則適用除外

[補則]

第 48 条 法人による違反

第 49 条 偽造及び虚偽の申告

第 6 編 全国障害委員会

第 50 条 全国障害委員会

第 51 条 委員会により定められる施行細則

第 52 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

第 7 編 補則

第 53 条 所管大臣の定める施行細則

第 54 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

第 55 条 処分

第 56 条 差別を受けた者の救済

第 57 条 違法行為への加担

第 58 条 雇用主等の責任

第 59 条 国の安全を確保するための行為等

第 8 編 雑則

第 60 条 所管大臣による助言者の任命

第 61 条 1944 年障害者(雇用)法の修正

第 62 条 公開の制限(労働裁判所)

第 63 条 公開の制限(雇用控訴裁判所)

第 64 条 刑事法院等への適用

第 65 条 議会への適用

第 66 条 第 2 編に基づかない政府任命

第 67 条 規則及び命令

第 68 条 解釈

第 69 条 財政措置

第 70 条 略称、開始、範囲等

(2) 障害者差別禁止法条文

第1編 障害

第1条 「障害」及び「障害者」の意味

- 1 付則1の規定に従い、本法において「障害」とは、通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度の且つ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害 (impairment)のある状態をいう。
- 2 本法において「障害者」とは、障害をもっている者をいう。

第2条 障害歴

- 1 第1編、第2編及び第3編の規定は、障害をもつ者に適用されると同様に、障害歴をもつ者にも適用される。
- 2 該当する規定については、付則2による修正に従うものとする。
- 3 本法に基づいて定められるすべての規則及び命令には、障害歴をもつ者に関する規定を含めることができる。
- 4 第2編又は第3編に基づくすべての手続において、その者がある特定の時点(「該当時」)に障害をもっていたか否かについての問題は、本条の目的に照らして、不服審査申し立ての対象となる行為が行われた時点において有効な本法の規定又は本法に基づいて定められた規定が、該当時に効力を有していたものとみなし、これを決定する。
- 5 該当時とは、本法発効以前の時とする。

第3条 指針

- 1 所管大臣は、以下の点を決定するに当たって、配慮すべき事項についての指針を発行することができる。
 - (a) その機能障害が、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に相当程度の悪影響を及ぼしているか否か
 - (b) その機能障害が、長期的影響を及ぼしているか否か
- 2 その指針においては、特に、以下の点についての例を示すことができる。
 - (a) 特定の活動において、本法の目的に照らして相当程度の悪影響があると認めることが妥当である影響
 - (b) 特定の活動において、本法の目的に照らして相当程度の悪影響があると認めることが妥当でない影響
 - (c) 本法の目的に照らして、「長期的」と認めるのが妥当な相当程度の悪影響
 - (d) 本法の目的に照らして、「長期的」と認めることが妥当でない相当程度の悪影響
- 3 本法の目的に照らして、その機能障害が、通常の日常生活活動を行う上でその者の能力に相当程度の且つ長期的悪影響を及ぼしているか否かについて裁判所が決定するに際しては、それに関連すると認められるすべての指針が考慮されなければならない。
- 4 すべての指針の草案の準備に当たっては、所管大臣は適当と認められる者にこれを

諮問しなければならない。

- 5 所管大臣が指針を発行しようとする場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。
- 6 所管大臣は、提案された指針について発行の進めることを決定した場合には、議会の各院に、その草案を上程しなければならない。
- 7 40 日以内にいずれかの院が、その草案を承認しないと議決した場合には、所管大臣は、当該の提出された指針に関して更に進めてはならない。
- 8 その決議が 40 日以内に行われない場合には、所管大臣は、その草案をもって、指針としてこれを発行しなければならない。
- 9 指針は、所管大臣が命令により指定した日より効力を生ずるものとする。
- 10 第 7 項の規定は、指針について新たな草案を議会上程することを妨げるものではない。
- 11 所管大臣は、以下のことを行う。
 - (a) 適宜、指針の全部又は一部を改訂し、再発行すること
 - (b) 命令により、指針を廃棄すること
- 12 本条において
 - 「40 日間」とは、すべての提起された指針草案に関して、以下のことを意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より 1 日後に、他の院に当該草案が上程された場合には、40 日間は、その遅い方の日から起算し、また
 - (b) 他の場合にはすべて、40 日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。議会が解散若しくは停会している期間、又は両院が 4 日以上休会している期間は、これを算入しない。
 - 「指針」とは、本条に基づいて所管大臣により発行された指針を意味し、また改訂・再発行されたものを含むものとする。

第 2 編 雇用

[雇用主による差別]

第 4 条 応募者及び従業員に対する差別

- 1 雇用主が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 雇用主が雇用を提供する者を決定する目的で行う申し合せ
 - (b) 雇用主がその者に雇用を提供する際の条件
 - (c) その者に対する雇用の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
- 2 雇用主が、以下の点について現に雇用している障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 雇用条件
 - (b) 昇進、異動、訓練又は他の便宜を受ける機会

- (c) 上記機会の提供を拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
 - (d) その者を解雇し、又はその者をして、その他すべての不利益に従わせること
- 3 第2項は、雇用主が公衆、又は当該の従業員を含む公衆団体に対して、金銭の支払いの有無に関わらず、便宜供与を考えている場合には、そのいかなる便宜にも適用されない。但し、以下の場合を除く。
- (a) 当該事項が、全従業員に対する雇用主による便宜供与と物質的に異なっている場合
 - (b) 当該の従業員に対する便宜供与が、雇用主との雇用契約により規定されている場合
 - (c) 訓練に関する便宜
- 4 本編における「便宜」には、施設及びサービスを含むものとする。
- 5 第55条により差別を設定する法律の場合には、本条はまた、障害をもたない者に対する差別にも適用される。
- 6 本条は、大ブリテン島内に所在する事業所における雇用にのみ適用される。

第5条 「差別」の意味

- 1 本編の目的に照らして、以下の場合において、雇用主は障害者を差別したものとされる。
- (a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、
 - (b) その処遇が正当なものであることを雇用主が証明できない場合
- 2 本編の目的に照らして、以下の場合にもまた、雇用主は障害者を差別したものとされる。
- (a) 障害者に関連して第6条で課される義務を履行せず、
 - (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 第5項に従い、第1項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況にとって重大且つ相当である場合にのみ、その処遇は正当とみなされる。
- 4 第2項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況にとって重大且つ相当である場合にのみ、第6条の義務の不履行は正当とみなされる。
- 5 第1項に該当する事案にあつては、雇用主は当該障害者に関する第6条の義務を負うが、その義務の履行を正当な理由なく怠った場合には、たとえ過去において第6条の義務を履行していたとしても、それが現在も引き続いている場合でなければ、当該障害者に対する処遇は、第3項の下においても正当とは認められない。
- 6 規則には、本条の目的に照らして以下の事項の細目について規定を定めることができる。
- (a) 正当とされる処遇
 - (b) 正当とされる第6条の義務の不履行
 - (c) 正当とされない処遇
 - (d) 正当とされない第6条の義務の不履行
- 7 第6項に基づく規則においては、特に以下の規定を定めることができる。

- (a) すべての便宜を図るための経費に関わる規定
- (b) 職域年金制度の下における便宜に関しては、負担額の統一レートを継続できるという見地に基づく規定

第6条 雇用主の調整義務

- 1 以下の申し合わせ又は特徴が、障害をもたない者と比較した場合に、障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、雇用主は当然のこととして当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止するための対策を講ずる義務を負う。
 - (a) 雇用主による、若しくは雇用主のために行われるすべての申し合わせ、又は
 - (b) 雇用主の占有するすべての施設の物理的特徴
- 2 第1項(a)は、以下の場合にのみ適用される。
 - (a) 雇用を提供する者を決定するための申し合わせ
 - (b) 提供若しくは供与される雇用、昇進、異動、訓練又は他のすべての便宜に関わる条件又はその他の取り決め
- 3 以下は、雇用主が障害者に関して第1項を履行するためにとらなければならない対策の例である。
 - (a) 施設の改造
 - (b) 障害者が担当する任務の一部の他者への割り当て
 - (c) 現存する欠員を補充するための異動
 - (d) 勤務時間の変更
 - (e) 他の作業場への配置
 - (f) リハビリテーション、職能評価、又は医療的手当に要する時間内休暇の認可
 - (g) 訓練の提供、又は訓練提供についての配慮
 - (h) 備品・設備の取得又は改造
 - (i) 指導マニュアル又は参考資料の変更
 - (j) 試験又は評価過程の改善
 - (k) 朗読者又は手話通訳者の配置
 - (l) 指導・監督の充実
- 4 第1項を履行するための特定の対策を雇用主が講じなければならないことの合理性を判断するためには、特に以下の点が考慮されなければならない。
 - (a) 当該対策が当該影響を軽減する程度
 - (b) 雇用主による対策の実行可能性の程度
 - (c) その対策を講ずる場合に雇用主が負担する財政上及び他の諸費用、並びにその対策に伴う雇用主の諸活動に与える負担の程度
 - (d) 雇用主の財源及び他の蓄積の程度
 - (e) その対策を講ずるに当たって、雇用主が利用できる財政的又はその他の支援
- 5 本条において、「当該障害者」とは以下の意味である。
 - (a) 雇用が提供されるべき者を決定する手配の場合には、その雇用に応募したすべての障害者、又は障害者になる可能性があるとして雇用主に告知した者
 - (b) 上記以外の場合、障害者は

- () 当該雇用への応募者、又は
 - () 当該雇用主の雇用する従業員
- 6 本条の規定はいずれも、雇用主が以下のことを知らずにいた場合、又は当然知る立場にないと認められる場合には、障害者に関する義務を雇用主に課するものではない。
- (a) 応募者又は応募予定者の場合に、当該障害者が、当該雇用の応募者、又は応募予定者であること
 - (b) いかなる場合においても、その者が障害をもっており第1項に述べられているような影響を受けている可能性があること
- 7 本条の規定に従うも、本編の規定はいずれも、障害者を処遇するに当たり、他の者を処遇する場合よりも有利に、これを処遇するよう雇用主に求めるものではない。
- 8 第1項の目的に照らして、規則には以下について規定を定めることができる。
- (a) 第1項において述べられた影響を及ぼすと認められる申し合わせ、又は物理的特徴に関する細目
 - (b) そのような影響を及ぼすとは認められない申し合わせ、又は物理的特徴に関する細目
 - (c) 雇用主が所定の対策をとらなければならないことが合理的と認められる細目
 - (d) 雇用主においてとらなければならないとすることが常に合理的とされる対策
 - (e) 雇用主が所定の対策をとらなければならないとすることが合理的とは言えない細目
 - (f) 雇用主においてとらなければならないとすることが決して合理的とは言えない対策
 - (g) 物理的特徴として取り扱われるべき事項
 - (h) そのような特徴として取り扱われるべきでない事項
- 9 第8項(c)、(d)、(e)又は(f)に基づいて定められる規則には、特に、当該対策を講ずるのに必要な費用に関する規定を定めることができる。
- 10 規則には、第8項に基づいて定められる規定を含め、本条により雇用主に課せられる義務に対する追加規定を定めることができる。
- 11 本条は、職域年金制度のもとにおける給付、又は従業員の便宜を図る制度若しくは協定のもとにおける金銭若しくは金銭に勘算できるその他のすべての給付に関する以下の事項には適用しない。
- (a) 給付の終了
 - (b) 退職、老齢又は死亡
 - (c) 事故、負傷、疾病又は労働不能
 - (d) その他の定められた事項
- 12 本条は、障害者に対して、雇用主が差別をしたか否かを決定する目的においてのみその義務を課するものであって、当該義務の不履行は訴訟の対象とはならない。

第7条 小企業の除外

- 1 本編の規定はいずれも、20人未満の従業員を有する雇用主に関しては適用されない。
- 2 所管大臣は、第1項の人数について、命令により、特定された期日内に異なった人

数(20人以下)をもってこれを修正することができる。

3 本条において

「周年日」とは、本条が効力を発した日の周年の日を意味する。

「再検討」とは、本条の効果を見直すことを意味する。

4 第2項に基づく命令を定めるためには、所管大臣は、事前に再検討を行わなければならない。

5 第4項に基づく再検討に着手せず、又は着手するも完了していない場合には、所管大臣は、第4周年日経過後直ちに再検討に着手しなければならない。

6 すべての再検討は、9ヵ月以内に完了しなければならない。

7 再検討の際には、所管大臣は次の者にこれを諮らなければならない。

(a) 雇用主の利益を代表すると認められる団体

(b) 雇用されている障害者又は休職中の障害者の利益を代表すると認められる団体

8 再検討を完了し、第2項に基づいて命令を定めようとして決定した場合には、所管大臣は、再検討の開始後1年以内に当該命令が発効するようにしなければならない。

9 再検討を完了し所管大臣が当該命令を発しないことを決定した場合には、再検討開始後1年以内に議会に対し、以下の報告を提出しなければならない。

(a) 再検討結果の要約

(b) 当該決定の理由

10 第2項に基づいて所管大臣により作成されたすべての報告は、その諮問に対して表明された見解の要約を含むものとする。

[施行、その他]

第8条 施行、救済及び訴訟手続

1 以下の場合には、その不服審査申し立ては労働裁判所に提訴されなければならない。

(a) 本編の下において違法とされる点について、原告を差別した場合、又は

(b) 第57条若しくは第58条により、同様の点について原告を差別したとして扱われるべき場合

2 労働裁判所は、本条の下において提出された不服審査申し立てが正当な理由をもつと判断した場合には、公正且つ正当と認められる以下の対策を講じなければならない。

(a) 当該不服審査申し立てに関連する問題について、原告及び被告の権利に関して宣言すること

(b) 原告に対し、被告が補償金を支払うよう命令すること

(c) 特定された期間内に、不服審査申し立てに関連するすべてのことについて、原告に及ぼす悪影響を防ぎ、又はそれを減ずることを目的として、当該事案のすべての状況において妥当であると労働裁判所が認める活動を行うよう勧告すること

3 第2項(b)の下において労働裁判所が補償を命ずる場合には、不法行為、又は(スコットランドにおける)法的義務違反に基づく損害賠償額の算定に適用される原則

(principles)を適用することにより、その額を算定するものとする。

- 4 疑義を避けるため、本編において違法とされる差別に関する補償には、他のすべての項目の下において行われる補償を含むか否かに関わらず、精神的苦痛に対する補償を含むものであることを、ここに宣言する。
- 5 不服審査申し立てに対して被告が正当な理由なく、第2項(c)に基づいて労働裁判所が行った勧告に従うことを怠った場合、労働裁判所は当該処置が正当且つ公正と認められる場合に限り、以下の措置を講ずることができる。
 - (a) 第2項(b)に基づいて命令が発せられている場合には、不服審査申し立てに関して原告に支払われるべき補償の額を増額すること
 - (b) 第2項(b)に基づいて命令を発すること
- 6 規則には以下の規定を定めることができる。
 - (a) 第2項(b)に従い補償額が裁定すべき範囲にあるとき、労働裁判所はその裁定額の中にその補償額に対する利息を含めることができること
 - (b) 労働裁判所が、裁定額の中に利息を含めるものと決定する場合には、その利息が決定されるべき方法、並びにそれに関わる期間及び利率を特定すること
- 7 規則により、第2項(b)に基づく補償裁定額に関し、1978年雇用保護(統合)法(1978c.44)付則9規定6A(労働裁判所の決定の遂行において支払われ得る利息額に関する規定を定める権限)に基づくすべての命令の執行を修正することができる。
- 8 付則3の第1部は、本編の施行及び訴訟手続について追加規定を定める。

第9条 合意事項の有効性

- 1 雇用契約又は他の合意事項のすべての文言は、それが以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。
 - (a) 本編の規定、又は本編に基づいて定められる規定に違反することを他者に行うよう要請する場合
 - (b) 本編のすべての規定の執行を排除又は制限する場合
 - (c) 本編に基づいて原告が労働裁判所に不服審査を申し立てることを妨害する場合
- 2 第1項(b)及び(c)は、以下のいずれかの場合には、第8条第1項に基づく訴訟手続を開始しないという合意、又はそのような訴訟手続を継続しないという合意には適用されない。
 - (a) 和解調停官が当該問題に関して付則3規定1に従って行動している場合
 - (b) 第3項に定められた条件が満たされている場合
- 3 第2項(b)における条件とは、以下の通りである。
 - (a) 原告が提案された合意事項の文言及び効力(特に労働裁判所において、原告が不服審査申し立てを行う能力に関わる効力)に関して、資格のある弁護士から独立した法律的助言を受けていたと認められる場合
 - (b) 助言者が助言を行うに際して、その助言の結果生ずる損失に関して、原告から請求を受ける危険があり、それを担保する有効な保険契約に加入していると認められる場合

- (c) 特定の不服申し立て事項に関しては、合意は文書にて行い、助言者を特定し、またその条件が充足している旨の陳述があると認められる場合

4 本条において

「独立した法律的助言」とは、被告又は被告に関係している者のために活動していない弁護士により原告に対し与えられるものを意味する。

「資格のある弁護士」とは、以下を意味する。

- (a) イングランド及びウェールズにおける訴訟手続に関しては、(その資格において活動し、又は法的助言を行うために雇用されている)パリスター、又は開業資格を有する最高法院のソリシター、及び
- (b) スコットランドにおける訴訟手続においては、(その資格において活動し、又は法的助言を行うために雇用されている)アドボケート、又は開業資格を有するソリシター

5 第4項の目的に照らして、以下のいずれかに該当する場合には、二つの法人格は互いに関連あるものとして取り扱うものとする。

- (a) 一方の会社が、(直接的又は間接的に)他方の会社の支配権を有している場合
- (b) 第三者が、(直接的又は間接的に)二つの会社の支配権を有している場合

第10条 特定団体に対する慈善と援助

1 本編におけるいずれの規定も

- (a) 身体的又は精神的能力に関して定められた一つ又はそれ以上の範疇に入るグループの者に、便宜を供与するために規定されたいずれの慈善的文書にも影響を及ぼさず、又は
- (b) その目的がそのように定められた者に関するものである限り、慈善団体又は認可団体が、その慈善的目的を追及するために行う活動を違法とするものではない。

2 本編におけるいずれの規定も以下のことを妨げるものではない。

- (a) 援助付雇用を提供する者が、当該雇用を提供するに当たって他の者よりも特定の障害者のグループを有利に取り扱うこと
- (b) 所管大臣が、援助付雇用に影響し、又はその可能性のある法的規定の改訂に合意すること

3 本条において

「慈善的文書」とは、それが慈善的な目的に関連している限り、(影響が及ぶときはいつでも)法令又は他の文書を意味する。

「慈善」とは、1993年慈善法(1993c.10)に規定されたものと同じ意味である。

「認可団体」とは、1990年法律改革(雑則)(スコットランド)法(1990c.40)の第1編の目的に基づいて認可された団体を意味する。

「援助付雇用」とは、1944年障害者(雇用)法(1944c.10)第15条に従って提供され、又は給与が支給される便宜を意味する。

4 「慈善的目的」とは、イングランド及びウェールズに本条を適用する場合には、イングランド及びウェールズの法律に従ってもっぱら慈善的とされる目的を意味する。

- 5 「慈善的目的」とは、本条のスコットランドへの適用においては、所得税法に含まれるものと同じ意味に解釈されなければならない。

第11条 雇用主による障害者差別を示唆する広告

- 1 本条は、以下の場合に適用される。
- (a) 障害者が雇用主の提供する雇用に応募する場合
 - (b) 雇用主が障害者に雇用を提供することを拒否、又は故意に提供しなかった場合
 - (c) 当該障害者が、雇用主に対し第8条に基づく不服審査を申し立てた場合
 - (d) (当該障害者の応募の前後に関わらず)雇用主が求人広告を出した場合
 - (e) 求人広告で広告された雇用に対する応募が、いかなる程度であれ、以下のいずれかに関連して決定され得ることが当該求人広告において明示され、又はそれが明示されていると合理的に理解される場合
 - (i) 合格者が、障害をもたないか、当該障害者の障害の範疇にある障害をもたないこと
 - () 雇用主が、第6条におけるいかなる種類の行動をすることに対しても消極的であること
- 2 不服審査申し立てを審理する労働裁判所は、反証が提示されない限り、雇用主が雇用の提供を拒否、又は故意に提供しなかった理由が、原告の障害に関連するものであったと想定しなければならない。
- 3 本条において、「広告」とは公衆に対するものであるか否かに関わらず、すべての種類の広告及び告知を含むものとする。

[他の人々による差別]

第12条 派遣労働者に対する差別

- 1 派遣労働に関して、経営者が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
- (a) 障害者がその仕事をすることを認める上での条件
 - (b) 障害者がその仕事をし、又はこれを続けることを認めないこと
 - (c) 障害者がすべての便宜を利用できるようにする方法、又は、障害者がその便宜を利用することを拒否し、若しくは故意にその利用を排除すること
 - (d) 障害者をして、その他すべての不利益に従わせること
- 2 第1項は、経営者が公衆、又は当該の派遣労働者を含む公衆の団体に(有償・無償を問わず)その種の便宜の供与に関与している場合には、いずれの種類の便宜にも適用されない。但し、当該供与が、具体的な点において当該経営者が派遣労働者に提供している便宜と異なっている場合には、その限りではない。
- 3 第4条の第1項から第3項までを除いては、本編の規定は、派遣労働に関しては、経営者は派遣労働者の直接の雇用主であり、また経営者に労働を提供している派遣労働者は経営者の直接の従業員であるものとみなして、すべての経営者に適用される。

- 4 第 55 条の効力により、その行為が差別を構成する場合には、本条は障害をもたない者に対する差別についても適用される。
- 5 本条は、大ブリテン島内における事業所で行われる派遣労働に関してのみ適用される。(「大ブリテン島内における事業所での雇用」の意味に関する第 68 条の規定は、本項の目的に照らして適当な修正のもとに適用される)
- 6 本条において
 - 「経営者」とは、Aとの契約により社員を派遣する第三者によって雇用されている者に仕事を提供する者(A)を意味する。
 - 「派遣労働」とは、当該の方法で得られる仕事を意味する。
 - 「派遣労働者」とは、当該の契約のもとで経営者に派遣される者を意味する。

第 13 条 職種団体による差別

- 1 職種団体が以下の点について障害者を差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 障害者に会員資格を認める際の条件
 - (b) 障害者の加入希望を拒否し、又は故意にこれを受け入れないこと
- 2 障害者が団体の一員である場合において、当該団体がその者に対し以下の点について差別し、又は以下の行為を行うことは違法である。
 - (a) 障害者がすべての便宜を利用できるようにする方法、又は、障害者がその便宜を利用することを拒否し、若しくは故意にその利用を排除すること
 - (b) 会員資格を剥奪し、又は会員であるための条件を変更すること
 - (c) 障害者をして、その他すべての不利益に従わせること
- 3 第 55 条の効力により、その行為が差別を構成する場合には、本条は障害をもたない者に対する差別についても適用される。
- 4 本条において、「職種団体」とは、労働者の団体、雇用主の団体又はその団体の存続のために特定の専門職又は職種に従事する組織員により構成されるその他のすべての団体を意味する。

第 14 条 職種団体に関する「差別」の意味

- 1 本編の目的に照らして、以下の場合において、職種団体は障害者を差別したものとされる。
 - (a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が適用されない場合の他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、
 - (b) その処遇が正当なものであることを証明できない場合
- 2 本編の目的に照らして、職種団体は以下の場合についても障害者を差別したものとされる。
 - (a) 障害者に関して、団体に課される第 15 条の義務を履行することを怠り、
 - (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 第 5 項に従い、第 1 項の目的に照らして、その理由が特定の事案の状況に重要で且つ相当である場合、その限りにおいてのみ処遇は正当とみなされる。

- 4 第2項の目的に照らして、第15条の義務の不履行の理由が特定の事案の状況に重要で且つ相当である場合には、その限りにおいて、その義務の不履行は正当と認められる。
- 5 第1項に該当する事案において、障害者に関連して第15条の義務を負う職種団体が、その義務の履行を正当な理由なく怠った場合には、たとえ当該団体が第15条の義務を過去において履行していたとしても、その処遇が正当化されたと認められたものでない限り、当該障害者に対する現処遇は第3項に基づいても正当とは認められない。
- 6 本条の目的に照らして、以下の状況に関して規則に基づく規定を定めることができる。
 - (a) 処遇が正当と認められる場合
 - (b) 第15条の義務を履行しないことが正当と認められる場合
 - (c) 処遇が正当と認められない場合
 - (d) 第15条の義務を履行しないことが正当と認められない場合

第15条 除外証明書の拒否に対する不服審査申し立て

- 1 以下の申し合わせ又は特徴が障害をもたない者と比較した場合に、障害者に相当の不利益を及ぼしているときには、職種団体は当然のこととして、当該事案のあらゆる状況において影響を及ぼすことを防止するための対策を講ずる義務を負う。
 - (a) 職種団体により、又は職種団体のために行われるすべての申し合わせ、又は
 - (b) 当該団体により占有されている施設のすべての物理的特徴
- 2 第1項(a)は、以下の場合にのみ適用される。
 - (a) 当該団体の会員となり、又は会員資格を継続し得るものを決定するための申し合わせ
 - (b) 会員資格又は便宜が与えられる場合の条件又はその他の取り決め
- 3 職種団体が第1項を履行するために講ずべき特定の対策が正当であるか否かを確定するためには、特に以下の点が考慮されなければならない。
 - (a) その対策により当該の影響が予防される程度
 - (b) 当該団体が当該対策を講ずる場合の実行可能性の程度
 - (c) 当該団体が対策を講ずることに要する財政及び他の費用とその金額が当該団体の活動に与える負担の程度
 - (d) 当該団体の財源及び他の蓄積の程度
 - (e) 当該対策を講ずるために、当該団体が利用できる財政的又はその他の支援本項は、第7項に基づいて定められる規則のすべての規定に従うものとする。
- 4 本条において「当該障害者」とは、以下を意味する。
 - (a) 会員資格が与えられるべきか否かを決定する申し合わせの場合には、その会員になることを申請するか、又は申請する可能性があることを当該団体に告知したすべての障害者
 - (b) その他の場合には、以下の障害者をいう。
 - () 会員の申請者、又は
 - () 当該団体の会員

- 5 本条の規定は、団体において当該障害者が以下のいずれかの者であることを知らず、又は当然に知り得たとは認められない場合には、障害者に関してこれにいかなる義務をも課するものではない。
- (a) 会員申請をしており、若しくはその可能性のある者
 - (b) 障害をもち、第1項で述べられた点について影響を受ける可能性のある者
- 6 本条の規定に従うも、本編の規定はいずれも、障害者を処遇するに当たり、他の者を処遇する場合よりも有利に、これを処遇するよう職種団体に求めるものではない。
- 7 第1項の目的に照らして、規則には第6条第8項規定(a)から(h)に述べられたすべての事項について規定を定めることができる。(なお、これらの規定における雇用主についての言及は、それぞれの目的に従って職種団体についての言及として読みかえるものとする。)
- 8 第6条第9項は、第6条第8項に基づいて定められた規則に関して適用されるのと同様に、前項の規則に適用される。
- 9 規則には、第7項に基づいて定められる規定を含めて、本条により職種団体に課される義務に対する追加規定を定めることができる。
- 10 本条は職種団体が障害者に対して差別を行ったか否かを確定する目的においてのみその義務を課するものであり、従ってその義務違反は、訴訟の対象とはならない。

[賃貸借契約に基づいて占有されている不動産]

第16条 賃貸借契約に基づいて占有されている不動産の改造

- 1 本条は以下の場合に適用される。
- (a) 雇用主又は職種団体(占有者)が、賃貸借契約の目的たる不動産を占有している場合
 - (b) 本条がなければ、占有者がその不動産の特別な改造をする権限を有し得ない場合
 - (c) 第6条の義務若しくは第15条の義務を履行するために、占有者が提案すべき改造である場合
- 2 明確に規定される範囲を除いては、本項の規定により、当該賃貸借契約は以下の点について規定したものとしてその効力を有する。
- (a) 賃貸人の文書による承諾に基づいて、占有者が改造を行う権限を有すること
 - (b) 占有者が改造を希望する場合には、賃貸人の承諾を得るために文書で申し入れをしなければならないこと
 - (c) そのような申し入れがあった場合は、賃貸人は不当にその承諾を拒まないこと
 - (d) 賃貸人は、合理的な条件に従ってその承諾を与える権限を有すること
- 3 本条において「賃貸借契約」とは、借家、転貸又は転借、及び貸家、借家、転貸若しくは転借のための承諾を含む。また「転貸」及び「転借」は、その意味を別に定めるものとする。
- 4 賃貸借契約の条件が以下の場合には、占有者は、第1項の目的に照らして、その改

造を行う権限を有しないものとして、取り扱われるべきである。

(a) 占有者が当該不動産の改造を行う場合に適用される条件が付されている場合、
又は

(b) 占有者が行う当該不動産の改造に対して、賃貸人が承諾に際して条件を付ける権限を有している場合

5 付則 4 の第 1 部は、本条の規定を補足するものである。

[職域年金制度と保険サービス]

第 17 条 職域年金制度

1 すべての職域年金制度は、以下のことを内容とする規定(「差別禁止規定」)を含むものでなければならない。

(a) 条件について

() その制度の会員となり得る者の条件

() その制度の会員として受けられる処遇条件

(b) 雇用主がそれを行ったとすれば、本編の目的に照らして障害者に対し違法な差別となるようなすべての行為又は不作為について、その制度の受託者又は管財人はこれを控えなければならないこと

2 その制度の他の規定は、差別禁止規定に従う限りにおいてその効力を有する。

3 第 67 条の権限を侵すことなく、本編に基づいて、規則には以下の規定を定めることができる。

(a) 職域年金制度の受託者又は管財人に関しては、雇用主に関して定められたものと異なった規定

(b) 本編に基づいて定められたすべての規則、又は雇用主に適用される本編のすべての規定において、受託者又は管財人への適用を修正する規定

4 本条の目的に照らして、雇用主により行われる行為又は不作為が、違法な差別となるか否かを決定するに当たって、第 3 項に基づいて定められたすべての規定は、それが概念上の雇用主に適用される場合と同じように適用されなければならない。

第 18 条 保険サービス

1 本条は、雇用主の雇用する従業員又は従業員団体が以下の場合であるときは、保険サービス(「保険業者」)が雇用主との協定に参入する場合に適用される。

(a) 保険業者によって提供される保険サービスを受ける場合

(b) 当該サービスを受ける機会を与えられる場合

2 保険業者は、以下の場合において第 3 編の目的に照らして違法な差別となるような方法で障害者である従業員に対して行動したときは、本編の目的に照らして、その者に対して違法に差別をしたものと認められる。

(a) 保険業者が公衆の会員に当該サービスを提供している場合において、

(b) 公衆の一員として当該従業員がそのサービスの提供を受けていたか、又はその提供を受けようとしていた場合

3 本条において

「保険サービス」とは、便宜の供与に関し、以下の点について定められた約款によるサービスを意味する。

- (a) サービスの終了
- (b) 退職、老齢又は死亡
- (c) 事故、負傷、疾病又は労働不能
- (d) その他の定められた事項

「当該従業員」とは、以下の意味である。

- (a) 当該雇用主が雇用する従業員に適用される協定の場合には、その雇用する従業員
- (b) 雇用主の雇用する従業員団体に適用される協定の場合には、その団体に所属する従業員

4 第3項に規定された「当該従業員」の定義の目的に照らして、雇用主との関係における「従業員」とは、雇用主による雇用、又は(ある場合には)、当該団体の雇用主による雇用について応募し、又は応募を考えている者を含むものとする。

第3編 他の分野における差別

[商品、施設及びサービス]

第19条 商品、施設及びサービスに関する差別

- 1 サービス提供者は、以下の点において、障害者に対し差別をすることは違法である。
 - (a) 公衆に対し提供し、又はその準備をしているすべてのサービスについて、障害者に対してこれを提供することを拒否し、又は故意にこれを提供しないこと
 - (b) 第21条において課せられるいずれかの義務を履行することを怠り、それによって障害者が当該サービスを利用することを不可能又は不当に困難にする状況を引き起こすという影響を及ぼすこと
 - (c) 障害者に提供するサービスの水準、又はサービス提供方法
 - (d) 障害者にサービスを提供する条件
- 2 本条、第20条及び第21条の目的に照らして
 - (a) サービスの提供には、すべての商品又は施設の提供を含む。
 - (b) 連合王国における公衆又は公衆の一部に対するサービスの提供に関わる者を「サービス提供者」とする。
 - (c) サービスの提供が有償であるか無償であるかは無関係とする。
- 3 以下は、本条、第20条及び第21条が適用されるサービスの例である。
 - (a) 公衆が入場することを認められたすべての場所への入場と利用
 - (b) コミュニケーション手段へのアクセスと利用
 - (c) 情報サービスへのアクセスと利用
 - (d) ホテル、宿舎又は他の類似施設である宿泊施設
 - (e) 銀行又は保険、又は補助金、貸し付け、クレジット又は融資を行う施設

- (f) 娯楽、レクリエーション又はリフレッシュメントのための施設
 - (g) 職業安定所又は 1973 年雇用・訓練法第 2 条に基づいて提供される施設
 - (h) すべての専門的職業若しくは商業のサービス、又はすべての地方自治体若しくは他の公共団体のサービス
- 4 第 55 条の効力により、差別を設定する法律の場合は、本条はまた障害をもたない者に対する差別についても適用される。
- 5 別に定められる細目を除いては、本条、第 20 条及び第 21 条は、以下には適用されない。
- (a) 関連団体による財政支出を受け若しくは保障されている教育、又は以下の施設において提供されている教育
 - (i) 関連団体又は閣僚により財政措置を受けている施設
 - () 1992 年継続教育及び高等教育法(1992c.13)第 14 条第 5 項、又は 1980 年教育(スコットランド)法(1980c.44)第 135 条第 1 項に規定された学校である施設
 - (b) すべての交通手段の利用に関わるすべてのサービス
 - (c) 定められるその他の関連サービス
- 6 第 5 項において、「関連団体」とは以下を意味する。
- (a) イングランド及びウェールズにおける地方教育当局
 - (b) スコットランドにおける教育当局
 - (c) 学校の財政機関
 - (d) ウェールズ学校基金委員会
 - (e) イングランド継続教育基金委員会
 - (f) ウェールズ継続教育基金委員会
 - (g) イングランド高等教育基金委員会
 - (h) スコットランド高等教育基金委員会
 - (i) ウェールズ高等教育基金委員会
 - (j) 教員訓練機関
 - (k) 任意団体
 - (l) 定められた類似の団体

第 20 条 「差別」の意味

- 1 第 19 条の目的に照らして、以下の場合にサービスの提供者は障害者を差別したものとされる。
- (a) 障害者の障害を理由として、そのような理由が該当しない他の者を処遇する場合よりも、障害者を不利に処遇し、
 - (b) その処遇が正当であることを証明できない場合
- 2 第 19 条の目的に照らして、サービスの提供者は、以下の場合にもまた障害者に対して差別をしたものとなる。
- (a) 障害者に関して課された第 21 条の義務を履行することをサービス提供者が怠り、

- (b) その義務を履行しないことが正当であることを証明できない場合
- 3 本条の目的に照らして、その処遇は以下の場合にのみ正当とされる。
 - (a) サービス提供者の見解において、第4項に述べられた条件の一つ又はそれ以上が充足されている場合
 - (b) 当該事案にあって、すべての状況において当人の保持する見解が妥当なものである場合
- 4 その条件は以下である。
 - (a) いずれの事案においても、その処遇が(障害者を含む)すべての者の健康と安全を脅かさないために必要である場合
 - (b) いずれの事案においても、障害者が合意を締結することが不可能、又は説明を受けた上での同意を与えることが不可能であり、且つその理由によってその処遇が当該事案にあっては正当である場合
 - (c) 第19条第1項(a)に該当する事案において、サービス提供者がそれ以外には公衆にサービスを提供することが不可能となるという理由により、その処遇が必要である場合
 - (d) 第19条第1項(c)又は(d)に該当する事案において、サービス提供者が当該障害者又は他の公衆にサービスの提供をするために、その処遇が必要である場合
 - (e) 第19条第1項(d)に該当する事案にあっては、サービス提供の条件が障害者に対する場合と他の公衆に対する場合とで異なることにより、障害者にサービスを提供するためにサービス提供者に過大の費用負担が生ずる場合
- 5 第21条の義務に従うことによりサービス提供者が負担する障害者へのサービス提供にかかる費用の増加は、第4項(e)の目的に照らして無視されるものとする。
- 6 本条の目的に照らして以下のような状況がある場合には、規則に基づいて規定を定める。
 - (a) 第3項(a)に記載された見解をサービス提供者がもつことが妥当な場合
 - (b) 当該の見解をサービス提供者がもつことが妥当でない場合
- 7 第4項(b)に基づいて定められる規定は、以下の状況には適用されない。
 - (a) その者が代理人の権限をもって、障害者のために行動している場合
 - (b) 1983年精神衛生法(1983c.20)第7編により、又はそれに基づいて授けられた権限が障害者の財産又は事業に関して行使できる場合
 - (c) スコットランドにおいては、保佐人、後見人又は司法代理人の任命の結果、障害者の財産、又は事業に関して権限が行使できる場合
- 8 本条の目的に照らして、(第4項に述べられた事項以外の)処遇が正当であると認められる状況について、規則に基づいて規定を定めることができる。
- 9 第3項、第4項及び第8項において、「処遇」とは、第21条の義務を履行することを怠った場合を含む。

第21条 サービス提供者の調整義務

- 1 サービスの提供者が、他の公衆に提供し若しくは提供する準備をしているサービス

について、障害者が利用するのが不可能若しくは不当に困難となるような営業、方針又は手続を有している場合、その営業、方針又は手続が影響を及ぼさないように、その事案のすべての状況における営業、方針又は手続を変更するためにその対策を講ずることは当然のことであり、サービス提供者の義務である。

2 (例えば、デザイン、建物の構造、又は施設への通路若しくはアクセスなどから生ずる)物理的特徴により、そのサービスを利用することが障害者にとって不可能、又は不当に困難である場合には、その事案のすべての状況において以下のためにその対策を講ずることは当然であり、サービス提供者の義務である。

- (a) 当該の特徴を取り除くこと
- (b) それが今後影響を及ぼさないよう改善すること
- (c) 当該の特徴を避けるための適当な手段を準備すること
- (d) 当該サービスを障害者が利用可能になるような適当な代替手段を提供すること

3 規則により、以下のことを定める。

- (a) 第2項(c)又は(d)に述べられたすべての規定が妥当であるか否かを確定するときに配慮されるべき事項
- (b) 第2項が適用されないサービス提供者の範疇

4 補助機器、又はサービス(例えば、オーディオテープ、又は手話によるインフォメーション)の提供が以下である場合には、その補助機器又はサービスを提供するために、その事案のすべての状況において、妥当と認められる対策を講ずることは、サービス提供者の義務である。

- (a) サービス提供者が公衆に提供し若しくはその準備をしているサービスを障害者が利用できるようにする場合、又は
- (b) そのようなサービスを障害者が利用することを促進する場合

5 本条の目的に照らして、規則により以下について規定を定めることができる。

- (a) 定められた種類の対策をサービス提供者が講ずることが妥当である状況
- (b) 定められた種類の対策をサービス提供者が講ずることが妥当でない状況
- (c) 「業務、方針又は手続」の意味に含まれること
- (d) 「業務、方針又は手続」の意味に含まれないこと
- (e) 物理的な特徴として取り扱われること
- (f) 物理的な特徴として取り扱われないこと
- (g) 補助機器、又はサービスとして取り扱われること
- (h) 補助機器、又はサービスとして取り扱われないこと

6 本条においては、いずれの項も当該サービス提供者にサービスの性質、又は商業、専門又はビジネスの性質を基本的に変更するような対策を講ずることを要求するものではない。

7 本条におけるいずれの項も定められた限度を超える出費をサービス提供者に強いるような対策を講ずることを要求するものではない。

8 第7項に基づく規則により、以下に関して考慮すべき最高限度を定めることができる。

- (a) 異なった事案に関して課される支出額の総計
 - (b) 定められた期間
 - (c) 定められたサービス内容
 - (d) 定められた種類の施設概要
 - (e) 定めることのできる他の基準
- 9 第7項の目的に照らして、規則に基づいて、あるサービスの提供者による出費が、他者による出費として取り扱われる場合に関する規定を定めることができる。
- 10 本条は、障害者に対してサービス提供者が差別をしたか否かを確定する目的のためにのみ義務を課するものであり、従って、その義務違反は訴訟の対象とはならない。

[不動産]

第22条 不動産に関する差別

- 1 すべての不動産を斡旋する権限を有する者が、以下のように障害者を差別することは違法である。
- (a) 当該の不動産を障害者に斡旋する場合の条件を変更する
 - (b) 障害者に当該の不動産を斡旋することを拒否すること
 - (c) その種の不動産を必要としている者のリストに関する障害者の取り扱い
- 2 第1項は、その土地を所有し、又はその住居に利害関係を有し、それらを完全に占有している者には適用されない。但し、不動産の斡旋を目的とする以下の場合にはこの限りでない。
- (a) その者が不動産管理人のサービスを利用する場合
 - (b) その者が広告を出し、又は発行すべき広告を注文している場合
- 3 不動産を管理している者が、以下の点においてその不動産に居住する障害者を差別することは違法である。
- (a) 障害者に便宜を提供したり、又は施設の利用を認める際の方法
 - (b) すべての便宜の供与、又は施設の利用を障害者に認めることを拒否し、又は故意に排除すること
 - (c) 障害者を立ち退かせ、又は他の損害を与える場合
- 4 借家を含む(スコットランドにおいては、借家に関わる)すべての不動産の斡旋に必要な許可又は承諾を与える資格をもつ者はすべて、当該障害者に対してその不動産の斡旋に関するその許可又は承諾を差し控えることにより障害者を差別することは違法である。
- 5 第4項は、この法律が成立した後と同じく、それ以前の借家についても適用される。
- 6 本条において
- 「広告」には、公共的であるか否かに関わらず、すべての形式の広告又は告知を含むものとする。
- 「斡旋する」とは、不動産に関して、その不動産を占有する権利を与えることを含み、借家を含む(スコットランドにおいては、借家に関わる)不動産に関しては以下のことが含まれる。

- (a) 借家の選定
 - (b) 転貸、又はその不動産の全部又は一部の共有
- 「斡旋」は、上記「斡旋する」に従って解釈されるべきである。

「不動産管理人」とは、専門又は商業手段として、不動産の取得を希望する者のためにそれを見付け、又は不動産の斡旋について援助を行う目的をもってサービスを提供している者を意味する。

「借家」とは、以下により生じた借家を意味する。

- (a) 賃借又は転借
- (b) 賃借又は転借の合意
- (c) 借家の合意
- (d) すべての法令の履行

7 第55条の効力により、差別を設定する法律の場合にあつては、本条は障害をもたない者に対する差別にも適用される。

8 本条は、連合王国内における不動産についてのみ適用される。

第23条 小規模住居の除外

1 第2項に述べられた条件が満たされた場合、第22条第1項、第3項又は(場合によっては)第4項は適用されない。

2 その条件とは、以下である。

- (a) 関連する占有者が、当該不動産に居住し、又は居住し続けようと考えていること
- (b) 関連する占有者が当該不動産に居住している者及び当人の家族ではない者と当該家屋を共用していること
- (c) 共用している家屋が、物置又はアクセスの手段ではないこと
- (d) 当該不動産が小規模住居であること

3 本条の目的に照らして、第4項又は第5項の範疇にある不動産は、「小規模住居」である。

4 以下の場合、不動産は本項の範疇にある。

- (a) 関連する占有者及びその家族のみが、その者の専有する家屋に居住している場合
- (b) 関連する占有者の居住する住居である他に、少なくとももう一家族の居住施設となっている場合
- (c) 互いに異なる家族の居住施設が、異なる借用期間又は類似の合意により貸しているか、又は貸し出し可能である場合
- (d) 通常、二家族を越える他の家族が存在しない場合

5 関連する占有者及びその家族に加えて、6人用以上の標準的な居住施設がない場合には、本項の範疇に入る。

6 本条の目的に照らして、「関連する占有者」とは、以下を意味する。

- (a) 第22条第1項に属する場合は、その不動産を処分する権限を有している者、又はその近親者

(b) 第22条第4項に属する場合には、その不動産の処分に必要な許可又は承諾を与え得る者、又はその近親者

7 本条の目的に照らして

「近親者」とは、その者の配偶者(内縁の配偶者を含む)、父母、子、祖父母、孫、又は兄弟姉妹(父母を同じくするか否か、及び姻族関係上の兄弟姉妹であるか否かを問わない)を意味する。

「内縁の配偶者」とは、法律上の婚姻関係にはないが、事実上夫婦として共同生活を営む1組の男女の一方を意味する。

第24条 「差別」の意味

1 第22条の目的に照らして、人(A)は、以下の場合に障害者を差別したものとなる。

(a) 障害者のもつ障害に関連する理由に基づいて、その理由が該当しない他者の処遇に比べて、障害者を不利に処遇し、

(b) その処遇が正当なものであることを本人が証明できない場合

2 本条の目的に照らして、処遇は、以下の場合にのみ正当とみなされる。

(a) 第3項に述べられた条件の一つ又はそれ以上が、Aの見解の中で満たされている場合

(b) その事案のすべての状況において、本人がその見解を保持することが妥当である場合

3 その条件とは、以下である。

(a) いずれの場合においても、その処遇が、(障害をもつ本人を含む)すべての者の健康と安全を脅かさないために必要であること

(b) いずれの場合においても、障害者が合意を締結することが不可能、又は説明を受けた上での同意を与えることが不可能であり、その理由により、その処遇が当該事案にあっては正当であること

(c) 第22条第3項(a)に属する事案にあっては、障害者又はその建物の一部を構成する他の住居の占有者が、その便益又は施設を利用するために、その処遇が必要であること

(d) 第22条第3項(b)に属する事案にあっては、その建物の一部を構成する他の住居の占有者が、その便益又は施設を利用するために、その処遇が必要であること

4 規則には、本条の目的に照らして以下における細目に関して規定を定めることができる。

(a) 第2項(a)で述べられた見解を人がもつことが正当であること

(b) 人がその見解をもつことが正当でないこと

5 本条の目的に照らして、処遇が正当であると認められる(第3項に述べられたもの以外の)細目に関する規定を規則により定めることができる。

[施行、その他]

第 25 条 施行、救済及び訴訟手続

- 1 下記の場合には、違法行為、又は(スコットランドにおける)法的義務違反に対する他のすべての不服審査申し立てと同様に、これを民事訴訟手続の目的とすることができる。
 - (a) 本編の下において違法とされる方法で、原告を差別した場合、又は
 - (b) 第 57 条若しくは第 58 条の効力により、そのようにして差別したものと扱われるべき場合
- 2 疑義を避けるために、本編に基づいて違法とされる方法で行われた差別に関する損害は、他の項目に基づく補償を含むか否かに関わらず、精神的苦痛に対する補償を含むものであることを、ここに宣言する。
- 3 イングランド及びウェールズにおける訴訟手続は、地方裁判所においてのみ提起されなければならない。
- 4 スコットランドにおける訴訟手続は、州裁判所においてのみ提起されなければならない。
- 5 当該訴訟において可能な救済方法は、高等法院又は(その事案が該当する場合には)控訴裁判所において可能である方法であるものによる。
- 6 付則 3 の第 2 部は、本編の施行及び訴訟手続に追加規定を定めるものである。

第 26 条 合意事項の有効性と検証

- 1 商品、施設又はサービスの提供に関わる契約又はすべての他の合意における文言が、以下のような趣旨である場合には無効となる。
 - (a) 本編又は本編に基づいて定められたいずれかの規定に違反することを行うよう人に要請する場合
 - (b) 本編のいずれかの規定の実行を排除又は制限する場合
 - (c) 本編に基づいて不服審査申し立てをすることを妨害する場合
- 2 第 1 項 (b) 及び (c) は、第 25 条が適用される不服審査申し立てを解決する合意には適用されない。
- 3 第 1 項が適用される合意に利害関係を有する者の申請については、地方裁判所又は州裁判所は、第 1 項の効力を考慮し、その合意を修正することが適当と認められる場合には、そのような命令を発することができる。
- 4 その命令は、いずれも影響を受ける者が以下の場合以外には発せられるべきではない。
 - (a) その申請について告知がなされている場合
 - (b) 当該裁判所に出席する機会が提供されている場合
- 5 第 4 項は、省略され得る告知について規定している裁判所の規定に従って適用される。
- 6 第 3 項に基づく命令には、その命令が発せられる前のすべての期間に関する規定を含めることができる。

第 27 条 賃貸借契約の目的たる不動産の改造

- 1 本条は以下に適用される。
 - (a) サービスの提供者(「占有者」)が賃貸借の目的たる不動産を占有している場合
 - (b) 本条がなければ、その者が当該不動産の特別な改造をする権限を有しない場合
 - (c) その改造が、第 21 条の義務を履行するために占有者が提起したものである場合
- 2 明確に規定される範囲を除いては、本項の規定により、当該賃貸借契約は以下の点について規定したのものとしてその効力を有する。
 - (a) 賃貸人の文書による承諾に基づいて、占有者が改造を行う権限を有すること
 - (b) 占有者が改造を希望する場合には、賃貸人の承諾を得るために文書で申し入れをしなければならないこと
 - (c) そのような申し入れがあった場合は、賃貸人は不当にその承諾を拒まないこと
 - (d) 賃貸人は、合理的な条件に従ってその承諾を与える権限を有すること
- 3 本条において「賃貸借契約」とは、借家、転貸又は転借、及び貸家、借家、転貸若しくは転借のための承諾を含む。また「転貸」及び「転借」は、その意味を別に定めるものとする。
- 4 賃貸借契約の条件が以下の場合には、占有者は、第 1 項の目的に照らして、その改造を行う権限を有していないものとして取り扱われるべきである。
 - (a) 占有者が、その不動産を改造する場合に適用されるべき条件を付されている場合、又は
 - (b) 占有者が行う当該不動産の改造に対して、賃貸人が承諾する際に条件を付ける権限を有している場合
- 5 付則 4 の第 2 部は、本条の規定を補足するものである。

第 28 条 助言及び援助

- 1 所管大臣は、裁判所に頼らないで本編に基づいて発生した争いの解決を促進しようとする人々に対する助言及び援助の提供について、その準備を行うことができる。
- 2 第 1 項に基づいて行われる準備に関連して、所管大臣により任命された者はすべて所管大臣の指示に基づく義務を負うものとする。
- 3 所管大臣は、妥当と認められる所得の損失に対する手当て及び補償金を、任命されたすべての者に支払うことができる。
- 4 所管大臣は、本条に基づいて妥当と認めて行われた準備に従って、職務を遂行したすべての者に、その者が被り又は被る予定の出費に関して、補助金をもって支出をすることができる。
- 5 第 3 項又は第 4 項に基づいて行われるすべての支出については、大蔵省の許可が必要とされる。

第 4 編 教育

第 29 条 障害者の教育

- 1 1993 年教育法(1993c.62)第 161 条第 5 項(特別な教育的配慮を要する生徒に関して年次報告に含まれるべき情報)において、その最後の「及び本項において」から末尾までを削除する。
- 2 上記教育法第 161 条第 5 項の後に以下を挿入する。
 - 「 6 すべての州立、任意団体又は国庫補助学校が行う年次報告には、以下の情報が含まれるものとする。
 - (a) 障害をもつ生徒の入学許可のための手配
 - (b) 障害児が、他の生徒よりも不利に取り扱われることのないようにとられる対策
 - (c) 障害児の通学を援助するために準備される設備
- 7 本条において
「年次報告」は 1986 年教育法(No. 2)(1986c.61)第 30 条又は事案によっては、本法の付則 6 規定 8 に従って政府文書に基づいて学校により準備される報告のことを意味する。
「障害児」とは、1995 年障害者差別禁止法(1995c.50)の目的に照らして障害をもつ生徒を意味する。」
- 3 1994 年教育法(教員訓練機関の設置)(1994c.30)第 1 条においてその最後に以下を加える。
 - 「 4 その職務を遂行するに当たって、教員訓練機関は、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして、障害者のニーズを尊重しなければならない。 」

第 30 条 障害者の継続教育及び高等教育

- 1 1992 年継続教育及び高等教育法(1992c.13)は、第 2 項から第 6 項に述べるように修正される。
- 2 第 5 条(継続教育基金委員会による財政支出の運営)において、第 6 項 (b) の「できる」の後に「以下第 7 A 項に従って」を挿入する。
- 3 第 5 条第 7 項の後に以下を挿入する。
 - 「 7 A 上記第 6 項 (b) により与えられた条件を課するという権限を侵すことなく、継続教育分野における施設の理事会に対して、本条に基づいて当委員会が財政援助を行うために必要な条件は以下の通りである。
 - (a) 定められる期間に従って理事会は、障害報告を発行するよう要求される
 - (b) 障害者に関して当該施設により作成された又は作成される予定の対策に関連する条件を含むことができる
 - 7 B 上記第 7 A 項の目的に照らして
「障害報告」とは、障害者に関してその施設により作成された教育設備対策について定められた種類の情報を含む報告を意味する。
「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である

者を意味する。

「定められた」とは、規定により定められたものを意味する。」

4 第8条(補助的機能)の末尾に以下を加える。

「6 その財政年度終了後、妥当と認められる実行可能な期間内にできるだけ早くそれぞれの委員会は、以下の件に関して所管大臣に書面で報告をしなければならない。

(a) 障害をもつ学生に対する居住地での継続教育の提供に関して、その報告が関係する年度内に行われた改善

(b) 当該地域における障害をもつ学生のための継続教育の提供に関わる将来計画

7 上記第6項において

「障害をもつ学生」とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である学生を意味する。

「財政年度」とは1997年3月31日に終了する12ヵ月の期間及びそれ以後に引き続き12ヵ月毎の期間を意味する。」

5 第62条(高等教育基金委員会の設立)において第7項の後に以下を挿入する。

「7A その職務を遂行するに当たって、それぞれの委員会は障害者のニーズを尊重しなければならない。

7B 第7A項において「障害者」とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者を意味する。」

6 第65条(高等教育基金委員会による基金の運営)において第4項の後に以下を挿入する。

「4A 上記第3項で与えられた条件を課する権限を侵すことなく、委員会が本条に基づいて高等教育機関の理事会に補助金、貸し付け又は他の支出をする場合には、その条件として、理事会は定められた期間毎に障害報告を発行しなければならない。

4B 上記第4A項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者に関して、教育施設の提供やその施設による調査研究に関する定められた種類の情報を含んだ報告を意味する。

「定められた」とは、本条に基づいて委員会により行われた補助、貸し付け又は他の支出に関する条件において定められたことを意味する。」

7 1944年教育法(1944c.31)は、第8項及び第9項で述べられるように修正される。

8 第41条(継続教育に関する地方教育委員会の機能)において、第2項の後に以下を挿入する。

「2A 定められた期間が経過したときには、障害報告を発行することをすべての地方教育委員会の義務とする。

2B 上記第2A項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者について、地方教育委員会が提供する継続教育のための便宜に関し定め

られた種類の情報を含む報告のことを意味する。

「定められた」とは、所管大臣の定めた規則によって規定されていることを意味する。」

- 9 第 41 条第 7 項、第 8 項及び第 11 項において「本条」は「上記第 1 項から第 6 項」に差し替える。

第 31 条 障害者の継続教育及び高等教育(スコットランド)

- 1 1992 年(スコットランド)継続教育及び高等教育法(1992c.37)は、以下のように修正される。

- 2 第 37 条(スコットランド高等教育基金委員会の設立)において第 4 項の後に以下を挿入する。

「 4 A その職務を遂行するに当たって委員会は障害者のニーズを尊重しなければならない。

4 B 上記第 4 A 項において「障害者」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者を意味する。」

- 3 第 40 条(委員会による基金の運営)において第 4 項の後に以下を挿入する。

「 5 上記第 3 項に与えられた条件を課するための権限を侵すことなく、高等教育分野における施設の理事会に、本条に従って補助金、貸し付け又は他の支出を委員会が行う場合には、その条件として、理事会は定められた期間毎に障害報告を発行しなければならない。

- 6 上記第 5 項の目的に照らして

「障害報告」とは、1995 年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者に関して、教育施設の提供及び施設で行われた研究について定められた種類の情報を含む報告を意味する。

「定められた」とは、本条に基づいて委員会により行われた補助、貸し付け又は他の支出に関する条件において定められたことを意味する。」

第 5 編 運輸

[タクシー]

第 32 条 タクシー・アクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は、以下のことが可能となるよう確認する目的で規則(「タクシー・アクセシビリティ規則」)を定めることができる。

(a) 障害者が

() 安全にタクシーの乗降ができること

() 安全に且つ十分快適にタクシーの利用ができること

(b) 車椅子を使用している障害者が

() 車椅子に乗ったままで安全にタクシーの乗降ができること

- () 車椅子に乗ったまま安全に且つ十分快適にタクシーの利用ができること
 - 2 タクシー・アクセシビリティ規則は特に
 - (a) すべての統制タクシーに対して、以下の点に関する規則の規定に従うことを求めるものである。
 - () 乗客が利用するためのすべてのドアの開扉度
 - () 客室の床面積
 - () 客室の頭上空間の広さ
 - () タクシーが移動している間車椅子の安定性を保障するために設計された制止器具の取り付け
 - (b) 運賃を徴収して運行し、又は借り上げられたすべての統制タクシーの運転手に対しては、車椅子を乗降させる機能をもつように設計されたタラップ(傾斜路)又は他の装置を携行することに関する規則の規定に従うことを求めるものである。
 - (c) 車椅子を使用する障害者を乗せるすべての統制タクシーの運転手に対しては、その車椅子を安全に固定する場所に関する規則の規定に従うことが要求される。
 - 3 運賃を徴収して運行し、又は借り上げられた統制タクシーの運転手は、以下の場合には、有罪とされる。
 - (a) 規則により課せられたすべての義務を履行することを怠る場合
 - (b) 遵守を要求されている規則の規定に従うことを怠る場合
 - 4 かかる違反により有罪とされた者は、即決処分によって標準率(on the standard scale)第3段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
 - 5 本条において
 - 「客室」とは、その意味を別に定めるものとする。
 - 「統制タクシー」とは、規則が適用されることが明示されたすべてのタクシーを意味する。
 - 「タクシー」とは、以下の法規により許可証を得た車両を意味する。
 - (a) 1847年警察条項法(1847c.89)第37条
 - (b) 1869年大都市公共乗物法(1869c.115)第6条
- 但し、馬その他の動物により索引されるタクシーはこれを含まない。

第33条 指定運輸施設

- 1 本条において「特約合意」とは、他方当事者が以下のような賃貸自動車サービス契約に提供するため、指定された運輸施設の運営者と締結する契約を意味する。
 - (a) 運輸施設のすべての部分を利用する公衆のための賃貸自動車サービス
 - (b) またここには、当該施設に乗り入れる車両を含む
- 2 所管大臣は、以下に関して、規則によりすべてのタクシー規定の適用を定めることができる。
 - (a) 特約合意のもとで、サービスの提供のために使用される車両
 - (b) 当該車両の運転手
- 3 第2項に基づくすべての規則は、所管大臣が妥当と認める修正を行ったうえで、すべてのタクシー規定に適用することができる。

4 本条において

「指定された」とは、所管大臣によって出された命令により、本条の目的に照らして指定されたという意味である。

「賃貸自動車」とは、その意味を別に定めるものとする。

「運営者」とは、運輸施設との関係においてその施設の管理、又は運営に関わっているすべての者を意味する。

「タクシー規定」とは、以下のすべての規定を意味する。

(a) 本法

(b) 1982年市民政府(スコットランド)法(1982c.45)第20条第2A項に従って定められた規則

これらの規定は、タクシー又はタクシーの運転手に対して適用されるものである。

「運輸施設」とは、すべての港、空港、鉄道駅又はバス駅を構成するすべての施設を意味する。

第34条 タクシー・アクセシビリティ規則準拠を条件とした新許可証

- 1 いずれの許認可機関も、当該車両が、許可証を受けるに当たり、従うことを要求されているタクシー・アクセシビリティ規則の必要な規定に適合しない限り、当該車両について、運賃を徴収して運行するタクシーとしての許可証を発行してはならない。
- 2 第1項は、その許可証が授与される直前の28日間において、当該車両について、その許可証が効力を有している場合には適用されない。
- 3 所管大臣は、命令において定める日をもって、第2項が効力を失うことを命令で定めることができる。
- 4 第3項に基づいて、異なった地域又は地方に関して別の命令を定めることができる。

第35条 タクシー・アクセシビリティ規則の除外

- 1 所管大臣は、第34条の必要条件から、その機関を除くという命令(「除外命令」)をすべての関連する許認可機関が、申請できるようにする目的をもって、規則(「除外規則」)を定めることができる。
- 2 除外規則には、特に、除外命令の真正を提案する許認可機関に対して以下のことを求める規定を定めることができる。
 - (a) 定められた諮問を実行すること
 - (b) 定められた方法でその提案を公表すること
 - (c) 命令の申請前に、当該提案について提出された意見を考慮すること
 - (d) 定められた形式に従ってその申請を行うこと
- 3 許認可機関は、以下のことを充足する場合にのみ、除外命令を申請することができる。
 - (a) その地域の状況を考慮したとき、第34条の必要条件を適用するのが不適當であると認められる場合で、
 - (b) 第34条が適用される結果として、その地域におけるタクシー数の減少が受け入れられない程度になると認められる場合

- 4 除外命令の申請を考慮し、障害者運輸助言委員会及び適当と認められる他の者に諮問した上で、所管大臣は次のいずれかのことを行うことができる。
 - (a) 申請された条件において除外命令を定める
 - (b) 適当と認められる他の条件において除外命令を定める
 - (c) 除外命令を定めることを拒否する
- 5 所管大臣は、規則(「回転座席規則」)に基づいて、除外命令が効力を有するいずれの地域においても、運賃を徴収して運行する除外タクシーについて、回転座席の設置又は使用に関する規則の規定に従うことを求める規定を定めることができる。
- 6 所管大臣は、タクシー・アクセシビリティ規則に関して第34条により定められたものと同様の回転座席規則に関する規定を定めることができる。
- 7 本条において
 - 「除外タクシー」とは、除外命令が効力を有しない場合に、第34条第1項が適用され得るタクシーを意味する。
 - 「関連する許認可機関」とは、1869年大都市公共乗物法(1869c.115)が適用される地方以外のイングランド及びウェールズのすべての地方において、タクシーの営業許可に責任をもつ許認可機関を意味する。
 - 「回転座席」については、その意味を別に定めるものとする。

第36条 車椅子を使用する乗客の輸送

- 1 本条は以下により利用される統制タクシーの運転手に、義務を課するものである。
 - (a) 車椅子を使用する障害者のため、又はその者により利用される場合
 - (b) 当該タクシーに当該障害者と同乗することを希望する者によって利用される場合
- 2 本条において
 - 「運ぶ」とは、当該タクシーによって運ばれることを意味する。
 - 「乗客」とは、当該障害者を意味する。
- 3 その義務には以下のものがある。
 - (a) 車椅子に乗ったままで当該乗客を運ぶこと
 - (b) そのことにより割り増し運賃を徴収しないこと
 - (c) 当該乗客が乗客席に座ることを希望する場合は、その車椅子を運ぶこと
 - (d) 乗客が、安全になおかつ十分快適に乗れるよう保障するのに必要な対策を講ずること
 - (e) 当然必要となる以下の援助を行うこと
 - () 乗客のタクシーへの乗降を可能にすること
 - () 乗客が車椅子に乗ったままであることを希望する場合は、その者が車椅子に乗ったままでタクシーから乗降するのを保障すること
 - () 乗客の荷物のタクシーからの上げ下ろし
 - () 乗客が車椅子に乗ったままであることを希望しない場合は、タクシーからの車椅子の上げ下ろし
- 4 本条において以下の行為は、タクシーの運転手に対して求め得るものと解してはな

らない。

(a) 定められた種類のタクシーを除いては、1回の乗車において2人以上の車椅子使用者、又は2台以上の車椅子を乗せること

(b) その者の乗車を拒否する以外には合法とならないような状況において、人を乗せること

5 本条により課されたすべての義務の履行を怠った統制タクシーの運転手は有罪とされ、即決処分によって標準率第3段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

6 本条の違反に関する訴訟手続においては、その違反の時点において、当該タクシーが遵守すべきタクシー・アクセシビリティ規則の規定に従っていたとしても、当該車椅子をタクシーによって安全に運搬することが不可能である場合には、被告はこれを抗弁とすることができる。

7 以下の理由により、本条で課された義務をその者について免除することが適当であると許認可機関が認める場合には、当該運転手には除外許可証が発行される。

(a) 医学的理由

(b) その者の身体的状況、又は本条により運転手に課された義務の履行が不可能若しくは不当に困難となる場合

8 除外許可証は、許可証に特定された期間を限って発行される。

9 以下の場合には、統制タクシーの運転手は、本条によって課された義務を免除される。

(a) 本条に基づいて発行された除外許可証が効力を有している場合

(b) その免除について定められた告知が定められた方法でタクシーに掲示されている場合

第37条 盲導犬及び聴導犬を使用する乗客の輸送

1 本条は、以下の場合におけるタクシーの運転手に義務を課するものである。

(a) 当該タクシーが盲導犬若しくは聴導犬を伴う障害者のため、又はその障害者によって利用される場合

(b) 当該タクシーに当該障害者と同乗することを希望する者によって利用される場合

2 障害者は、本条において「乗客」として言及される。

3 その義務は以下である。

(a) 乗客の犬を運び、乗客と共にいることを認めること

(b) そのことにより割り増し運賃を徴収しないこと

4 本条により課されたすべての義務の履行を怠ったタクシーの運転手は有罪とされ、即決処分によって標準率第3段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

5 医学的理由により、本条で課された義務をその者について免除することが適当であると許認可機関が認める場合には、当該運転手には除外許可証が発行される。

6 除外許可証を発行するか否かを決定するに当たっては、特に許認可機関は、申請者が運転しているタクシー、又はその者が許可証を求めているすべての種類のタクシーの物理的特徴を考慮しなければならない。

- 7 除外許可証には、以下の項目を含む。
 - (a) 特定されるタクシー又は特定種類のタクシー
 - (b) 許可証に特定された期間
- 8 以下の場合には、タクシーの運転手は本条によって課された義務を免除される。
 - (a) 本条に基づいて当該タクシーに関して発行された除外許可証が効力を有している場合
 - (b) その免除について定められた告知が定められた方法でタクシーに掲示されている場合
- 9 所管大臣は、本条の目的に照らして、別に定める種類の障害をもつ障害者を介助するために訓練された(盲導犬・聴導犬以外の)他の範疇の犬について定めることができる。
- 10 本条は、盲導犬に関して適用されると同じく、定められたすべての種類の犬に関しても適用される。
- 11 本条において
 - 「盲導犬」とは、視覚障害者を誘導するために訓練された犬を意味する。
 - 「聴導犬」とは、聴覚障害者を援助するために訓練された犬を意味する。

第 38 条 除外許可証交付拒否に対する不服審査申し立て

- 1 第 36 条又は第 37 条に基づいて除外許可証を発行する許認可機関の拒否によって損害を被った者はすべて、その拒否された日から起算して 28 日間が経過する日までに適当な裁判所に訴えることができる。
- 2 本条に基づく不服審査申し立てにおいて裁判所は、その指示の中で、特定する期間に限って効力を有する妥当な除外許可証を、発行するよう当該許認可機関に命令することができる。
- 3 「適当な裁判所」とは、その許認可機関が本部をおく小治安裁判所管轄地域の治安判事裁判所を意味する。

第 39 条 スコットランドにおける障害をもつ乗客についての要件

- 1 1982 年市民政府(スコットランド)法(1982c.45)の第 2 編(許可と規則)は以下のように修正される。
- 2 第 10 条第 4 項(タクシーとして使用される車両の適性)
 - (a) 「機関」の後に「 - (a)」を挿入
 - (b) 末尾に「、及び (b) それに従っていない場合は、適さないものとして。」
- 3 第 20 条(タクシー等に関する規則)において、第 2 項の後に以下を挿入する。
 - 「 2 A 上記第 1 項第 2 項の一般化を侵すことなく、これらの項に基づく規則により、(1995 年障害者差別禁止法第 1 条第 2 項の意味における)障害者のタクシー乗車に関して、所管大臣が必要であり、又は適当であると判断した規定を定めることができる。その規定は特に以下について定めるものとする。
 - (a) 車椅子、盲導犬、聴導犬及び他の範疇の犬の輸送に関する必要条件

- (b) それらのすべての規定が適用される日及び適用される期間
 - (c) その規定から、タクシー又はタクシー運転者が除外されることを認める場合の細則
- 本項において
- 「盲導犬」とは、視覚障害者を誘導するために訓練された犬を意味する。
- 「聴導犬」とは、聴覚障害者を援助するために訓練された犬を意味する。
- 「他の範疇の犬」とは、所管大臣が定めた通りに、一定の種類の障害をもつ障害者を介助するために訓練された他の範疇の犬を意味する。」

[公共サービス車両(PSV)]

第40条 PSVアクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は障害者に以下の可能性を保障するという目的のもとに、規則(「PSVアクセシビリティ規則」)を定めることができる。
 - (a) 統制公共サービス車両に安全に且つ不当に困難でなく乗降できること(車椅子を使用する障害者の場合、車椅子に乗ったまま乗降できること)
 - (b) そのような車両に安全且つ十分快適に乗車ができること
- 2 特にPSVアクセシビリティ規則に基づいて、以下に関する規定を含んだ統制公共サービス車両の製造、使用及び補修について規定を定めることができる。
 - (a) 車両への装置の取り付け
 - (b) 車両に携行される装置
 - (c) 車両に取り付けられ、又は携行される装置のデザイン
 - (d) 車両の走行中、車椅子の固定を保障するために設計された制止装置の取り付けと使用
 - (e) 車椅子が、車両が動いている間に固定されるべき位置
- 3 以下の者はすべて有罪とされる。
 - (a) PSVアクセシビリティ規則の規定に従わず、又は履行を怠った者
 - (b) 遵守を要求された規則の規定に適合しない統制公共サービス車両を、道路で使用した者
 - (c) 当該の統制公共サービス車両を道路で使用する原因を与えた者、又はこれを認めた者
- 4 このような違反を犯した者は、即決処分において標準率第4段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 5 本条において

「公共サービス車両」とは、以下の車両を意味する。

 - (a) 8人を越える乗客を輸送するのに適する車両
 - (b) 1981年公共乗客車両法(1981c.14)の目的に照らして公共サービス車両であるもの

「統制公共サービス車両」とは、PSVアクセシビリティ規則が適用されることが明示されたすべての公共サービス車両を意味する。

- 6 本条に基づく規則においては、以下について異なった規定を定めることができる。
 - (a) 異なった大きさ又は種類の車両
 - (b) 異なった細目における同じ大きさ又は種類の車両
- 7 本条、第 41 条又は第 42 条に基づくすべての規則を定める前に、所管大臣は、障害者交通助言委員会及び適当と認められる他の代表団体に諮問しなければならない。

第 41 条 アクセシビリティ許可証

- 1 以下の場合以外は、統制公共サービス車両は道路で使用してはならない。
 - (a) 車両検査官が、別に定められる P S V アクセシビリティ規則の所定の規則を、当該車両が充足しているという許可証(「アクセシビリティ許可証」)を発行している場合
 - (b) 当該車両に関して、第 42 条に基づく認可許可証が発行されている場合
- 2 所管大臣は、以下に関して規則を定めることができる。
 - (a) アクセシビリティ許可証の申請及び発行
 - (b) 申請された車両の検査のための規定
 - (c) 紛失又は破損した許可証に替わるべきアクセシビリティ許可証の写しの発行
- 3 統制公共サービス車両が本条に違反して使用された場合は、その車両の運行者は有罪とされ、即決処分により標準率第 4 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 4 本条において「運行者」とは、1981 年公共乗客車両法(1981c.14)におけるものと同じ意味をもつ。

第 42 条 認可許可証

- 1 特定の車両に関して、第 41 条の目的に照らして定められた P S V アクセシビリティ規則の当該規定が、特定の車両に関して充足されていると認めた場合には、所管大臣は、本条の目的に照らしてその車両を許可することができる。
- 2 そのように認可された車両は、本条においては「模範車両」として言及される。
- 3 第 4 項は、特定の車両が模範車両としてそのデザイン、構造及び装置を備えているという定められた書式による申告が、権限をもつ者により行われた場合に適用される。
- 4 車両検査官は、その申告が適用される車両を検査したのち(それが適当であると判断したならば)模範車両に該当するという定められた書式による許可証(「認可許可証」)を、発行することができる。
- 5 所管大臣は、以下に関して規則を定めることができる。
 - (a) 第 1 項に基づく認可の申請及び許可
 - (b) 認可許可証の申請及び発行
 - (c) 申請された車両の検査についての規定
 - (d) 紛失又は破損した許可証に替わるべき認可許可証の写しの発行
- 6 所管大臣は、模範車両の許可をいつでも取り消すことができる。
- 7 認可が取り消されるのは、以下の場合とする。
 - (a) これ以上認可許可証を、当該模範車両に関して発行する必要がない場合、但し

(b) 模範車両に対して発行された取り消し前の認可許可証はすべて、第41条の目的に照らして効力をもち続けるものとする

8 第3項において「権限をもつ者」とは、当該条項の目的に照らして、所管大臣によりその権限を与えられた者を意味する。

第43条 特別認可

1 所管大臣は命令によって以下の車両の道路における使用を認める権限を有する。

(a) 命令によって特定された大きさ又は種類の統制公共サービス車両

(b) 同様に特定された統制公共サービス車両。また第40条、第41条又は第42条の項目はいずれも、命令に従っている車両の使用を妨げるものではない。

2 すべての当該認可は、命令により、又はそれに基づいて特定される制限と条件に従って与えられるものである。

3 所管大臣は、命令により又はそれに基づいて特定された制限と条件に従って、PSVアクセシビリティ規則が、命令により特定された修正又は除外に従う命令により特定される種類の統制公共サービス車両に、適用されることを確実にする目的をもって、命令により規定を定めることができる。

第44条 見直し及び不服審査申し立て

1 第2項は、以下の場合に適用される。

(a) 所管大臣が第42条第1項に基づいて車両の認可申請を却下した場合

(b) 定められた期間の終了前に、当該申請者がその決定の見直しを、所管大臣に申請し、また第45条に基づいて定められた手数料を支払った場合

2 所管大臣は

(a) その決定を見直し、

(b) そうすることによって定められた期間が終了する前に、申請者により文書で行われた陳情を、すべて検討しなければならない。

3 アクセシビリティ許可証又は認可許可証を申請した者は、その許可証の発行が車両検査官に却下された場合、所管大臣に不服審査申し立てをすることができる。

4 不服審査申し立ては、定められた期間内に定められた方法で行われなければならない。

5 不服審査申し立てに関しては、従うべき裁判手続について、規則に基づいて規定を定めることができる。

6 不服審査申し立ての決定に当たって、所管大臣は以下を行うことができる。

(a) 決定を追認し、変更し又は破棄すること

(b) 車両検査官に、その決定に影響を及ぼすと思われる指示を与えること

第45条 手数料

1 所管大臣は、以下の事項について、当該時に支払われるべく定められた手数料を徴収することができる。

(a) 第42条第1項に基づく認可の申請及び許可

- (b) アクセシビリティ許可証及び認可許可証の申請及び発行
 - (c) 上記許可証の写し
 - (d) 第44条に基づく見直しと不服審査申し立て
- 2 所管大臣が徴収した手数料は、統合基金(the Consolidated Fund)に納入されるものとする。
 - 3 第1項に基づく規則により定められた細則において、全部又は一部の手数料の返還規定を定めることができる。
 - 4 第1項のすべての規則を定める前に所管大臣は、適当と認められる代表団体に諮問する必要がある。

[鉄道車両]

第46条 鉄道車両アクセシビリティ規則

- 1 所管大臣は以下を可能にすることを保障する目的で、規則(「鉄道車両アクセシビリティ規則」)を定めることができる。
 - (a) 障害者が
 - () 統制鉄道車両に安全に且つ不当に困難でなく乗降すること
 - () 上記の車両に安全に且つ十分快適に乗車すること
 - (b) 車椅子を使用する障害者が
 - () 車椅子に乗ったままで当該車両に、安全に且つ不当に困難でなく乗降すること
 - () 車椅子に乗ったままで、当該車両に安全に且つ十分快適に乗車すること
- 2 鉄道車両アクセシビリティ規則には、以下についての規定を含めて、統制鉄道車両の製造、使用及び補修に関する規定を定めることができる。
 - (a) 車両への装置の取り付け
 - (b) 車両に携行される装置
 - (c) 車両に取り付けられ、又は携行される装置のデザイン
 - (d) 車両に取り付けられ、又は携行される装置の使用
 - (e) 車両に設置されるトイレ施設
 - (f) 車両に設置される車椅子専用の空間の場所と床面積
 - (g) 障害者に提供される援助
- 3 遵守を要求されている鉄道車両アクセシビリティ規則の規定に適合していない統制鉄道車両が、輸送のために使われた場合には、その車両の運行者はその違反により有罪とされる。
- 4 上記の違反により有罪とされた者は、即決処分により標準率第4段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
- 5 鉄道車両アクセシビリティ規則においては、以下について異なった規定を定めることができる。
 - (a) 異なった大きさ又は種類の鉄道車両
 - (b) 異なった細目における同じ大きさ又は種類の鉄道車両

(c) 異なった連絡網

6 本条において

「連絡網」とは、鉄道車両若しくはその増結車両の誘導又は支持に使われる軌道又はその他の手段を意味する。

「運行者」とは、すべての鉄道車両に関して、その車両の管理を行う者を意味する。

「鉄道車両」とは、以下の車両を意味する。

(a) すべての鉄道、市街鉄道又は定められたシステムにより乗客を輸送するために製造され、又は採用されたもの

(b) 1998年12月31日以後に使用され始めるもの、又は使用され始める車両の種類に属するもの

「統制鉄道車両」とは、鉄道車両アクセシビリティ規則が適用されることが明示されたすべての鉄道車両を意味する。

「車椅子空間」とは、その意味を別に定めるものとする。

7 第6項において

「定められたシステム」とは、誘導交通(1992年交通及び労働法(1992c.42)における「誘導交通」と同じ意味をもつ)の定められた方法で利用するシステムを意味する。

「鉄道」及び「市街鉄道」とは、上記の法律におけるものと同じ意味をもつ。

8 所管大臣は、本条の目的に照らして、1両の鉄道車両又は1組の鉄道車両が、初めて使用されたものとして取り扱われるべき時期に関する規定を、規則において定めることができる。

9 第8項に基づく規則には、試験期間又は他の定められた使用期間を考慮に入れない旨の規定を含めることができる。

10 本条及び第47条の目的に照らして、運賃を徴収又は別料金を徴収してその車両で公衆の輸送を行っている場合には、その者は輸送用の車両の使用となる。

11 第1項又は第47条に基づいていずれの規定を定める場合にも、所管大臣は障害者交通援助委員会及び適当と認められる他の代表団体に諮問しなければならない。

第47条 鉄道車両アクセシビリティ規則適用除外

1 所管大臣は命令(「除外命令」)によって、たとえ遵守が要求されている鉄道車両アクセシビリティ規則に適合していない車両であっても、特定された種類、又は特定の状況において、統制鉄道車両を輸送用として使用することを許可することができる。

2 規則により、特に以下に関する規定を含んだ除外命令についての規定を定めることができる。

(a) 除外命令の申請が認められる者

(b) その申請に関する書式

(c) 申請に関連して提供されるべき情報

(d) 除外命令が効力を有する期間

(e) 除外命令の破棄

3 除外命令の申請をすべて検討した後で、障害者交通援助委員会及び適当と認められる他の者に諮問した上で、所管大臣は、以下を行うことができる。

- (a) 申請された期間の除外命令を作成すること
 - (b) 適当と認められる他の期間の除外命令を作成すること
 - (c) 除外命令の作成を拒否すること
- 4 除外命令は、特定された制限と条件に従って作成されなければならない。
- 5 本条において「特定された」とは、除外命令において特定されたという意味である。

[補 足]

第 48 条 法人による違反

- 1 法人により犯された第 40 条又は第 46 条違反が、その法人の取締役、支配人、事務長又は他の類似の職員又は同様の資格において行動している者の承諾又は黙認に基づき、またその職務を果たすことを怠ったことに起因している場合には、その法人と同じくその者もまたその違反により有罪とされる。
- 2 第 1 項において「取締役」とは、その事業がその者によって運営されている法人に関連する当該法人の一員を意味する。
- 3 スコットランドにおいては、会社又は会社以外の法人組織になっていない団体により犯された第 40 条又は第 46 条の違反が、その会社の社員又は(当該事案がある場合には)その団体の運営又は支配に関わっている者の承諾又は黙認に基づく場合又は職務を果たすことを怠ったことに起因している場合、その会社又は団体と同じく当人もその違反により有罪とされる。

第 49 条 偽造及び虚偽の申告

- 1 本条において「関連する文書」とは、以下を意味する。
- (a) 第 36 条又は第 37 条に基づいて発行された除外許可証
 - (b) 第 36 条第 9 項 (b) 又は第 37 条第 8 項 (b) に述べられた種類の告知
 - (c) アクセシビリティ許可証
 - (d) 認可許可証
- 2 人を欺く意思をもって以下の行為を実行した場合には、その者は違反により有罪とされる。
- (a) 関連文書を偽造、変造し又は行使した場合
 - (b) 関連文書を他者に貸した場合
 - (c) 関連文書を他者が行使するのを認めた場合
 - (d) 関連文書に酷似した文書を作成し又はこれを所持した場合
- 3 第 2 項における違反による有罪者は以下の義務を負う。
- (a) 即決処分により法定限度額を超えない額の罰金を支払うこと
 - (b) 起訴による有罪判決の場合、2 年未満の拘禁若しくは罰金、又はこれらを併科されること
- 4 アクセシビリティ許可証又は認可許可証を入手する目的をもって、故意に虚偽の申請をした者はその違反により有罪とされ、即決処分によって標準率第 4 段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

第6編 全国障害委員会

第50条 全国障害委員会

- 1 本法により、全国障害委員会(以下、「委員会」という)を設置する。
- 2 委員会の義務は、委員会の独自意志で、又は所管大臣からの依頼により、以下について、大臣に助言を行うことである。
 - (a) 障害者及び障害歴のある者に対する差別の撤廃に関する事項
 - (b) 当該差別を減少又は除去するのに役立つ方策
 - (c) 本法又は本法に基づいて定められた規定の執行に関する事項
- 3 所管大臣は、命令により、委員会に追加の機能を附加することができる。
- 4 第3項により与えられた権限は、本法に基づく訴訟の主題となる不服審査申し立ての調査に関して、委員会に何らかの職務を与える権限を含まない。
- 5 本法に基づく義務を履行するために、委員会は特に以下に配慮しなければならない。
 - (a) 委員会が行った勧告を実行することにより生ずる便宜の範囲と性質
 - (b) 当該の勧告を実行するために必要と認められる費用
- 6 委員会が本条に基づいて履行するいずれの職務にあっても、勧告を行う場合、それが当然実行可能である場合には、以下の評価を行わなければならない。
 - (a) その勧告を履行するために必要と認められる費用
 - (b) それを実行することにより生ずる可能性のある財政的給付
- 7 委員会が、ある事項について所管大臣に助言を行おうと発議する場合には、その前に以下のことをしなければならない。
 - (a) 以下のいずれかの団体に諮問すること
 - () 障害者又は障害のあらゆる面に関して助言を行う目的をもち、いずれかの法令により、又は閣僚により設立された団体
 - () その助言が関連する事柄に関する機能をもっている団体
 - (b) 適当と認められる他の者に諮問すること
 - (c) そのような諮問の結果として行われたすべての主張を考慮すること
- 8 委員構成に関する規定を含めて、付則5において委員会に関しての追加規定を定める。
- 9 独自意志による助言を行うために、第2項により委員会に与えられた権限は、以下についての助言を行う権限を含まない。
 - (a) 規定(a)又は(b)の効力により、以下に基づいて定められたすべての規定又は取り決めの実行に関するすべての事項
 - () 1944年及び1958年障害者(雇用)法(1944c.10)(1958c.33)
 - () 1973年雇用・訓練法(1973c.50)
 - () 1978年雇用保護(統合)法(1978c.44)
 - () 1990年企業及び新都市(スコットランド)法(1990c.35)
 - (b) 規定(c)の効力により、第2編又は第53条、第54条、第56条又は第61条に基づいて生ずるすべての事項

- 10 1944 年障害者(雇用)法第 17 条第 1 項 (a) に基づいて設置された全国援助委員会がない場合、又は本法の第 60 条第 1 項に基づいて通例任命されている者がいない場合には、第 9 項は、常にその効力を有しない。

第 51 条 委員会により定められる施行細則

- 1 所管大臣により以下を行うよう依頼された場合、それは委員会の義務である。
- (a) 所管大臣の要請に関連する事柄を取り扱う施行細則の提案を準備すること
 - (b) 細則の再検討及びもしそれが妥当と認められる場合には、修正を提案すること
- 2 所管大臣は、第 52 条の訴訟手続規定に従って、本条のもとで委員会により定められた提案に応じて施行細則を発行することができる。
- 3 細則の規定を遵守すべき者の職務上の怠慢は、そのことのみによりその者を訴訟の対象とするものではない。
- 4 細則は、労働裁判所、地方裁判所又は州裁判所における、本法に基づく訴訟手続のいずれにおいても証拠として認められる。
- 5 細則の規定が、本法に基づく訴訟手続において生ずる問題のいずれかに関係すると、裁判所が認める場合には、その問題を決定するに当たっては、これを考慮に入れなければならない。
- 6 本条及び第 52 条において「細則」とは、本条に基づいて所管大臣により発行される細則を意味し、修正及び再発行された細則を含むものとする。

第 52 条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

- 1 本条において「提案」とは、第 51 条に基づいて委員会によって所管大臣に行われた提案を意味する。
- 2 すべての提案を準備するに当たって、委員会は以下に諮問しなければならない。
- (a) 所管大臣により特定されて委員会に要請が出された者
 - (b) 委員会が妥当と認めるその他の者
- 3 委員会は、提案を行う前にはすべて、その草案を公表し、草案について提出された主張を考慮し、それが妥当と認められる場合には、その主張に基づいて草案を修正しなければならない。
- 4 委員会が提案をする場合には、所管大臣は以下のいずれかを行うことができる。
- (a) それを承認すること
 - (b) 妥当と認められる修正に従ってそれを承認すること
 - (c) その承認を拒否すること
- 5 所管大臣が(修正の有無に関わらず)すべての提案を承認する場合には、提案された細則の草案を準備し、各院にその草案を上程しなければならない。
- 6 もし 40 日以内に、いずれかの院が、その草案を承認しないことを議決した場合には、所管大臣はその提案された細則に関して更に手続を進めてはならない。
- 7 40 日以内にその議決が行われない場合には、所管大臣はその細則を草案の形式のまま発しなければならない。

- 8 当該細則は、所管大臣が命令により指定した日より効力を生ずるものとする。
- 9 第6項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会上程することを妨げるものではない。
- 10 所管大臣がその提案を承認するのを拒否した場合には、その不承認の理由について書面による説明を委員会に提出しなければならない。
- 11 所管大臣は、命令により細則を廃棄することができる。
- 12 本条において「40日間」とは、提案された細則の草案に関して以下を意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より1日後に、他の院に、当該草案が上程された場合には、40日間は、その遅い方の日から起算する。
 - (b) 他の場合にはすべて、40日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。議会が解散若しくは停会している期間、又は両院が4日以上休会している期間は、これを算入しない。

第7編 補則

第53条 所管大臣の定める施行細則

- 1 所管大臣は、以下の見地に立って適当と認められる実際的な指針を含む施行細則を発行することができる。
 - (a) 障害者及び障害歴をもつ者に対する雇用分野における差別を除去すること
 - (b) 障害者及び障害歴をもつ者の雇用に関してのすぐれた実践を奨励すること
- 2 所管大臣は、適宜細則の全部又は一部を再検討し、それを再発行することができる。
- 3 第1項の権限を侵すことなく、細則は以下に関して実際的な指針を含むことができる。
 - (a) 必要となる費用に特に配慮を払いながら、障害者又は障害歴をもつ者のために調整をすることを期待されている者にとって、妥当となるような細目
 - (b) 雇用期間中に、従業員が本法に違反することを防ぐ目的のために、雇用主が講ずることが当然実行可能であるような対策
- 4 細則の規定を遵守すべき者の職務上の怠慢は、そのことのみによりその者を訴訟の対象とするものではない。
- 5 細則は、労働裁判所、地方裁判所又は州裁判所における、本法に基づく訴訟手続のいずれにおいても証拠として認められる。
- 6 細則の規定が、本法に基づく訴訟手続において生ずる問題のいずれかに関係すると、裁判所が認める場合には、その問題を決定するに当たっては、これを考慮に入れなければならない。
- 7 本条及び第54条において「細則」とは、本条に基づいて所管大臣により発行される細則を意味し、修正及び再発行された細則を含むものとする。
- 8 第1項(a)において「雇用分野における差別」には第12条又は第13条に述べられた種類の差別を含む。
- 9 第1項(b)及び第3項における「雇用」には第12条第6項により定義される派遣労働を含むものとする。

第54条 前条に基づいて発せられた細則に関する規定の制定

- 1 第53条に基づく細則の草案を準備するに当たっては、所管大臣は、雇用主の利益を代表する団体、又は就職若しくは求職中の障害者の利益を代表する団体で、適当と認められる団体にこれを諮問しなければならない。
- 2 所管大臣が細則を発行することを提案する場合には、その草案を公表し、草案について提出された意見を考慮し、それが適当と認められる場合には、その意見に基づいて草案を修正しなければならない。
- 3 所管大臣が提案された草案について発行の進めようとして決定した場合は、議会の各院にその草案を上程しなければならない。
- 4 40日以内に、いずれかの院がその草案を承認しないと議決した場合には、所管大臣は、提案された細則に関して更に進めようとするのではない。
- 5 40日以内にその議決が行われない場合には、所管大臣は草案の形式のまま、その細則を発行しなければならない。
- 6 細則は、所管大臣が命令により指定した日より効力を発するものとする。
- 7 第4項は、以前に提案されていた細則の新草案を、議会上程することを妨げるものではない。
- 8 所管大臣は、命令により細則を廃棄することができる。
- 9 本条において「40日間」とは、提案された細則の草案に関して以下を意味する。
 - (a) 一方の院に上程された日より1日後に、他の院に、当該草案が上程された場合には、40日間は、その遅い方の日から起算する。
 - (b) 他の場合にはすべて、40日間は、当該草案が各院に上程された日から起算する。議会在解散若しくは停会している期間、又は両院が4日以上休会している期間は、これを算入しない。

第55条 処分

- 1 第2編又は第3編の目的に照らして、人(A)は以下の場合、他の者(B)を差別したものとなる。
 - (a) Bと同じ状況にある他の者を処遇する場合よりも不利に、Bを取り扱う場合
 - (b) 第2項で述べられる理由によりそのように行動した場合
- 2
 - (a) Bが
 - () 本法に基づいてA又は他の者に対して訴訟を提起し、
 - () 第三者によって提起された当該訴訟手続に関して、証拠又は情報を提供し、
 - () もしそうでなければ、A又は他の者に関して、本法に基づいて何らかの行為を行い、又は
 - () 申し立てがそのように述べているか否かに関わらず、A又は他の者が本法を犯していると申し立てること
 - (b) Aは、Bがこれらのいずれかの行為を実行し若しくは実行しようとしていると信じ、又は疑念を抱いていること

- 3 Bが、障害者又は障害歴をもつ者である場合には、第1項(a)の目的に照らして、すべての他の者の状況とその者との比較において、当該の障害を考慮の対象にしてはならない。
- 4 第1項は、その申し立てが虚偽であり、善意をもって行われたものでない場合には、本人により行われた申し立てであるという理由によっても、その者の処遇に適用されない。

第56条 差別を受けた者の救済

- 1 本条の目的に照らして
 - (a) 第2編のいずれかの規定についての違反によって、当人が差別されたと考える者を「原告」という。
 - (b) 原告が第2編に基づいて不服審査申し立てをしようとして決意し、又は決意した相手方を「被告」という。
- 2 所管大臣は、被告に対して不服審査申し立てを行うか否かを原告が決定すること、そしてそれを進める場合は、当該事案を最も効果的な方法で組み立て、提示するのを援助するという見地から、命令により以下を定めなければならない。
 - (a) 関連する訴訟を行うための理由、又は関連若しくは関連すると認められるその他の事項について、被告に対して原告が質問を行う様式
 - (b) 被告がすべての質問に答えたいと希望する場合におけるその回答様式
- 3 第2項に基づく命令により定められた様式に従って、原告が被告に質問する場合には
 - (a) 質問及び(命令によるか否かに関わらず)被告による回答はすべて、第2編に基づくすべての訴訟手続の証拠として、認められなければならない。
 - (b) 労働裁判所の訴訟手続における以下の場合には、労働裁判所は、被告が第2編の規定に違反しているという推論を含めて、正当で公平と認められるいかなる推論をも引き出すことができる。
 - () 被告が故意に且つ合理的な理由なく、相当の期間内に回答することを怠った場合、又は
 - () 被告の回答が回避的又は多義的である場合、
- 4 所管大臣は命令によって以下を定めることができる。
 - (a) 第3項(a)に基づいて承認されるべき質問が適正に行われるべき期間
 - (b) 質問及び被告によるすべての回答が、適正に行われるべき方法
- 5 本条は、労働裁判所における訴訟手続において、中間判決や予備的事項を定める他の法令又は法規を犯すものではない。またかかる訴訟手続における証拠の認定について定めるすべての法令又は規則に従って、その効力をもつものである。

第57条 違法行為への加担

- 1 本法に基づいて違法とされる行為を他の者が行うのを意図的に援助する者は、本法の目的に照らして、同じ違法行為をする者として取り扱われるべきである。
- 2 第1項の目的に照らして、雇用主又は経営者が第58条に基づきその行為の責任を負

うべき(又は第58条第5項が存在しないとすればその責任を負うべき)従業員又は代理人は、雇用主又は経営者がその行為を行うのを援助したものとみなされなければならない。

- 3 本条の目的に照らして、以下の場合、その者は違法な行為をするよう他者を意図的に援助したとは言えない。
 - (a) 本法のいずれかの規定により、その行為が違法ではない旨の文書を当該他者が作成し、これを信頼して行動し、且つ
 - (b) その文書を信頼することが合理的である場合
- 4 虚偽又は実質的に誤解を与えるような文書を、意図的又は不注意をもって作成した者は、違反のため有罪となる。
- 5 第4項に基づいて有罪である者はいずれも、即決処分により標準率第5段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。

第58条 雇用主等の責任

- 1 雇用関係にある者によって行われたことはすべて、本法の目的に照らして、当該雇用主がこれを知り、又は承認していたか否かに関わらず、当該雇用主によっても行われたものとして取り扱われなければならない。
- 2 ある者が本人の授権のもとにその代理人として行ったことはすべて、本法の目的に照らして、その本人によってもまた、行われたものとして取り扱われなければならない。
- 3 第2項は、その授権が以下のいずれの場合にも適用される。
 - (a) 明示的又は黙示的になされた場合
 - (b) 当該行為の、事前又は事後になされた場合
- 4 第1項及び第2項は、第57条第4項に基づく違反に関しては適用されない。
- 5 従業員によって行われたと申し立てられた行為に関する本法に基づく訴訟手続においては、雇用主は、当該従業員に関し以下について合理的に実行可能な対策を講じたことを証明し、これを抗弁とすることができる。
 - (a) その行為をしないこと
 - (b) 雇用されている期間にその種の行為をしないこと

第59条 国の安全を確保するための行為等

- 1 本法は、以下により行われる行為を違法とするものではない。
 - (a) すべての法令の履行
 - (b) すべての法令に基づいて、閣僚により作成されたすべての文書の履行
 - (c) (本法成立の前後に関わらず)すべての法令の効力により、閣僚によって課されたすべての条件又は要請の履行
- 2 第1項において「法令」とは、本法が成立した日の後に成立又は制定されたものを含む。また「文書」とは、その日以後に作成されたものを含む。
- 3 本法は、国家の安全を守る目的により行われたすべての行為に関しては、これを違法とするものではない。

第8編 雑則

第60条 所管大臣による助言者の任命

- 1 所管大臣は、障害者又は障害歴をもつ者の雇用に関する事項について、助言及び援助を求めるのに適切な者を任命することができる。
- 2 所管大臣は、一般的又は特定の地域若しくは地方において活動する者を、任命することができる。
- 3 所管大臣は、本条に基づいて任命された者に対して、その収入の損失に対する手当て又は補償として、相当と認められる額の金銭を支給することができる。
- 4 本条に基づくすべての支出には、大蔵省の承認を必要とする。
- 5 第1項における「雇用」には、自営業を含むものとする。
- 6 所管大臣は、命令により以下のことを行うことができる。
 - (a) 1944年障害者(雇用)法(1944c.10)第17条及び付則2(全国援助委員会及び地域援助委員会)の効力を停止するための規定を定めること
 - () 全国援助委員会に関する件
 - () 地域援助委員会に関する件
 - (b) 当該条項及び付則を廃止すること
- 7 第6項(b)に基づく命令が効力を発する前は常に、1944年法第17条は、その第1項におけるそれぞれの場合について「障害者」の後に「及び障害歴をもつ者」が挿入され、その条の末尾に以下の文言が追加されるものとして、その効力を有する。
 - 「3 本条の目的に照らして
 - (a) 障害者とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
 - (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」
- 8 第6項(a)(i)又は同項(b)に基づく命令が効力を発する前は常に、1970年慢性疾患及び障害者法第16条(全国援助委員会の機能を拡大する規定)は、それぞれの場合について、「障害者」の後に「及び障害歴をもつ者」が挿入され、その条の末尾に以下の文言が追加されるものとして、その効力を有する。
 - 「2 本条の目的に照らして
 - (a) 障害者とは、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
 - (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」

第61条 1944年障害者(雇用)法の修正

- 1 1944年障害者(雇用)法(1944c.10)第15条(所管大臣に援助付雇用の規定に関する準備を行う権限を与える規定)は、本条第2項から第5項に規定されるように修正される。
- 2 同条第1項において
 - (a) 「無能力(disablement)により社会的不利益者(handicapped)として登録された者」を「障害者」に差し替える。

- (b) 「その無能力」を「その障害」に差し替える。
- (c) 「無能力に該当しない」を「障害をもたない」に差し替える。
- 3 同条第2項において「1つ又はそれ以上の会社はいずれも」から「そのように要請され、禁止された」までの文言は、「いずれの会社、協会又は団体」に差し替える。
- 4 同条第2項の後に以下を挿入する。
 - 「2 A 大臣が、本条に基づく権限を執行して設立できる唯一種の会社は、以下の会社である。
 - (a) その利益又は他の収入を、その目的を推進するために充当することが定款によって求められているもの
 - (b) 定款によって、その社員に配当を支払うことが禁止されているもの」
- 5 同条第5項の後に以下を挿入する。
 - 「5 A 本条の目的に照らして
 - (a) 障害者は、1995年障害者差別禁止法の目的に照らして障害者である者のことである。
 - (b) 「障害」とは、当該法律におけるものと同義とする。」
- 6 同法第16条の規定(同法第15条に基づいて退役軍人男女に与えられる優先権)は、同条第1項となり、その末尾に以下を挿入する。
 - 「及びその障害が軍隊生活に起因する者。
 - 2 本条第1項の目的に照らして、障害者の障害は、別に定められる細目においてのみ、特定の種類の軍隊生活に起因するものとして取り扱われなければならない。」
- 7 1944年法の以下の規定は、その効力を停止する。
 - (a) 第1条(「障害者」の定義)
 - (b) 第6条から第8条(障害者の登録)
 - (c) 第9条から第11条(登録障害者を一定割合で雇用すべき、相当数の従業員を雇用している雇用主の義務)
 - (d) 第12条(無能力により社会的不利をもつ者として登録された者のための指定職制度)
 - (e) 第13条(本法により廃止された規定の解釈)
 - (f) 第14条(雇用主により保有されるべき記録)
 - (g) 第19条(違反に関する訴訟手続)
 - (h) 第21条(雇用の場所及び国籍に関する適用)
- 8 1944年法に関連して「障害者」を定義した下位の法令のすべての規定は、その表現が本法におけるのと同様の意味をもつものとして解釈されなければならない。
- 9 第8項は、下位規則による今後の規定の修正を妨げるものではない。

第62条 公開の制限(労働裁判所)

- 1 本条は、第8条に基づいて行われる不服審査申し立ての訴訟手続において、個人的性質をもつ証拠が、その不服の聴き取りを行う労働裁判所によって、聴き取りを受ける可能性のある場合に適用される。

- 2 労働裁判所の訴訟手続に関する規則を定める所管大臣の権限は、本条が以下に適用される場合の訴訟手続に関する規定を定める権限を含むものとする。
- (a) 原告、又は裁判所の命令裁定による申請によって、(もしそれが早期に取り消されない場合には)当該労働裁判所の決定が公表されるまでは、労働裁判所が、報道制限命令に効力をもたせるようにすることができること
 - (b) 報道制限命令が、すべての他の訴訟手続とともに労働裁判所によって取り扱われている不服審査申し立てに関して出された場合、その命令は、当該労働裁判所が指示する当該他の訴訟手続又はその一部に関してまた、適用されるべきであるという指示を、労働裁判所が出すことを可能にすること
- 3 報道制限命令に違反している関連番組において、何らかの顕名事項が出版され又は含まれている場合には、
- (a) 新聞又は雑誌による出版物の場合には、当該新聞又は雑誌のすべての事業者、編集人及び発行人、
 - (b) 他の形式の出版物の場合にはすべて、その発行人、並びに
 - (c) 関連する番組に含まれる事柄の場合には、以下の者はその違反により有罪とされ、即決処分で標準率第5段階を超えない額の罰金を支払う義務を負う。
 - () その番組を含むサービスの提供に携わるすべての法人、及び
 - () 新聞の編集人の職務に相当する職務を当該番組に関して行うすべての者
- 4 第3項に基づく違反により告発された場合には、その者が違反行為の時点において以下の状態にあったことを証明することにより、これを抗弁とすることができる。
- (a) 当該の出版物又は番組が問題となっており、又は、問題を含んでいることを知らなかったこと、且つ
 - (b) 当該の出版物又は番組が問題となっており、又は、問題を含んでいることについて、疑いをもたず、また疑いをもつ理由もなかったこと
- 5 法人によって行われた第3項に基づく違反が、以下の者の承諾若しくは黙認、又はその義務の懈怠に起因することが証明された場合には、その者は、法人と同様にその違反により有罪とされ、違反に対する訴訟と、それに伴う罰則に対しても責任を負うものとする。
- (a) その法人の取締役、支配人、事務長又はこれと同様の地位にある者
 - (b) そのような権限のもとに行動しようとする者
- 6 その事業が、その職員により管理されている法人については、第5項における「取締役」は、当該法人の社員であることを意味する。
- 7 本条において
- 「個人的性質をもつ証拠」とは、それが公表された場合に、原告に相当の迷惑を与える原因となることが当然予想されるような医療上又は他の一身上の性質をもつ証拠を意味する。
- 「顕名事項」とは、命令において名指しされた原告又は他の者の氏名が公衆に知られてしまうおそれのあるすべての事項を意味する。
- 「公表」とは、その意味を規則により定めるものとする。
- 「関連する番組」とは、1990年放送法(1990c.42)に定める番組サービスに含まれる

番組を意味する。

「報道制限命令」とは、以下の命令を意味する。

- (a) 本条の効力に基づいて定められた規則により与えられる権限の遂行上定められたもの
- (b) 大ブリテン島内において、公衆に利用できる文字出版物又は受信可能な関連番組において顕名事項を出版し又はこれを含む番組を放送することを禁止するもの

「文字出版物」とは、映画、サウンドトラック及び他の永続的保存形態におけるすべての記録を含むが、特定の法的手続に使用されるために準備された起訴状又は他の文書は含まれない。

第 63 条 公開の制限(雇用控訴裁判所)

1 本条は、以下の訴訟手続に適用される。

- (a) 報道制限命令を発するか否かについての労働裁判所の決定に対する控訴
- (b) 労働裁判所が報道制限命令を発した(そしてまだそれが取り消されていない)訴訟手続において、労働裁判所が行った中間判決に対する控訴

2 雇用控訴裁判所の訴訟手続に関する規則を定める大法官の権限は、以下について、本条を適用する手続について規定を定める権限を含むものとする。

- (a) 雇用控訴裁判所が、控訴人、又は裁判所の命令裁定による申請によって、(もしそれが早期に取り消されない場合には)当該裁判所の決定が公表されるまでは、報道制限命令に効力をもたせるようにすることができること
- (b) 報道制限命令が、すべての他の訴訟手続とともに雇用控訴裁判所によって取り扱われている控訴申し立てに関して出された場合、その命令は、雇用控訴裁判所が指示する他の訴訟手続又はその一部に関してもまた、適用されるべきであるという指示を、雇用控訴裁判所が出すことを可能にすること

3 第 62 条第 3 項から第 6 項は、労働裁判所が定めた報道制限命令に関して適用されるのと同様に、雇用控訴裁判所によって定められた報道制限命令に対しても適用される。

4 第 1 項において「報道制限命令」とは、第 62 条の目的に照らして報道制限命令である命令を意味する。

5 第 2 項において「報道制限命令」とは、以下の命令を意味する。

- (a) 本条の効力に基づいて定められた規則により与えられる権限の遂行上定められたもの
- (b) 大ブリテン島内において、公衆に利用できる文字出版物又は受信可能な関連番組において顕名事項を出版し又はこれを含む番組を放送することを禁止するもの

6 本条において

「控訴人」とは、その訴訟手続が雇用控訴裁判所に関係する不服審査の申し立てを行う者を意味する。

「顕名事項」、「文字出版物」及び「関連する番組」とは、第 62 条におけるものと同じ意味をもつ。

「公表」とは、その意味を規則に従って定めるものとする。

第 64 条 刑事法院等への適用

- 1 本法は、私人により行われた行為に適用されるのと同様、以下について適用される。
 - (a) 閣僚若しくは政府部局により行われた行為、又はそれらのものの目的のために行われた行為
 - (b) 刑事法院のために、法定団体又は法定事務所を所有する者により行われた行為
- 2 第 5 項に従って第 2 編は、私人による雇用に適用されるのと同様、以下のサービスに適用される。
 - (a) 法定事務所を所有している者のサービス以外の閣僚又は政府部局の目的のためのサービス
 - (b) 法定事務所を所有している者、又は法定団体の目的にかなう刑事法院のためのサービス
- 3 1947 年法第 2 編から第 4 編の規定は、それらがイングランド及びウェールズにおける刑事訴訟手続に適用されるのと同様に、本法に基づいて、刑事法院に対する訴訟手続にも適用される。但し、同法第 20 条(地方裁判所から高等法院への訴訟手続の移送)には適用されない。
- 4 1947 年法第 5 編の規定は、刑事法院による、又は刑事法院に対する民事訴訟手続として、その編の効力により取り扱われるスコットランドの訴訟手続に適用されるのと同様に、本法に基づく刑事法院に対する訴訟手続に適用される。但し、同法第 44 条但し書き(州裁判所から控訴裁判所への訴訟手続の移送)には適用されない。
- 5 第 2 編は、以下のサービスには適用されない。
 - (a) 国防警察省、英国交通警察、王立公園警察隊、又は連合王国原子力エネルギー当局警察隊の一員としてのサービス
 - (b) 看守としてのサービス
 - (c) 閣僚、又は防災に関する職務をもつ政府部局の目的のために、消防活動にその職務として従事することが要求される者のサービス
- 6 第 2 編は、その職務として消防活動に従事することが要求される消防隊の一員として行うサービスには適用されない。
- 7 それゆえ(疑義を避けるために)第 2 編は、王立海軍、陸軍又は空軍のいずれのサービスにも適用されないことを、ここに宣言する。
- 8 本条において
 - 「1947 年法」とは、1947 年刑事法院訴訟手続法(1947c.44)を意味する。
 - 「英国交通警察」とは、1949 年英国交通治安法(1949c.xxix)第 53 条に基づいて任命され、又は任命される予定の警察官を意味する。
 - 「刑事訴訟手続」とは、1947 年法第 23 条の効力により、刑事法院により、又は刑事法院に対して民事訴訟手続として、同法第 2 編の目的に照らして取り扱われる訴訟手続を意味する。
 - 「消防隊」とは、1947 年消防サービス法(1947c.41)の遂行のために維持されている

消防隊を意味する。

「国防警察省」とは、1987年国防警察省法(1987c.4)第1条に基づいて設立された軍隊を意味する。

「看守」とは、1994年犯罪処罰及び公共秩序法(1994c.33)第127条における監獄の職員である者を意味するが、同法第1編における保護観察官は含まれない。

「王立公園警察隊」とは、1872年公園条例(1872c.15)に基づいて任命された公園の警察官を意味する。

「閣僚又は政府部局の目的のためのサービス」とは、1975年下院議会欠格法(1975c.24)付則2(大臣府)に述べられている期間におけるいずれの職務のサービスも含まない。

「法定団体」とは、法令により、又は法令に基づいて設立された団体を意味する。

「法定事務所」とは、上記と同じく設立された事務所を意味する。

「連合王国原子力エネルギー当局警察隊」とは、連合王国原子力エネルギー当局からの指名によって、1923年特別警察官法(1923c.11)第3条に基づいて任命された特別警察官を意味する。

第65条 議会への適用

- 1 本法は、私人によって行われた行為に適用されるのと同様に、上院又は下院により、又は上院又は下院の目的のために行われた行為にも適用される。
- 2 下院に関する第2編の適用目的に照らして、その院の事務総長(the Corporate Officer)は、1978年雇用保護(統合)法(1978c.44)第139条の目的に照らして、下院職員の関係者である(又はあった)者の雇用主として取り扱われなければならない。
- 3 第4項に規定されるもの以外は、第19条から第21条の適用の目的に照らしてサービスの提供者は以下である。
 - (a) 上院に関しては、上院の事務総長
 - (b) 下院に関しては、下院の事務総長
- 4 当該サービスが、公衆の入場することを認められているウエストミンスター宮殿にあるすべての場所へのアクセス又はその利用である場合には、両院の事務総長が共同してそのサービスの提供者となる。
- 5 議会の法若しくは慣行又はいかなる法令も、第2編に基づく労働裁判所、又は第3編に基づくすべての裁判所において開始されている訴訟手続を妨げるものではない。

第66条 第2編に基づかない政府任命

- 1 第3項に基づく規則に従って、本条は、第2編がその任命について適用されない職務又は地位についての閣僚又は政府部局により行われるすべての任命に適用される。
- 2 その任命を行うに当たって、そして職務又は地位が提供されるべき者を決定するための手配をするに当たって、閣僚又は政府部局は、本法の目的に照らして、自らが雇用主である場合には、第2編に違反するような方法でその行為を行ってはならない。
- 3 別に定める任命について、本条を適用しない旨の規定を定めることができる。

第67条 規則及び命令

- 1 本法に基づいて規則又は命令を定める権限は、法定文書によりこれを行行使するものとする。
- 2 その権限のすべては、それぞれの地域又は地方につき異なった規定を定めることを含めて、それぞれの場合に応じて異なった規定を定めるために行行使することができる。
- 3 その権限には以下の権限を含む。
 - (a) 所管大臣が適当と認める付随的、補足的、必然的又は移行的な規定を定めること
 - (b) すべてのことを取り扱うに当たって、人に自由な裁量を許すこと
- 4 当該命令を含む法廷文書の草案が議会上程され、各院の議決によって承認されるまでは、第50条第3項に基づきいずれの命令も定めることはできない。
- 5 第3条第9項、第52条第8項、第54条第6項又は第70条第3項に基づいて定められるものを除いては、本法に基づいて作成されるすべての法定文書は、議会のいずれかの院の議決に従って失効するものとする。
- 6 第1項は、特定された車両又は特定された者の車両についてのみ適用される第43条に基づく命令について、これを法定文書により定めることを求めるものではなく、その命令が、法定文書により定められる命令と同様に修正又は廃止され得るものであることを求めるものである。
- 7 第34条第4項、第40条第6項又は第46条第5項は、いずれも第2項及び第3項により与えられた権限に影響を及ぼすものではない。

第68条 解釈

1 本法において

「アクセシビリティ許可証」とは、第41条第1項(a)に基づいて発行された許可証を意味する。

「行為」には、故意の不作为を含む。

「認可許可証」とは、第42条第4項に基づいて発行された許可証を意味する。

「便宜」とは、第2編においては、第4条第4項において与えられた意味をもつ。

「調停官」とは、1992年労働組合及び労働関係(統合)法(1992c.52)第211条のもとで指定された者を意味する。

「雇用」とは、すべての定められた規定に従って、サービス若しくは見習い工契約、又は個人的に何らかの仕事をするという契約に基づく雇用を意味し、また関連する文言はそれに従って解釈されるものとする。

「大ブリテン島内の事業所における雇用」とは、第2項から第5項に従って解釈されるべきである。

「法令」には、下位の律法及び地方自治体におけるすべての命令を含む。

「許認可機関」とは、以下を意味する。

(a) 1869年大都市公共乗物法(1869c.115)が適用される地域については、所管大臣又は所管大臣により指定された期間いずれかの職務についている者

(b) イングランド及びウェールズにおける他のすべての地域については、その地域のタクシーの営業許可に責任をもっている当局

「精神的機能障害」とは、1983年精神衛生法(1983c.20)、又は1984年精神衛生(スコットランド)法(1984c.36)に示されたものと同義ではない。但し、機能障害が、これらの法のいずれかの目的に照らして精神的機能障害であるという事実は、それが本法の目的に照らした場合に精神的機能障害であるということを妨げるものではない。

「閣僚」には、大蔵省官僚を含む。

「職域年金制度」とは、1993年年金制度法(1993c.48)におけるものと同義である。

「不動産」には、すべての種類の土地を含む。

「別に定める」とは、規則によって定めることを意味する。

「専門職(profession)」には、すべての職業(vocation)若しくは職業(occupation)を含む。

「サービス提供者」とは、第19条第2項(b)において与えられた意味をもつ。

「公共サービス車両」及び「統制公共サービス車両」とは、第40条において与えられた意味をもつ。

「PSVアクセシビリティ規則」とは、第40条第1項に基づいて定められた規則を意味する。

「鉄道車両」及び「統制鉄道車両」とは、第46条において与えられた意味をもつ。

「鉄道車両アクセシビリティ規則」とは、第46条第1項に基づいて定められた規則を意味する。

「規則」とは、所管大臣により定められた規則を意味する。

「第6条の義務」とは、第6条により又は第6条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「第15条の義務」とは、第15条により又は第15条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「第21条の義務」とは、第21条により又は第21条に基づいて課されたすべての義務を意味する。

「下位の律法」とは、1978年解釈法(1978c.30)第21条におけるのと同義である。

「タクシー」及び「統制タクシー」とは、第32条において与えられた意味をもつ。

「タクシー・アクセシビリティ規則」とは、第32条第1項に基づいて定められた規則を意味する。

「職種」には、いかなる仕事も含む。

「職種団体」とは、第13条において与えられた意味をもつ。

「車両検査官」とは、1988年道路交通法(1988c.52)第66A条に基づいて任命された検査官を意味する。

- 2 従業員が全面的に又は主として大ブリテン島外で仕事をする場合には、その雇用は、たとえその者がその雇用主の事業所においてその仕事の一部を行っていたとしても、大ブリテン島内の事業所で働いているものとしてこれを取り扱うことはない。
- 3 別に定められた場合を除いては、船舶、航空機又はホバークラフト上における雇用は、大ブリテン島内にある事業所における雇用ではないと認めるべきである。
- 4 別に定められた種類又は細目における雇用は、大ブリテン島内にある事業所における雇用ではないと認めるべきである。

- 5 仕事が、ある事業所において行われていない場合、それは、以下において行われているものとして取り扱われなければならない。
- (a) その仕事が行われた事業所
 - (b) いずれの事業所においても仕事が行われなかった場合には、その仕事が最も密接な関係をもっている事業所

第 69 条 財政措置

- 1 以下については、議会により規定された金額が支払われるべきである。
- (a) 本法に基づいて閣僚が支出するすべての費用
 - (b) 他の法令に基づいて、又はその効力により規定される金額の総和において、本法に起因すると認められる増加分

第 70 条 略称、開始、範囲等

- 1 本法は、1995 年障害者差別禁止法として言及される。
- 2 (第 4 項、第 5 項及び第 7 項を除いては)、本条は、本法成立の時に効力を発する。
- 3 本法の他の規定は、命令により所管大臣が指定した日において効力を発するものとし、それぞれの目的に応じて異なった日が指定される。
- 4 付則 6 は、必要な修正を行う。
- 5 付則 7 に規定された法の廃止は、有効でなければならない。
- 6 本法は北アイルランドにも適用されるが、北アイルランドへの適用においては、付則 8 に述べられるように、本法は、その付則により修正されるところに従って効力を発する。
- 7 1975 年下院欠格法(1975c.24)付則 1 の第 2 部、及び 1975 年北アイルランド議会欠格法(1975c.25)(欠格とされた所属員をもつ団体)において、それぞれの場合に、適切な場所に以下を挿入する。
- 「全国障害委員会」
 - 「北アイルランド障害委員会」
- 8 本法の規定により所管大臣が行うべき諮問は、その規定が効力を発する前に、所管大臣により行われるものとする。

5. 機能が満足でない人のための扶助とサービス法（スウェーデン）

（1）目次

序論 規則 第1条～第4条
活動の目標と一般指示 第5条及び第6条
援助を得る権利 第7条及び第8条
特別扶助と特別サービスの援助 第9条～第13条
コミューンの特別任務 第14条及び第15条
ランドスティングとコミューンの責任についての共同規則 第16条及び第17条
手数料等 第18条～第21条
委員会 第22条
単独の活動 第23条及び第24条
許可等 第25条及び第26条
上告 第27条
実刑 第28条
職業上の秘密 第29条

（2）機能が満足でない人のための扶助とサービス法条文

（序論 規則）

第1条 本法は次の人たちに対する特別扶助と特別サービスについての規則を述べている。

- （1） 知的障害者、自閉症患者、または自閉症と同様な状態の人。
- （2） 成年期に外部からの事故、または身体的疾病により脳に障害を受け、恒久的な知能機能低下を負った人。
- （3） 普通の状態ではなく、多くの扶助またはサービスがないと、一般的な生活を送ることが極めて困難な重度心身障害を持っている人。

第2条 第17条により他の同意する点がない場合は、ランドスティングは第9条第1項

（1）により責任を持って業務を実行する。

2 第17条により他の同意する点がない場合は、コミューンは第9条第1項（2）～（10）により責任を持って業務を実行する。

第3条 本法により、ランドスティングについての細則は、ランドスティングに属さないコミューン（例えばマルメ、イエーテボリ、ゴトランド）にも適用される。

第4条 本法は、他の法律に定められている個人の権利を何ら制限するものではない。

（活動の目標と一般指示）

第5条 本法による活動の目的は、第1条に該当する人々に対する、生活条件の平等化と社会参加の奨励である。目標は障害者個人が、可能なかぎり一般の人々と同じ生活をす

ることにある。

第6条 本法に基づく諸活動は、他の関連社会団体、及び関係官庁と協力して実行する。

この活動は、個人の自己決定権と自己尊重を大前提に実施され、その個人には、扶助とサービスに対して影響を及ぼしたり、決定することが許される。ただし関係官庁と協力して決定することであり、決して勝手に関係官庁が決めることではない。

2 質のよい扶助、サービス、ケアを提供するため、特定の職員を確保する。

(援助を得る権利)

第7条 日常生活に援助が必要な、第1条に該当する人が、現在の援助に満足できない場合にかぎり、第9条第1項(1)～(9)により、特別の扶助とサービスの形で援助を受ける権利が与えられる。第1条(1)に該当する人においても事情が同じであれば第9条第1項(10)の権利も与えられる。

2 援助は個人に良好な生活条件を保証し、永続的かつ個人的ニーズに適応したものでなければならない。また必要な人が容易に入手しやすく、その人たちの自立生活をより推進するものでなければならない。

第8条 本法による援助は本人が希望する場合にかぎり与えられる。本人が15歳未満、あるいは自分自身で希望する能力に欠ける場合は、養護権者・後見人・保護者が本人に代わって希望をだすことができる。

(特別扶助と特別サービスの援助)

第9条

- (1) 心身障害者に助言と個人的援助
- (2) パーソナルアシスタント(専属介護者)制度
- (3) 付き添い(同伴)サービス制度
- (4) コンタクトパーソン(友人)制度
- (5) 家族介護交代サービス制度
- (6) ショートステイ制度
- (7) 12歳以上の就学児の短期養護
- (8) 障害児及び若年障害者の家庭ホームと特殊住宅
- (9) 成人障害者のための特殊住宅
- (10)(a) 労働就業年齢でありながら、仕事がないあるいは職業教育を受けていない障害者の日常活動について
- (b) 65歳以上になると専属介護者を利用できなくなる。
- (c) (5)～(8)と(10)及び成人障害者特殊住宅の項には、それぞれケアも含まれている。障害児と若年障害者の特殊住宅には、自由時間アクティビティと文化活動が含まれている。

第10条 本法による援助が許可された場合は、本人の個人プランの計画、決定に参加する

ことができる。個人プランにはコミュニティまたランドスティング以外の他の機関、企業を加えることができる。プランは最低1年1回以上再検討される。

2 コミュニティとランドスティングは相互にプランを通知しあう。

第11条 高齢、病気、長期にわたる習慣性薬物乱用、及びその他の同じような理由によりコミュニティからの9条1項(2)による経済的援助を、自分自身で責任を持って受けられない場合、コミュニティは他の人に専属介護人補償金を支払うことができる。

第12条 コミュニティは、9条1項(2)により障害者や後見人、保護者あるいは養護権者が不当な情報を申告したり、不当な経済的援助や不正な金額の支給を受けた場合、コミュニティはその経済的援助を返還させることができる。

第13条 政府または政府が決定した機関は、個人の生命、安全、生あるいは健康保護について、細則9条(6)～(10)についての活動を通知することを決定する。

(コミュニティの特別任務)

第14条 コミュニティは、10条により決定されたプランの実施について、関係機関と調整しなければならない。

第15条 コミュニティの仕事

- (1) 継続的な本法適用者の把握と扶助とサービスの種類の整理充実。
- (2) 第1条による本法該当者が十分に援助を受けられるように努力する。
- (3) 本法の活動目標とその方法を通知する。
- (4) 本法該当者が、仕事または学業につけるよう協力する。
- (5) 本法該当者が、一般的なレクリエーションや文化活動に参加しやすいよう、努力する。
- (6) 本法該当者が、保護人・管理後見人・特別代理人を必要とする場合、あるいはもう必要としなくなった場合は、保護局に申請する。
- (7) 重度心身障害者のために、障害者組織と協力し活動する。

(ランドスティングとコミュニティの責任についての共同規則)

第16条 各コミュニティは、そのコミュニティ内に住んでいる人について、本法に基づく責任を持たねばならない。

2 あるコミュニティ内に第1条に該当する人が住む計画がある場合、そのコミュニティは第9条による援助の権利について、本法に基づいて検討された事前通知をする。コミュニティは個人が入居できる状態ならば、直ちに計画をたて援助を準備しなければならない。事前通知による援助は援助を与えられる日から6ヶ月間有効である。

3 コミュニティは、本法該当者の一時的滞在により、援助の必要性が生じた場合、直ちに必要な扶助と援助を与えなければならない。

4 本条におけるコミュニティをランドスティングと読み替えることにより、ランドスティ

ングについても同じ責任を有するものとする。

第17条 コミューン及びランドスティングは、本法による援助を他の団体などに、契約により委託することができる。ただし責任の所在は変わらない。

2 コミューンとランドスティングは、本法による業務の一部の責任を、相互に委任することができる。業務と責任の委任については本法細則に定めるところによる。

3 第2項による協議がコミューンとランドスティングにおいて成立した場合、経済的補助などについて一括して受取人に渡すことができる。このような委任がランドスティング内の全部のコミューンに及んだ場合、各コミューンはお互いに経済的補助をする。(ストックホルムのランドスティングには24のコミューンがある)

(手数料等)

第18条 社会保険事務所の決定を受けると、アシスタンス補助金法(1993年法律38号)による専属介護人費用の補助がある。

第19条 コミューンは、早期年金・老齢年金またはその他の同様な一定額の収入のある者から、規則に基づいて住宅・レクリエーション活動及び文化活動等の手数料を徴収することができる。ただし徴収する手数料は、コミューンの必要実費を超えてはならない。また個人が、個人的ニーズのための費用を残せるよう、十分見届けなければならない。

第20条 本法により18歳未満の者が、自宅以外でケアを受ける場合、その親は妥当な費用をコミューンに支払う義務がある。そしてコミューンはそれを養育費として受領することができる。

第21条 第18条～第20条以外の場合は、本法により援助のための手数料、補助金は支払わなくてよい。

(委員会)

第22条 コミューンまたはランドスティングの上部組織は、議会の定める1つあるいは複数の委員会からなる。

(単独の活動)

第23条 個人は県行政庁の許可なく、第9条第1項(6)～(10)の事業を、職業的に経営してはならない。事業許可は県行政庁に申請する。県行政庁は許可した事業を検査する権限を有する。

2 個人の事業は、第22条に定める委員会の監視下におかれる。委員会はこれらの事業を検査する権限を有している。

第24条 第23条の許可を得た個人経営の事業について、県行政庁は業務改善勧告をすることができる。またその勧告を守らない場合は、許可を取り消すことができる。

(許可等)

第25条 本法により保健福祉庁は中心的な監督責任を持ち、事業活動を監視、支援及び評価しつつ、本法の発展を推進する。

第26条 県行政庁は事業活動を監視しつつ、必要な点検をすることができる。

- (1) 活動に関して一般的な情報や助言を与えることができる。
- (2) コミュニンの活動に関して勧告をすることができる。
- (3) コミュニン、ランドステイングその他の社会団体間の調整をする。

(上告)

第27条 第22条による委員会または県行政庁の次の決定について、行政地方裁判所に上告することができる。

- (1) 9条による個人の援助について。
- (2) 11条による支払い。
- (3) 12条による返還金。
- (4) 16条2項による援助の権利に関する事前通知。
- (5) 23条による個人の事業に関する許可。
- (6) 24条による命令または許可の取り消し。

第27条 各項目の決定は、決定と同時に実行される。そして上告があっても判定があるまで有効である。行政地方裁判所、行政高等裁判所の決定は、判定がおりてから有効となる。

(実刑)

第28条 故意または不注意により、第23条第1項の規定に違反した場合、罰金刑に処する。

(職業上の秘密)

第29条 本法による援助を、職業的に過去または現在、個人事業として経営した者は、他人の個人的な状況について口外してはならない。

視覚障害その他の理由で活字のままではこの本を利用できない方のために、営利を目的とする場合を除き、「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等を作成することを認めます。その際は、下記までご連絡下さい。

障害者職業総合センター企画部企画調整室

電話 043-297-9067

FAX 043-297-9057

なお、視覚障害者の方等でこの本のテキストファイルをご希望される時も、ご連絡下さい。

資料シリーズ 24

諸外国における障害者雇用対策

編集・発行 日本障害者雇用促進協会
障害者職業総合センター
〒261-0014
千葉県美浜区若葉3-1-3
電話 043-297-9067
FAX 043-297-9057

発行日 2001年 8月
印刷・製本 株式会社 ワーナー



NIVR

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

ISSN 0918 – 4570